

長野市監査委員告示 第2号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 風間 孝三 氏から、別紙のとおり平成25年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年2月25日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	小林 義 直
同	小林 治 晴

平成 25 年度

長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ

「財産管理の事務の執行について」

平成 25 年度長野市包括外部監査人

外部監査人 税理士 風間孝三

補 助 者 税理士 鈴木秀一

補 助 者 税理士 新木淳彦

補 助 者 税理士 渡邊典昭

目 次

I 包括外部監査の概要	8
1. 外部監査の種類	8
2. 選定した特定の事件（テーマ）	8
3. 特定の事件（テーマ）として選定した理由.....	8
4. 外部監査対象期間.....	8
5. 外部監査の実施期間	8
6. 監査の着眼点	8
7. 主な監査手続・手法	9
8. 外部監査人及び補助者.....	10
9. 利害関係	10
10. その他	10
II 公有財産の資産評価	11
1. 資産評価について.....	11
（1）はじめに.....	11
①企業とディスクロージャー.....	11
②地方公共団体とディスクロージャー	11
（2）地方公会計制度の整備.....	12
①財務書類整備の目的.....	12
②財務書類整備の効果（現金主義による会計の補完）	13
③財務書類の活用の視点.....	15
④公会計と企業会計	16
（3）財務書類4表	19
①財務書類の種類.....	19
②長野市の財務書類作成方法.....	22
③平成24年度長野市財務書類	24
（4）財務書類の作成モデル.....	28
①公会計モデル一覧	28
②総務省方式改訂モデルの特徴.....	30
（5）売却可能資産	31
①長野市の『公共施設白書』	31
②財務書類上の表示	34
③固定資産評価について（売却可能資産の定義）	34
（6）普通財産と行政財産の区分.....	37

①公有財産の範囲と分類.....	37
②地方自治法.....	40
(7) 行政改革推進法.....	44
①国の取組み.....	44
②国と地方の協働.....	44
(8) 売却可能資産に関する個別検討.....	46
①長野駅東西自由通路.....	46
②もんぜんぷら座.....	50
(9) 監査の結果等.....	60
<長野駅東西自由通路>.....	60
①実施した監査手続.....	60
②実施した監査の結果等.....	60
<もんぜんぷら座>.....	61
①実施した監査手続.....	61
②実施した監査の結果等.....	61
2. 減価償却について.....	62
(1) 企業会計の減価償却.....	62
①固定資産.....	62
②減価償却.....	63
③取得価額.....	65
④残存価額.....	67
⑤耐用年数.....	67
⑥減価償却の方法.....	75
⑦資本的支出と修繕費.....	76
⑧リース会計.....	76
⑨減損会計.....	77
⑩資産除却債務.....	77
(2) 従来の自治体会計と新地方公会計について.....	77
①従来の自治体会計の概要.....	77
②従来の自治体会計の問題点.....	79
③新地方公会計制度における減価償却の内容.....	80
④財務書類の活用について.....	81
(3) 減価償却に関わる固定資産台帳の整備.....	93
①固定資産台帳の必要性.....	93
②固定資産台帳整備の効果.....	94
③基準モデルにおける減価償却の取り扱い.....	94

④総務省方式改訂モデルにおける減価償却の取り扱い	97
(4) 監査の結果等	98
①実施した監査手続	98
②実施した監査の結果等	98
Ⅲ 未収金等	100
1. 自治体の有する債権	100
(1) 債権	100
(2) 債権の種類	100
(3) 債権管理の流れと時効期間	100
①債権管理の流れ	100
②時効期間	101
③時効の援用の可否と時効利益の放棄の可否	101
④時効の中断	101
(4) 債権区分に応じた管理フロー図	102
①強制徴収公債権の場合	102
②非強制徴収公債権・私債権の場合	103
(5) 市の債権一覧表	104
(6) 債権管理監査視点	104
2. 租税債権	105
(1) 概要	105
(2) 監査の結果等	113
①実施した監査手続	129
②実施した監査の結果等	129
3. 保育所保育料	153
(1) 概要	153
(2) 監査の結果等	156
①実施した監査手続	171
②実施した監査の結果等	171
4. 改良住宅使用料	174
(1) 概要	174
(2) 監査の結果等	175
①実施した監査手続	183
②実施した監査の結果等	183
5. 市営住宅及び駐車場使用料	184
(1) 概要	184
(2) 監査の結果等	189

①実施した監査手続	195
②実施した監査の結果等	195
6. し尿処理手数料	199
(1) 概要	199
(2) 監査の結果等	202
①実施した監査手続	207
②実施した監査の結果等	207
7. 住宅新築資金等貸付金	209
(1) 概要	209
(2) 監査の結果等	210
①実施した監査手続	215
②実施した監査の結果等	215
8. 南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料	217
(1) 概要	217
(2) 監査の結果等	218
①実施した監査手続	221
②実施した監査の結果等	221
9. 空き店舗活用事業補助金	223
(1) 概要	223
(2) 監査の結果等	224
①実施した監査手続	227
②実施した監査の結果等	227
10. 廃棄物撤去委託費	229
(1) 概要	229
(2) 監査の結果等	230
①実施した監査手続	236
②実施した監査の結果等	236
11. 生活保護法に基づく返還金	237
(1) 生活保護費について	237
①申請保護の原則	237
②保護の補足性	237
③世帯単位の原則	237
④生活保護の種類	237
(2) 生活保護法に基づく返還金	237
①資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還	238
②不正受給の費用徴収	238

③扶養義務者からの費用の徴収した監査手続	239
④長野市の返還金・徴収金等のフローチャート	240
(3) 監査の結果等	241
①実施した監査手続	244
②実施した監査の結果等	244
1 2. 児童手当返還金	246
(1) 概要	246
(2) 監査の結果等	247
①実施した監査手続	250
②実施した監査の結果等	250
1 3. 児童扶養手当返還金	252
(1) 概要	252
①児童扶養手当返還金について	252
②制度の趣旨	252
③根拠法令等	252
④未収金が発生する状況	253
⑤資格喪失の理由	254
(2) 監査の結果等	255
①実施した監査手続	258
②実施した監査の結果等	258
1 4. 母子寡婦福祉資金貸付金	260
(1) 概要	260
①はじめに	260
②制度について	261
③貸付手続	263
④償還手続	263
⑤回収手続	264
⑥一時償還及び違約金	267
(2) 監査の結果等	268
①実施した監査手続	271
②実施した監査の結果等	271
1 5. 学校給食費（旧豊野町学校給食）	273
(1) 概要	273
(2) 監査の結果等	275
①実施した監査手続	278
②実施した監査の結果等	278

16. 国民健康保険料	280
(1) 概要	280
①被保険者数の推移	280
②保険料の賦課	280
③保険料の平均額及び最高、最低年額	281
④保険料の納付状況	282
⑤収納率について	283
⑥滞納処分の状況	285
(2) 監査の結果等	286
①実施した監査手続き	290
②実施した監査の結果等	290
17. 後期高齢者医療保険料	291
(1) 概要	291
①後期高齢者医療制度	291
②長野市の後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針	291
③収納率	292
(2) 監査の結果等	294
①実施した監査手続き	297
②実施した監査の結果等	297
18. 介護保険料	299
(1) 概要	299
①第1号被保険者(65歳以上)の状況	299
②保険料減免の状況	299
③収納率等の状況	299
④収納事務に関する事務フローと給付制限に関する事務フロー	301
(2) 監査の結果等	303
①実施した監査手続	306
②実施した監査の結果等	306
19. 長野市民病院診療費	307
(1) 概要	307
①目的	307
②事業	307
(2) 監査の結果等	309
①実施した監査手続	312
②実施した監査の結果等	312
20. 水道料金	315

(1) 概要	315
(2) 監査の結果等	322
①実施した監査手続	325
②実施した監査の結果等	325
2 1. 下水道使用料	328
(1) 概要	328
(2) 監査の結果等	330
①実施した監査手続	333
②実施した監査の結果等	333
2 2. 長野市収納向上対策協議会	334
(1) 協議会の設置目的	334
(2) 協議会の構成メンバー（平成 25 年度）	334
(3) 協議会で検討される内容	334
①徴収体制の整備	334
②未収金を発生させない制度の確立	334
(4) 設置日	335
(5) 協議会の事務局	335
(6) 活動の状況	335
(7) 実施した監査手続	335
(8) 実施した監査の結果等	335
2 3. 総括	337
(1) 債権の回収のための環境整備	337
①債権管理条例等の整備	337
②債権管理マニュアルの整備	337
③市長専決の整備	338
(2) 滞納者情報共有についての整備	338
(3) 連帯保証人への請求について	339
(4) 延滞金管理の整備	339
(5) 全市的な収納組織の整備	339
(6) 債権回収業務の民間委託	340
※参考法令等	341

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する特定の事件として、以下を選定した。

「財産管理の事務の執行について」

3. 特定の事件（テーマ）として選定した理由

近年、地方公共団体の地方公会計において、総務省から新たな会計基準モデルが示された。新会計基準では、固定資産台帳の整備と民間企業並みの複式簿記を自治体に要請しており、会計基準は発生主義及び複式簿記に基づくものとなる。

現在、地方公共団体の現場では、新地方公会計の導入が進んでいる最中にある。そこで、上記した事件（テーマ）の中でも「公有財産の資産評価」と「未収金等について」に重点を置き、それらの現状が法令に準拠し、公平性が確保され、また効率的に執行されているかについての検証を行っていく。

自治体における新たな会計基準と公有財産等の現況を監査することは、今後の地方行財政運営のためにも大きな意義があると判断し、当該事件を監査テーマとして選定した。

4. 外部監査対象期間

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）。

ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 19 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

6. 監査の着眼点

※地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

※地方自治法第 2 条第 15 項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

・包括外部監査人は、上記の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、意を用いなければならないと定めている。これは包括外部監査が、経済性（Economy）と効率性（Efficiency）、さらに有効性（Effectiveness）の見地から、評価判定を行うべきことを求められているといえよう。そこで、長野市においても、今回の特定の事件（テーマ）について、事務の執行が適正に処理されているか、問題点の把握、検討を行う。

財務書類の作成にあたっては、決算統計データの入力のほか、売却可能資産、長期延滞債権、未収金、退職手当引当金、損失補償等引当金など決算統計データ*には含まれない数値を反映させる必要がある。そこで、特に「売却可能資産」、「減価償却」、「未収金等」について着眼し、問題点の把握と検討を行った。

*決算統計データ・・・「地方財政状況調査（決算統計）の数値」。決算統計は「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」（昭和 28 年）に基づいて、毎年度各自治体で作成される会計資料である。決算統計が対象とする会計は、普通会計（各自治体における一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算処理した会計）と公営事業会計であり、その結果は総務省に報告される。

7. 主な監査手続・手法

（1）関係書類の閲覧

- ①「公有財産の資産評価」の中でも「売却可能資産」と「減価償却」等に関係、関連のある担当部署より、関係書類や資料の提供を受け、検証し問題点を把握する。
- ②「未収金等」に関係、関連のある担当部署より、関係書類や資料の提供を受け、検証し問題点を把握する。

（2）関係者への質問（ヒアリング）

担当部署に対して質問、確認を行う。

（3）現場往査

必要と判断される財産については往査し、現状を把握する。

8. 外部監査人及び補助者

外部監査人	税理士	風間	孝三
補助者	税理士	鈴木	秀一
補助者	税理士	新木	淳彦
補助者	税理士	渡邊	典昭

9. 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

本報告書における金額、数値の表示については各項目における端数処理の関係上、合計欄の値が一致していない場合がある。

Ⅱ 公有財産の資産評価

1. 資産評価について

(1) はじめに

①企業とディスクロージャー

ディスクロージャーとは「情報開示」の総称であり、資本市場におけるディスクロージャーは、制度上のディスクロージャーと、任意のディスクロージャーに大別される。企業がディスクロージャーをする目的は、投資家の判断のために自社の経営状態についての情報を公開・提供することにある。

制度上のディスクロージャーは、証券取引法に定められた情報開示など、法律及び規則による規制があり、その内容や時期が強制されている。具体的な内容としては、毎年の有価証券報告書の開示、決算短信発表、会社への影響の大きい出来事のプレスリリースなどがある。関連法規としては、証券取引法、証券取引所規則、商法などが主なものとなる。また、その特徴としては、情報の公開と提供が強制される制度であり、投資家保護を目的としている点にある。

任意のディスクロージャーは、一般に IR (Investors Relations) といわれるものを指し、企業が投資家に対して PR をするような情報開示も含んでいる。公正な情報提供であれば基本的に規制はなく、企業がその方法や内容を決定することができる。具体的な内容としては、決算発表説明会やアナリスト説明会、月次データの開示、HP 上での情報提供などが挙げられる。その特徴は、投資家への PR を目的とした、企業の任意の取組みである点にある。また、ディスクロージャーには情報管理や人員に必要な費用に加えて、開示した情報による他企業との競争上の不利益や、誤った情報提供による訴訟リスクといったデメリットも存在している。

②地方公共団体とディスクロージャー

地方公共団体の財政状況についての情報を整理し、会計の原則に沿って作成したものが、各地方公共団体が作成している財務書類である。その公表・説明は、市町村などから住民へ向けて行うディスクロージャーだといえる。地方公共団体の貸借対照表などを含んだ「財務書類 4 表」の整備については、総務省通知（平成 18 年）によって、全国の地方公共団体へ要請されるとともに、新地方公会計制度実務研究会（平成 19 年）においても、早急な整備と公開の要望が示された。

地方公共団体の財政状況を表す財務書類は行財政運営上、非常に多くの情報

を備えた重要な書類である。このような財務書類は、議会や住民に公表することが求められており、住民の意思を代表する議会や、一般市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を高めることを目的として作成されている。

企業はディスクロージャーによって、投資家の信頼を得ることを可能とし、投資対象としての魅力を表すことができる。すなわち、積極的に情報にコミットをしながら、開示された情報を整理活用する対象が多数存在している。しかしながら、地方公共団体においては、投資家のように自らの営利を目的とした投資対象は存在しない。そのため、住民が地方公共団体の財務書類等に積極的にコミットし、その情報を整理活用するという行為は現状において限定的であるといえよう。また、財務書類は専門的な会計知識をもたない一般市民にはわかりにくいものであり、作成された書類を単に公表しただけでは、議会及び住民に対しての十分な説明責任を果たすことは難しい。

そこで、まずは地方公会計制度の整備が必要な背景を整理し、公会計と企業会計という 2 つの会計制度についての比較を行うことにより、新たな会計基準を用いた財務書類を作成する事の意義と必要性を明らかにする。続いて、長野市が作成した財務書類 4 表の中から、疑問に思われる箇所に着目し、その問題点についての監査を実施していく。

（2）地方公会計制度の整備

①財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）の中で、「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である。」とされており、具体的な目的として、1.資産・債務管理、2.費用管理、3.財務情報のわかりやすい開示、4.政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、5.地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられている。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することが可能である。すなわち、3.財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、1.資産・債務管理、2.費用管理、4.政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、5.地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえる。

したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点であると言える。

ア 説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しているが、財務書類を作成・公表することによって、財政状態の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができる。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものである。

イ 財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められている。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができる。

前記した内容を簡潔にまとめると以下のようなになる。

●財務書類整備の目的

説明責任の履行財務情報のわかりやすい開示

財政の効率化・適正化内部管理の強化（資産・債務管理、費用管理、政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、地方議会における予算・決算審議での利用等）

②財務書類整備の効果（現金主義による会計の補完）

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法第 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされている（同法第 96 条、第 233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっている。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうが、ここでの収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいう事とされている（財政法第 2 条を参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、全ての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて、経

理をおこなっている。

現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられる。

ア 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としている。そのため、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定する。その際、減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められる。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものであるが、ここで留意すべき点は、企業の場合には、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民への生活福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することが難しいことにある。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において、経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した純資産の減少をもたらす（税収等でまかなうべき）純経常費用（純経常行政コスト）を算出することにあるといえる。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠であるが、行政コスト計算書を作成することによって、経常費用（経常行政コスト）あるいは、純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することが出来るようになり、これを住民に対して開示するとともに、職員のコストに対する意識改革につなげることも可能になる。

イ 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されているが、地方公共団体の資産全体から見た場合には、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）に関しては不十分といえる（現行の決算制度においても「財産に関する調書」（地方自治法施行令第166条）が添付されるが、これによって財産の適正な評価額までは明らかにされない）。

その点、貸借対照表を作成すれば、公正価値による資産評価が行われることになるため、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産について、その評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覽的に把握することが可能となる。これらは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行う上で有用な情報といえよう。なお、資産及び負債の状況を把握するためには、複式簿記に基づく貸借対照表の作成が不可欠となる。

ウ 連結ベースでの財務状況の把握

普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調整される（地方自治法第 209 条）。また、地方公営企業法適用企業については、別途決算が調整されることになる（地方公営企業法第 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調整されている。これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を統合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストおよび資金収支の状況等、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能になる。

③財務書類の活用の視点

地方公共団体における財務書類の活用については、以下の二つに区分される。

ア 分析とわかりやすい公表

財務書類の活用は、財務書類の分析が出発点となるが、分析を行うにあたっては、財務書類の主たる利用者である住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を的確に示していくことが重要となる。すなわち、住民は企業会計の利害関係者（利用者）に比して、会計的知見を十分に有しているとは限らないことから、財務書類の公表に際しては、必要な説明や分析を加えて、わかりやすく公表することが望ましい。これは、住民に対する説明責任の履行という観点からも求められるものである。

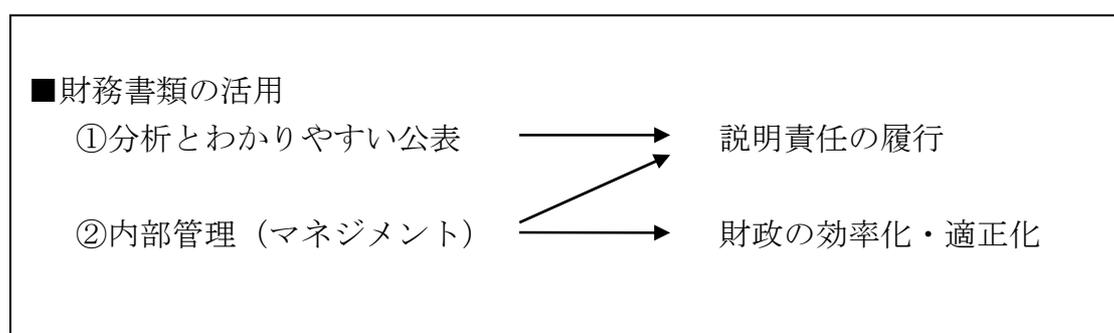
イ 内部管理（マネジメント）への活用

財務書類は公表にとどまらず、地方公共団体の内部管理（マネジメント）のツールとして活用していくことが重要となる。

財務書類の分析から得られる情報は、外部へのわかりやすい公表に活用するのみならず、地方公共団体の財政運営上の目標設定・方向性の検討に活用することができる。くわえて、行政評価との連携や施策の見直し、資産管理や職員の意識改革等、行財政改革のツールとして活用することも可能である。

地方公共団体においては、これらを通じて財務書類を内部管理（マネジメント）に積極的に活用することによって、財政の効率化および適正化を図っていくことが期待される。

また、財務書類は財政運営上の政策形成（意思決定）等を行ううえでの、基礎情報を提供するものといえるが、このような情報を住民に対して開示することにより、政策形成のプロセスに関する説明責任を果たすことにもつながる。



すなわち、財政の効率化と適正化を図り、住民への説明責任の履行を行うために、地方公共団体における会計制度の整備が重要となるのである。その際、従来の公会計制度による「現金主義」「単式簿記」を用いた形式から、「発生主義」「複式簿記」を採用した、新たな地方公会計制度への転換が急務となる。

④公会計と企業会計

国や地方公共団体の財務書類作成にあたっては、公会計が用いられているが、一般企業では企業会計という会計の原則によって、財務書類が作られている。そこで、以下では公会計と企業会計の主な違いや、それぞれの会計制度の目的について説明をしている。

若林健太著では、

「1 公会計とは

ここでは、公会計の仕組みについて理解してもらいたいと思います。会計は会社の地味な経理マンだけがわかっている特殊な分野から、経営者がマネジメントに使う情報ツールとして大きく変貌しています。まずは、会計の基礎として企業会計についての最近の動きを見てみたいと思います。それから、国や地方自治体の運営システムである財政制度と企業会計を見比べます。それらの違いを理解したうえで、これからの公会計制度の在り方について現状を見据えな

から考えて見たいと思います。

(1)日本の会計制度

① あらためて企業会計とは（発生主義と複式簿記）

これから、説明する公会計をよりよく理解してもらうために、まずは簡単に企業会計について説明しておきたいと思います。企業会計は、営利企業である株式会社等が使う会計です。株式会社であれば、トヨタやソニーなどの大企業から町の小企業まで同じ会計処理のルールによって会計処理が行われます。会計処理の基本は、発生主義でかつ複式簿記により会計処理がされることです。

発生主義は現金主義と対比して使用される考え方で、単に現金が実際に動いたことを記録するのではなく、現金が動く要因が発生した時点から会計の記録として帳簿に記載することを意味します。会計は、古くは、大航海時代に貿易船に投資した投資家の損益を図るものとして生まれ、資本主義の発展に合わせて改良が加えられてきました。初期の企業会計では、現金主義と呼ばれる現金の入りと出を台帳等に記入するシンプルな方法でした。この方法では、掛けで商品を売買した場合には、商品の販売時点では現金は入ってこないのになんら記録されず、やがて掛け売りの代金が入金された時点で記帳されます。これでは、企業の活動を正確に把握できません。そのため、やがて、現金の動く要因が発生したときに記帳する発生主義へ移行していきました。発生主義による会計では、企業が将来に現金が動くであろう取引を行った場合にも帳簿に記帳します。掛けで商品を売買した場合には、商品を売った時点で記帳し、また、掛け売りの代金が回収された時点で記帳します。一つの取引で売買時点と入金時点の2回記入しますので、現金主義に比べると手間は増えますが、正確に企業の状態を記録することができます。

複式簿記は単式簿記と対比される会計帳簿への記載方法のことです。会計帳簿へ記載すべき要因が起こった場合に、必ずその要因についての原因と結果の両面について記載を行う方法です。掛けで商品を買った場合には、掛けによる負債（買掛金）の増加と購入した商品である資産（棚卸資産＝在庫商品）の増加が記録されます。単式簿記の場合には、負債の増加のみが記帳されます。複式簿記の場合には、必ず一取引が二つの勘定（買掛金や棚卸資産等の項目）に記帳されますので、年間を通じて勘定を集計すればそれらの勘定の合計額は一致しますので、記帳漏れや記入ミスを容易に見つけることができ、正確性の高い記帳方法です。以上のように、企業会計は、発生主義で複式簿記により会計処理が行われますので、細やかで正確性の高い信頼できる会計情報を提供することができるのです。

② 企業会計で作成する決算書

次に企業会計で作成する財務報告書の様式を見てみましょう。企業は1年間に1回年間の経営活動を取りまとめる決算を行います。そこで作成される財務報告資料が決算書です。決算書は財務諸表とも呼ばれ、決算時点での会社の財政状態を示す「貸借対照表」、決算期間（通常は1年間）の経営成績を示す「損益計算書」、そして獲得した利益の処分内容を示す「未処分利益計算書」が財務の基本3表と呼ばれる財務諸表です。これらの財務諸表のほかに、「損益計算書」や「貸借対照表」では表示されない現金の動きに着目して年間に現金の動きをその要因別にまとめた「キャッシュ・フロー計算書」を作成する場合があります。また、これらの財務諸表は、対象範囲により個別財務諸表と連結財務諸表に区別されます。個別財務諸表はある単独の企業のみを対象とした財務諸表ですが、連結財務諸表は親会社に子会社や関係会社を含めた企業グループ全体の経営成績や財政状態を表すものです。トヨタや新日鉄等の大企業になると、多数の子会社を抱えて経済活動を行っていますので、個別財務諸表より連結財務諸表のほうが企業の実態を端的に表しています。これらの財務諸表の様式も、より企業活動の実態を表すように変化しています。「貸借対照表」「損益計算書」「未処分利益計算書」が基本3表ですが、国際会計基準（IAS/IFRS）で求められているのは、「財務状態計算書」「包括利益計算書」「株主持分変動計算書」「キャッシュ・フロー計算書」とされており、日本でもこれらの財務諸表へ統一が進んでいます。

③ 企業会計と公会計

ここまで説明した企業会計は、株式会社などの営利企業の経営成績や財務情報を記録し表示するものでしたが、公会計は、国や地方自治体の会計的な業務活動を記録し、国や地方自治体の財務報告を取り扱うものです。企業は営利活動を目的とした法人ですので、企業会計の測定のポイントは一定期間の損益の正確な測定にあります。公会計は、期間損益を計算することが目的ではありません。国や地方自治体の財務報告は、国民から負託された財産や徴収された税金等の「資源」の使用状況についてのアカウンタビリティー（説明責任）を満たすことが重要であり、以下の情報を提供することが求められています。このような情報提供の要求を満たした財務報告書を作成することが公会計の目的であると言えます。

- ア 資源が予算に準拠して獲得され、かつ、使用されていることを示す
- イ 資源が法律及び契約に準拠して獲得され、かつ、使用されていることを示す
- ウ 財務資源の源泉、配分及び使用に関する情報を提供すること

- エ 国や地方自治体がどのような資金調達等の財務活動を行い、その現金需要を満たしているかに関する情報を提供すること
- オ 国や地方自治体の資金調達等の財務活動についての能力を評価するに役立つ情報を提供すること
- カ 財政状態及びその変化に関する情報を提供すること
- キ サービスコスト、効率性、達成の程度等の業績を評価するうえで役立つ総合的な情報を提供すること」

『国会議員が解説する公会計マネジメント入門』若林健太著 より

公会計と企業会計の目的の違いについては、次章の減価償却に関する記述においても触れることとするが、上記にて引用したように、会計数値を用いた財務報告を作成するための目的に対する違いがあるので、単純に企業会計の会計基準を公会計の基準に全て移行するという措置をとることは難しい。しかしながら、一般の市民へ向けたわかりやすい財務情報の開示や、地方公共団体の有している資産や債務などのストック状況を整備することによって、将来へ向けての財政運営のさらなる健全化を実現させるためには、民間で磨かれた企業会計の基準を、適切な形で公会計へ導入していくことが重要となってくる。この点にこそ、地方公会計制度の整備を迅速に実現させることの大きな意義があるといえよう。

(3) 財務書類 4 表

①財務書類の種類

地方公共団体が作成する財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表から構成されており、各諸表から読み取れる主な情報は次のものとなる。

ア 貸借対照表 (B/S)

貸借対照表は、会計年度末(基準日)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか(資産保有状況)、その資産がどのような財源によって賄われているのか(財源調達状況)について、対象表示した財務書類である。貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産といったストックの残高)を明らかにするものである。

「資産」は、将来の資金流入をもたらすもの、将来の行政サービス提供能力を有するものに整理される。「負債」は、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から、将来的に資金流出をもたらすものであり、地方公共団体におい

ては地方債がその主なものとなっている。「純資産」は、資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金等、将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額等が計上される。

企業会計では、原則として貸借対照表の科目を流動性の高い順に配列している（流動性配列法）。基準モデルにおいては、この配列を採用しているが、総務省方式改訂モデルでは、固定的な科目から順に配列をしている（固定性配列法）。これは、地方公共団体においては、長期的な資産保有形態である固定資産の割合が高く、その財源調達についても長期的な負債である地方債の比重が高いことも重視したものであるといえる。

◆貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類である。

イ 行政コスト計算書（P/L）

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料等の収益（経常的な収益）を対比させた財務書類である。

行政コスト計算書における費用と収益の差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））が明らかにされる。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえるが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対し、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用と上述の収益を対比して「純経常費用（純経常行政コスト）」を算出する点で異なっている。

このことは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、新地方公会計モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上していることと関係している。これは、損益計算書の収益として計上される売上高は、企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は対価性なく住民から徴収される財源であり、行政コスト計算書が対象とする経常的な行政活動のほかに、インフラ資産などの資産形成等にも用いられることを予定した財源であることによる。

「性質別行政コスト計算書」では、資産形成に結びつかない経常的な行政活動を行うに当たって、人件費や物件費、補助金といったどのような性質の経費が用いられたか、またそのような行政活動の対価として使用料や手数料などの

受益者負担がどの程度あったのかを把握することが可能となる。さらに、改訂モデルでは「目的別行政コスト計算書」が作成されるが、これにより、経常行政コストと経常収益を、生活インフラ・国土保全・教育・福祉といった行政目的別に把握することができる。

◆行政コスト計算書は、一会計期間における、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常経費（純経常行政コスト）を表す財務書類である。

ウ 純資産変動計算書（NWM）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類である。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されること等を通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかとなる。

純資産総額は、基準モデルでは「財源」「資産形成充当財源」「その他の純資産」に分類され、改訂モデルでは「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」に分類されるが、これは、純資産がどのような資産形成に用いられているかを明らかにするものである。

純資産変動計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえるが、株主資本等変動計算書では、資本取引に関連する「資本金」「資本剰余金」と、損益取引に関連する「利益剰余金」を区分し、新株の発行などの資本取引は「資本金」「資本剰余金」の変動要因とし、損益計算書上の損益取引から生じた当期純利益やその一部の株主への配当は「利益剰余金」の変動要因として計上するなど、資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なっている。

◆純資産変動計算書は、一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類である。

エ 資金収支計算書（C/F）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類である。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書

とも呼ばれる。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされるが、資金収支計算書では、基準モデルにおいて「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」。改訂モデルにおいては「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされているのが特徴となる。この点、企業会計のキャッシュ・フロー計算書では、「営業活動」「投資活動」「財務活動」という三つの活動に区分される。

「経常的収支」が対象とする「支出」は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用を、現金主義によって捉え直したものとなり、「収入」は、地方税、地方交付等の経常的な収入を計上している。地方公共団体は、資産形成を伴わない経常的な行政活動のほか、施設の建設や、道路、橋梁などインフラ資産の形成等も行っていないかなくてはならない為、経常的収支は黒字に保たれるのが通常である。

経常的収支以外の二つの区分の仕方は、基準モデルと改訂モデルで異なっている。基準モデルでは、固定資産形成や長期金融資産形成といった資本形成活動に関する「資本的収支」と公債費の償還・発行といった負債の管理に関する「財務的収支」に区分することにより、「経常的収支」と「資本的収支」の合算により基礎的財政収支（プライマリーバランス）を明らかにしている。改訂モデルでは、自団体・他団体等を併せた公共資産整備に関する「公共資産整備収支」と、投資及び出資金、貸付金や基金積立などに関する「投資・財務的収支」に区分し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報は資金収支計算書に注記されることになる。

◆資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類である。

②長野市の財務書類作成方法

長野市では、国の示す統一書式である「総務省方式改訂モデル」によって財務書類 4 表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成しており、市の財務状況を表している。また、普通会計及び全ての公営事業会計、市の関与の下で市と密接な関連がある業務を行っている団体・法人などの会計を連結した、「連結財務書類」も併せて作成している。

以下では、長野市の財務書類作成方法についての説明及び連結範囲について記載している。

※普通会計は、一般会計に3つの特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・授産施設特別会計）を加えたものである。

ア 長野市財務書類の作成方法について

- a 財務書類の作成様式は、「総務省方式改訂モデル」を用いている。
- b 財務書類に計上する数値は、「地方財政状況調査（決算統計）」の数値を主に使用している。
- c 貸借対照表の売却可能資産については、時価評価を行い、その価額を計上している。
- d 売却可能資産の範囲は、普通財産及び用途廃止を予定している行政財産としている。
- e 全ての資産の再評価価額（時価評価）の計上等、総務省の手引きに沿い、段階的に整備することとしている。

イ 連結財務書類の作成方法について

- a 連結の対象範囲は、長野市及び長野市が共同して事務処理を行っている一部事務組合、広域連合、土地開発公社、出資比率が50パーセント以上、又は長野市が役員を派遣しているなど、実質的に主導的な立場をしている第三セクターとしている。
- b 一部組合及び広域連合については、各団体の財務書類を持分比率（負担割合に応じて合算する「比例連結」、その他の団体については、全部を合算する「全部連結」により、連結財務書類を作成している。
- c 連結にあたり、各団体の法定決算書類を基礎として、総務省方式改訂モデルの基準に合わせるため、科目や数値の読替・修正、また出資、貸付、繰出などの内部取引の相殺消去、出納整理期間の収支にかかる未収金、未払金の調整などの「統計処理」を行っている。
- d 資産の時価評価、売却可能資産の区分表示、退職・貸倒等引当金、回収不能見込額などの見積もり計上など、手引きに従い、段階的に整備することとしている。

ウ 連結財務書類の連結範囲について

- a 長野市普通会計
（一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、授産施設事業特別会計）
- b 長野市公営事業会計：11会計
（産業団地事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、戸

隠観光施設事業会計、飯綱高原スキー場事業特別会計、鬼無里大岡観光施設特別会計、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計（事業勘定・直診勘定）、介護保険特別会計（保険事業・サービス事業）

- c 長野市の関連団体：15 会計（対象は一部事務組合や出資比率 50%以上の第三セクター等）
長野広域連合、長野県後期高齢者医療広域連合、長野県地方税滞納整理機構、千曲衛生施設組合、須高行政事務組合、北信保険衛生施設組合、長水部分林組合、長野市土地開発公社、(社)長野市開発公社、(財)長野市体育協会、(財)長野市保険医療公社、(財)ながの観光コンベンションビューロー、(株)エムウェーブ、(財)長野市勤労者共済会、(社)長野市農業公社

長野市では、上記した計 27 会計を連結し、連結財務書類を作成している。

③平成 24 年度長野市財務書類

次項からは長野市の財務書類について、貸借対照表を「普通会計」「長野市全体」「長野市全体＋関連団体」の順で記載をしている。なお、財務書類は平成 24 年度版（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）となっている。

貸借対照表〔地方公共団体（長野市）全体〕

（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

借		貸	
方		方	
	資産の部		負債の部
1	公共資産		1
(1)	有形固定資産		(1)
	①生活インフラ・国土保全	477,029,783	①普通会計地方債
	②教育	199,263,066	②公営事業地方債
	③福祉	15,479,551	
	④環境衛生	351,130,778	地方債計
	⑤産業振興	49,085,872	(2) 長期未払金
	⑥消防	8,739,445	(3) 引当金
	⑦総務	26,105,471	(うち退職手当等引当金)
	⑧収益事業	28,984	(うちその他の引当金)
	⑨その他	31	(4) その他
	有形固定資産計	1,126,862,981	固定負債合計
(2)	無形固定資産	1,681,497	
(3)	売却可能資産	21,111,796	2
	公共資産合計	1,149,656,274	(1) 流動負債
2	投資等		(1) 翌年度償還予定地方債
(1)	投資及び出資金	14,246,371	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金を含む）
(2)	貸付金	511,535	(3) 未払金
(3)	基金等	17,818,655	(4) 翌年度支払予定退職手当
(4)	長期延滞債権	3,235,510	(5) 賞与引当金
(5)	その他	3,060,723	(6) その他
(6)	回収不能見込額	△ 731,410	流動負債合計
	投資等計	38,141,384	負債合計
3	流動資産		純資産の部
(1)	資金	43,544,607	
(2)	未収金	6,074,751	純資産合計
(3)	販売用不動産	1,264,270	
(4)	その他	51,501	
(5)	回収不能見込額	0	
	流動資産合計	5,093,529	
4	繰延勘定	318,360	
	資産合計	1,239,051,147	負債・純資産合計
			1,239,051,147

連結貸借対照表〔長野市全体＋関連団体〕

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

借		貸	
資産の部		負債の部	
1	公共資産		
(1)	有形固定資産		
	①生活インフラ・国土保全	483,296,299	
	②教育	199,265,190	114,724,810
	③福祉	18,283,506	151,050,940
	④環境衛生	353,317,821	
	⑤産業振興	49,085,872	
	⑥消防	8,739,445	
	⑦総務	26,114,683	
	⑧収益事業	294,352	
	⑨その他	54	
	有形固定資産計	1,138,397,222	918,046
(2)	無形固定資産	1,683,324	113,560
(3)	売却可能資産	21,227,089	0
	公共資産合計	1,161,307,635	1,031,606
2	投資等		
(1)	投資及び出資金	13,271,947	2,912,651
(2)	貸付金	665,975	27,007,584
(3)	基金等	21,933,674	25,695,339
(4)	長期延滞債権	3,235,510	1,312,245
(5)	その他	4,000,286	358,075
(6)	回収不能見込額	△ 731,410	
	投資等計	42,375,982	297,085,666
3	流動資産		
(1)	資金	50,385,392	
(2)	未収金	6,159,442	
(3)	販売用不動産	1,855,676	
(4)	その他	277,265	
(5)	回収不能見込額	△ 212	
	流動資産合計	58,677,563	44,069,830
4	繰延勘定		
		318,360	341,155,496
			921,524,044
	資産合計	1,262,679,540	負債合計
			負債・純資産合計
			1,262,679,540

(4) 財務書類の作成モデル

① 公会計モデル一覧

平成 21 年度より地方公共団体は、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類 4 表を、国の主導によって作成公表することとなったが（各町村や人口 3 万人未満の都市は平成 23 年度から）、全国に存在する地方公共団体は、人口規模や財政状態をはじめ、それぞれに置かれる状況が異なっており、財務書類の作成にあたっては各公共団体が、どのような方法で書類の作成を行っていくのか、自身で選択することとなった。

前述したように、それまでの地方公共団体が主に採用していた会計基準は、「現金主義」「単式簿記」を用いたものであり、市などが有している資産や負債の状況についての正確な把握ができず、人件費や光熱費といった費用の内訳等についても分かり辛かった。そこで、資産及び負債の状態が正確に把握できるよう、また、費用対効果が明確となるよう、地方公会計に企業会計の手法を導入するという公会計改革が進められてきた。

新たな財務書類の作成方法については、東京都をはじめとして、全国でも幾つかの地方公共団体において、独自に公会計制度の改革に取り組んでいたが、多くの地方公共団体は、総務省の示した「総務省方式改訂モデル」を採用する運びとなった。そこで、次頁には全国の地方公共団体にて採用されている、主だった財務書類の作成方式を一覧としてまとめている。

なお、長野市の採用した会計モデルは、総務省が示した「総務省方式改訂モデル」となっている。

公会計モデルの対比表(総表)

個別的事項	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都モデル	大阪府モデル	国(省庁別財務書類の作成基準)																										
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書 財務書類に関連する事項についての附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書 有形固定資産及び構築物固定資産附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 キャッシュ・フロー計算書 純資産変動計算書 純資産変動分析表を始めとする附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 行政コスト計算書 キャッシュ・フロー計算書 純資産変動計算書 純資産変動分析表を始めとする附属明細表 注記 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 業務費用計算書 資産、負債差額増減計算書 区分別収支計算書 注記 附属明細書 																										
様式簿記(日々記帳)	歳入歳出データから複式仕訳の会計処理を発生する都度又は年度末に一括して行い、財務書類を作成	決算統計データを活用し、年度末に一括して仕訳を行い、財務書類を作成	官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に様式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成	官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に様式簿記・発生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表を作成	官庁会計システム(ADAMS II)に、官庁会計に係る入力項目に加え、仕訳区分を日々入力しない仕訳減価償却費等は台帳等により財務書類作成時に決算整理																										
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	段階的整備を認定 →売却可能資産、土地を優先	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	官庁会計システム(ADAMS II)とは連動していないが、法令に基づき国固有財産台帳、物品管理簿等を整備																										
有形固定資産の評価基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原則として公正価値評価を採用</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>種類</td> <td>評価基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業用資産</td> <td>土地</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インフラ資産</td> <td>橋樑・トンネル等</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>道路(トンネル)等</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取得時評価(原則)は再評価を行わない</td> <td>土地(宅地)</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取得時評価(原則)は再評価を行わない</td> <td>取得時評価(原則)は再評価を行わない</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>取得時評価(原則)は再評価を行わない</td> <td>取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない</td> </tr> </tbody> </table> <p>*年度末の取崩は、原則として取得時評価である</p>	原則として公正価値評価を採用		評価基準	項目	種類	評価基準	事業用資産	土地	取得時評価 →原則毎年再評価	建物等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	インフラ資産	橋樑・トンネル等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	道路(トンネル)等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	取得時評価(原則)は再評価を行わない	土地(宅地)	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	建物等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない	取得価額(決算統計の積上げ)での評価を認めつつ、段階的に固定資産台帳の整備を行い、即ち公正価値評価(価額)に準拠した売却可能資産については、売却可能価額(時価)で評価し、開始時貸借対照表に計上	取得価額(決算統計の積上げ)での評価を認めつつ、段階的に固定資産台帳の整備を行い、即ち公正価値評価(価額)に準拠した売却可能資産については、売却可能価額(時価)で評価し、開始時貸借対照表に計上	取得価額(決算統計の積上げ)での評価を認めつつ、段階的に固定資産台帳の整備を行い、即ち公正価値評価(価額)に準拠した売却可能資産については、売却可能価額(時価)で評価し、開始時貸借対照表に計上	<ul style="list-style-type: none"> 国有財産(公共用財産を除く) 国有財産台帳(※)に基づく公正価値評価(土地は原則として相続路線価を基にした調整額、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ※国有財産法施行令第23条の規定に基づき、原則として毎年度評価(台帳価額の改定)を実施 <ul style="list-style-type: none"> 取得原価(用地費や事業費等の累積、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) 公共用財産 物品 取得価額(減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)
原則として公正価値評価を採用		評価基準																													
項目	種類	評価基準																													
事業用資産	土地	取得時評価 →原則毎年再評価																													
	建物等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
インフラ資産	橋樑・トンネル等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
	道路(トンネル)等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
取得時評価(原則)は再評価を行わない	土地(宅地)	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
	建物等	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
	取得時評価(原則)は再評価を行わない	取得時評価 →原則毎年再評価 →取得時評価は行わない																													
税収の取扱	「所有者からの振出」に該当することにより、純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「一般財源」の項目に計上	税収と個別の行政サービスの間には、直接的な対価性はないものの、行政サービスの提供に要した経費に対する財源であるという観点から、行政コスト計算書の収入として計上	行政コスト計算書の収入として計上	資産、負債差額増減計算書において財源として計上																										
補助金収入の取扱	「資本的」移転収入と「経常的」移転収入の厳密な区別が困難であることに鑑み、一括して純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「補助金等受入」の項目に計上	固定資産を取得するための補助金…貸借対照表の正味財産に直入し、正味財産変動計算書にその変動状況を表示 それ以外の補助金…行政コスト計算書に計上	建設事業の財源として充当するものも含め、行政コスト計算書の収入として計上																											
減価償却の取扱	事業用資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本減耗として純資産変動計算書に計上	行政コスト計算書に計上	行政コスト計算書に計上なお、インフラ資産のうち、道路については取替法(更新会計)を採用	定額法により月を単位に算定し、行政コスト計算書の費用に計上	業務費用計算書に計上																										

②総務省方式改訂モデルの特徴

長野市も含め、数多くの地方公共団体に採用されている「総務省方式改訂モデル」は、将来的には複式簿記の導入を目指しつつ、当面は決算統計という既存の集計データに基づいて、容易に財務諸表を作成できることに特徴がある。これは、いわば「簡便方式」とも言うべきものであり、基本的には、従来の決算統計を組み替えて作成していた、バランスシートや行政コスト計算書と同じ作り方となる。このため、作成は簡単だが、伝票を起こした時点で複式簿記の作成に必要な情報入力を行わないため、支出の増減と資産の増減の関係性を追跡すると言った作業については、完全にはできない。

また、他のモデルとの主たる違いは、税収の取り扱いや資産台帳の整備にある。「東京都方式」では、資産を取得原価で計上し、税収を収入として行政コスト計算書に計上しているのに対して、「総務省方式改訂モデル」は資産を原則、時価で評価し、税収は資本（出資）とみて純資産変動計算書に計上している。すなわち、「東京都方式」は、税収を「収入（＝売上）」という概念で整理している。これに対して、「総務省方式改訂モデル」では、公共団体の税収は「売上」というよりも、住民からの公共団体への持分の増減というべきものであるという考え方に立っている。

税収を住民からの収入とみるのか、出資とみるかについては、税収に対する地方公共団体の考え方の違いとなる。資産台帳に関する詳細は次節にて述べるが、台帳の整備については、貸借対照表作成時に台帳を整備し、その後継続的に更新を行っていく東京都の方式と、売却可能資産及び土地を優先し、台帳を段階的に整備することを目的とした総務省改訂モデルの方式とで、資産台帳整備の扱いが異なっている。新たな公会計の導入に際しては、予め台帳について整備されたものを用いるのか、それとも可能な限り早期に着手し、段階的にその整備を行っていくかの差異はあるが、ともにその目的は、ストック情報やコスト情報についての、正確な数値を把握することにある。すなわち、地方公共団体の間で各種情報の比較と共有を可能にし、将来的に無駄な資産や費用を減らすことで、地方公共団体の債務を減少させていくことが重要となるのである。

「総務省改訂モデル」を採用している地方公共団体も、現在は資産台帳の整備を進めている最中にあり、将来的には他のモデルと同様に取り扱うことが可能となるよう、資産台帳整備を早急かつ着実に実施していく必要がある。

そこで、次節では長野市が有する公共施設の現状について、考察を行っていく。

(5) 売却可能資産

①長野市の『公共施設白書』

長野市では、平成 25 年 10 月に、市が保有している公共施設の現状と課題の公表及び情報収集を目的として、公共施設の建物、利用状況、維持管理コスト、将来の回収・更新費用などをまとめた『長野市公共施設白書』を作成した。

その対象となっている施設は、小・中学校、公民館、保育所、体育館、市営住宅等の 815 施設、2082 棟である。これらの施設全体の延床面積は約 154 万平方メートルになり、市民一人当たりでは 4.0 平方メートルとなる。そこでまずは、市が有している公共施設には、将来に向けてどのような課題があるのかを公共施設白書を参考にし、その概況をまとめてみる。

ア 公共施設が抱えている問題

長野市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、急激な人口の増加、市民生活の向上などに対応するため、小・中学校、市営住宅、公民館など多くの施設を整備してきた。

さらに平成 10 年に開催された、冬季オリンピックに伴うエムウェーブ、ビッグハットなどの大規模な施設の建設や、旧 6 町村との 2 度の合併等により、さまざまな公共施設を保有することになっていく。

現在、これらの施設のうち、建築から 30 年以上が経過した建物の延床面積は、施設全体の 44% となっており、半数近くを占めている。施設の老朽化とともに、その修繕や維持管理費などは、今後ますます増加していくと予想される。また、これらの施設の中には人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化に伴って、建築当時の設置目的が徐々に薄れ、利用が低下しているものも存在している。

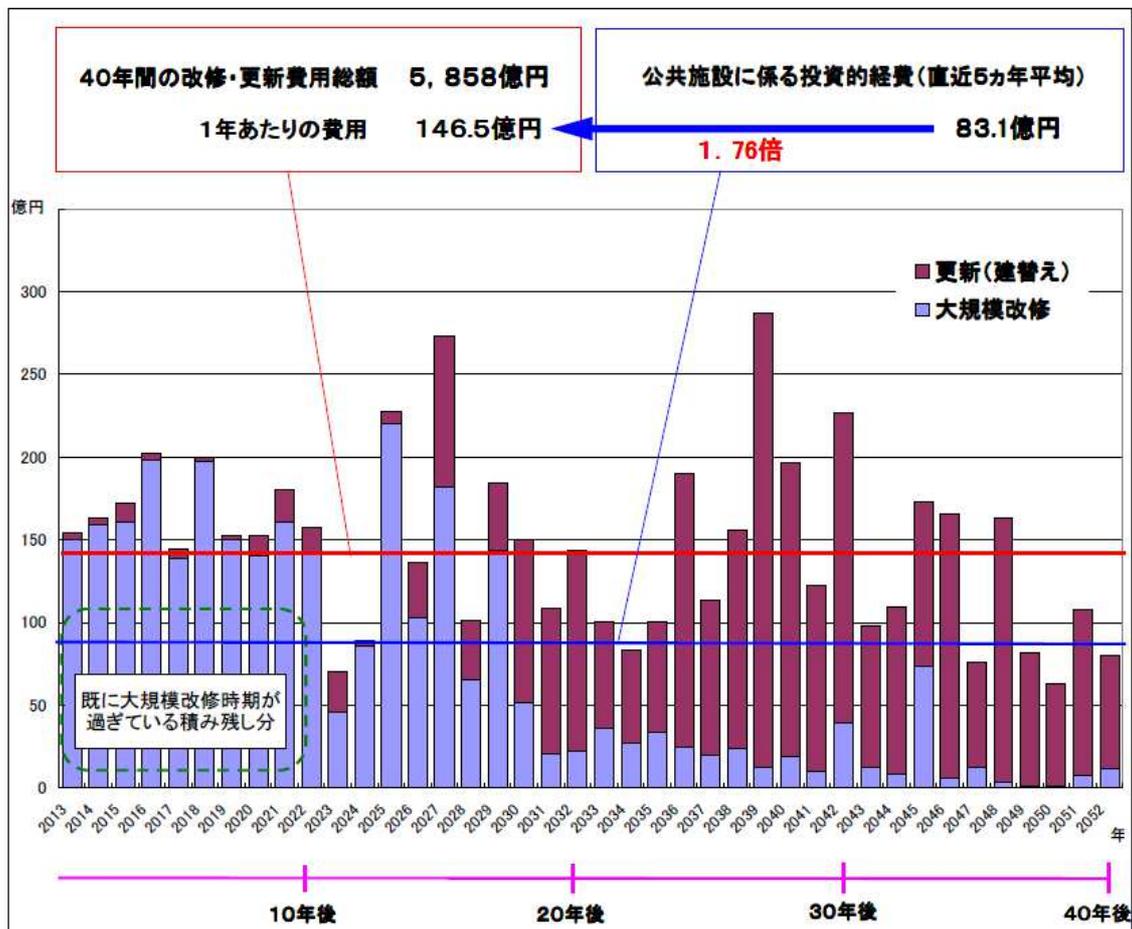
今後は社会情勢の変化に対応し、将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくためにも、公共施設の在り方を今一度検討し、その「量」と「質」についての見直しを実施することが、大きな課題となっている。

イ 施設の維持管理及び修繕費

長野市の『公共施設白書』では、公共施設の建物については、今ある施設をそのまま維持することを前提として、今後 40 年間の改修・更新費用を試算している。その結果、総額で約 5,858 億円が必要という試算となり、この先 40 年間で平均すると 1 年当たりでは約 146 億 5 千万円となる（図表参照）。

これは、過去 5 年間の公共施設に係る投資的経費の実績である、1 年当たり 83 億 1 千億円という額と比べても、約 1.8 倍の予算が必要な計算となる。

長野市の施設改修・更新費用試算（今後 40 年間）



『長野市公共施設白書』より

さらに試算では、今後 40 年間に道路・橋りょう・上下水道管などのインフラ更新に必要な費用は 4,872 億円となり、先の公共施設の大規模改修・更新費用と合わせると、約 1 兆 730 億円が見込まれる。これは現状の投資的経費の規模を大きく上回る規模である。

また、推計期間当初は、既に大規模改修の時期を過ぎた積み残し分により大規模改修費の占める割合が大きくなっているが、2030 年(平成 42 年)以降は、一挙に更新(建替え)費用が増加することとなる。今後は、長野市においても社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共施設を維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、極めて難しいと考えられる。

つまり、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくためには、現況を踏まえ、公共施設全体の最適化を実現しなくてはならない。そのためには、社会・経済情勢や地域特性を考慮した「施設の再配置(施設の量と質の見直し)」に向けた検討を進めることが必要となる。

ウ 長野市の公共施設見直しの基本的考え方

a 公共施設の「量」の見直し（公共施設の再編・再配置）

- i 公共施設サービスの適正化
- ii 施設の複合化、多機能化
- iii 適正な利用者エリアの設定による施設の再配置

個々の施設について「将来にわたり真に必要な施設サービスであるか」を検討し、施設の複合化、多機能化などにより、効率的な施設総量の縮小を図る必要がある。

b 公共施設の「質」の見直し（公共施設の長寿命化）

- i 施設の長寿命化と計画的な保全整備
- ii 施設の維持管理の効率化
- iii 民間活力の導入

継続して保有する公共施設の安全性を確保しながら、できるだけ長く使用していくため、施設の予防保全などの整備を計画的に行う必要がある。

作成された『長野市公共施設白書』について、市は「本白書の作成・公表は、将来の公共施設の在り方を検討するための第 1 ステップと位置付けている」としている。その後続くステップとして、将来に必要な施設運営などについての検討と、全庁的な公共施設マネジメント指針の策定を予定している。さらに、公共施設の再配置計画や長寿命化計画の策定を検討しており、段階を経た公共施設見直しへ向けた姿勢を示している。

ここまで見てきたように、長野市の有する公共施設は 2,000 棟を超えており、その維持管理にかかる費用についても、現行の予算規模を大きく上回ると試算されている。また、市の財政状況は、人口減少や少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少などの要因によって、市税等の自主財源の減少に加え、扶助費などの義務的経費の増大が予想されており、投資的経費に充当する財源の確保は、より一層厳しさを増すと想定されている。

これらの状況から考察すると、市が有する資産情報の正確な把握を行っただけで、将来へ向けて長期的な視点からの計画的施設運営を実行することが重要となってくるのである。

②財務書類上の表示

新地方公会計制度において、長野市の有する固定資産が、財務書類上で如何に表示されているのかについて、長野市管財課からの説明を受け、その概要及び分類を記したものが以下である。

ア 固定資産評価の概要

- a 総務省方式改訂モデルを採用し、財務書類4表を作成している。
- b 現在は売却可能資産のみ、時価で評価を実施している。
- c 有形固定資産については、決算統計を活用して算出している。

イ 固定資産の分類

分類	説明
売却可能資産	普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産
有形固定資産	上記を除く行政財産

③固定資産評価について（売却可能資産の定義）

上記と同様に、新地方公会計制度における固定資産評価について、その評価方法等を記したものが以下である。

ア 売却可能資産の評価について

- a 平成24年度（平成23年度末決算）から、新システムを使用して、売却可能資産の評価を実施した。
- b 評価にあたっては、売却可能資産に含まれる全ての土地・建物について、前年の評価まで使用していた旧システムのデータを精査し、修正・補足を行い、評価を実施した。
- c 「普通財産及び用途廃止を予定している行政財産＝売却可能資産」は全て評価済み。
- d 土地の評価方法は、下記のとおり。
- e GIS（地理情報システム）や資料により現地の状況を確認し、固定資産税路線価の評価単価の区分を入力し、評価額を算出している。

資産と計算式	備考
土地（宅地） 【評価単価】 × 【面積】 ÷ 0.7	宅地の評価単価「固定資産税路線価」又は「状況類似価格」を用いるが、時価額に近い地価公示額に換算するためさらに0.7で割る
土地（宅地以外） 【評価単価】 × 【面積】	宅地以外の評価単価は、地目別の「全市平均価格」を用いる。

f 建物の評価方法は下記のとおり

g 用途、構造、取得価額、建築日付、取得日付をシステムに入力し、再調達価額及び耐用年数、評価額を算出している。なお、資料が存在しないため取得価額が不明の2棟は、火災保険金額を再調達価額として評価額を算出した。

再調達価額 (取得金額×建築費指数 or 火災保険金額)	—	減価償却累計額	=	評価額
---------------------------------	---	---------	---	-----

イ 評価結果

年度	評価対象	対象数	評価額(千円)	補足説明
H19年度末	売却可能資産 (土地のみ)	22筆	218,978	売却収入が予算措置されている普通財産と用途廃止予定の行政財産
H20年度末	売却可能資産 (土地及び建物)	3,153筆	17,793,015	対象を全売却可能資産(普通財産等)に拡大
		223棟	5,004,329	
H21年度末	同上	3,270筆	18,017,339	信州新町・中条地区を追加
		246棟	4,819,808	
H22年度末	同上	3,292筆	16,914,311	
		228棟	4,594,292	
H23年度末	同上	5,506筆	16,829,252	新システムへの移行に伴いデータを精査したため、筆数が増加・建物の評価額が減少した
		193棟	3,274,467	

ウ 新システムにおける評価データの整備状況について

a 平成24年度末において、売却可能資産の評価額を算出するためのデータ整備を完了したため、将来的な全ての資産の評価に向けて、平成25年度は売却可能資産以外の有形固定資産(≒行政財産)のデータ整備に取り組む。現在建物を中心に入力を実施している。

b 売却可能資産を除く有形固定資産(≒行政財産)の評価額設定状況

年月	土地(設定率)	建物(設定率)
H25.3	27.6%	7.1%
H25.6	28.0%	37.7%
H25.8	31.2%	75.8%

長野市管財課提供資料より

(6) 普通財産と行政財産の区分

①公有財産の範囲と分類

ア 市の所有・管理する財産の範囲と分類

地方自治法において、普通地方公共団体（市）の財産は、公有財産、物品、債権、基金と分類され、それぞれの範囲が明らかにされている（第 237 条第 1 項）。

長野市においても、地方自治法の規定に基づいて財産を分類し、管理、運用及び処分している。

◆地方自治法の適用を受ける財産の範囲と分類は、次のようになる。

財産の範囲及び分類		長野市の 管理台帳	備考
財 産 (第 237 条)	公有財産 (第 238 条 1 項)		
	不動産 (1 号)	土地 土地の定着物 (建物、工作物、立木等)	土地台帳 道路台帳 建物台帳 工作物台帳 立木台帳 (監理課)
	動 産	船舶、浮標、浮き棧橋及び 浮きドック並びに航空機 (2 号) 不動産及び上記動産の従物 (3 号)	該当なし 該当なし
	用益物権 (4 号)	地上権 地役権 鉱業権 上記に準ずる権利(意匠権等) (永小作権、漁業権、入漁権、 租鋼権、採石権、入会権等)	
	無形財産権 (5 号)	著作権 特許権 商標権 実用新案権 上記に準ずる権利(意匠権等)	

	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 — 社債券 — 地方債証券 — 国債証券 — 上記に準ずる権利 (投資信託又は貸付信託の受益証券等) 	有価証券・ 出資台帳 〃 〃 〃
	<ul style="list-style-type: none"> — 出資による権利(出資、出捐、預託) (7号) — 不動産の信託の受益権 (8号) 	有価証券・ 出資台帳 該当なし
— 物 品 (第 239 条)		物品使用簿
— 債 権 (第 240 条)		債権記録簿
— 基 金 (第 241 条)		基金台帳

長野市管財課説明資料より

なお、歳計現金は普通地方公共団体の所有・管理に属するものだが、地方自治法上財産の範囲から除外され、別途その出納保管に関する規定に基づき管理されることとなっている。

イ 公有財産の概念

長野市が所有する財産。

長野市が所有する財産は「公有財産」と呼ばれるが、公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類される（地方自治法第 238 条第 3 項）。

その管理や手続については、それぞれ地方自治法に具体的に規定されている（第 238 条の 4 及び第 238 条の 5）。

ウ 行政財産の概念

「行政財産」とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。

- a 公用財産（市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産）

＜例＞庁舎、消防施設など。

- b 公共用財産（住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産）
＜例＞学校、図書館、公民館、市営住宅、公園など。

行政財産については、担当各課がそれぞれ管理している。

エ 普通財産の概念

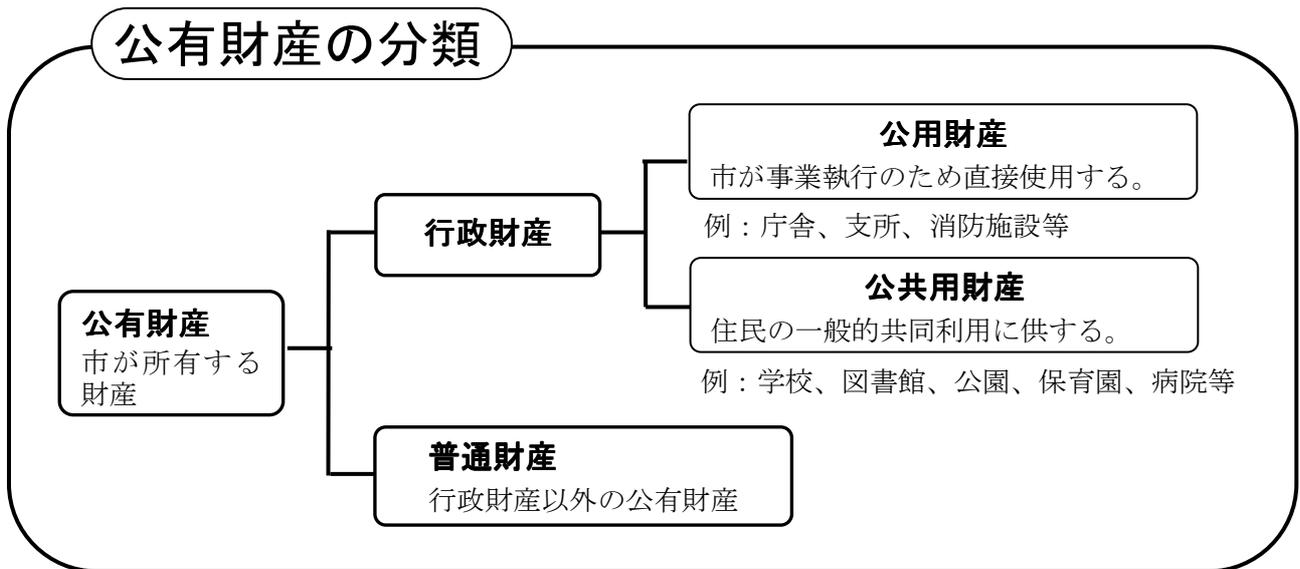
「普通財産」とは、行政財産以外の公有財産。

行政財産と異なり、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同様の立場でこれを保持する財産をいう。

- a 貸付けるための財産
- b 売却・交換等するための財産

普通財産については、財務規則に定めるものを除き、管財課が管理している。

オ 公有財産の分類図



②地方自治法

地方公共団体が有する「財産」に関しては、地方自治法によって規定、分類されている。以下では「財産」に関連する条文として、地方自治法第 237 条から第 238 条等を記載した。

●地方自治法 第 237 条

<財産の管理及び処分> この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第 238 条の 5 第 2 項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第 3 項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

●地方自治法 第 238 条

<公有財産の範囲及び分類> この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

1 不動産

2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

3 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物

4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

6 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

7 出資による権利

8 財産の信託の受益権

2 前項第 6 号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

1 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 号に規定する短期社債

2 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債

3 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 54 条の 4 第 1 項に規定する

短期債

- 4 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債
 - 5 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債
 - 6 農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

●地方自治法第 238 条の 4

<行政財産の管理及び処分> 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
 - 1 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
 - 2 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 3 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 4 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方

- 公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前 3 号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 5 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 6 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第 2 号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前 3 項の場合においては、次条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
- 6 第 1 項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときには、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

●地方自治法第 238 条の 5

- <普通財産の管理及び処分> 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。
- 2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することが

できる。

- 3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券(以下この項において「国債等」という。)は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。
- 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。
- 6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。
- 7 第4項及び第5項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
- 8 第4項から第6項までの規定は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)を信託する場合に準用する。
- 9 第7項に定めるもののほか普通財産の売り払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(7) 行政改革推進法

①国の取組み

地方財政の逼迫度が高まる中で、財政規律を維持しつつ、どのようなお金が、どのように使われ、結果としてどれだけの資産が形成されたか、あるいは、どれだけ売却可能資産があるのかといった点を明確にするという試みについては、我が国において避けて通れないものであった。

そのような状況の中で、現在の総務省の前身である自治省は、平成 12 年から翌年にかけて、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」を公表し、地方公共団体に対して、発生主義・複式簿記の考え方を導入した財務書類（総務省方式と呼ばれ、普通会計のバランスシート及び行政コスト計算書、地方公共団体全体のバランスシートからなる書類）の作成を促した。この方式は、決算統計データを活用しており、わかり易さや他団体との比較の容易さを謳っていたが、精確な資産調査や評価を行っておらず、財務書類としても不足している部分がある等、多くの課題があった。そのため、地方公共団体においても財務書類を体系的に整備する必要性が認識されはじめた。そこで総務省は、平成 18 年 4 月に「新地方公会計制度研究会」を発足させ、1 ヶ月の間に 5 回もの研究会を開き、同年の 5 月に、『新地方公会計制度研究会報告書』を公表する。これは、「資産・債務の適切な管理、世代間負担の衡平、決算情報の予算編成への活用等を推進するとともに、国・民間企業との整合性の確保にも配慮」した、地方公共団体へ向けた新たな財務諸表の提案であった。

②国と地方の協働

行政改革推進法（第 62 条第 1 項）は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の呼称であり、平成 18 年 6 月に法案が成立した。

行政改革推進法は、地方公共団体に対して資産・債務に関する改革を行うことを求めており、地方公共団体は有している土地や建物の資産を正確に把握し、未利用財産については売却や貸出し等の積極的な活用を求めている。

この法案の成立を契機に、地方の資産・債務改革における一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、多くの地方公共団体は「新地方公会計制度研究会」が提示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った形で、発生主義及び複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体及び関連団体（一部事務組合等）の連結ベースでの 4 つの財務書類を整備するという方向性が示された。さらに、平成 19 年には、総務省自治財政局長通知等により、「地方公共団体財政健全化法」の本格施行に併せて、平成 21 年度までの決算に係る財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に取り組むことが、地方

公共団体に要請された。これらは、財務諸表の作成によって、対前年度及び他の地方公共団体の財政状況等を比較することが容易となるため、各団体が保有する財産の現況や債務残高等の負債についての概況が明らかになるとともに、現役世代の負担や将来世代への負担等の把握をすることも期待された。また、先にも記したが、財務書類の作成とその開示及び説明は、財政情報の住民に対する透明性の向上や説明責任の履行、すなわち、地方公共団体から住民へ向けたディスクロージャーの実施だとも言える。

ここまでの経緯の中で、国の主導のもと法的整備が進められ、地方公共団体への新たな会計制度導入へ至るまでの大きな流れが理解できよう。全国において統一性のある財務書類の作成を促しつつ、財政情報の比較共有を可能とするようなモデルを作るためには、国による法整備や学識者等による研究会の意見も重要なものとなる。加えて、制度導入にあたっては、実際に運用を行っていく地方公共団体の理解や協力が不可欠であるのは言うまでもない。

現在、地方公共団体の現場では、新たな会計制度の導入を進める最中にある。そのため、本制度は「国と地方の協働」によって推し進めることが重要であり、その成否が、今後の地方会計制度改革に大きな影響を与えるだろう。

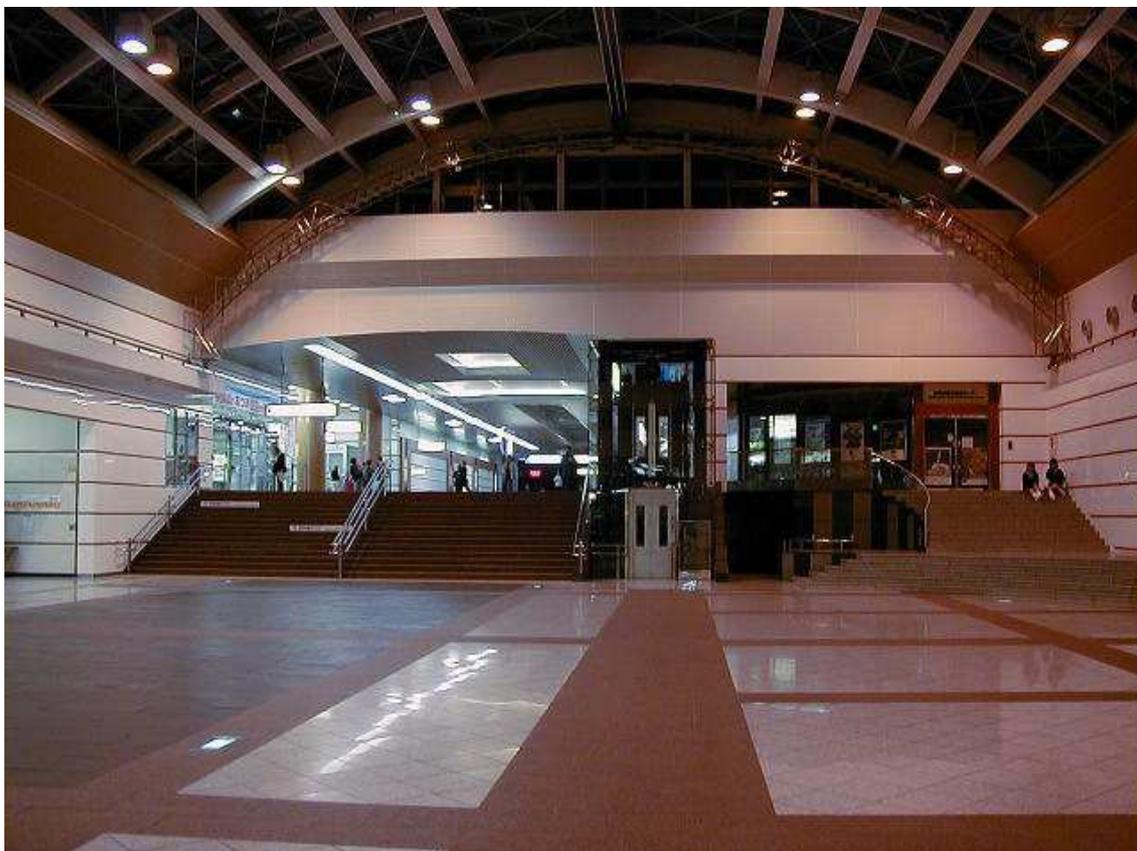
本節では、現在までの財務書類の整備及び新たな地方公会計制度の導入に向けた、国の取組みについて「行政改革推進法」を中心にして記してきた。そこで、次節からはここまでの経緯を踏まえた上で、長野市の作成した財務書類（貸借対照表）を精査し、検討が必要と思われる資産（施設）について、個別の監査を行っていく。

(8) 売却可能資産に関する個別検討

①長野駅東西自由通路

ア 長野駅東西自由通路について

「長野駅東西自由通路」はオリンピック開催を控えた長野市によって、JR長野駅が新幹線開業に伴った橋上駅として整備されることにあわせ、長野駅周辺の東西地域の連絡性・回遊性の確保を目的として計画された連絡通路である。この、長野駅を東西で結ぶ連絡通路は、市民や長野を訪れる人々の交流の場として、また安全で快適な歩行者空間の創出等、長野市の玄関口にふさわしい空間と都市拠点の形成に重要な役割を果たすものとして整備された。



長野駅東西自由通路
＜JR長野駅西口から東口方面へ向けて＞

イ 長野市の売却可能資産

—長野市の売却可能資産についての概要—

売却可能資産→普通財産及び用途廃止を予定している行政財産を時価評価
長野市における平成 24 年度末の売却可能資産→ 196 億 8,162 万円
土地→ 165 億 2,064 万円（固定資産税評価額を基に算定） ・教員住宅土地、職員住宅土地、貸付中土地、貸付予定地など
建物→ 31 億 6,098 万円（取得価額か火災保険金額を基にした再調達価額から、減価償却相当額を引いて算定） ・もんぜんぷら座、教員住宅、職員住宅、 長野駅東西自由通路 など

『平成 24 年度長野市財務書類 4 表（地方公会計改革）』より

上記の、長野市財務書類の売却可能資産の中から「長野駅東西自由通路」の記載があることに着眼し、検証する。

ウ 現在の資産区分

現在は、公有財産としての「長野駅東西自由通路」を一括して全て、普通財産として分類している。普通財産及び用途廃止を予定している行政財産は、全て売却可能資産の範囲にて括られることから「長野駅東西自由通路」は、売却可能資産扱いとなっている。

「長野駅東西自由通路」 → 普通財産 → 売却可能資産

エ 「長野駅東西自由通路」について検討した事項

- a 公有財産台帳（建物）
- b 市街地整備局副局長（現:駅周辺整備局）と管財課長との協議書※（平成 8 年 6 月 22 日）
- c 長野駅東西自由通路について（平成 22 年 1 月 27 日駅周辺整備局）
まえがき 経過 施設概要 東西自由通路維持管理区分図
長野駅東西自由通路平面図
- d 長野駅平面図
- e 所有建物明細（兼保険台帳）
- f 実地における目視による事実確認

※所管に関する協議書の締結

平成 8 年 6 月 22 日、市街地整備局（現:駅周辺整備局）と管財課の間で、所管に関する協議書（次項参照）を締結し、その中で本施設の財産区分を普通財産とし、財産管理は市街地整備局が行うものとした。

オ <参考資料>

資料 1

協議書

市街地整備局副局長（以下「甲」という。）と管財課長（以下「乙」という。）とは、長野駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）の所管について次のとおり協議して定める。

記

1. 自由通路の財産区分を普通財産とする。
2. 普通財産としての自由通路の管理に関する事務は、長野市財務規則第 134 条第 2 項ただし書きの規定により、甲が担任する。

平成 8 年 6 月 22 日

甲 長野市都市開発部市街地整備局副局長
乙 長野市財政部管財課長

※長野市財務規則集 134 条：長野市例規集①p.1611(公有財産の所管)

資料 2.(1)判例

公有財産が行政財産と普通財産のいずれに分類されるかは専らその用途によって決せられ、普通地方公共団体が内部処理として如何なる分類をしているかは関係ない。(昭和 55 年・6・23 広島高裁)

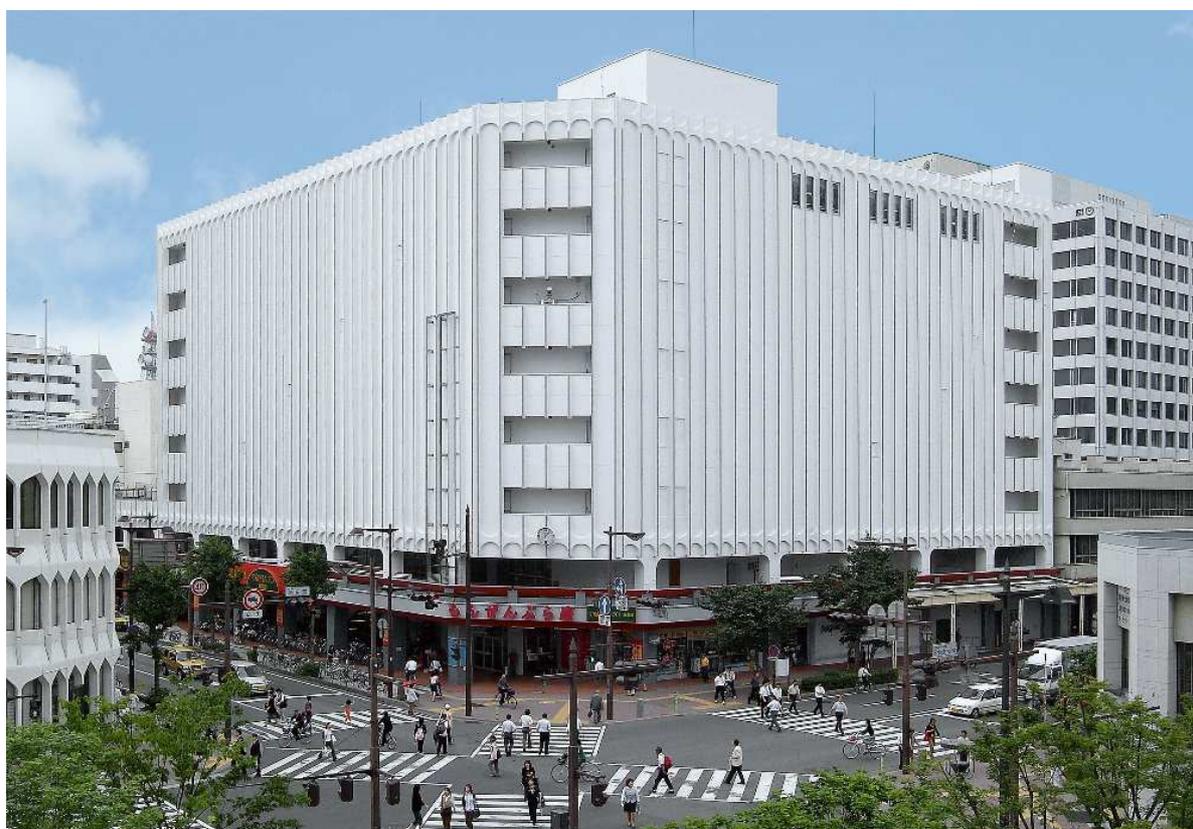
(2)判例

道路法施行法第 5 条第 1 項に基づく使用貸借による権利は、地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号にいう「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」に当たらない。(平成 2・10・25 最高裁)

②もんぜんぷら座

ア もんぜんぷら座について

「もんぜんぷら座」は、多様な市民活動の機会と場所を提供することで、その活動を総合的に支援するとともに、市とまちづくり会社などとの協働により、にぎわいと活気のある中心市街地の活性化に寄与するための施設として、長野市が有している公益施設である。以下には、建物外観の他に各階の見取り図、利用者数の推移を記載している。

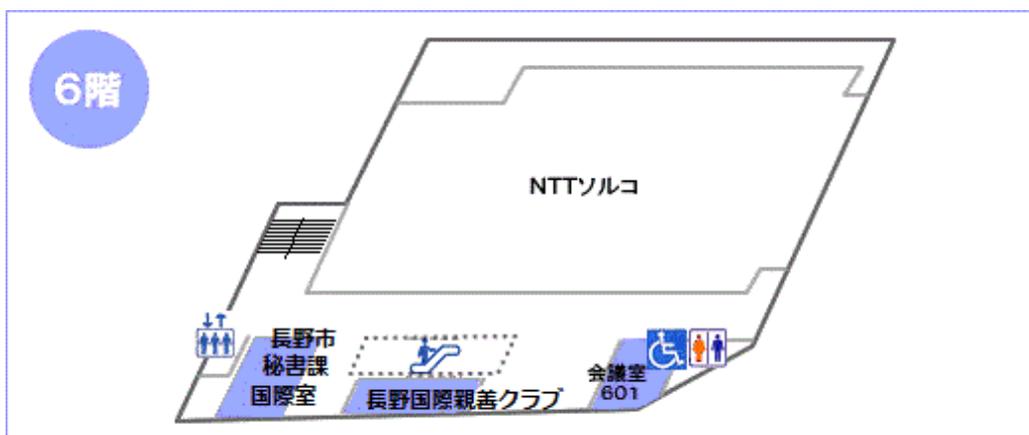
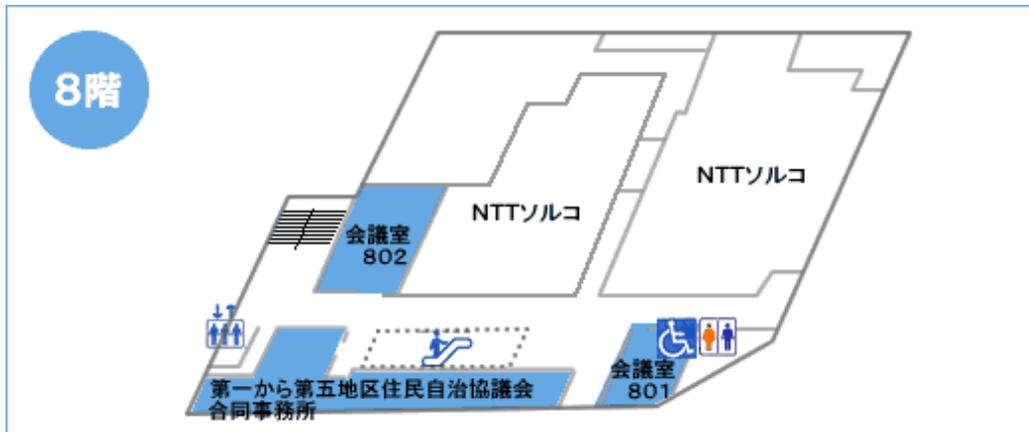


『長野市公共施設白書』より

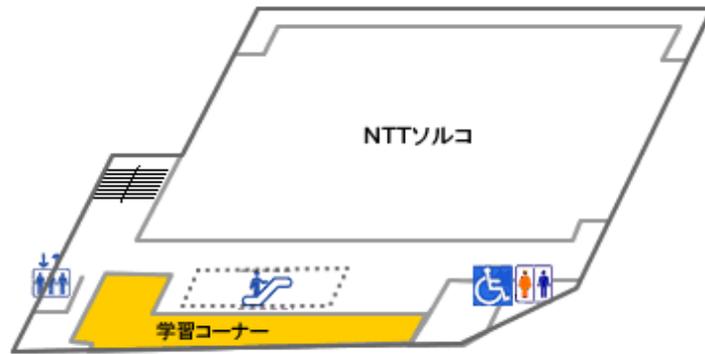
もんぜんぷら座

<住所:長野市新田町 1485-1>

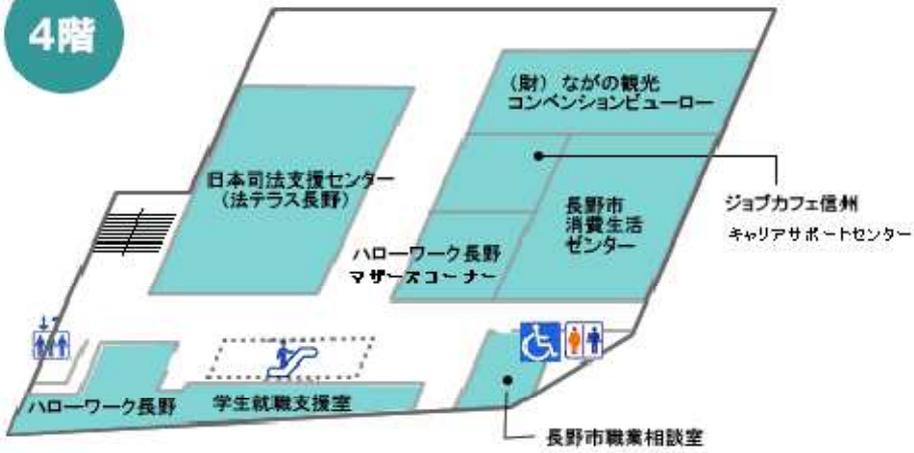
「もんぜんぷら座」の各フロアー見取り図



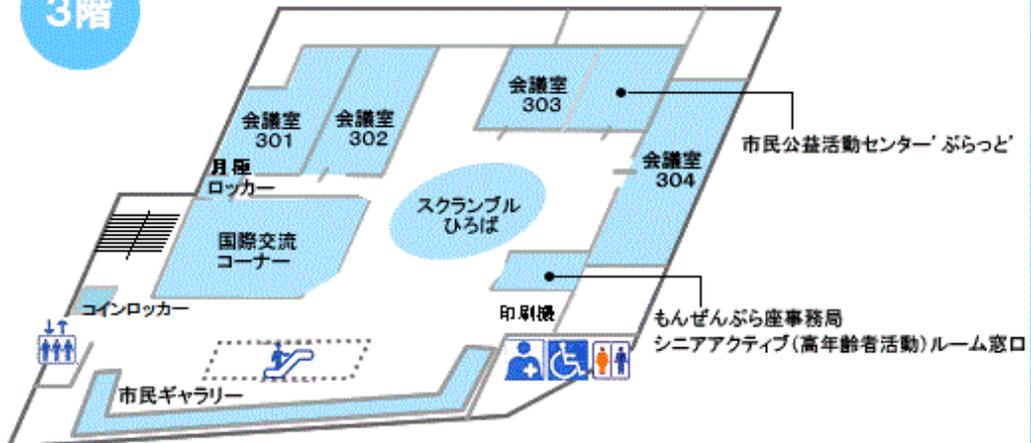
5階

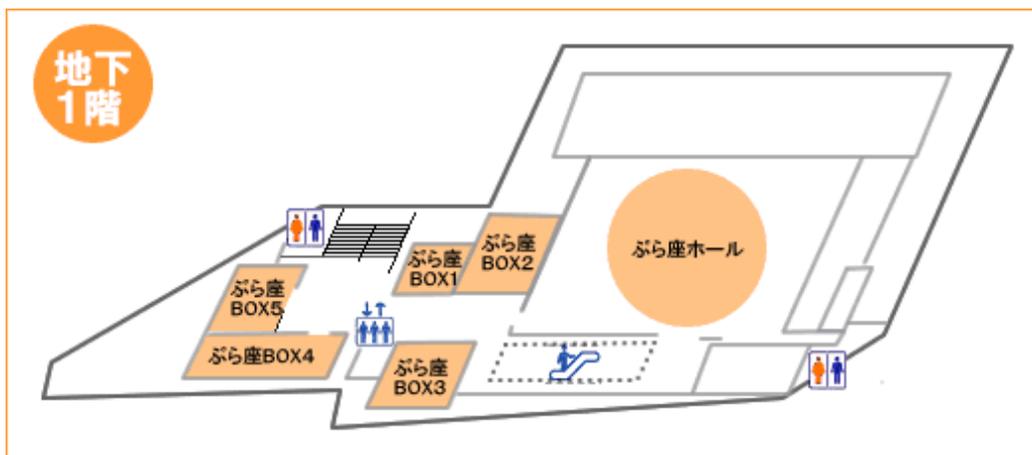
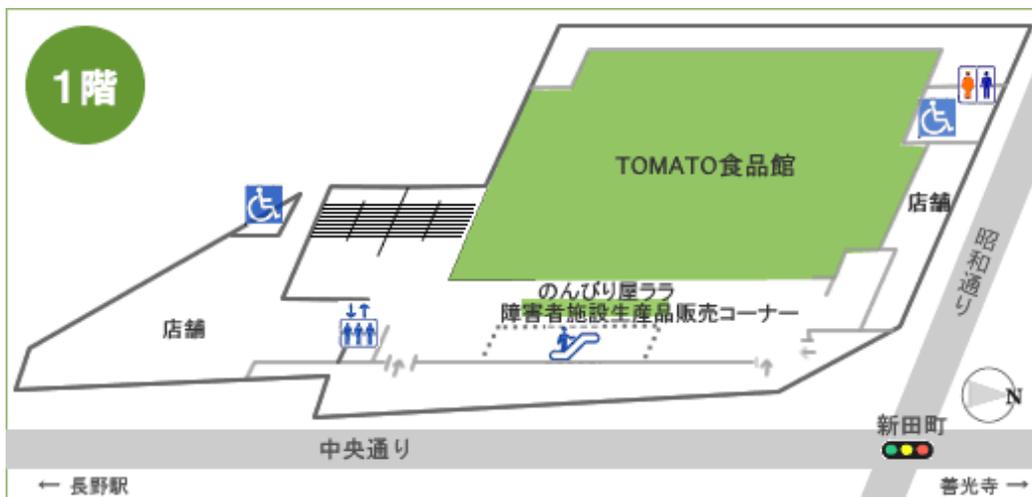
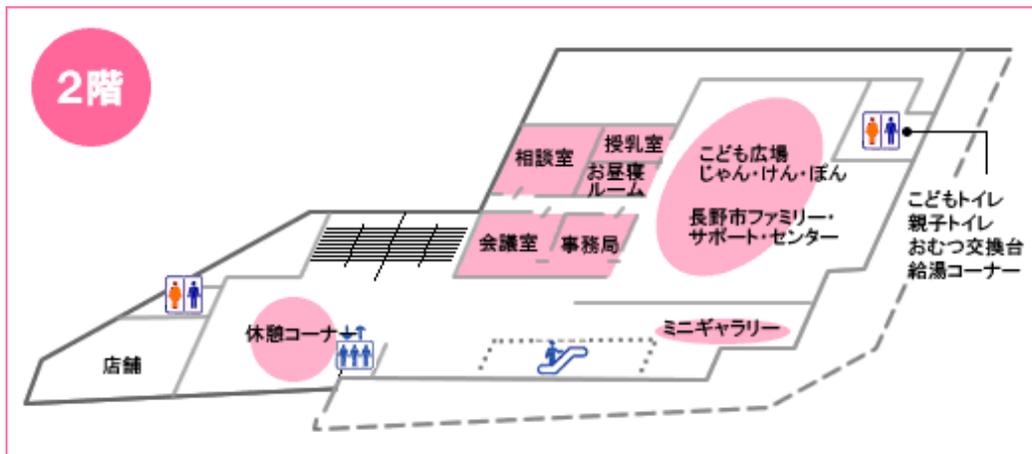


4階



3階





上記した「もんぜんぶら座」の、各フロアにおける施設等の利用状況を示した見取り図から、それぞれの階におけるテナント等の利用状況が確認できる。

「もんぜんぷら座」の年間利用者数の推移

「もんぜんぷら座」の公益施設利用者数*は増加の傾向にあり、平成 24 年度は 301,544 人が利用している。

*TOMATO 食品は除く

—もんぜんぷら座の公益施設利用者数の推移—

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公益施設利用者数	289,283 人	306,821 人	300,418 人	301,544 人

イ 長野市の売却可能資産

前述の「長野駅東西自由通路」と同様に、長野市貸借対照表の売却可能資産の中に、「もんぜんぷら座」の記載がある。そこで「もんぜんぷら座」についても着眼し、検証を実施する。

ウ 現在の資産区分

現在「もんぜんぷら座」は、行政財産である、もんぜんぷら座の建物のうち、テナント等に貸付をしている部分を普通財産としており、貸付部分は売却可能資産という扱いになっている。なお、土地は全て行政財産となっている。

エ 「もんぜんぷら座」について検討した事項

a 売却可能資産明細表を求めた。〔財政部管財課〕

平成23年度 売却可能資産(建物)

単位:円

整理番号	施設、 所管課名称	施設、名称		施設、 町字名称	施設、 地番	施設、 枝番	棟、棟用途 名称
36	まちづくり推進課	もんぜんぷら座(普通財産)		大字南長野	1485	1	事務所
棟、構造 主体名称	棟、構造 屋根名称	棟、構造 外壁名称	棟、木造 延床面積	棟、非木造 延床面積	棟、建築日付	棟、取得日付	
鉄骨鉄筋コンクリート造	陸屋根	モルタル	0	7,196.69	1976/4/1	2002/6/25	
取得価格	売却可能価額	参照年度	経過年数	決算統計上 の区分	決算統計上の区分 に基づく耐用年数	差引評価差額	
135,356,612	76,882,559	1976	35	都市計画費	25	76,882,559	

b 土地・建物の登記事項の確認

○登記事項要約書 土地

1	表題部	長野市大字南長野字新田町並			
		1485 番 1	宅地	1397.46 m ²	
	権利部 所有権	長野市			平成 14 年 12 月 3 日 第 31716 号

○登記事項要約書 建物

2	表題部	長野市大字南長野字新田町並				
		1485 番地 1 (他省略)				
		1485 番 1				
	店鋪	鉄骨・鉄筋 コンクリー ト造陸屋根 地下 1 階付 10 階建	1 階 2572.20 2 階 2351.75 3 階 2404.24 4 階 2340.78 5 階 2340.78 6 階 2340.78 7 階 2340.78 8 階 2340.78 9 階 475.60 10 階 43.52 地下 1 階 3221.98	昭和 51 年 3 月 23 日 新築		
	権利部 所有権	長野市			平成 14 年 6 月 25 日 第 17490 号	

※附記：土地面積合計 3,936.26 m²
(内訳 所有地 2,705.40 m²、借地 1,230.86 m²)

c 敷地利用権について

敷地利用権とは・・・「建物の区分所有等に関する法律」いわゆる区分所有法（以下「法」という。）における敷地利用権とは、区分所有建物の専有部分を所有するための敷地に関する権利を示している。この区分所有法とは、主に1棟の建物を区分し、その各部を所有権の目的とする場合の所有関係を定めるとともに、一体不可分の1棟の建物を区分して所有する建物及びその敷地等共同して管理する定めについて、さらには団地関係における施設管理等の方法についても定め、その共同管理組織や管理運営方法等について定めた法律である。その区分所有の対象である建物の敷地は、区分所有建物が存する建築敷地としての法定敷地と、管理組合の規約により建物の敷地とされる規約敷地の2種類がある。

この法律においては、専有部分と敷地利用権の分離処分の際の原則的禁止を規定しているため（法第22条）、やむを得ず敷地分離せざるを得ない場合にも、区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体的に管理または使用することが客観的に可能な庭、通路、その他駐車場、付属建物等の土地については、対応ができるように「規約による建物の敷地」として規定している（法第5条）。

また、各専有部分に係わる敷地利用権の割合（実際には敷地における共有持分または準共有持分を意味する。）は、各専有部分の内、法面積比で共用部分の共有持分の割合を定める法第14条第1項から第3項までの規定条項によるが、留意する点として、共用部分の共有持分を規約で別段の定めがあるように（法第14条第4項）、規約でこの割合と異なる割合が定められている場合には、その割合となる規定（法第22条第2項）がある。

d 実地における目視による事実確認

「もんぜんぷら座」については、往査し、現状の貸付等の状況を確認した。

オ 参考資料

●建物の区分所有等に関する法律

第1条

＜建物の区分所有＞ 1 棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

第2条

＜定義＞ この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（第4条第2項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。

5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第5条第1項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。

6 この法律において「敷地利用権」とは、専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利をいう。

第5条

＜規約による建物の敷地＞ 区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地とすることができる。

2 建物が所在する土地が建物の一部の滅失により建物が所在する土地以外の土地となつたときは、その土地は、前項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。建物が所在する土地の一部が分割により建物が所在する土地以外の土地となつたときも、同様とする。

第14条

＜共用部分の持分の割合＞ 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。

2 前項の場合において、一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で

床面積を有するものがあるときは、その一部共用部分の床面積は、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれその区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

3 前 2 項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

4 前 3 項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第 22 条

＜分離処分禁止＞ 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区分所有者が数個の専有部分を所有するときは、各専有部分に係る敷地利用権の割合は、第 14 条第 1 項から第 3 項までに定める割合による。ただし、規約でこの割合と異なる割合が定められているときは、その割合による。

3 前 2 項の規定は、建物の専有部分の全部を所有する者の敷地利用権が単独で有する所有権その他の権利である場合に準用する。

(9) 監査の結果等

<長野駅東西自由通路>

①実施した監査手続

ア 「長野駅東西自由通路」に関係、関連のある担当部署より、関係書類や資料の提供を受け、検証した。

イ 実地において目視をする等、事実確認の監査を行った。

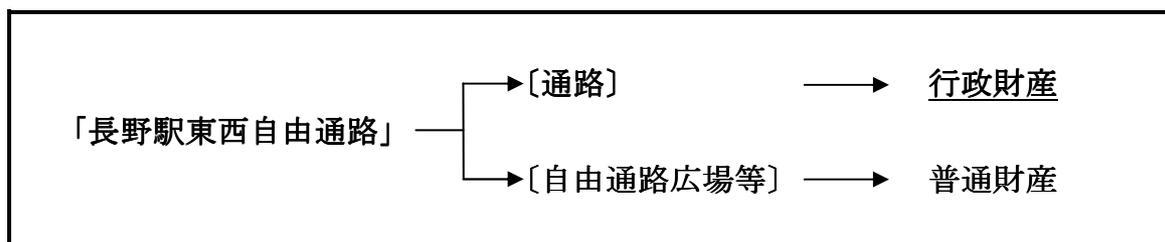
②実施した監査の結果等

【 意 見 】

普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるものだが、それは「現に公用もしくは公共用に供されていない公有資産」を云うのであって、「長野駅東西自由通路」には、公共用に供されている通路も含まれている。

「長野駅東西自由通路」は、〔通路〕と〔自由通路広場等〕に大別されるが、当初の協議における財産区分では「長野駅東西自由通路」を一括して、全てを普通財産としている。それ故、当初の協議における財産区分に問題ありと考えられる。

当時の条例に於いて、貸付の発生が想定される場合には、普通財産として取り扱った経緯があるとはいえ、〔通路〕として使用している部分と、イベント等で多目的に活用する〔自由通路広場等〕の部分に区分し、現状の用途に則した分類をされたい。



＜もんぜんぷら座＞

①実施した監査手続

- ア 「もんぜんぷら座」に関係、関連のある担当部署より、関係書類や資料の提供を受け、検証した。
- イ 実地において目視をする等、事実確認の監査を行った。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

「もんぜんぷら座」については、行政財産である「もんぜんぷら座の建物」のうち、テナント等に貸付をしている部分を普通財産としている。

売却可能資産は、普通財産及び用途廃止を予定している行政財産であるため、建物の普通財産は売却可能資産となる。その一方で「もんぜんぷら座の土地」は全て行政財産となっている。

「建物の区分所有等に関する法律」いわゆる、区分所有法[※]における敷地利用権の考え方からすれば、建物のうちテナント等に貸付をしている部分は普通財産として、当該部分を行政財産から区分をしているので、区分所有建物の専有部分と考えられる。

そこで、建物だけでなく土地についても、区分所有法の考え方を取り入れれば、土地も普通財産に区分される部分が出てくる。普通財産とした建物面積に対応するところの土地（敷地利用権相当分）については、建物と同様に普通財産として分類する方法も考えられる。

「売却可能資産」は市場性を有し、市場価値が客観的に把握され、且つ資産・債務改革の推進にあたり重要となる資産である。また、財務書類の貸借対照表では別建てで計上を行う。

その背景には、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産等については、売却や貸付等に積極的に取り組むことが求められていることにある。

今後、総務省から示される新地方公会計制度の基準に基づき「売却可能資産」と「有形固定資産」を明確に区分し、適切な減価償却を行うことを望む。

※区分所有法・・・〈建物の区分所有者等に関する法律(第 22 条)〉において、専有部分（建物）と敷地利用権（土地）の分離処分の際の原則的禁止を規定している。

2. 減価償却について

(1) 企業会計の減価償却

①固定資産

ア 定義と分類

固定資産とは、企業の営業活動に使用するため、または投資等のために1年以上にわたって保有される資産である。

「企業会計原則」では、「固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、及び投資その他の資産に区分しなければならない。建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。」と規定している。

たとえば、企業が所有する工場用地は有形固定資産の「土地」に該当し、工場そのものは有形固定資産の「建物」に該当する。工場で稼働している機械は「機械及び装置」に該当する。ビルや工場を建設中で事業年度終了までに完成しなかった場合、それまでに支払った資材、機械等の購入費や工事代金は、「建設仮勘定」に集計される。また、対価を支払って特許の使用許諾権を取得した場合には、その権利は無形固定資産の「特許権」に該当する。ソフトウェアの製作費は無形固定資産の「ソフトウェア」に該当する。

イ 法人税法上の分類

法人税法第2条第22号において、「固定資産 土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産で政令に定めるものをいう。」と規定している。同法第2条第23号において「減価償却資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。」と規定している。法人税法上の固定資産の範囲と企業会計上の固定資産の範囲は同様と考えてよいが、法人税では減価償却資産という概念を用いているのが特徴的である。

法人税法は減価償却の対象とならない資産についても定めており、これを非減価償却資産という。非減価償却資産は、使用または保有によって必ずしも減価するとは限らない資産または事業の用に供していない資産である。以下に示したようなものが該当する。

区分	資産の例示
使用または保有により必ずしも価値が減少しない資産	土地
	土地の上に存する権利（借地権、地上権等）
	電話加入権
	書画骨とう等
事業の用に供していない資産	貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産
	建設中の資産（建設仮勘定）
	稼働休止中の資産
	生育中の生物

②減価償却

ア 意義

「企業会計原則」では、「有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。」と規定している。

固定資産は使用や時の経過によって価値が減少していくが、その減価を測定することは極めて困難である。そこで何らかの方法によって固定資産の価値を減少させる処理が必要になる。その役割を担うのが減価償却である。

イ 目的

「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三」（以下、「連続意見書第三」という）では、「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行うことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない。利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである。」と規定している。

毎期の損益計算を正確に行うということを、設例を使ってみていくことにする。

設例 A社は取得原価100万円の機械を使用し、5年間にわたって毎年40万円の収益をあげた。この機械は5年後に使用不可能となったため廃棄処分した。減価償却費以外の費用は一切生じないものとする。

ケース1

	収益	費用	利益
1年目	400,000円	0円	400,000円
2年目	400,000	0	400,000
3年目	400,000	0	400,000
4年目	400,000	0	400,000
5年目	400,000	1,000,000	▲600,000

ケース2

	収益	費用	利益
1年目	400,000円	200,000円	200,000円
2年目	400,000	200,000	200,000
3年目	400,000	200,000	200,000
4年目	400,000	200,000	200,000
5年目	400,000	200,000	200,000

ケース1では、廃棄処分を行った5年目に取得原価100万円がいきなり費用とされるため、過去4年間の経営成績と比較できなくなっている。

ケース2では、機械の取得原価を収益に対応させるかたちで每期費用化しているため、各期の利益は、収益とそれを獲得するために使用した資産の減価部分を対応させた金額となる。この方が企業の経営成績を適切に反映させているといえる。

ウ 効果

減価償却には、固定資産の流動化効果と自己金融効果の二つの効果がある。

固定資産の流動化効果とは、減価償却費を計上することは、固定資産の貸借対照表計上額を減価償却費と同額減額すると同時に、同額の収益に見合う貨幣性資産（＝流動資産）を企業内に留保することである。

自己金融効果とは、減価償却費は現金支出を伴わない費用であるから、その分だけ企業内に資金が蓄積されるというものである。設例を使って自己金融効果を見ていく。

設例 取得原価 20 万円、耐用年数 4 年の機械を期首に購入したとする。
減価償却方法は定額法を採用する。

(単位：万円)

年度	固定資産の簿価	現金支出	費用(減価償却費)	内部留保(現金収入)
1	15	▲20	5	5
2	10	0	5	10
3	5	0	5	15
4	0	0	5	20

機械を購入して使用していくうえで実際に現金支出が生じているのは第 1 年度だけである。その後一切現金支出は生じない。損益計算上は、耐用年数にわたって配分された 5 万円は費用計上され、各期の収益から差し引かれることになる。すなわち、現金支出を伴わない費用が計上される。

このことは、現金支出を伴わない費用は企業内部に留保されることを意味する。そして、それらは運転資金などとして営業活動に回されていく。もし、その資金を運用しないで預金等に貯蓄をしておけば、耐用年数の終了時点で減価償却に等しい資金が企業に蓄積されていることになる。

減価償却費に等しい額を営業活動に利用できるということは、株式市場や銀行等の外部から資金を調達したことと同じ効果を発揮する。また、営業活動に利用しないで預金等に貯蓄することによって、外部からの資金調達なしで同額の固定資産を購入することができる。

③取得価額

ア 取得価額の算定方法

「連続意見書第三」において購入、自家建設、交換等の取得の態様ごとに規定されている。また、法人税法施行令第 54 条においても同様に取得の態様ごと

に取得価額の算定方法が規定されている。

まず、購入した場合の取得原価は、その資産の購入代価に買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用を加えて取得価額とする。

自家消費の場合は、適正な原価計算基準に従って計算した製造原価に基づいて決定される。

現物出資の場合は、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得価額とする。

交換の場合は、交換に供された自己の資産の時価または適正な簿価が取得価額となる。

贈与の場合は、時価等を基準として公正な評価額をもって取得価額とする。

イ 取得価額に含めなくてよい費用

固定資産の取得に関する付随費用はその取得価額に含めて処理するのが原則だが、法人税法基本通達 7-3-3 の 2 において、取得価額に含めなくてもよい費用を例示している。

a 租税公課等

- ・不動産取得税または自動車取得税
- ・特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
- ・新增設に係る事業所税
- ・登録免許税その他登記または登録のために要する費用

これらについては、固定資産の取得に際して必ず納付すべき税金ではあるが、取得の事後に課されるものであり、税の性格としても流通税的なものや法的な第三者対応要件を具備するためのもの等、事業の用に供するために不可避のものとは必ずしもいえない。したがって、取得価額に含めることを要しないとされている。

b 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額

無駄となってしまった以上は新たな計画に基づく取得資産の取得原価に含めることは強制できないという考えから、取得価額に含めないことが許容されている。

c いったん契約した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

新規取得に係る契約とは別個の契約に基づくものであるから、取得資産の取得価額に含めることを強制することは適切ではない。

④残存価額

ア 残存価額とは

残存価額とは、耐用年数経過時に固定資産を処分する際に、廃材として売却または中古品としての売却によって回収することが見込まれる金額である。

残存価額相当額は耐用年数経過後に固定資産を処分することによって回収されるので、減価償却によって費用配分する金額、すなわち、要償却額は取得価額から残存価額を差し引いた残額になる。

イ 法人税法の規定

残存価額は個々の資産ごとに適切に見積もることが原則であるが、法人税法においては、見積りのばらつきによって課税の公平が阻害されないよう、残存価額を取得価額の一定割合としている。

法人税法においては、平成 19 年度の税制改正によって残存価額は撤廃されたが、それ以前は、有形固定資産の残存割合は 10%（償却可能限度額は取得価額の 5%まで）、無形固定資産の残存割合はゼロとされていた。

ウ 残存価額と償却可能限度額の撤廃

a 残存価額の撤廃

平成 19 年度の税制改正において、平成 20 年 4 月 1 日以後に事業の用に供する減価償却資産については残存価額が撤廃された。これによって、備忘価額の 1 円を残して取得価額のほぼ全額が減価償却の対象とされることとなった。

b 償却可能限度の撤廃

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、従来取得価額の 95%までとされていた償却可能限度が撤廃されたため、減価償却累計額が取得価額の 95%に達し 5%の帳簿価額を残したまま継続使用されていた資産について、備忘価額の 1 円まで費用処理する方法が新設された。

⑤耐用年数

ア 耐用年数とは

耐用年数とは、通常の維持修繕を行った場合に固定資産が使用可能と見込まれる期間のことである。この使用可能期間を決める要因は物理的原価と機能的原価である。

物理的原価とは、固定資産が使用や保有によって摩耗や劣化することによる減価である。機能的原価とは、新しい技術の出現によりその固定資産の競争力が落ちて陳腐化したり、新しい製品が出現して製品の需要が著しく減退して固

定資産が不適応化したりすることによって生じる。耐用年数は単に物理的に使用可能な期間ではなく、物理的原価と機能的原価を併せて考慮し、企業が合理的に決定すべきものとされている。

イ 法定耐用年数

しかし、耐用年数の見積もりは困難であり、企業の自主性に任せた場合、同じ種類で同じ用途に使用されている資産について、企業によって異なる耐用年数を設定することが起こりえる。また、耐用年数は減価償却費の計算結果に大きな影響を及ぼすので、期間損益計算の観点から、企業が自社の都合によって恣意的に決定する危険もある。

こうしたことは、課税の公平を著しく阻害することになるので、法人税法は、減価償却資産の種類ごとに一律の耐用年数を定めている。実務上は、この法定耐用年数を用いて減価償却費を算定している。参考までに、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の抜粋を示しておく。

●減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34
		その他のもの	41
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38
		公衆浴場用のもの	31
		工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31
		その他のもの	
倉庫事業の倉庫用のもの			
冷蔵倉庫用のもの	21		
その他のもの	31		
その他のもの	38		

建物附属設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エスカレーター	15
		エレベーター	17
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
その他のもの		15	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18	
	その他のもの	10	

構築物	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド	
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45
		主として鉄骨造のもの	30
		主として木造のもの	10
		競輪場用競走路	
		コンクリート敷のもの	15
		その他のもの	10
		ネット設備	15
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
		水泳プール	30
		その他のもの	
		児童用のもの	
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10
		その他のもの	15
		その他のもの	
		主として木造のもの	15
		その他のもの	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7	
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20	
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	
	ビチューマルス敷のもの	3	

船舶	(省略)		
航空機	(省略)		

車両及び 運搬具	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く）	
		小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう）	4
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	4
		その他のもの	5
		報道通信用のもの	5
		その他のもの	6
		二輪又は三輪自動車	3
		自転車	2
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
		金属製のもの	7
		その他のもの	4
		フォークリフト	4
		トロッコ	
		金属製のもの	5
		その他のもの	3
その他のもの			
自走能力を有するもの	7		
その他のもの	4		

工具	測定工具及び検査工具 （電気又は電子を利用 するものを含む）		5
	治具及び取付工事		3
	ロール	金属圧延用のもの	4
		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
	型（型枠を含む）、鍛 圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカップ		3
	活字及び活字に常用さ れる金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る）	2
		自製活字及び活字に常用される金属	8
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13
		その他のもの	3
	前掲の区分によらない もの	白金ノズル	13
		その他主として金属製のもの	8
		その他のもの	4

器具及び備品	1. 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く)	事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		児童用机及びいす	5
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
その他のもの			
主として金属製のもの	15		
その他のもの	8		

別表第2 機械及び装置の耐用年数表（抜粋）

種類	細目	耐用年数(年)
食料品製造業用設備		10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	3
	その他の設備	7
	その他の設備	7
木造又は木製品（家具を除く）製造業用設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3
	その他の設備	10
	その他の設備	10
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトレジスト製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く）		8
ゴム製品製造業用設備		9

別表第3 無形減価償却資産の耐用年数（抜粋）

漁業権		10
ダム使用権		55
水利権		20
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
育成者権	種苗法（平成十年法律第八十三号） 第四条第二項に規定する品種	10
	その他	8
営業権		5

別表第4 生物の耐用年数表（抜粋）

牛	繁殖用	
	役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用	4
馬	その他用	6
	繁殖用	6
	種付用	6
	競走用	4
豚	その他用	8
		3
	綿羊及びやぎ	
	種付用	4
かんきつ樹	その他用	6
	温州みかん	28
りんご樹	その他	30
	わい化りんご	20
ぶどう樹	その他	29
	温室ぶどう	12
	その他	15

ウ 中古の耐用年数

a 中古資産の耐用年数の見積り

中古資産については、法人税法上、新品の法定耐用年数を用いずに、その事業の用に供した時以降の使用可能期間（残存耐用年数）を見積り、その期間を耐用年数として償却限度額の計算をすることができる」とされている。

b 中古資産の耐用年数見積りの簡便法

また、中古資産の使用可能期間を見積ることが困難な場合には、次により計算した年数を残存耐用年数とすることが認められている。

i 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 20/100 = \text{残存耐用年数}$$

ii 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20/100 = \text{残存耐用年数}$$

（注）残存耐用年数に1年未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、その年数が2年未満の場合は2年とする。

c 簡便法が認められない場合

- i 事業の用に供するための資本的支出が取得価額の50%を超える場合
中古資産を取得してこれを事業の用に供するために改良や耐久性を高める資本的支出を行う場合がある。この資本的支出の金額が、この資産の取得価額の50%を超えるときは、改良等に伴い中古資産の効用

が相当高まると考えられるため簡便法の適用は出来ない。この場合、中古資産部分は簡便法による見積耐用年数によって減価償却すると仮定し、資本的支出部分は新規取得資産と同様に法定耐用年数によって減価償却すると仮定して、両者を加重平均した耐用年数を使用することになる。

- ii 事業の用に供するための資本的支出が再取得価額の 50%を超える場合中古資産を取得して、事業の用に供するに当たって支出した資本的支出の金額が、その中古資産を新品の状態ですべて再取得するのに必要な価額（再取得価額）の 50%を超える場合には、残存耐用年数により減価償却することは認められない。これだけの支出を行うことは中古資産を新品の状態まで復元するに等しいと考えられるため、法定耐用年数を適用することになる。

エ 耐用年数の変更

減価償却は適正な期間損益計算を行うために每期計画的、規則的に行うものであるが、耐用年数が設定にあたって予見することのできなかった機能的原因等により、著しく不合理となった場合等に耐用年数を変更する場合がある。これに基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正のための減価償却を臨時償却という。

⑥減価償却の方法

減価償却の方法は次の通りである。

- ア 定額法：固定資産の耐用年数にわたって、每期均等額の減価償却費を計上する方法。
- イ 定率法：固定資産の耐用年数にわたって、每期首の未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法。定額法と比べると減価償却費は早期に多く計上され、徐々に減少していくことになる。
- ウ 級数法：固定資産の耐用年数にわたって、算術級数の和を分母、耐用年数の逆順序の数字を分子として、それを要償却額に掛けて求める。定率法と同様、減価償却費は早期に多く計上され、徐々に減少していくことになる。
- エ 生産高比例法：固定資産の耐用年数にわたって、每期その資産による生産または用役の提供の度合いに比例した減価償却費を計上する方法。この方法が適用できるのは、その資産の総利用可能量が正確に把握でき、かつ、減価が固定資産の利用に比例して発生する場合に限定される。鉱山業における機械設備等が該当する。

固定資産の中には減価償却を行わず、取替法という方法が適用されるものがある。電力会社の電柱や送電線、鉄道会社のレールや枕木など、同種の物品が多数集まることによって利用可能となる固定資産が該当する。老朽化した部分を取り替えることで、固定資産全体が維持される。このような固定資産については、取得価額はそのままで、実際に取り替えが行われて新資産を取得したときに、それに要した支出額が修繕費として処理される。

⑦資本的支出と修繕費

固定資産を使用していると、その機能を維持するために様々な費用が発生する。たとえば、機械の調整、損耗部分の補修・部品の取替、分解・点検等の費用である。企業会計上は、固定資産の使用可能期間を延長させるような効果がなく、かつ、資産の経済的価値を高めない支出で、固定資産の機能・効力を維持するためのものを修繕費といい、発生した期間の費用として処理される。

一方、固定資産の使用可能期間を延長させる効果又は固定資産の経済価値を高める効果を持つ支出は資本的支出とされ、固定資産として資産計上のうえ減価償却によって費用配分される。

実務上、資本的支出と修繕費の区別は非常に難しい場合が多い。法人税法の基本通達で詳細に規定されているので、その規定に従って処理を行っている。

⑧リース会計

リース会計とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対しリース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手はリース料を貸手に支払う取引をいう。

リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引といい、このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引という。

ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うことになる。減価償却については、所有権移転リース取引は自己所有の固定資産と同一の方法で行い、所有権移転外リース取引は原則として、リース期間を耐用年数とした方法で行う。

⑨減損会計

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態をいう。減損処理とは、そのような場合に、資産の回収可能性を反映させるように貸借対照表の帳簿価額を減額させる会計処理をいう。

わが国ではバブル崩壊以降、不動産をはじめとする固定資産の価格や収益性が著しく低下しており、そうした固定資産の帳簿価額は、その価値を過大評価したまま、将来に損失を繰り延べている可能性が高い。

そこで、上場会社等には、平成17年4月1日以降開始する事業年度から、固定資産の減損に関する会計基準（減損会計）が適用されることとなったのである。

⑩資産除却債務

資産除却債務に関する会計基準が平成20年3月に公表され、上場会社等には、平成22年4月以降開始する事業年度から適用されることになった。それは、有形固定資産の除却に伴う将来の支出について資産除却債務として負債に計上するとともに、これに対応する除却費用を有形固定資産に計上するという会計処理である。

有形固定資産の耐用年数が到来したとき、解体、撤去、処分等に多額の支出が見込まれるとき、あらかじめ支出額を資産除却債務として負債に計上するとともに、対応する除去費用を当該有形固定資産の帳簿価額に加えて有形固定資産に計上し、毎期の減価償却の対象にしようというものである。原子力発電施設の解体に関する除去債務が典型的なものである。

（2）従来の自治体会計と新地方公会計について

① 従来の自治体会計の概要

ア 公会計

わが国で「公会計」は公的部門の会計の意味で用いられている。公的部門には、中央政府である国と地方政府である自治体が含まれ、この政府以外の特殊法人、政府企業、第三セクター等の公企業が含まれる。

公会計は官庁会計ともいわれ、一般会計、特別会計、公営企業会計からなっている。国の会計は財政法を背景に会計法があり、詳細は予算決算および会計令により実施される。地方自治体の会計は地方自治法に基づいて行われ、詳細については条例・規則に規定されている。自治体会計とは地方自治体が行う公会計のことである。

イ 企業会計との違い

a 目的の違い

民間企業の代表である株式会社を例にとると、目的は出資者である株主の利益を最大化することである。そのため、決算では株主の利益がどうなったのかを報告することに焦点が当てられる。そこで、貸借対照表や損益計算書を作成して、株主の利益がどうなったかを報告する。

貸借対照表では株主の持分がどう変化したかがわかる。すなわち、貸借対照表には将来の収入となる資産と、将来支払わなければならない負債が計上され、その差額として株主の持分が表示される。

これに対して、地方公共団体は端的にいうと住民の福祉を向上させることが目的である。そのために税金の使途が決められ、それに従ってサービスが提供されなければならない。また、サービス提供に必要な税金等の収入が入ってこなければならない。

このため、決算では税金が決められたとおりに使われたかどうかには焦点が当てられる。地方公共団体の決算では、歳入歳出決算書が作成され、予算額と実際の収入額、支出額が比較される。歳入の部では予定どおりに税金や補助金が入ってきたかが分かる。歳出の部では決められた目的に従って支出が行われたが分かる。

b 収入の違い

株式会社の収入は商品の販売やサービスの提供の対価として顧客が支払ったものである。顧客は自らの意思で商品を買ったり、サービスの提供を受けるのである。

地方公共団体の収入は主に税金である。これは、住民が地方公共団体から受ける行政サービスの対価として支払っているものではない。行政サービスを受けるか否かに関わらず法律に従って納めるものである。

c 資産の性質の違い

株式会社の土地や建物などの資産は、その資産が将来、会社の利益をもたらすものとしてとらえられる。これに対して、地方公共団体の土地や建物などの資産は、基本的に利益を生むものとしてとはとらえられない。

こうした決定的な違いがあるにせよ、現状の自治体会計では資産や負債の状況や行政サービスに係るコスト情報などを十分に把握することは困難であり、これを補うために企業会計の方法を取り入れていこうというのが新公会計である。

②従来の自治体会計の問題点

従来の自治体会計の問題点について、減価償却の観点から見ていくことにする。

ア ストック（残高）情報の把握の困難

現行の公会計は、単式簿記・現金主義会計に基づいている。単式簿記とは、1つの取引について1つの側面からのみ記録する会計のことをいう。また、現金主義会計とは、現金の収入・支出に基づいて記録する会計のことをいう。

単式簿記・現金主義会計は、予算の執行や現金収支の把握には適している。しかし、例えば借金の増加や積立金の取崩しが収入としてのみとらえられるなど、資産や負債の増加・減少の結果としてのストック（残高）情報が認識されないため、全体的な財政状況がわかりにくいという問題点がある。

例えば、地方公共団体が学校の校舎を1億円支払って建てた場合、現行の会計では、学校の校舎を建設するために現金1億円支出したという記録がされるのみで、学校の校舎という資産の増加は支出記録と一体的には記録されない。このため、ストック（残高）情報は別途に現物管理として記録される公有財産台帳に記録される。また、学校の校舎を取り壊した場合、学校の校舎という資産が減少したという事実が会計上記録されない。

イ フルコスト情報の把握の困難

単式簿記・現金主義会計では、現金の収入・支出がないと記録されないため、現金の収入・支出を伴わない経済的に価値があるもの、あるいは経済的な負担の増加・減少が記録されない。

例えば、資産価値の減少に伴う資産の減価償却費や将来の経済的負担である退職手当負担額の当年度増加分は、現金の支出を伴わないため、コストとして把握されないことになる。学校の校舎の例でみると、学校の校舎はその使用期間に応じて徐々に老朽化し、経済的価値が低下するが、現行の公会計では、このような校舎が老朽化した分はコストとして把握されず、校舎の建設時に支出した金額が現物管理としての公有財産台帳に支出額として記録されるだけである。

ウ 単年度主義会計の問題点

現行の公会計は単年度主義会計によっている。単年度会計とは、その年度の支出はその年度の収入で賄うというものであり、その年度で使える支出額を予算で管理するというものである。

単年度主義によると、予算を使い切ることが前提となっており、節約するというインセンティブが働きにくいというデメリットがある。

また、地方公共団体は恒久的に存続するものだから、長期的な視点での財政情報が有用であるにもかかわらず、単年度の財政情報しか入手できない。ここでも、過去の支出額や将来の財政負担といったストック情報が得られないという問題がある。

③新地方公会計制度における減価償却の内容

ア 従来の自治体会計との違い

従来の自治体会計では、歳入と歳出だけを見てきたが、新地方公会計制度では発生主義を取り入れている。発生主義とは、歳入と歳出という現金収支が生じた事実に基づき会計記録を行うのではなく、資産価値の減価、支払義務等の費用が発生した事実に基づき会計記録を行うという考え方である。従来の自治体会計では先述したように現金主義に基づいて会計記録を行っているため、建物等を購入した場合にはその購入時に支出についての会計記録を行うだけで、減価償却は取り入れている。

新地方公会計制度は減価償却の仕組みを取り入れている。すなわち、施設の建設や設備の購入のように、翌年度以降でも使えるものに対する支出はその年度の行政コストにはしないで、ひとまず、固定資産として貸借対照表にその取得のための支出金額を計上しておくことになる。固定資産は何年間にもわたって行政サービスを提供するので、その施設や設備を使用している年度で均等に行政サービスに対するコストを負担させることが必要である。これが、固定資産の取得にかかった支出を分割して将来のコストにする仕組み、すなわち、減価償却である。

イ 新公会計モデルの対比

それぞれの新公会計モデルにおいて、減価償却がどのように取り扱われているかもう一度見ておく。

- a 基準モデル：事業用資産については行政コスト計算書に計上。
インフラ資産については直接資本減耗として純資産変動計算書に計上。
- b 総務省方式改定モデル：行政コスト計算書に計上。
- c 東京都：行政コスト計算書に計上。
- d 大阪府：行政コスト計算書に計上。

ウ 総務省方式改定モデルにおける減価償却

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書において、減価償却がどのように関わっているか簡単に見ておく。

a 貸借対照表

有形固定資産は、具体的には土地、建物、機械装置などが該当するが、土地、建物といった科目ではなく、生活インフラ、国土保全、教育といった行政目的別に区分して表示される。取得価額は過去の普通建設事業費を積み上げて計算する。そこから減価償却累計額を差し引いて算定される。

b 行政コスト計算書

物にかかるコストとして、物件費、維持修繕費とともに減価償却費が表示される。

c 純資産変動計算書

「科目振替」の中に「減価償却による財源増」がある。これは、公共資産の減価償却により財源が「公共資産等整備一般財源等」から「その他一般財源」へ振り替えられることを表している。

資金収支計算書では、減価償却は直接的には関わらない。

いずれにしても、減価償却を行うことによって従来の自治体会計の欠点であるストック情報の欠如、フルコスト情報の欠如といったことが解消されるのである。

④財務書類の活用について

減価償却を行うことによって財務書類の分析が有益なものとなる。財務書類の主たる利用者である住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を示していくことが重要である。ここでは、減価償却に関わる分析について見ていくことにする。

ア 財務書類から読み取れる情報

a 貸借対照表 (B/S)

貸借対照表は、会計年度末(基準日)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているかと(資産保有状況)、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを(財源調達状況)対照表示した財務書類である。

b 行政コスト計算書 (P/L)

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常的な費用)と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常的な収益)を対比させた財務書類である。これにより、その差額として、税収等でまかなうべき行政コスト(純経常費用(純経常行政コスト))が明らかにされる。

c 純資産変動計算書 (NWM)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が1年間でどのように変動したかを表す財務書類である。地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされる。

d 資金収支計算書（C/F）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを、性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類である。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれている。

イ 分析の視点と指標

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどれくらいあるのか	① 住民一人当たり資産額 ② 有形固定資産の行政目的別割合 ③ 歳入額対資産比率 ④ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	⑤ 純資産比率 ⑥ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）
持続可能性（健全性）	財政に持続可能性があるのか（どれくらい借金があるか）	⑦ 住民一人当たり負債額 ⑧ 基礎的財政収支（関係指標）健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	⑨ 住民一人当たり行政コスト ⑩ 住民一人当たり人件費・物件費等 ⑪ 行政コスト対公共資産比率
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	⑫ 行政コスト対税収等比率（関係指標）経常収支比率、実質公債費比率（再掲）

自律性	歳入はどれくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	⑬ 受益者負担の割合（関係指標）財政力指数
-----	--	-----------------------

ウ 分析の手法

a 経年比較

経年比較は、当期の財務書類の数値を過年度の数値と比較する手法である。数値の推移から傾向を読み取るためには、単に前年度との比較を行うのみならず、少なくとも5年程度の期間を対象として分析を行う必要といえる。

また、地方公共団体を取り巻く環境の変化、すなわち、市町村合併や地方財政制度の変化などの影響を受けることにも留意が必要である。

b 類似団体比較

類似団体比較は、同一時点において当該団体の数値や指標を類似団体と比較する手法である。類似団体の選定に当たっては、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、一般市町村という類型によることができるが、都道府県、一般市町村にあつては、さらに人口規模、財政力などを考慮することが必要である。また、類似団体平均値との比較を行うことも可能である。なお、住民に対しては、近隣団体との比較も身近な情報として有用な場合もある。

c 基準値（目標値）比較

基準値（目標値）比較は、指標の数値を基準値（目標値）と比較するものである。このようなものには、財政健全化法の健全化判断比率である実質公債費比率について25%が早期健全化基準として明確に定められているものや、何々比率について何%未満が望ましいなど、目標値（目安）として参考にされるものがある。

d セグメント比較

企業会計において、セグメント情報とは、連結財務諸表の作成に際して、連結集団の多角化した事業内容に関する詳細な財務情報を提供するため、事業の種類別、親会社及び子会社の所在地別等の区分単位（セグメント）に分けたものとされる。

エ 減価償却に関わる分析方法

減価償却を行うことによって可能となる分析として、ここでは、資産老朽化比率と住民1人当たり人件費・物件費等について見ていくことにする。

a 「資産老朽化比率」(B/S)

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。さらに、「有形固定資産明細表」(改訂モデル附属明細表2-1)、「主な施設の状況」(改訂モデル附属明細表2-2)を使用すれば、行政目的別あるいは施設別の資産老朽化比率も算定することができる。

資産老朽化比率 = 減価償却累計額 / (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額)

長野市の普通会計について、経年比較と類似団体比較を挙げておく。

*減価償却累計額、有形固定資産有形固定資産－土地＋減価償却累計額の単位は千円。

長野市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	380,822,390	385,321,860	406,174,649	427,267,654
有形固定資産 －土地＋減価 償却累計額	897,687,476	900,665,646	921,401,629	939,942,511
資産老朽化比 率	42.4%	42.8%	44.1%	45.5%

(松本市は基準モデルのため財務書類上に数値なし)

松本市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	—	—	—	—
有形固定資産 －土地＋減価 償却累計額	—	—	—	—
資産老朽化比 率	—	—	—	—

高崎市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	301,359,448	317,910,660	334,684,315	—
有形固定資産 －土地＋減価 償却累計額	704,419,125	724,414,215	734,942,765	—
資産老朽化比 率	42.8%	43.9%	45.5%	—

上田市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	135,811,442	142,824,481	149,859,592	—
有形固定資産 －土地＋減価償却累計額	299,492,474	305,701,334	311,083,545	—
資産老朽化比率	45.3%	46.7%	48.2%	—

上越市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	258,215,621	271,872,594	285,533,536	—
有形固定資産 －土地＋減価償却累計額	540,549,357	549,701,930	559,111,589	—
資産老朽化比率	47.8%	49.5%	51.1%	—

(富山市は基準モデルのため財務書類上に数値なし)

富山市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	—	—	—	—
有形固定資産 －土地＋減価償却累計額	—	—	—	—
資産老朽化比率	—	—	—	—

金沢市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
減価償却累計額	—	—	—	449,704,804
有形固定資産 －土地＋減価償却累計額	—	—	—	952,109,178
資産老朽化比率	—	—	—	47.2%

長野市の有形固定資産明細表から作成した行政目的別の資産老朽化比率を挙げておく。

*取得価額、減価償却累計額の単位は千円。

(平成 22 年度)	取得価額	減価償却累計額	資産老朽化比率
生活インフラ	443,524,860	164,945,010	37.2%
教育	239,052,271	85,288,494	35.7%
福祉	26,949,659	16,336,706	60.6%
環境衛生	47,504,935	29,652,070	62.4%
産業振興	95,945,858	64,487,416	67.2%
消防（警察）	11,315,473	8,187,850	72.4%
総務	36,372,590	16,424,314	45.2%

(平成 23 年度)	取得価額	減価償却累計額	資産老朽化比率
生活インフラ	453,386,376	174,740,705	38.5%
教育	246,205,376	90,069,543	36.6%
福祉	27,527,286	17,153,518	62.3%
環境衛生	48,317,015	31,096,638	64.4%
産業振興	97,401,744	67,176,154	69.0%
消防（警察）	11,829,010	8,474,187	71.6%
総務	36,734,822	17,463,904	47.5%

(平成 24 年度)	取得価額	減価償却累計額	資産老朽化比率
生活インフラ	460,810,752	184,631,054	40.1%
教育	253,573,601	94,993,654	37.5%
福祉	27,836,766	17,971,364	64.6%
環境衛生	49,263,841	32,547,459	66.1%
産業振興	98,438,791	69,820,596	70.9%
消防（警察）	12,441,703	8,793,109	70.7%
総務	37,577,057	18,510,418	49.3%

b 「住民一人当たり人件費・物件費等」(P/L)

発生主義で計上した人件費・物件費等の額を次式により住民一人当たり人件費・物件費等とすることにより、地方公共団体の経常的な行政活動に係る効率性を測定することができる。また、この指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の評価が可能になる。

$$\text{住民一人当たり人件費・物件費等} = \text{人件費・物件費等} / \text{住民基本台帳人口}$$

長野市の普通会計について、経年比較と類似団体比較を挙げておく。

*人件費・物件費等及び住民一人当たり人件費・物件費等の単位は千円、住民基本台帳人口の単位は人。

長野市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	65,187,911	62,966,237	63,916,953	63,962,871
住民基本台帳人口	381,905	388,687	387,892	386,979
住民一人当たり人件費・物件費等	171	162	165	165

松本市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	33,776,337	35,148,485	35,814,217	—
住民基本台帳人口	241,478	243,037	243,439	—
住民一人当たり人件費・物件費等	140	145	147	—

高崎市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	59,003,191	59,011,984	56,831,272	—
住民基本台帳人口	374,749	375,288	375,761	—
住民一人当たり人件費・物件費等	157	157	151	—

上田市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	24,208,957	24,212,197	24,416,448	—
住民基本台帳人口	159,657	159,536	159,116	—
住民一人当たり人件費・物件費等	152	152	153	—

上越市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	47,827,783	46,291,404	48,379,546	—
住民基本台帳人口	207,497	206,499	205,145	—
住民一人当たり人件費・物件費等	230	224	236	—

富山市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等（注）	89,493,000	93,120,000	89,011,000	—
住民基本台帳人口	417,790	417,734	417,108	—
住民一人当たり人件費・物件費等	214	223	213	—

（注）普通会計＋特別会計＋公営企業会計

金沢市	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費・物件費等	—	—	—	66,367,961
住民基本台帳人口	—	—	—	451,729
住民一人当たり人件費・物件費等	—	—	—	147

オ 近隣各市で公開している指標の種類

長野市では、歳入額対資産比率、純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支の4つの指標を公開しているが、近隣各市で公開している指標の種類について調査した。

* 指標番号は、上記、イ分析の視点と指標の番号である。

○が付いている箇所が、各市において財務書類4表と共に掲載されている指標である。

指標番号	長野市 改訂モデル 386千人	松本市 基準モデル 243千人	高崎市 改訂モデル 375千人	上田市 改訂モデル 157千人	上越市 改訂モデル 202千人	富山市 基準モデル 420千人	金沢市 改訂モデル 464千人
①		○		○	○		○
②				○	○		○
③	○		○	○	○		
④			○	○	○		
⑤	○	○	○	○	○	○	○
⑥	○	○	○	○	○	○	○
⑦		○		○	○		○
⑧	○	○	○	○	○	○	○
⑨		○		○	○		○
⑩		○			○		
⑪			○	○	○		
⑫			○	○	○		
⑬			○	○	○		
			他に ・地方債の償還可能年数	他に ・地方債の償還可能年数 ・市民一人当たり資産額対負債額 ・将来負債比率と純資産比率 ・連結赤字比率と将来負担比率	他に ・地方債の償還可能年数		

カ 財務書類の内部管理への活用

行政コスト計算書は、一会計期間における人件費、物件費等のほか、減価償却費や退職給付費用（退職手当引当金繰入）も含めたフルコストを計上するものである。したがって、行政コスト計算書を事業別・施設別に細分化して作成し（事業別・施設別行政コスト計算書）、行政評価と連携させることにより、正確なコストに基づいた行政サービスの評価が可能となる。

また、事業別・施設別行政コスト計算書を作成することによって、受益者負担の適正化や施設管理の効率化に資する情報を提供することが可能となる。

すなわち、事業別・施設別行政コスト計算書を作成することにより、セグメント分析を行うことが可能となり、財務書類の内部管理情報としての質を高めるのである。

施設別行政コスト計算書の例を2つ挙げておく。

例1 図書館運営に係る行政評価

行政コスト計算書

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	増減
人にかかるコスト	×××	×××	×××
人件費	×××	×××	×××
退職手当引当金繰入額	×××	×××	×××
物にかかるコスト	×××	×××	×××
物件費	×××	×××	×××
維持修繕費	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××
その他のコスト	×××	×××	×××
公債費利子	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××
内訳 貸出サービス	×××	×××	×××
施設サービス	×××	×××	×××
講座サービス	×××	×××	×××

利用状況等

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
図書館貸出サービス業務			
貸出利用者数 (人)	×××	×××	×××
貸出冊数 (冊)	×××	×××	×××
施設サービス業務			
施設利用回数 (回)	×××	×××	×××
講座サービス業務			
講座受講者数 (人)	×××	×××	×××

評価指標

(単位:円)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	増減
貸出利用者 1 人当コスト	×××	×××	×××
貸出 1 冊当コスト	×××	×××	×××
施設サービス利用 1 回当コスト	×××	×××	×××
講座サービス受講者 1 人当コスト	×××	×××	×××

例 2 施設使用料の改定

行政コスト計算書

(単位:千円)

	文化会館	
	平成 24 年度 (改訂前)	平成 24 年度 (改訂後)
[経常費用]		
1.経常業務費用	×××	×××
①人件費	×××	×××
②物件費	×××	×××
消耗品費	×××	×××
維持修繕費	×××	×××
減価償却費	×××	×××
その他の物件費	×××	×××
③経費	×××	×××
業務費	×××	×××
委託費	×××	×××

貸倒引当金繰入	×××	×××
その他の経費	×××	×××
④業務関連費用	×××	×××
公債費（利払分）	×××	×××
2.移転支出	×××	×××
経常費用合計	×××	×××
[経常収益]		
経常業務収益	×××	×××
①業務収益	×××	×××
自己収入	×××	×××
その他の業務収益	×××	×××
②業務関連収益	×××	×××
経常収益合計	×××	×××
純経常費用（純行政コスト）	×××	×××

アウトプット指標

利用者数（延べ）	×××	×××
一人当たりコスト（円）	×××	×××
税外負担金（受益者負担の割合）	××%	××%

（3）減価償却に関わる固定資産台帳の整備

①固定資産台帳の必要性

現在、地方公共団体で作成している公有財産台帳は、資産計上が「庁舎」、「消防」のように大枠の単位で行われている。つまり、「庁舎」の中身について、建物、建物附属設備、構築物等の種類別に分かれてはいないのである。「庁舎」には、建物本体、給排水設備、冷暖房設備、駐車場、事務机、パソコン等様々なものがある。各資産は個別に修繕や取替を行うことになる。したがって、資産管理の観点からは、資産計上は修繕や取替を行う単位で管理することが必要である。また、公有資産台帳からは、資産の種類ごとの減価償却を行うことはできない。各資産は耐用年数が異なるので、別個に把握する必要がある。

そこで、固定資産台帳が必要となってくる。すなわち、固定資産台帳とは、財務書類に計上される公有財産の種類・資産名・用途・構造等を記載した台帳

で、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割をはたすとともに、公有財産の管理及び有効活用に役立てる台帳のことである。

②固定資産台帳整備の効果

固定資産台帳を作成することにより、従来、部署ごとに公有資産台帳や道路台帳により管理されていたものが、評価額等も含めたストック情報として一元的に管理されることになるため、資産の有効活用策の検討など、全庁的な観点からの適正な資産管理が可能となる。

また、固定資産台帳により一元的に整備された資産情報（資産価格、耐用年数、減価償却費、維持費、管理費等）をもとに、行政コストの分析や資産管理の将来推計などの活用を行うことができる。

③基準モデルにおける減価償却の取り扱い

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ 平成 20 年 12 月「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」から、減価償却に関わることを説明する。

ア 原則

建物・工作物（以下、建物等という。）の評価は、取得価額から減価償却累計額を控除することにより行う。工作物とは、道路、橋梁、公園、港湾、河川、水路等である。

イ 取得価額

取得価額とは、当該建物等を取得して事業の用に供するために投下された資金の総額である。取得価額には建物附属設備も含まれる。建物等を購入した場合の取得価額には、消費税、購入手数料、測量・登記費用等、当該建物等を取得のために要した付随費用も含まれる。

寄付等により無償で取得した場合の取得価額は、公正価値により評価を行う。公正価値は、鑑定評価、類似の建物等の取得価額、保険金額等を活用して算定する。

大きく時価と乖離した低廉な価額で取得した場合の取得価額も、無償で取得した場合と同様、公正価値により評価を行う。

ウ 資本的支出と修繕費等の区分

資本的支出と修繕費の区分については、法人税基本通達の定めに従って区分を行う。

a 資本的支出

資本的支出とは、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額である。例としては、

- i 建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分に係る費用の額
- ii 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- iii 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち、通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

b 修繕費

修繕費とは、通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその現状を回復するために要したと認められる部分の金額である。

c 区分が不明な場合

区分が不明な場合は、金額が 60 万円未満の場合、又は固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合には修繕費として取り扱うことができる。

エ 耐用年数

耐用年数及び償却率は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。省令の別表第一から第四に挙げられている減価償却資産の耐用年数表については、(1) 企業会計の減価償却でその抜粋を掲載したので、そちらを参考にしていきたい。

建物附属設備については建物等の取得価額に含めて計上するが、建物本体とは耐用年数が異なるので、原則として建物本体とは区分して管理する必要がある。この場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一」に従って構造・用途、細目、耐用年数を分類し、管理する。

オ 減価償却の方法

減価償却は、定額法（平成 19 年度税制改正における平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産の償却限度額計算方法）により算定する。平成 19 年 4 月 1 日以前に取得した資産についても同様である。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は 1 円未満切捨て、耐用年数経過後は備忘価額として 1 円（残存価額なし）を計上する。

建物等の簿価は、この方法により各年度行った減価償却の累計額を控除して求める。

カ 中古建物等を取得した場合の耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従って処理を行う。この点については、(1) 企業会計の減価償却で詳しく説明したので省略する。

キ 開始時の評価方法

開始時とは、新地方公会計モデルを最初に適用する年度のことである。この時点ですでに存在する建物等については、取得価額ではなく再調達価額を採用する。再調達価額とは、当該建物等と同等の物を開始時において新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいう。

再調達価額の範囲は、取得価額と同様で、建物等自体（附属設備も含む）の対価のほか、消費税、購入手数料、測量・登記費用等、当該建物購入のために要した付随費用も含む。

再調達価額の求め方は、当時の取得価額が判明する場合には取得価額に取得価額にデフレータを乗じて求め、取得価額が不明の場合には不動産鑑定評価や保険金額を用いて算定する。

なお、工作物については、類似の工作物との比較が困難であると思われるので、困難な場合は直近（5～7年）工事实績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができる。

ク 開始時の減価償却

開始時の建物等の簿価は、原則として、各建物等の取得時から開始時までの期間について減価償却を行い、この累計額を再調達価額から控除して算定する。

開始時の減価償却を行うにあたっては、当該建物等がいつ建設されたのか、また、外部から購入したものであればいつ取得したのかが分からなければならない。建設時期、取得時期が不明な場合にはそれぞれの計算方法に従って行うこととなる。

ケ 物品等の評価

機械器具、物品、船舶、航空機、車輛（物品等という）の評価についても、取得価額から減価償却累計額を控除することにより行う。

開始時において、残存価額が50万円未満のものや小規模資産等重要性が低いものは資産として計上しない。

④総務省方式改訂モデルにおける減価償却の取り扱い

取得価額は決算統計の普通建設事業費の積上げによって算定する。

減価償却の方法は残存価額をゼロとして定額法で行う。

耐用年数は決算統計上の区分に基づいた耐用年数を用いる。

[耐用年数表]

決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数
総務費		土木費	
庁舎等	50	道路	48
その他	25	橋りょう	60
民生費		河川	49
保育所	30	砂防	50
その他	25	海岸保全	30
衛生費	25	港湾	49
労働費	25	都市計画	
農林水産業費		街路	48
造林	25	都市下水路	20
林道	48	区画整理	40
治山	30	公園	40
砂防	50	その他	25
漁港	50	住宅	40
農業農村整備	20	空港	25
海岸保全	30	その他	25
その他	25	消防費	
商工費	25	庁舎	50
		その他	10
		教育費	50
		その他	25

(4) 監査の結果等

①実施した監査手続

ア 財務書類の分析について、近隣各市で公開している指標と長野市の指標の比較を行うため、各市のホームページより財務書類関係を手入手して、公開している指標の種類を調査した。

イ 平成 22 年 3 月の地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」に記載されている財務書類の内部管理への活用について、実際に行っているか否かを長野市の担当者に質問を行った。

ウ 減価償却の処理方法について、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」のうち、基準モデルにおける取り扱いに基づいて行われているか、長野市の担当者に質問を行った。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 「長野市財務書類 4 表」に挙げてある分析の指標は、歳入額対資産比率、純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支の四つである。例として比較した各市を見ると、長野市より多くの分析の指標を載せているところのほうが多い。中には、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」で示されている分析の指標のほとんどを載せている市もある。また、分析の説明についても、他市を見ると長野市より詳細に載せているところが多い。

財務書類の主たる利用者は住民である。住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を的確に示していくことが重要である。したがって、分析の指標の数を増やすことと説明をより詳細にすることを望みたい。

【 意 見 】

イ 長野市では、財務書類の内部管理への活用を行っていないとのことである。減価償却を含めたフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書を作成して、財務書類の内部管理への活用を図ることを望みたい。

【 意 見 】

ウ 長野市では、財務書類の作成は総務省方式改訂モデルで行っている。したがって、行政財産については決算統計データから数値を持ってきているため、基準モデルの取り扱いに基づいた処理はしていないとのことである。企業会計に近い減価償却を行うためには、まず固定資産台帳が必要となる。したがって、早期に固定資産台帳の整備に取り組むことを望みたい。

Ⅲ 未収金等

1. 自治体の有する債権

(1) 債権

債権とは、地方自治法第 240 条第 1 項に定められている「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」、すなわち金銭債権をいう。

具体的には、地方税、分担金、手数料や公の施設の使用料など、法令又は条例に基づく収入金である債権と、土地・建物などの財産の売買代金、貸付料などの契約に基づく収入金に係る債権がある。

(2) 債権の種類

自治体が財産として管理の対象としている債権には、公法上の原因（賦課などの処分）に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因（契約など）に基づいて発生する「私債権」がある。

公債権には、滞納が発生した場合、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分することが出来ず裁判所を通じた司法手続きにより徴収することとなる「非強制徴収公債権」がある。

(3) 債権管理の流れと時効期間

①債権管理の流れ

債権の種類		発 生	納入 通知	督 促	催 告	回 収	消 滅
公 債 権	強制徴収 公債権	賦課や処分な ど公法上の原 因による (不服申立可)	納 入 通 知 書 の 送 付	時効中断 あり	随 時 可 時 効 中 断 な し	滞納処分	時効期間 の経過に より消滅
	非強制徴 収公債権			督促手 数料等徴 収可 不服申 立可		裁判所を 通じた司 法手続き による	
私 債 権		契約など私 法上の原因 による(不 服申立不 可)		時効中断 あり 督促手 数料等徴 収不可 不服申 立不可		調停 支払督促 訴訟等	時効の援 用や債権 放棄等 により消滅

②時効期間

種類	根拠法令	時効期間
公債権	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年
	他の法律に定めがあるもの	個別法に定める期間
私債権	民法第 167 条第 1 項（基本的な民事債権）	10 年
	民法第 169 条第 1 項（定期給付債権） ※年又はこれより短い期間によって定めた金銭その他物の給付を目的とする債権	5 年
	民法第 170 条 ※医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権等	3 年
	民法第 173 条 ① 生産者、卸商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権 ② 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権等々	2 年
	民法第 174 条 ※動産の損料に係る債権等	1 年
	民法第 174 条の 2 ※確定判決によって確定した権利	10 年
	商法第 522 条（商事債権）	5 年

③時効の援用の要否と時効利益の放棄の可否

公債権は、債権債務関係をいつまでも不確実にしておくことは望ましくないとの考えから、時効によって利益を受けることの意味表示（時効の援用）がなくとも債権は消滅し、時効の利益を放棄することも許されない（地方自治法第 236 条第 2 項）。

これに対し、私債権は、消滅時効期間が経過しても、消滅時効によって支払わなくてもよくなる者（債務者）が、時効の援用をしない限り債権は消滅しない（民法第 145 条）。逆に時効の利益を受けることができる者は、その利益を拒絶することが出来る。

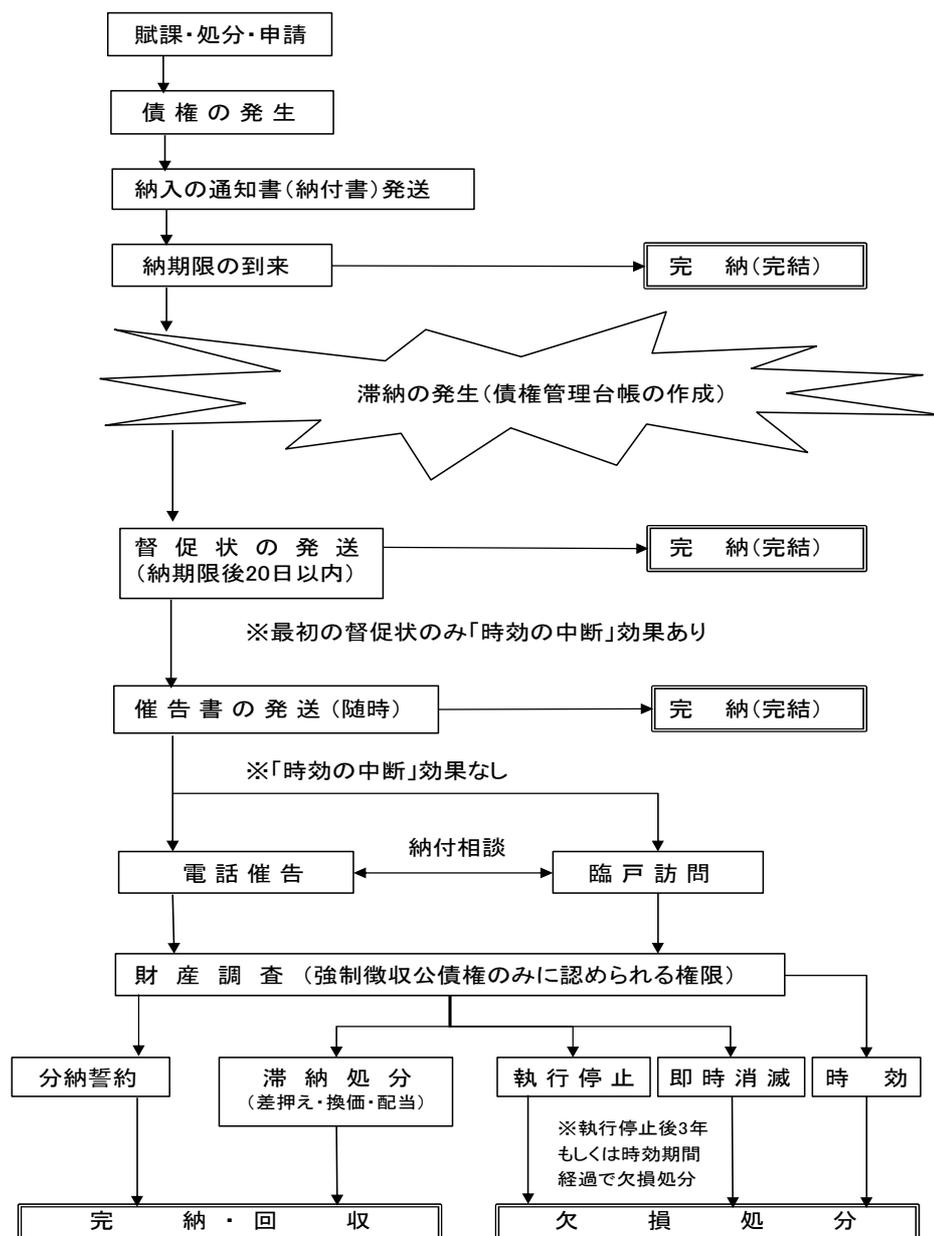
④時効の中断

時効の中断とは、時効の進行中にある一定の事実が発生した場合に、それまで経過してきた期間の経過を無意味にする制度である。私債権の場合には、相

手方に対して支払いを請求しても、請求後 6 ヶ月以内に訴え提起などをしない限り、請求時点での時効の中断は認められない。(民法第 147 条第 1 号、同法第 153 条)。なお、自治体が行う納入の通知・督促には、公債権、私債権を通じて時効の中断が認められる(地方自治法第 236 条第 4 項)。

(4) 債権区分に応じた管理フロー図

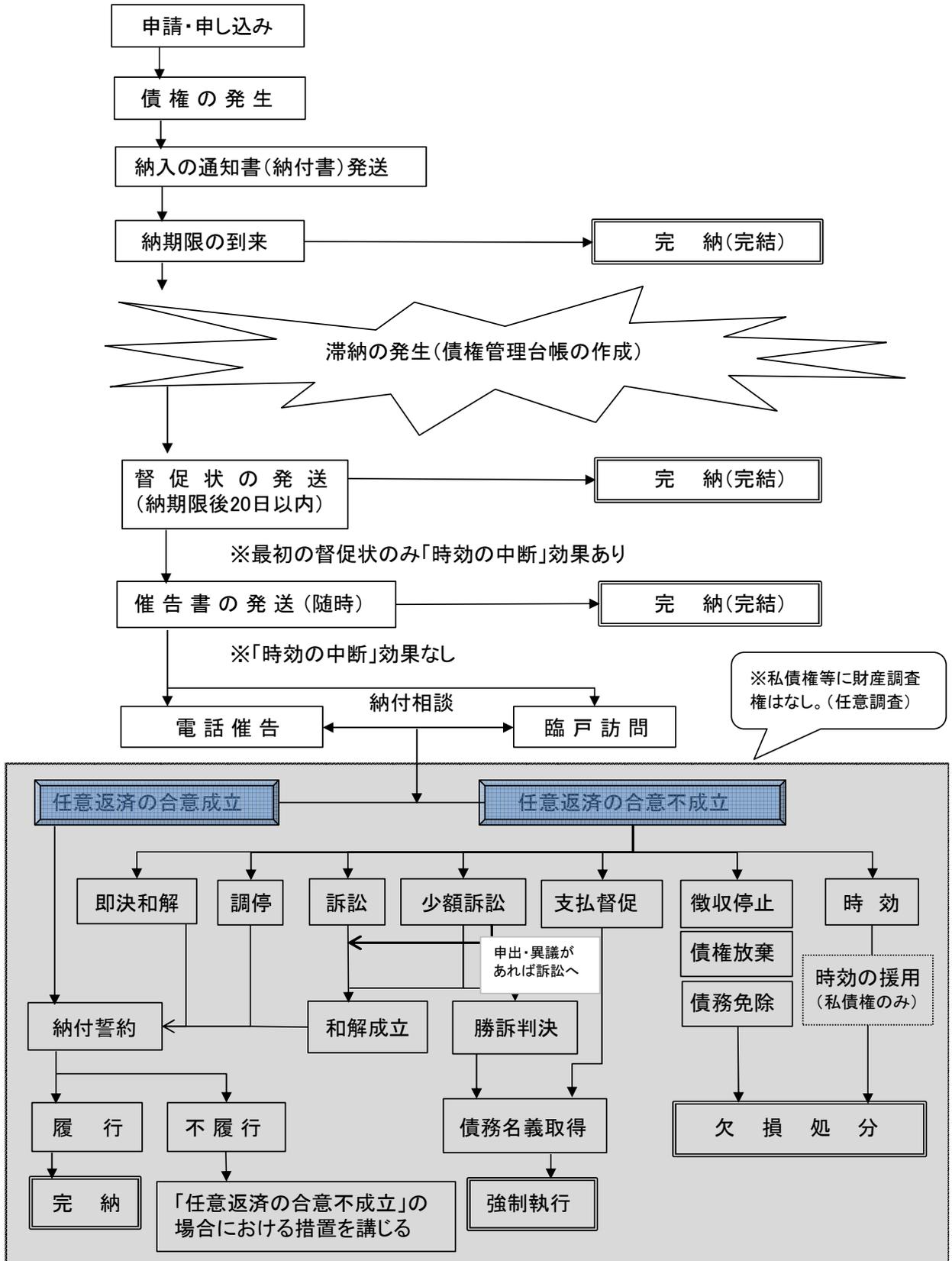
① 強制徴収公債権の場合



「執行停止」：地方団体の長は、①滞納者が滞納処分できる財産がない場合、②滞納処分することで滞納者の生活を著しく窮迫する場合、③滞納者の所在及び財産がともに不明な場合、のいずれかに該当する場合は、職権をもって執行停止することができる。(地方税法第15条の7第1項)

「即時消滅」：①滞納者が死亡し相続財産から徴収することができない場合、②法人が廃業して将来事業を再開する見込みがない場合などは、納付義務をただちに消滅することができる。(同第15条の7第5項)

② 非強制徴収公債権・私債権の場合



(5) 市の債権一覧表

	強制徴収公債権
	非強制徴収公債権
	私債権

凡例

監査対象とした平成 25 年 3 月 31 日現在における債権名称とその担当課			
担当課	債権名称	担当課	債権名称
財政部 収納課	租税債権（市税）	保健福祉部 保育家庭支援課	児童手当返還金
保健福祉部 保育家庭支援課	保育所保育料	保健福祉部 保育家庭支援課	児童扶養手当返還金
保健福祉部 人権同和政策課	改良住宅使用料	保健福祉部 保育家庭支援課	母子寡婦福祉資金貸付金
建設部 住宅課	市営住宅及び駐車場使用料	教育委員会 保健給食課	学校給食費（旧豊野町学校給食費）
環境部 生活環境課	し尿処理手数料	生活部 国民健康保険課	国民健康保険料
保健福祉部 人権同和政策課	住宅新築資金等貸付金	保健福祉部 高齢者福祉課	後期高齢者医療保険料
教育委員会 体育課	南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料に係る延滞利息	保健福祉部 介護保険課	介護保険料
商工観光部 産業政策課	空き店舗活用事業補助金返還金	生活部 医療事業課	長野市民病院診療費
環境部 廃棄物対策課	廃棄物撤去委託費	長野市上下水道局 営業課	水道料金
保健福祉部 厚生課	生活保護法に基づく返還金	長野市上下水道局 営業課	下水道使用料

(6) 債権管理監査視点

未収金に関する徴収等の一連の事務の執行は、地方自治法、市条例及び関係法令等の定めるところに従い、経済的、効率的、公平かつ適切に行われていなければならない。従って、事務の執行が法令遵守に立脚した効率性、公平性を保持しているかを中心に、関係資料等の閲覧、照合、状況聴取、及び質問を行うものである。

2. 租税債権

(1) 概要

昭和 41 年 10 月、長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の 2 市 3 町 3 村の大合併により、面積 404 平方キロメートル、人口 27 万人の都市となった。都市の拡大・発展の中で平成 8 年 9 月には人口 36 万人を超えることとなり、平成 9 年 4 月には市政施行以来 100 周年を迎えた。100 周年記念事業の最たるものとして、第 18 回オリンピック冬季競技大会、第 7 回パラリンピック冬季競技大会が開催された。オリンピック等の開催で、長く市民の願いであった新幹線・高速道が実現し、市内の都市基盤整備が急速に進んだ。また、平成 17 年には、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を編入合併、平成 22 年には、信州新町及び中条村を編入合併したことにより、面積 834.85 平方キロメートル、人口 38 万人余の都市となった。

このような市の沿革の中、市税は、都市宣言により、福祉・教育を初めとし、環境や土木等あらゆる事業について、市民の毎日の暮らしや住みよい街づくりのために使われる重要な財源であり、さらには「国から地方へ」税源移譲によって、その役割はますます重要になってきている。

市税としての法的根拠は、地方税法第 2 条により、地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。とされており、また第 3 条により、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。とされている。この地方税法の適用を受けて、長野市税条例では、第 1 条において、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。と定めており、市税を賦課徴収する法的根拠としている。

平成 24 年度の市税総額は、57,018,010 千円で、平成 20 年度をピークにその後徐々に下がってきており、歳入に占める市税の割合も 37.7%と、平成 21 年度以降は 40%を下回っている。とはいっても、市税は長野市の重要な財源であり、市民の生活環境や福祉の向上に役立てられており、自主財源の大凡 67%が市税となっている。

市税には種々あるが、その代表的な税目としては、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等があり、この他にも幾つかの税目があり課税されている。そして、市税に限ったことではないのであるが、税金の本来の姿として納期限内に納税者が自ら納める自主納税制度を採用している。当然のことながら、税負担の公平性と税収入は確保されていなければならない。さらには、健全な財政の確保、つまり、市の財政が長期的に安定し、健全で持続可能な運営がなされることを目的としている。

市税の納税義務者が、納期内納付を原則として納付することが、納税者にとっての義務であることを強く意識し、この意識を向上させるため、納税者の税に対する理解を深めることも重要な事項として位置づけられている。

課税された市税について、収納状況の把握を行い適正に納付されているかどうかの管理を行うことは非常に重要なことであり、市財政に大きな影響を及ぼす可能性があることから、これを専門に取り扱う部署を設置し、各税目の納期等の周知、口座振替推進のための啓発、口座振替データ作成及び収納管理、納付書により納付された税の収納管理、税の還付、過誤納等の充当処理、督促状の発送等の業務を行っている。従って、市税の未収金に関する収納状況、状態の把握を行いつつ、行政の役割として納付しやすい環境の整備も担っている。

個人の市県民税（普通徴収分）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納期限に関する納税カレンダーは以下のとおり。

納税カレンダー

納期限 (口座振替日)	軽自動車税	固定資産税	市県民税
		都市計画税	
平成 25 年 5 月 31 日	全期	1 期	
7 月 1 日			1 期
7 月 31 日		2 期	
9 月 2 日			2 期
10 月 31 日			3 期
平成 26 年 1 月 6 日		3 期	
1 月 31 日			4 期
2 月 28 日		4 期	

市の歳入と市税の関係は以下のとおりである。

歳入決算と市税推移

区分		年度				
		平成20	21	22	23	24
		千円	千円	千円	千円	千円
(ア)	一般会計歳入総額	140,447,527	147,015,387	150,743,669	152,497,546	151,115,935
(イ)	市 税 総 額	60,881,961	58,119,808	57,910,024	57,511,081	57,018,010
(ウ)	歳入に占める市税の割合 %	43.3	39.5	38.4	37.7	37.7
(エ)	1世帯当たりの市 税 (円)	411,029	381,506	377,998	373,141	367,849
(オ)	市民1人当たりの市 税 (円)	159,844	149,865	149,582	148,982	148,041
前 年 比 (%)	(ア)	104.4	104.7	102.5	101.2	99.1
	(イ)	100.6	95.5	99.6	99.3	99.1
	(エ)	99.8	92.8	99.1	98.7	98.6
	(オ)	100.7	93.8	99.8	99.6	99.4

※3月31日の人口・世帯との対比 25年3月31日 [人口385,150人
現 在 の [世帯155,004世帯

市税の納税義務者過去3年度分については以下のとおり。

市税納税義務者数

(単位:人、台、事業所)

税目別		年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
普 通 税	市民税 (個人)		184,339	182,988	183,304
	市民税 (法人)		10,834	10,959	11,097
	固定資産税		151,844	151,746	151,578
	軽自動車税		152,977	151,655	151,435
	市たばこ税		7	7	8
	特別土地保有税		-	-	-
目 的 税	入湯税		203,490	181,770	181,507
	事業所税		681	680	675
	都市計画税		102,036	101,616	100,943

軽自動車税については、平成24年度はそれ以前の年度より約1,300台増加している。

平成22年度から24年度の市税の徴収実績とその徴収率は以下のとおり。

市税徴収実績

(単位:千円、%)

税目別	年度別	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
		決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
普通 税 目 的 税	市民税 (個人分)	19,454,405	34.1	104.9	18,553,568	32.3	99.0	18,739,760	32.4	92.9
	市民税 (法人分)	6,365,342	11.2	104.6	6,085,198	10.6	91.3	6,661,791	11.5	117.7
	固定資産税	22,426,902	39.3	94.1	23,831,701	41.4	100.0	23,836,235	41.2	100.5
	軽自動車税	768,415	1.3	102.0	753,294	1.3	101.3	743,411	1.3	104.0
	市たばこ税	2,353,834	4.1	98.7	2,385,085	4.1	114.2	2,089,388	3.6	103.3
	特別土地保有税	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	入湯税	29,404	0.1	112.4	26,149	0.0	101.5	25,772	0.0	109.6
	事業所税	1,891,302	3.3	98.7	1,916,948	3.3	103.7	1,848,916	3.2	99.7
	都市計画税	3,728,406	6.5	94.2	3,959,135	6.9	99.9	3,964,748	6.8	100.3
	合計	57,018,010	100.0	99.1	57,511,081	100.0	99.3	57,910,024	100.0	99.6

徴収率	区分	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
		現年課税分	滞納繰越	合計	現年課税分	滞納繰越	合計	現年課税分	滞納繰越	合計
	普通税	98.85	27.97	95.85	98.73	28.17	95.52	98.62	26.26	95.35
	市民税	98.87	28.07	95.92	98.70	26.20	95.27	98.63	26.80	95.45
	固定資産税	98.72	27.93	95.37	98.64	30.18	95.36	98.50	25.71	94.88
	その他	99.63	26.44	98.79	99.59	28.23	98.78	99.55	27.59	98.64
	目的税	99.01	27.00	96.31	98.93	28.78	96.29	98.77	25.87	95.78
	合計	98.87	27.89	95.89	98.75	28.22	95.60	98.64	26.22	95.40

市税は、納税者が定められた納期限までに自主的に納めることになっているが、納期限までに完納されない場合には、納期限内に納められた方との公平性を保ち、市の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金を加算するほか、滞納処分を行うことになる。

滞納処分とは滞納者の意思に関わりなくその人の財産を差押え換価し、滞納になっている税金に充てて完納させる一連の手続をいうが、この滞納額の発生が、本監査報告書にいう市税の未収金という事になる。

市税について未収金が発生した場合、督促状の発付がなされ、督促手数料の請求と、納付される日までの延滞金が発生する。次の表は、それらについて代表的な税目ごとに示した表である。

督促状発付及び督促手数料・延滞金推移

(1) 督促状

(単位:件)

種別	年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
個人市民税		57,560	61,612	61,542	61,931	53,463	51,449	50,896
法人市民税		1,142	1,166	1,164	1,220	1,179	1,151	994
固定資産税		47,102	46,549	47,911	46,702	47,800	47,225	46,073
軽自動車税		22,418	21,745	21,413	21,270	22,150	22,020	21,761
その他		27	31	44	38	32	28	24
計		128,249	131,103	132,074	131,161	124,624	121,873	119,748
対前年比%		98	102	100.7	99.3	95.0	97.8	98.3

(2) 督促手数料及び延滞金

(単位:千円)

年度	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		平成23		平成24	
区分	件数	金額												
督促手数料	104,698	10,452	104,568	10,513	106,420	10,671	109,805	11,048	105,459	10,774	103,743	10,881	105,390	10,441
対前年比%	99.0	98.8	99.9	100.6	101.8	101.5	103.2	103.5	96.0	97.5	98.4	101.0	101.6	96.0
延滞金	10,373	70,064	13,588	60,815	14,088	51,299	16,582	67,825	16,571	61,466	18,168	87,629	17,196	70,420
対前年比%	95.3	142.3	131.0	86.8	103.7	84.4	117.7	132.2	99.9	90.6	109.6	142.6	94.6	80.4

地方税法第 331 条では、「督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに税の完納がないとき」は、「財産を差押えなければならない」とされている。

納付がない場合は、財産調査（国税徴収法第 141 条による質問検査権）を実施し、差押え、換価（差押えた財産の取立て、公売）を行い、滞納市税に充てることになっている。

市税を滞納したことを原因とした財産差押えの年度別実績推移は次のとおりである。

財産差押推移

年度 区分	前年度よりの 繰越金(ア)	本年度の差押	計 (イ)	本年度における差押解除			翌年度への繰越 (イ)-(エ) (オ)	(エ)/(イ) %	(オ)/(ア) %
				換価・公売によ るもの(ウ)	徴収その他に よるもの	計 (エ)			
平成18年	1,557 2,076,004,292	1,005 1,476,681,146	2,562 3,552,685,438	745 674,196,902	249 886,315,471	994 1,560,512,373	1,568 1,992,173,065	43.9	96.0
平成19年	1,568 1,992,173,065	1,055 964,309,526	2,623 2,956,482,591	772 437,048,047	232 464,410,652	1,004 901,458,699	1,619 2,055,023,892	30.5	103.2
平成20年	1,619 2,055,023,892	1,315 723,064,279	2,934 2,778,088,171	887 545,166,416	300 356,085,950	1,187 901,252,366	1,747 1,876,835,805	32.4	91.3
平成21年	1,747 1,876,835,805	1,253 606,407,600	3,000 2,483,243,405	899 368,494,763	321 226,102,368	1,220 594,597,131	1,780 1,888,646,632	23.9	100.6
平成22年	1,780 1,888,646,632	1,731 1,147,506,753	3,511 3,036,153,385	1,306 689,324,189	299 166,858,257	1,605 856,182,446	1,906 2,179,970,939	28.2	115.4
平成23年	1,906 2,179,970,939	1,748 785,813,797	3,654 2,965,784,736	1,494 558,168,982	255 231,825,151	1,749 789,994,133	1,905 2,175,790,603	26.6	99.8
平成24年	1,905 2,175,790,603	1,623 591,882,798	3,528 2,767,673,401	1,262 514,489,209	289 221,589,203	1,551 736,078,412	1,977 2,031,594,989	26.6	93.4

市税について、既に調定されている歳入が以下の理由により徴収し得なくなり、今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理することを不納欠損処理という。

消滅時効・・・徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)(地方税法第18条)。

執行停止3年継続

・・・滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。(地方税法第15条の7第4項)。

即時欠損処理

・・・滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。(地方税法第15条の7第5項)。

税目ごとの年度別の不納欠損額の推移は次のとおり。
年度ごとにバラつきがあるのが判る。

不納欠損処分推移

(単位:円)

税目	年度	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
		件数	金額								
市民税		4,643	126,828,276	4,719	110,987,774	3,284	50,060,754	3,618	68,596,583	3,243	83,562,206
個人 法人		4,496	116,091,470	4,554	99,212,256	3,167	41,312,377	3,441	57,272,002	2,935	62,464,479
		147	10,736,806	165	11,775,518	117	8,748,377	177	11,324,581	308	21,097,727
固定資産税		3,514	134,808,088	2,969	101,532,801	2,751	90,288,186	2,453	48,288,349	2,817	76,355,111
軽自動車税		792	2,979,927	843	3,420,133	668	2,581,507	709	2,805,325	717	2,757,968
入湯税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所税		4	3,347,900	2	925,840	2	649,245	-	-	1	519,100
都市計画税		(3,514)	23,251,063	(2,969)	17,190,231	(2,751)	15,254,432	(2,453)	8,114,241	(2,817)	12,858,151
市税計		8,953	291,215,254	8,533	234,056,779	6,705	158,834,124	6,780	127,834,498	6,778	176,052,536
対前年比%		123	160	95	80	79	68	101	81	100	138
県民税		(4,496)	49,261,350	(4,554)	42,896,921	(3,167)	18,205,984	(3,441)	28,127,846	(2,935)	41,340,220
合計		8,953	340,476,604	8,533	276,953,700	6,705	177,040,108	6,780	155,962,344	6,778	217,392,756

市税収入確保に向けた取り組み

口座振替は窓口納付と比べると納税義務者である市民にとっても便利な上、行政にとっても納期内での納付が多くなるため確実な税の徴収につながるほか、金融機関等に支払う納付手数料が窓口納付等他の納付方法と比べて安価であり、行政コストの縮減に貢献している。

口座振替加入状況(年度末)

総体

(単位:人・円)

年度	種別	人数			金額		
		納税義務者数	口座振替人数	口座率 (%)	調定額	口座振替分調定額	口座率 (%)
平成 20年		327,021	142,503	43.6	39,152,681,200	17,978,600,000	45.9
平成 21年		339,659	151,056	44.5	40,420,104,600	17,369,169,300	43.0
平成 22年		317,250	139,329	43.9	35,833,564,100	16,446,662,700	45.9
平成 23年		318,120	140,257	44.1	35,535,076,200	16,432,980,100	46.2
平成 24年		319,691	140,969	44.1	34,340,976,800	15,894,672,100	46.3
内 訳							
	市県民税 (普通徴収分)	65,590	23,748	36.2	7,662,301,900	3,313,782,000	43.2
	固定資産税 (都市計画税含む)	147,706	91,513	62.0	25,908,156,500	12,415,270,300	47.9
	軽自動車税	106,395	25,708	24.2	770,518,400	165,619,800	21.5

平成 25 年度の新たな取り組みとして、市税のコンビニ納付・ペイジー納付を 4 月から開始した。その実績は次のとおり。

コンビニ納付・ペイジー納付の実績表

収納月	H25.4月～11月
税目	(すべて)

合計/件数		収納チャネル チャネル区分						
		MPN			MPN集計	コンビニ	コンビニ集計	総計
BK窓口営業時間内外	時間区分別	ATM	パソコン	モバイル	(A)	コンビニ	(B)	(A)+(B)
時間外	00:00～03:00		8		8	571	571	579
	03:00～06:00		6		6	556	556	562
	06:00～09:00	49	185	15	249	5,776	5,776	6,025
	09:00～12:00	179	72	12	263	4,384	4,384	4,647
	12:00～15:00	160	45	9	214	3,876	3,876	4,090
	15:00～18:00	1,228	185	32	1,445	19,266	19,266	20,711
	18:00～21:00	291	212	39	542	12,436	12,436	12,978
時間外 集計	21:00～24:00	2	126	13	141	3,355	3,355	3,496
時間内	09:00～12:00	1,021	335	30	1,386	15,026	15,026	16,412
	12:00～15:00	1,010	210	42	1,262	14,358	14,358	15,620
時間内 集計		2,031	545	72	2,648	29,384	29,384	32,032
総計		3,940	1,384	192	5,516	79,604	79,604	85,120

収納月	H25.4月～11月
-----	------------

合計/件数	収納チャネル チャネル区分						
	MPN			MPN集計	コンビニ	コンビニ集計	総計
税目	ATM	パソコン	モバイル	(A)	コンビニ	(B)	(A)+(B)
軽自動車税	491	163	21	675	31,001	31,001	31,676
個人市県民税	1,819	649	121	2,589	26,883	26,883	29,472
固定資産税・都市計画税	1,330	529	34	1,893	16,107	16,107	18,000
市税・一斉催告	300	43	16	359	5,613	5,613	5,972
総計	3,940	1,384	192	5,516	79,604	79,604	85,120

MPN：マルチペイメントネットワークの略

国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払について、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図り、以って公益に資する決済に関する新たな仕組み。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

租税債権

【2. 所属】

財政部収納課

【3. 債権の内容】

市・県民税
固定資産税・都市計画税
軽自動車税
事業所税

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

地方自治法第223条(通則)
地方税法第2条(通則)/3条第1項(通則)/5条(通則)/294条第1項(市)/342条第1項(固)/343条第1項(固)/442条の2第1項(軽)/701条の30(事)
長野市市税条例第3条(通則)/11条第1項(市)/53条第1項(固)/80条第1項(軽)/149条第1項(事)
※条文は別紙1のとおり

<徴収>

地方自治法第223条(通則)/地方税法第2条(通則)
地方税法第319条(市・県)/364条第1項(固)/446条第1項(軽)/701条の45(事)
長野市市税条例第30条(市・県)/68条(固・都)/85条(軽)/155条(事)
※条文は別紙1のとおり

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙2のとおり

【6. 未収金の種類】

強制徴収公債権

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0 件	0 件	0 件
イ 少額訴訟	0 件	0 件	0 件
ウ 訴訟提起	0 件	0 件	0 件
エ 公法上の強制徴収制度	1,731 件	1,748 件	1,623 件
オ その他	139 件	200 件	117 件
交付要求			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	地方税法第15条及び第15条の5		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	19 件	16 件	18 件
イ 分納	8,115 件	8,819 件	8,339 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【9. 最終処理】

法的根拠	長野市財務規則第46条(不納欠損) / 地方税法第15条の7(滞納処分の執行停止)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	6,705 件	6,780 件	6,778 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	2,437 件	8,038 件	17,094 件
滞納処分の執行停止			

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

(統計なし) 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

47,278,500 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数 (統計なし) 件

完済者数 (統計なし) 件

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

最も比率が高い

イ 病気に伴う経済的困窮

ア (割合不明)

ウ その他の理由による経済的困窮

次に比率が高い

エ 正当な理由なし

イ (割合不明)

オ 調査未了のため理由不明

3番目に比率が高い

カ その他 ()

ウ (割合不明)

【11. 未収金額等の推移】

個人市民税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	476,042	18,760,966,972	471,217	18,546,991,435	475,307	19,435,218,856
	滞納繰越分	65,137	1,109,879,736	63,411	1,115,155,437	60,489	1,020,356,590
	合計	541,179	19,870,846,708	534,628	19,662,146,872	535,796	20,455,575,446
収入済額	現年度分	457,429	18,447,492,421	453,391	18,258,040,758	458,723	19,165,177,369
	滞納繰越分	16,982	292,268,031	17,275	295,527,508	16,977	289,228,253
	合計	474,411	18,739,760,452	470,666	18,553,568,266	475,700	19,454,405,622
不納欠損額	現年度分	31	408,473	83	982,593	60	647,483
	滞納繰越分	3,136	40,903,904	3,358	56,289,409	2,875	61,816,996
未収金額	現年度分	18,582	313,066,078	17,743	287,968,084	16,525	269,394,004
	滞納繰越分	45,021	776,707,801	42,894	763,338,520	40,788	669,311,341
	合計	63,603	1,089,773,879	60,637	1,051,306,604	57,313	938,705,345

法人市民税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	15,124	6,674,403,600	14,748	6,090,699,900	14,592	6,360,711,800
	滞納繰越分	1,380	67,023,439	1,421	107,930,008	1,325	102,178,492
	合計	16,504	6,741,427,039	16,169	6,198,629,908	15,917	6,462,890,292
収入済額	現年度分	14,707	6,638,664,361	14,348	6,060,337,313	14,324	6,339,509,953
	滞納繰越分	361	23,127,352	424	24,861,122	365	25,831,938
	合計	15,068	6,661,791,713	14,772	6,085,198,435	14,689	6,365,341,891
不納欠損額	現年度分	0	0	3	119,936	2	50,000
	滞納繰越分	117	8,748,377	174	11,204,645	306	21,047,727
未収金額	現年度分	433	35,739,239	423	30,242,651	284	21,151,847
	滞納繰越分	990	35,147,710	906	71,864,241	794	55,298,827
	合計	1,423	70,886,949	1,329	102,106,892	1,078	76,450,674

固定資産税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	597,657	23,640,629,700	599,337	23,554,907,600	600,592	22,181,675,900
	滞納繰越分	41,604	1,251,536,767	40,969	1,195,982,334	39,344	1,112,766,236
	合計	639,261	24,892,166,467	640,306	24,750,889,934	639,936	23,294,442,136
収入済額	現年度分	585,045	23,283,351,464	586,962	23,230,515,289	589,253	21,895,660,543
	滞納繰越分	10,419	321,717,367	11,613	360,989,289	11,043	310,764,930
	合計	595,464	23,605,068,831	598,575	23,591,504,578	600,296	22,206,425,473
不納欠損額	現年度分	124	4,502,515	154	1,857,799	163	4,415,091
	滞納繰越分	2,627	85,785,671	2,299	46,430,550	2,654	71,940,020
未収金額	現年度分	12,491	352,775,721	12,229	322,534,512	11,182	281,600,266
	滞納繰越分	28,558	844,033,729	27,143	788,562,495	25,895	730,061,286
	合計	41,049	1,196,809,450	39,372	1,111,097,007	37,077	1,011,661,552

軽自動車税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	151,435	746,079,200	151,655	755,741,800	152,977	770,507,200
	滞納繰越分	8,844	36,522,598	8,581	36,437,925	8,534	36,037,737
	合計	160,279	782,601,798	160,236	792,179,725	161,511	806,544,937
収入済額	現年度分	148,645	733,334,107	148,818	743,006,768	150,417	758,887,745
	滞納繰越分	2,342	10,077,059	2,177	10,288,095	2,150	9,527,331
	合計	150,987	743,411,166	150,995	753,294,863	152,567	768,415,076
不納欠損額	現年度分	10	41,300	18	68,800	30	120,800
	滞納繰越分	658	2,540,207	691	2,736,525	687	2,637,168
未収金額	現年度分	2,780	12,703,793	2,819	12,666,232	2,530	11,498,655
	滞納繰越分	5,845	23,905,332	5,731	23,413,305	5,750	23,873,238
	合計	8,625	36,609,125	8,550	36,079,537	8,280	35,371,893

事業所税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	689	1,850,427,900	691	1,920,214,600	695	1,892,404,100
	滞納繰越分	26	38,449,639	29	29,118,500	31	32,385,100
	合計	715	1,888,877,539	720	1,949,333,100	726	1,924,789,200
収入済額	現年度分	682	1,838,620,200	685	1,911,408,200	690	1,884,299,000
	滞納繰越分	12	10,296,200	11	5,539,800	15	7,002,800
	合計	694	1,848,916,400	696	1,916,948,000	705	1,891,301,800
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	2	649,245	0	0	1	519,100
未収金額	現年度分	16	11,807,700	11	8,806,400	13	8,105,100
	滞納繰越分	13	27,504,194	20	23,578,700	16	24,863,200
	合計	29	39,311,894	31	32,385,100	29	32,968,300

都市計画税		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	597,657	3,970,379,400	599,337	3,952,671,400	600,592	3,724,072,600
	滞納繰越分	41,604	211,515,988	40,969	201,752,936	39,334	187,425,771
	合計	639,261	4,181,895,388	640,306	4,154,424,336	639,926	3,911,498,371
収入済額	現年度分	585,045	3,910,376,500	586,962	3,898,239,255	589,253	3,676,063,138
	滞納繰越分	10,419	54,371,991	11,613	60,896,220	11,043	52,342,690
	合計	595,464	3,964,748,491	598,575	3,959,135,475	600,296	3,728,405,828
不納欠損額	現年度分	124	756,185	154	311,751	163	741,166
	滞納繰越分	2,627	14,498,247	2,299	7,832,490	2,654	12,116,985
未収金額	現年度分	12,491	59,246,715	12,229	54,120,394	11,182	47,268,296
	滞納繰越分	28,558	142,645,750	27,143	133,024,226	25,895	122,966,096
	合計	41,049	201,892,465	39,372	187,144,620	37,077	170,234,392

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
(2) 紙台帳による管理
(3) 台帳等なし
(4) その他 ()

該当する番号
(1)

【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

平成25年4月からコンビニ納付・ペイジー納付を導入（新たな収納方法の導入について、平成21年度から検討した結果、導入に至ったもの）

別紙 1 根拠法令・関連法令

[課税の根拠法令・関連法令]

地方自治法第 223 条

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

地方税法第 2 条

地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

地方税法第 3 条第 1 項

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

地方税法第 5 条

市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

地方税法第 294 条第 1 項

市町村民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によって、第 5 号の者に対しては法人税割額によって課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
- 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

五 法人課税信託（法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

地方税法第 342 条第 1 項

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

地方税法第 343 条第 1 項

固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は 100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

地方税法第 442 条の 2 第 1 項

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。

地方税法第 701 条の 30

指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

長野市税条例第 3 条

市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税
- (2) 事業所税

長野市税条例第 11 条第 1 項

市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によって、第 5 号の者に対しては法人税割額によって課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

長野市税条例第 53 条第 1 項

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対しその所有者（質権又は 100 年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。

長野市税条例第 80 条第 1 項

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

長野市税条例第 149 条第 1 項

事業所税は、事務所又は事業所（以下本節において「事業所等」という。）において法人又は個人が行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。

[徴収の根拠法令・関連法令]

地方税法第 319 条

個人の市町村民税の徴収については、第 321 条の 3、第 321 条の 7 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 321 条の 7 の 8 第 1 項又は 4 の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

地方税法第 364 条第 1 項

固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

地方税法第 446 条第 1 項

軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

地方税法第 701 条の 45

事業所税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

長野市市税条例第 30 条

個人の市民税徴収については、第 35 条、第 38 条の 2 第 1 項、第 38 条の 5 又は第 45 条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

長野市市税条例第 68 条

固定資産税は、普通徴収の方法によって徴収する。

長野市市税条例第 85 条

軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

長野市市税条例第 155 条

事業所税は、申告納付の方法によって徴収する。

別紙2 回収のルール・基準・マニュアル・手順書フロー図

平成25年度収納課徴収事務指針

I 滞納整理の圧縮に関する基本方針

- 1 現年課税分の徴収率100%を目標に取り組む。
- 2 滞納繰越分を極力圧縮する。

II マネジメントを重視した組織運営

- 1 組織を挙げた進行管理（マネジメント）を行う。
- 2 徴税吏員が自ら業務管理をし、管理監督者が進行管理を徹底する。
- 3 業務管理は、日常業務に対して「PDCAサイクル」を実践する。
P＝プラン（計画立案）
D＝ドゥ（事務の執行）
C＝チェック（分析・検証・評価）
A＝アクション（見直し） → スピードと効率化が要求される。

III 滞納整理の最終結論は、滞納処分と停止処分であることを再確認する。

- 1 滞納処分できる財産が判明した場合 → 滞納処分
- 2 滞納処分を執行する財産がない → 滞納処分の執行の停止
- 3 徴税吏員の仕事として最も重要なことのひとつは、徹底した財産調査
- 4 滞納処分と納税の猶予を適切に適用し滞納整理を進める。

IV 現年課税分の早期滞納整理

- 1 催告については、一斉催告及び収納支援システムによる「催告書」「差押予告」「差押事前通知書」の文書催告を案件に応じて適切に実施する。
- 2 一斉催告のサイクルは、当該年度の徴収状況等を勘案して決定する。
- 3 「差押予告」後未納の状況において、財産調査を徹底的に実施する。
- 4 現年高額案件を見逃さず、早期に差押予告とともに財産調査を実施する。
- 5 催告にも納付がない場合は、財産がある場合には滞納処分により年度内徴収に努め、停止の要件に合致する場合は執行停止を行う。

V 滞納繰越分の圧縮

- 1 滞納繰越分会計の閉鎖が3月末日であることを常に意識し、早期着手・早期整理を徹底する。
- 2 動産、自動車については、積極的に搜索・差押を実施し、インターネット

公売システムを活用し、換価を進める。

- 3 可能な限り財産調査を実施し、多種の滞納処分により債権確保を図り、換価を実施すると共に、最終的に換価可能財産が消滅したものについては、執行停止を実施する。

VI 市民に対する市の徴税意欲のアピール

- 1 動産、不動産の公売等、積極的に滞納処分を実施している現状を、市議会、媒体等を利用し広くアピールすることにより、市民の納税意欲を高める。

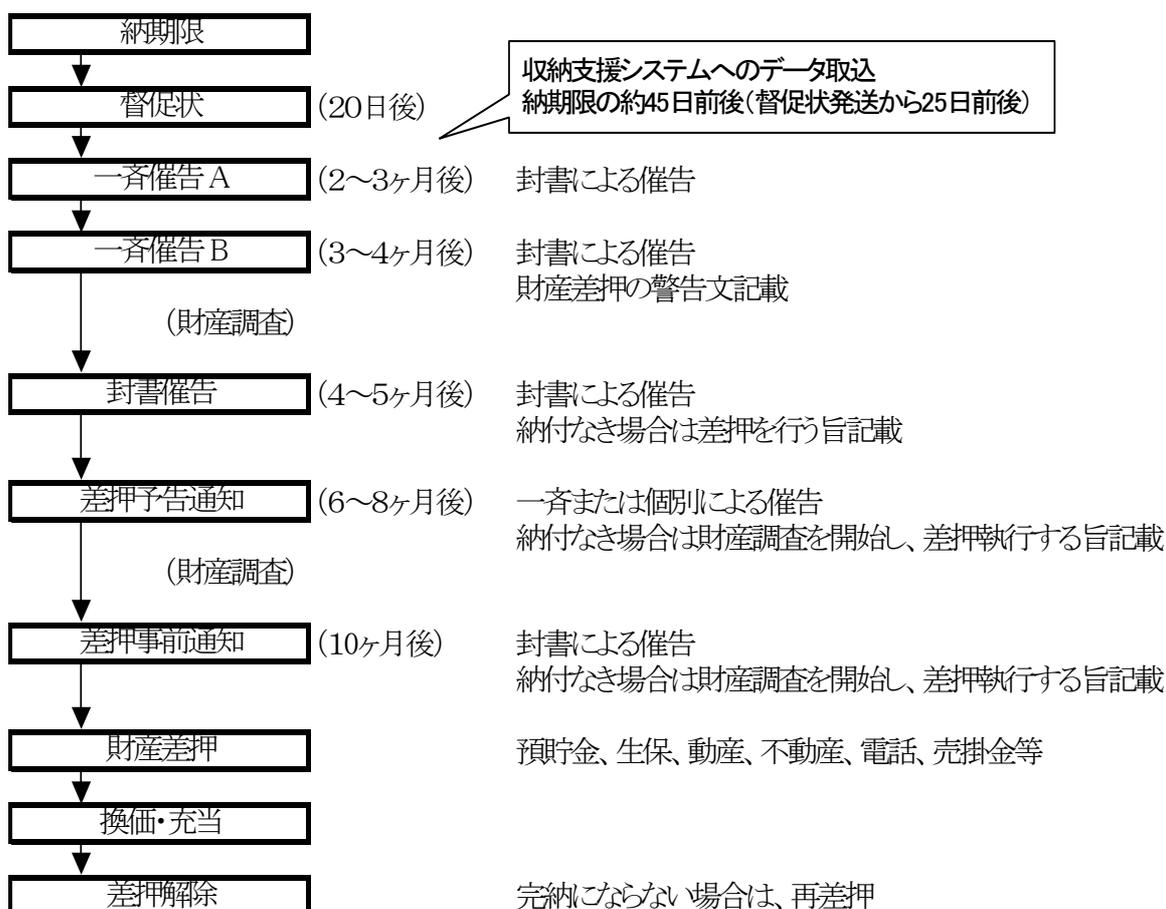
VII 平成 25 年度滞納整理重点対策

- 1 管理監督者の担当
部主幹 1名 収納管理担当及び徴収 1～3 班担当の総括
補佐兼室長 1名 特別滞納整理室、徴収総務班担当の総括
- 2 滞納額の縮減という組織目標達成に対して、徴収担当者自らがどの程度貢献できているかが明確に認識できるよう、滞納整理の成果としての徴収率・差押件数・充当額等を可視化し徴収担当者にフィードバックすることを徹底する。
- 3 滞納繰越時点の滞納構造の分析を行った上で、徴収率に大きな影響がある概ね 20 万円以上等の滞納繰越滞納者について各担当者別にリスト化を行い、定期的に進捗率を確認し、担当者の顕彰または指導を行う。
- 4 体系的な徴収職員研修は、徴収職員のスキル向上のために不可欠であるため、OJTの核として班単位の「班カンファレンス」を位置づけるとともに、「徴収カシナジー」などのOffJITを組み合わせることにより、徴収担当全体のレベルアップを図る。
- 5 平成 25 年度 1 月に施行された不利益な行政処分の理由付記について、国・県・他市の対応状況に関する情報収集を行い、適切に実施する。
- 6 移管 3 年目となる長野県地方税滞納整理機構と連携し、同機構への移管効果を最大限高め、同機構への移管が真に実のあるものになるよう管理するとともに、移管効果を検証した上で今後の移管形態も含めて検討する。

滞納整理・処分の一般的な流れ

- ・ 基本的な滞納整理の流れは、下表のとおり。
- ・ 倒産等の緊急案件は、速やかに債権確保を行っている。
- ・ 滞納者の状況により、分割納付（納付誓約）を取付け、並行して財産・現地調査等を実施し、不履行の際は滞納処分へ移行する。

滞納整理の流れ



平成 25 年度徴収事務計画表

月	日 程	滞納処分 (徴収業務)	内 容	ネット公売	停止処分	行 事
4	1 日～中旬	国税還付金差押				コンビニ・ページー開始
		高額滞納者リスト (現年) 確認 (差押実施)				初任者研修 (4/3)
	11 日 (木)			No. 1 参加申込開始		研修 (4/10)
	25 日 (木)	一斉催告 (レベル 3) 一斉催告 (レベル 2) 一斉催告 (レベル 1)		No. 1 参加申込締切		初任者研修 (4/9, 4/16)
5	滞納整理強化月間		差押 (債権・動産) 強化 (現年・滞繰)			理由付記研修 (5/14)
			夜間・休日催告・現地調査			
			新年度固定資産税		No. 1 入札開始	
	7 日 (火)			No. 1 入札締切 (せり)		
	9 日 (木)			No. 1 入札締切 (入札)		
	15 日 (水)		長野県地方税滞納整理機構へ事案引継依頼 第一次			
			新年度軽自動車税		No. 1 入札締切 (入札)	
14 日 (火)			No. 1 入札締切 (入札)			
24 日 (金)			No. 2 参加申込開始			
31 日 (金)		長野県地方税滞納整理機構へ事案引継依頼				
現 年 課 税 分 出 納 閉 鎖						
6	1 日～	出納閉鎖決算事務 県外・県内案件実態調査実施	不納欠損処理		執行停止開始	定例市議会 執行停止研修 (6/13, 6/18)
		固死亡人課税調査				
		20万円以上滞繰滞納者処理リスト				
	10 日 (月)			No. 2 参加申込締切		
	17 日 (月)		新年度市県民税 (普徴)		No. 2 入札開始	
	19 日 (水)				No. 2 入札締切 (競り)	
24 日 (月)				No. 2 入札締切 (入札)		
		一斉催告 (レベル 3・4)				
7	1 日～	調査強化月間				収納向上対策協議会 徴収カシナジー (7/2) 決算審査
	8 日 (月)～	高額滞納者 (100万以上) ヒアリング (対応方針報告)				
	5 日 (金)			No. 3 参加申込開始		
		差押事前通知 (滞納繰越滞納者) 発送				
		高額事案滞納処分 (順次継続)				
		時効リスト案件処理 (差押・執行停止) 確認				
19 日 (金)				No. 3 参加申込締切		
26 日 (金)				No. 3 入札開始		
28 日 (日)				No. 3 入札締切 (競り)		
		一斉催告 (レベル 4) 一斉催告 (レベル 1)				

8	1日～ 2日(金) 13日(火) 27日(火)	差押強化 一斉催告(レベル2) 一斉催告(レベル1)		No.3 入札締切(入札) No.4 参加申込開始 No.4 参加申込締切	徴収カシナジー(8/6) 徴収カシナジー(8/27)
	3日(火) 5日(木) 10日(火) 26日(木)	差押強化 出張徴収 一斉催告(レベル3) 一斉催告(レベル2) 一斉催告(レベル1)		No.4 入札開始 No.4 入札締切(競り) No.4 入札締切(入札) No.5 参加申込開始	定例市議会 成績優秀者顕彰 地方税徴収事務研修会 徴収実務研修(9/30)
10	11日(金) 18日(金) 20日(日) 25日(金)	出張徴収 一斉催告(レベル4) 一斉催告(レベル3) 一斉催告(レベル2) 一斉催告(レベル1)		No.5 参加申込締切 No.5 入札開始 No.5 入札締切(競り) No.5 入札締切(入札)	決算特別委員会 機構カウンターヒアリング 移管事務説明会
	6日(水) 15日(火) 20日(水) 26日(火) 28日(木)	 高額滞納者(100万以上)処理状況ヒアリング 広報特集号 一斉催告(レベル4) 一斉催告(レベル3) 一斉催告(レベル2) 移管予告通知対象者選定		No.6 入札開始 No.6 参加申込締切 No.6 入札開始 No.6 入札締切(競り)	定期監査 19市税務事務研修会
11					

12	滞納整理強化月間 2日(月) 3日(火) 中旬～下旬	広報特集号・FMぜんこうじ 差押(不動産・債権・動産)強化(現年・滞繰) 夜間・休日催告・現地調査＝搜索(動産差押)	No.6 入札締切(入札)	執行停止判別	定例市議会 予算市長査定 成績優秀者顕彰
	6日(月)～ 7日(火) 20日(月) 27日(月) 29日(水)	国税還付金差押 差押事前通知(滞繰滞納者)・差押予告(現年滞納者)発送 一斉催告(レベル1)	No.7 参加申込開始 No.7 参加申込締切 No.7 入札開始 No.7 入札締切(競り)	執行停止判別	機構ヒアリング書類作成 機構カウンターヒアリング
2	3日(月) 13日(木) 25日(火)	軽自動車税課税保留 国税還付金差押 機構移管ヒアリング書類提出 一斉催告(レベル2) 一斉催告(レベル1)	No.7 入札締切(入札) No.8 参加申込開始 No.8 参加申込締切	執行停止判別 執行停止期限	
	滞納整理強化月間 1日～随時 4日(火) 6日(木) 11日(火) 中旬～下旬	広報特集号・FMぜんこうじ 国税還付金差押 機構ヒアリング 差押事前通知対象者リスト配布	No.8 入札開始 No.8 入札締切(せり) No.8 入札締切(入札)	不納欠損データ	定例市議会 成績優秀者顕彰
滞 納 繰 越 分 会 計 閉 鎖					

* 月例の係長会(課内協議)は部課長会議の報告と併せ毎月初めに開催。

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について、債権管理状況につき特に納税誓約書、未納市税内訳書、差押調書、執行停止決議書を中心に閲覧、聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

○市税債務の承認及び納税誓約書について、ランダムに 10 件を抽出してもらい、滞納に至った経緯から納税誓約書の差し入れについて検証した。

事案 1

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	5	3,923	—	3,928
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 25～30 万円の分割納付			
本人の収入状況等				
その他	景気低迷に伴う賃貸物件の賃料の値下げによる財産状態の悪化。			

平成 25 年 5 月からの分割納付により完納の目処が立つため、今後の様子を注視したい。なお、不履行の場合には長野県地方税滞納整理機構への移管は了承済みである。

事案 2

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	410	—	—	410
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 12,000 円の分割納付			
本人の収入状況等	給与			
その他	給与が安定せず、また病気で休むことが多かったため。			

給与が安定しないため、月 12,000 円で様子を見る。半年ごとに確認するものとする。

事案 3

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	454	—	—	454
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 20,000 円の分割納付			
本人の収入状況等	給与			
その他	不況による給与の減少			

月 2 万円の分割納付により、2 年間で完納する約束をしている。

事案 4

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,822	—	—	2,822
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 25,000 円分割納付。平成 25 年分は、法定納期で納付			
本人の収入状況等				
その他	生活困窮している。			

事案 5

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	—	4,720	—	4,720
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	平成 26 年 3 月 31 までに 100 万円以上の納付			
本人の収入状況等				
その他	平成 25 年 3 月 28 日に 140 万円の納付			

2 年後には年間納付の増額を検討する。

事案 6

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	—	952	—	952
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 1 万円の分割納付			
本人の収入状況等	給与			
その他	経済事情の悪化に伴い、借入金の発生による生活苦			

他に借入が多額にあり、分納額が高額では、履行できない。

事案 7

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,234	—	—	1,234
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	毎月 1 万円の分割納付			
本人の収入状況等				
その他	転職による収入減と扶養家族の増加			

増額について、今後検討することで了解を得ている。

事案 8

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	130	—	7	137
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	1 年以内の完納			
本人の収入状況等	給与			
その他	日給制により、収入不安定			

預金解約、子ども手当で、平成 24 年 2 期 3 期分及び軽自動車税を納付。その後 15,000 円の分割納付。10 月と 2 月は 50,000 円の納付。

事案 9

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	40	1,577	18	1,635
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	平成 25 年 6 月 5,000 円			
本人の収入状況等	現在仕事なし、無収入			
その他				

平成 24 年 3 月に平成 22 年度までを執行停止するも、古い分割納付書にて納付があったため、執行停止を平成 25 年 4 月解除。

事案 10

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,135	—	—	1,135
現状	納税誓約書の差入			
納税折衝の状況	平成 25 年 6 月から平成 43 年 3 月まで毎月 5,000 円の分割納付			
本人の収入状況等				
その他	半年後のローンが 1 つ終了予定			

半年後増額の見直しを前提とすることで了解を得ている。

○未納市税内訳書 50 万円から 100 万円未満の者に対して、ランダムに 10 件を抽出してもらい、滞納事由等について検証した。

事案 1

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	914	—	—	914
現状	徴収の猶予（分割納付）			
納税折衝の状況	電話・来庁（本人・不定期）			
本人の収入状況等	給与			
その他	現年度分、過年度分とも分納中。			

交渉経過によると、折衝は本人から電話があった時、または本人が来庁したときのみであり、分納不履行も数回ある他、現在の分納税額では滞納額は減少するものの完納まで相当の期間を要するため、定期的に折衝を行う必要がある。

事案 2

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	717	—	3	720
現状	長野県地方税滞納整理機構へ移管予告通知送付			
納税折衝の状況	平成 24 年 4 月以降折衝無し			
本人の収入状況等	給与			
その他	平成 23 年 5 月以降納付なし。			

本人から連絡がない場合でも市担当課から連絡をし、現状を確認するのも一手段。

事案 3

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	788	—	16	804
現状	分割納付			
納税折衝の状況	通知書送付			
本人の収入状況等	不明			
その他	納税誓約書あり。			

交渉経過によると、分納不履行が数回あり、納税も年に一度程度しかない。口座振替依頼書の口座の履歴調査をしているが平成 25 年 10 月以降給与の振込が無い。現状を確認し折衝する必要がある。

事案 4

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,342	—	8	1,350
現状	長野県地方税滞納整理機構への移管予告通知送付			
納税折衝の状況	平成 21 年以降滞納しているが、本人からの応答なし			
本人の収入状況等	不明			
その他	納付書を送付しているが、一度も納付が行われていない。			

事案 5

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	769	—	—	769
現状	分割納付（随時課税分）			
納税折衝の状況	本人来庁			
法人の収入状況等	不明			
その他	随時課税による多額の税額が発生。			

事案 6

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,003	—	—	1,003
現状	分割納付、預金差押			
納税折衝の状況	電話（本人より）			
本人の収入状況等	給与			
その他	平成 20 年度以降一度も納付なし。平成 24 年度に預金債権 10 万円差押。			

交渉経過によると、一度も納付がなく分納不履行もあり、現状のままでは未納額がさらに多額になると思われるため、折衝する必要がある。

事案 7

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	734	—	—	734
現状	長野県地方税滞納整理機構へ移管予告通知送付			
納税折衝の状況	電話（一度）			
本人の収入状況等	給与			
その他	平成 20 年度以降一度も納付なし。			

事案 8

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	548	13	—	561
現状	分割納付			
納税折衝の状況	電話（本人より）			
本人の収入状況等	事業所得			
その他	定期的に分納中			

交渉経過によると、定期的に分納されているが、今後未納にならないか注意が必要である。

事案 9

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	769	—	—	769
現状	分割納付			
納税折衝の状況	電話・来庁（本人・不定期）			
本人の収入状況等	給与			
その他	家族は療養中			

交渉経過によると、本人来庁時に分納計画を立てるが、分納不履行により滞納額が増加している。よって、今後は滞納処分に移行することも視野に入れた対応を検討する必要がある。

事案 10

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	611	—	—	611
現状	平成 23 年度分より滞納			
納税折衝の状況	所在不明			
本人の収入状況等	不明			
その他	臨戸を行ったが応答なし			

○未納市税内訳書 100 万円から 200 万円未満の者に対して、ランダムに 10 件を抽出してもらい、滞納事由等について検証した。

事案 1

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,398	—	—	2,398
現状	長野県地方税滞納整理機構への移管予告通知送付			
納税折衝の状況	本人または親族来庁（不定期）			
本人の収入状況等	年金収入、不動産収入			
本人の主な財産	不動産			
その他	平成 24 年より分納しているが少額なため、現在も新たな滞納が発生している。			

交渉経過によると、不動産は親族との共有となっている。滞納が長期に亘っていること等を踏まえて共有者である親族も含めた滞納者に対する納税折衝の強化に努める必要がある。

事案 2

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	—	2,394	—	2,394
現状	長野県地方税滞納整理機構への移管予告通知送付			
納税折衝の状況	本人と電話による折衝 平成 24 年 8 月本人来庁			
本人の収入状況等	給与収入、事業収入			
その他	借入金を抱えており返済を優先したため滞納が発生。配偶者は無職（求職中）			

本人の収入は安定していないことが滞納の原因と思われる。交渉経過によると預金、車両の財産調査は行われている。速やかに臨戸調査を行い、現況を直接確認する必要があると思われる。

事案 3

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,561	—	—	1,561
現状	長野県地方税滞納整理機構への移管予告通知送付			
納税折衝の状況	本人と電話による折衝 平成 24 年 1 月、11 月本人来庁			
本人の収入状況等	給与収入			
その他	過年度分を分納中であるが約定の分納が遅れ気味となっている。			

交渉経過の「今後の方針」に記載されているとおり、今後、分納が滞るようであれば給与差押、自家用車の差押も視野に入れるべきだと思う。

事案 4

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,934	—	—	1,934
現状	分割納付			
納税折衝の状況	本人と電話による折衝			
本人の収入状況等	事業収入（現在は不明）			
その他	過年度分を分納中			

分割納付は、ほぼ誓約どおり定期的に行われているが現状の分割納付額で今後も推移した場合、滞納解消までは 3 年超の年月を要する。本人の預金等、保険債権等の調査、現地訪問調査も行われているが、本人の現在の収入源が不明であり、本人の資金の流れを分析し、分納額の増額の可能性を検討することが求められる。

事案 5

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,002	—	—	2,002
現状	特段の対応を行っていない。			
納税折衝の状況	納税の折衝は行われていない。			
本人の収入状況等	不明			
その他	過年度分を分納中（不定期）平成 25 年 12 月預貯金等、生命保険照会実施			

分割納付は不定期で現状納付額は少額であり、現状では滞納解消の目途が全く立たない。早急に本人と接触し、実態調査をした上で納税折衝に努める必要がある。

事案 6

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,665	169	—	1,834
現状	不動産公売、売却決定			
納税折衝の状況	公売による配当充当後、残金について今後、折衝			
本人の収入状況等	年金収入			
その他	公売による配当請求手続き中			

国税も滞納が多額にあり、長野税務署が不動産差押後、公売、売却決定に至っている。長野市への公売配当を充当しても滞納税額が残ってしまう。残となる滞納税額の徴収方法を検討する必要がある。

事案 7

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,835	—	—	1,835
現状	平成 22 年度分を滞納、分割納付			
納税折衝の状況	本人死亡。遺産分割協議が難航しており相続財産である預貯金が凍結解除できない。			
本人の収入状況等	給与収入			
その他	相続人が被相続人の譲渡所得によって発生した市県民税を滞納。未分割の預貯金があるが遺産分割協議難航。			

本人には納税に対しての意思は感じられるが親族関係が複雑であり遺産分割協議が難航しており納税資金となるべき預貯金の凍結解除が出来ない現状であるが、今後は親族も含めた納税折衝の強化に努める必要がある。

事案 8

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	114	2,209	—	2,323
現状	分割納付			
法人との納税折衝	代表者と電話による折衝			
法人の収入状況等	不明			
その他	分割納付の納付時期及び納付額は約定するも約定どおりとなっていない。			

代表者との折衝は電話、来庁で行われているが法人に臨戸して法人の現況を直接確認することも必要であると考えます。

法人の申告書入手し、資金の流れを分析し実態を確認することも検討に値する。

事案 9

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,222	—	—	1,222
現状	差押予告			
法人の納税折衝	電話			
法人の収入状況等	事業所得			
その他	未収金の差押は可能かもしれないが、固定資産は期待できない。			

代表者本人との接触を図る等、納税折衝を積極的に行う必要がある。

事案 10

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	344	1,101	—	1,445
現状	分割納付			
納税折衝の状況	本人来庁			
本人の収入状況等	不明			
その他	不動産売却の件は進んでいないが、売却額を滞納分に充当する予定。			

交渉経過によると、本人来庁時に折衝しているが、現状では未納額の減少には至っていない為、今後の方針を明確にする必要がある。

○未納市税内訳書 200 万円から 500 万円未満の者に対して、ランダムに 3 件を抽出してもらい、滞納事由等について検証した。

事案 1

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	618	8,461	7	9,086
現状	長野県地方税滞納整理機構へ移管予告通知送付			
納税折衝の状況	電話・来庁（本人・不定期）			
本人の収入状況等	不明			
その他	事業経営の悪化により滞納が生じている。			

交渉経過によると、現在の分割納付の状況からでは滞納解消までは相当期間要する。任意売却をあきらめ公売による換価について言及している。

事案 2

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	365	3,432	—	3,797
現状	不動産参加差押・賃料支払請求権差押			
納税折衝の状況	電話・来庁			
法人の収入状況等	家賃収入			
その他	貸金の返済が一部滞っている。			

交渉経過によると、本人は不動産を任意売却し納税に充てる予定であるが、現状、任意売却は頓挫しているようなので、今後の徴収方針を再検討する必要があると思われる。

事案 3

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	3,088	—	—	3,088
現状	不動産差押・分割納付（追徴課税分）			
納税折衝の状況	電話・来庁（本人）			
本人の収入状況等	事業所得			
その他	平成 18 年～平成 24 年分追徴課税			

交渉経過によると、過年度分追徴課税による納付が一括でできず分割納付により、定期的に納付されている。今後も納付が滞らないか注意が必要である。

○未納市税内訳書 500 万円以上の者に対して、ランダムに 3 件を抽出してもらい、滞納事由等について検証した。

事案 1

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	223	10,252	－	10,475
現状	分割納付			
納税折衝の状況	電話・訪問			
本人の収入状況等	不動産収入			
その他	不動産収入が 1 件に対して安い。			

交渉経過によると、現在の分割納付の状況からでは滞納解消までは相当期間要すると思われる。今後も折衝を行い少しでも多く納付するよう努めることが必要であると思われる。

事案 2

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	－	13,285	－	13,285
現状	分割納付・生保差押			
納税折衝の状況	電話折衝			
法人の収入状況等	事業・不動産収入			
その他	納税誓約書有り			

交渉経過によると、動産を公売に出し滞納額に充当したりと、滞納額回収に向け努力がうかがえる。現在の分納額では滞納額の完済は厳しいものと思われるが引き続き回収できるよう、定期的に折衝を行う必要がある。

事案 3

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,120	35,222	—	36,342
現状	平成 12 年～平成 24 年分執行停止			
納税折衝の状況	電話・訪問・来庁			
法人の収入状況等	無し			
その他	年々売上の減少、事業悪化により平成 25 年破産。			

交渉経過によると、法人の決算書等資料を確認する他、法人への臨戸も行っており、定期的に折衝も行っていることがうかがえた。

○差押調書についてランダムに 6 件を抽出してもらい、内容の確認を行った。

事案 1

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	72	—	—	72
現状	債権差押・普通預金			
納税折衝の状況	平成 25 年 4 月催告、平成 25 年 6 月所在不明のため返戻			
本人の収入状況等	不明			
その他	外国人のため戸籍附票等で居所を特定できない。			

事前に送付した催告書が「あて所に尋ねあたらず」として返戻となっており、本人の所在が不明のため、差押調書を交付できないので、公示送達を実施する。

事案 2

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	54	—	—	54
現状	債権差押・普通預金			
納税折衝の状況	平成 25 年 2 月差押予告通知、平成 25 年 4 月差押事前通知			
本人の収入状況等	給与（課税時）			
その他	再三の催告にも応じず、納付無きため。			

事案 3

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	—	—	8	8
現状	債権差押・普通預金			
納税折衝の状況	平成 24 年 12 月差押予告通知、平成 25 年 1 月差押事前通知			
本人の収入状況等	不明			
その他	再三の催告にも応じず、納付無きため。			

事案 4

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	135	—	—	135
現状	債権差押・第三債務者の給与債権			
納税折衝の状況	平成 24 年 12 月差押事前通知、平成 25 年 1 月差押事前通知			
本人の収入状況等	給与			
その他	平成 25 年 9 月支給分以降の給与債権のうち、滞納金額に充つるまで、毎月 6 万円の支払い請求権。			

事案 5

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	—	499	—	499
現状	不動産差押			
納税折衝の状況	平成 23 年 10 月差押予告通知、平成 24 年 4 月差押事前通知			
本人の収入状況等				
その他	再三の催告にも応じず納付なきため。			

事案 6

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,073	662	—	1,735
現状	動産差押・腕時計			
納税折衝の状況	平成 24 年 5 月差押（差押替による）			
本人の収入状況等				
その他	現在所有の土地を差押しているが、評価額が低く換価価値がないと見込まれるため、差押替するもの。			

動産物件の差押であるため、その保管状況につき確認したところ、嚴重な保管体制が確保されていた。

○執行停止決議書につき、ランダムに 10 件抽出してもらい、内容の確認を行った。

事案 1

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,298	—	—	2,298
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
法人の収入状況等	無し			
その他	法人の滞納処分可能な財産が無い為、滞納処分停止・即時消滅とした。平成 21 年解散。			

事案 2

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	3,827	1,288	—	5,115
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	給与所得			
その他	収入は役員報酬があるが、法人の経営状況も厳しく、役員報酬の差押を行っても、取立が見込めない。			

事案 3

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,911	861	—	3,772
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
法人の収入状況等	無し			
その他	滞納処分する財産もなく、法人は平成 24 年破産手続廃止の決定確定。再開の見込みも無い為、滞納処分執行停止とした。			

事案 4

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	1,823	—	—	1,823
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	無し			
その他	家賃や従業員への支払が滞り、差押可能な財産もない為、滞納処分執行停止とした。			

事案 5

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	2,592	—	—	2,592
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
法人の収入状況等	無し			
その他	差押可能な財産がない為、滞納処分執行停止とした。			

事案 6

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	3,702	214	5	3,921
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	無し			
その他	不動産を所有しているが、換価価値が低いことと、先行差押がある為、滞納処分執行停止とした。現在、生活保護受給中。			

事案 7

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	91	2,659	43	2,793
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	無し			
その他	所有する不動産は差押・参加差押しているが、換価価値が無い、または換価困難である為、差押解除の上、滞納処分執行停止とした。			

事案 8

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	6,207	2,596	6	8,809
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	年金			
その他	年金収入はあるが、差押困難であり、換価価値のある財産も無い為、滞納処分執行停止とした。			

事案 9

滞納者	個人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	324	12,400	—	12,724
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
本人の収入状況等	年金、不動産所得			
その他	自宅捜索により動産を差押し換価充当を行ったが、その他差押できる財産が無い為、滞納処分執行停止とした。			

事案 10

滞納者	法人			
滞納額 (単位：千円)	市県民税	固定資産税	その他	合計
	409	5,796	46	6,251
現状	滞納処分執行停止			
納税折衝の状況	不明			
法人の収入状況等	無し			
その他	平成 23 年 11 月に建物更生共済の解約返戻金の差押をしたが、解約を行っても配当がなし。また、換価可能財産、差押可能財産が無い為、滞納処分執行停止とした。			

市税債務の承認及び納税誓約書、未納市税内訳書、差押調書、執行停止決議書の各資料について内容を聞き取りしながら確認したところ、管理されている資料については、適正に管理されていると思われ、滞納整理手順等を検証したところでも特に重大な問題はないと判断できる。ただし、市税を滞納する者で、特に大口の滞納者においては、記録を見る限りでは、共通して身勝手な持論で納税をかわそうとしている傾向が伺える。身勝手な持論の例は次のとおり。

・固定資産税の滞納

アパート経営がうまくいかず、払えない。市営住宅なんか建てるから入居者が入らない。だから払えない。

アパート経営は完全赤字だから払えない。

ボーナスだって何年も貰っていないのに、払えるか。

会社経営しており、従業員の手前社会保険だけは支払わないといけない、そうすると固定資産税は払うお金がない。

売上が全くなく、払うお金がない。だから払えない。

会社としては、支払の優先順位があり、資金不足もあって支払は苦しい。

借金が多くて払えない。

支払うとなると自己破産して生活保護を受ける。生きる望みもなくなるので、何をするかわからない。

・市県民税の滞納

仕事で現在長野にいない。帰っても夜が多い。予定が立たないから今は無理。

うっかりしていて、支払っていない。すぐには無理だが、なるべく早く支払う。

納付書なくしたので支払っていない。

借金多くて払えない。

このような持論を唱える滞納者に対しての対応にも真剣な態度で接していることが理解できる。また、あらゆるケースを想定しての研修にも参加し、知識と経験を研鑽している。平成 25 年度における研修の実績は次のとおり。

平成25年度収納課研修日程表

実施予定日	研修内容
4月3日	徴収担当新任等職員研修Ⅰ
4月9日	徴収担当新任等職員研修Ⅱ
4月10日	徴税吏員研修 「コンビニ収納、ペイジー収納」 「徴税事務指針等」
	職責を全うするための主な方策
4月16日	債権の差押
5月14日	徴税吏員研修 (執行停止)
7月2日	徴収カシナジー No.1「戸籍の基礎知識」 収納向上対策協議会合同
8月6日	徴収カシナジー No.2 「相続と連帯納税義務」
8月27日	徴収カシナジー No.3 「延滞金の免除と減免」
9月30日	徴税事務研修 「間違いだらけの滞納整理(送達)」

滞納が一度発生すると、その滞納額が膨らむにつれて支払いがますます困難になってしまうため、極力早期回収に努めている。平成25年度においては、一斉催告について見直しを行い、滞納が発生した場合の早期回収を目標に実行している。平成25年度一斉催告計画は次の表のとおり。

平成25年度 一斉催告計画

年	月	特徴 納期	99対象 抽出始期	23年度	24年度				25年度					
					市民・固定・軽自	市民3	固定3	市民4・固定4	固定1・軽自	市民1	固定2	市民2	市民3	固定3
25	4	2503 4/10	H16.12.9		レベル3 2408-2410	レベル2 2411	レベル1 2412-2501		5/31	7/1	7/31	10/31	1/31	2/28
	5 滞強	2504 5/10	H17.1.9			レベル4 2411	レベル3 2412-2502	納期 5/31	督促 6/20	納期 7/1				
	6	2505 6/11	H17.2.9			レベル4 2411	レベル3 2412-2502	納期 6/20	督促 7/1					
	7	2506 7/10	H17.3.9	差押事前 ※各担当により差押事前		レベル4 2412-2502	レベル1 2503-2504	納期 7/19	督促 7/19	納期 7/31				
	8	2507 8/10	H17.4.9				レベル2 2503-2504	レベル1 2505	督促 8/20	納期 9/2				
	9	2508 9/10	H17.5.9				レベル3 2503-2505	レベル1 2506	督促 9/20	督促 9/20				
	10	2509 10/10	H17.6.9		レベル4(現年・滞強2段階抽出)		レベル3 2506	レベル1 2507	督促 10/31	納期 10/31				
	11	2510 11/12	H17.7.9				レベル4 2506	レベル3 2507	督促 11/20	督促 11/20				
	12 滞強	2511 12/10	H17.8.9											
	1	2512 1/10	H17.9.9		差押事前 ※各担当により差押事前			レベル4 2507	レベル1 2508-2510	督促 1/24	納期 1/31			
	2 国選	2601 2/12	H17.10.9						レベル3 2508-2510	レベル1 2511	督促 2/20	納期 2/28		
	3 国選	2602 3/11	H17.11.9		レベル4(現年・滞強2段階抽出)		レベル4 2503-2510	レベル2 2511	レベル1 2512	督促 3/20	督促 3/20			
4	2603 4/10	H17.12.9				差押事前(5万~15万)	レベル3 2511-2512	レベル1 2601						

※レベル1(催告)＝青催、レベル2(催告・警告)＝赤催告、レベル3(警告)＝白催告、レベル4(差押予告)＝黄催告、差押予告＝各担当が作成、差押事前＝各担当が作成

景気は回復傾向にあるが、社会構造の変革や税制改正等により、低所得者や高齢者層の納税者の増加が見込まれることは間違いがなく、税金の使い道に対する市民意識は高まってきていると思われる。

国、地方ともに依然として厳しい財政状況にあり、長野市においても少子高齢化の波は押し寄せ、社会保障費等も増大の傾向にあることを考えれば、税収の安定確保が一層重要となるところである。

今こそ公平かつ適正な課税の推進をし、税の目的や仕組みについてわかりやすく説明することで、滞納者が1人でも減るよう心がけ、安定した自主財源の確保に結びつけること、すなわち納税の公平性を確保するための適正な滞納整理が今後も求められている事に留意して業務の遂行にあたられたい。

【 問 題 な し 】

今回実施した監査では、未収金の管理について、収納課より必要な書類の提出を受け、面談によるヒアリングを行うなか、質問に対しての回答についても検証したところ、不備は見当たらなかった。よって、市税の収納に関してはしっかりと機能していると判断した。今後においても未収金の管理について厳格な対応をし、納税の公平性が確保されることを期待したい。

3. 保育所保育料

(1) 概要

保育所とは、保護者が働いていることを原因として、または、病気のために家庭内で保育することが出来ないときに、保護者に代わって子供を保育する児童福祉施設をいい、平成 24 年 4 月現在保育施設として、市立保育所 42 園（うち運営委託 2 園、指定管理 4 園）、私立保育所 41 園（うち夜間保育所 1 園、認定こども園 3 園）が設置されている。

毎年 4 月から新規入園を希望する児童については、その前年の 11 月 1 日より 11 月 15 日の期間において、第一希望の保育園へ、入園申込書、保育に欠ける要件の証明書類、被扶養者確認票、保育料口座振替依頼書等を添えて申し込みをすることとなっている。また、現在通園しており次年度も引き続き保育園を希望する児童については、希望する年の 1 月 4 日より 1 月 15 日の期間において、継続入園を希望する保育園へ、家庭状況確認書、保育に欠ける要件の証明書類、被扶養者確認票等を添えて申し込み、転園を希望する保育園へは先の書類の他に入園希望保育園変更願を添えて申し込むことになっている。

児童福祉法第 51 条では、市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用については、市町村が支弁することになっており、さらに第 56 条において、第 51 条に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。と定められていることから、長野市保育所設置及び使用条例第 11 条において、保育所における保育を実施等した児童の扶養義務者に保育料を納める義務を課している。また、その納期に関しては、同条第 12 条において、扶養義務者は、毎月末日までにその月分の保育料を納付しなければならない。と定められている。

未収金については、保育所の特徴から、新規入園した園児に対する未収金、継続通園児に対する未収金、卒園予定児に対する未収金、卒園児・退園児に対する未収金と、大別して 4 種類に区分することが出来る。

保育施設の状況

各年度4月1日現在受託児含む。ただし、幼稚園については5月1日現在の市内在住園児数で、
休止中の1園は含めていない。

区分	年度	施設数	定員(人)	在籍児(人)	職員数	内 訳			
						園長	保育士 (教諭)	調理	事 務 その他
市立保育所	25	42	3,615	3,091	586	42	455	82	7
	24	42	3,620	3,130	555	42	422	84	7
	23	42	3,670	3,158	539	42	412	85	5
	22	46	3,840	3,277	556	46	425	85	0
	21	44	3,660	3,268	542	44	414	82	2
	20	44	3,640	3,358	530	44	400	84	2
	19	44	3,610	3,417	542	44	415	82	2
	18	44	3,630	3,491	529	44	401	81	3
	17	40	3,395	3,335	502	40	365	94	3
私立保育所	25	42	4,815	4,975	780	42	616	81	41
	24	41	4,770	4,883	759	41	593	79	46
	23	40	4,710	4,748	738	40	572	78	48
	22	40	4,660	4,705	741	40	562	84	55
	21	42	4,715	4,654	721	42	543	83	53
	20	42	4,705	4,729	721	42	542	79	58
	19	43	4,725	4,842	713	43	542	77	51
	18	41	4,510	4,759	763	41	572	87	63
	17	45	4,800	4,835	745	45	554	112	34
私立幼稚園	25	28	5,860	4,075	448	28	326	2	92
	24	28	5,870	4,166	465	28	346	2	89
	23	28	5,870	4,121	469	28	328	5	108
	22	28	5,870	4,136	446	28	330	2	86
	21	29	5,975	4,190	443	29	331	5	78
	20	29	5,975	4,367	431	29	321	5	76
	19	29	5,975	4,487	458	29	342	0	87
	18	29	5,975	4,437	369	29	277	0	63
	17	29	5,975	4,452	342	26	252	0	64
公立幼稚園 (県立)	25	1	90	47	7	1	5	-	1
	24	1	90	54	7	1	5	-	1
	23	1	90	53	7	1	5	-	1
	22	1	90	59	7	1	5	-	1
	21	1	90	60	8	1	6	-	1
	20	1	90	67	8	1	6	-	1
	19	1	90	65	7	1	5	-	1
	18	1	90	77	7	1	5	-	1
	17	1	90	82	7	1	5	-	1

平成24年度保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
B1	A階層及びD階層を除く、23年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	左の区分に該当する世帯で 母子、父子、障害者世帯		
B2			左の区分に該当する世帯で 上記以外の世帯		
C1		23年度分(22年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で 母子、父子、障害者世帯		
C2			左の区分に該当する世帯で 上記以外の世帯		
D1	A階層を除く23年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500円未満		14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		7,500円以上 20,000円未満		19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		20,000円以上 40,000円未満		24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		40,000円以上 60,000円未満		31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		60,000円以上 80,000円未満		40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		80,000円以上 103,000円未満		44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		103,000円以上 183,000円未満		50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		183,000円以上 283,000円未満		53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		283,000円以上 413,000円未満		54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		413,000円以上 734,000円未満		55,600 (27,800)	30,700 (15,350)
D11		734,000円以上		56,700 (28,350)	31,800 (15,900)

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

公立保育所保育料

【2. 所属】

保育家庭支援課

【3. 債権の内容】

保育費用

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

児童福祉法第24条

<徴収>

児童福祉法第56条第3項
長野市保育所設置及び使用条例第11条
長野市保育所保育料徴収規則

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙「滞納整理フローチャート」参照

【6. 未収金の種類】

強制徴収公債権

【 7. 督促】

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
督促	1,460 件	1,545 件	1,358 件
文書、電話、訪問による納付依頼			

【 8. 取られた法的措置】

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
ア 支払督促	0 件	0 件	0 件
イ 少額訴訟	0 件	0 件	0 件
ウ 訴訟提起	0 件	0 件	0 件
エ 公法上の強制徴収制度	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	6 件	48 件
児童手当法第 2 2 条の 3 及び同法第 2 2 条の 4 による申し出及び特別徴収 児童手当法第 2 2 条の 3 及び同法第 2 2 条の 4 については別紙参照			

【 9. 取られた中間処理】

法的根拠	児童福祉法第 5 6 条第 1 0 項		
	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	11 件	15 件	31 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【10. 最終処理】

法的根拠	地方税法第18条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	12 件	10 件	5 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

127 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

1,234,500 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	54 件
------	------

完済者数	17 件
------	------

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
ウ 46%
次に比率が高い
エ 31%
3番目に比率が高い
オ 14%

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	38,455	775,097,770	36,749	765,798,950	36,617	757,417,690
	過年度分		8,366,010		9,225,710		11,785,110
	合計	38,455	783,463,780	36,749	775,024,660	36,617	769,202,800
収入済額	現年度分	38,118	769,810,560	36,423	759,278,770	36,243	750,666,070
	過年度分		3,099,690		3,480,480		4,041,670
	合計	38,118	772,910,250	36,423	762,759,250	36,243	754,707,740
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分		1,564,490		480,300		162,460
未収金額	現年度分	337	5,287,210	326	6,520,180	374	6,751,620
	過年度分		3,701,830		5,264,930		7,580,980
	合計	337	8,989,040	326	11,785,110	374	14,332,600

【13. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(1)

【14. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

特になし

調査票

【1. 債権の名称】

私立保育所保育料

【2. 所属】

保育家庭支援課

【3. 債権の内容】

保育費用

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

児童福祉法第24条

<徴収>

児童福祉法第56条第3項
長野市保育所設置及び使用条例第11条
長野市保育所保育料徴収規則

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙「滞納整理フローチャート」参照

【6. 未収金の種類】

強制徴収公債権

【7. 督促】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
督促	2,749 件	2,761 件	2,593 件
文書、電話、訪問による納付依頼			

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0 件	0 件	0 件
イ 少額訴訟	0 件	0 件	0 件
ウ 訴訟提起	0 件	0 件	0 件
エ 公法上の強制徴収制度	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	17 件	93 件
児童手当法第22条の3及び同法第22条の4による申し出及び特別徴収 児童手当法第22条の3及び同法第22条の4については別紙参照			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	児童福祉法第56条第10項		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	18 件	31 件	58 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【10. 最終処理】

法的根拠	地方税法第18条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	19 件	19 件	20 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

237 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

999,630 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	31 件
------	------

完済者数	7 件
------	-----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
ウ 46%
次に比率が高い
エ 35%
3番目に比率が高い
オ 6%

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	54,911	1,171,268,700	55,741	1,208,796,230	56,937	1,229,176,630
	過年度分		33,742,930		48,147,630		49,849,880
	合計	54,911	1,205,011,630	55,741	1,256,943,860	56,937	1,279,026,510
収入済額	現年度分	54,143	1,159,747,320	54,935	1,197,960,320	56,199	1,219,954,100
	過年度分		7,002,410		6,701,800		8,115,640
	合計	54,143	1,166,749,730	54,935	1,204,662,120	56,199	1,228,069,740
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分		1,992,740		2,431,860		2,574,450
未収金額	現年度分	768	11,521,380	806	10,835,910	738	9,222,530
	過年度分		24,747,780		39,013,970		39,159,790
	合計	768	36,269,160	806	49,849,880	738	48,382,320

【13. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

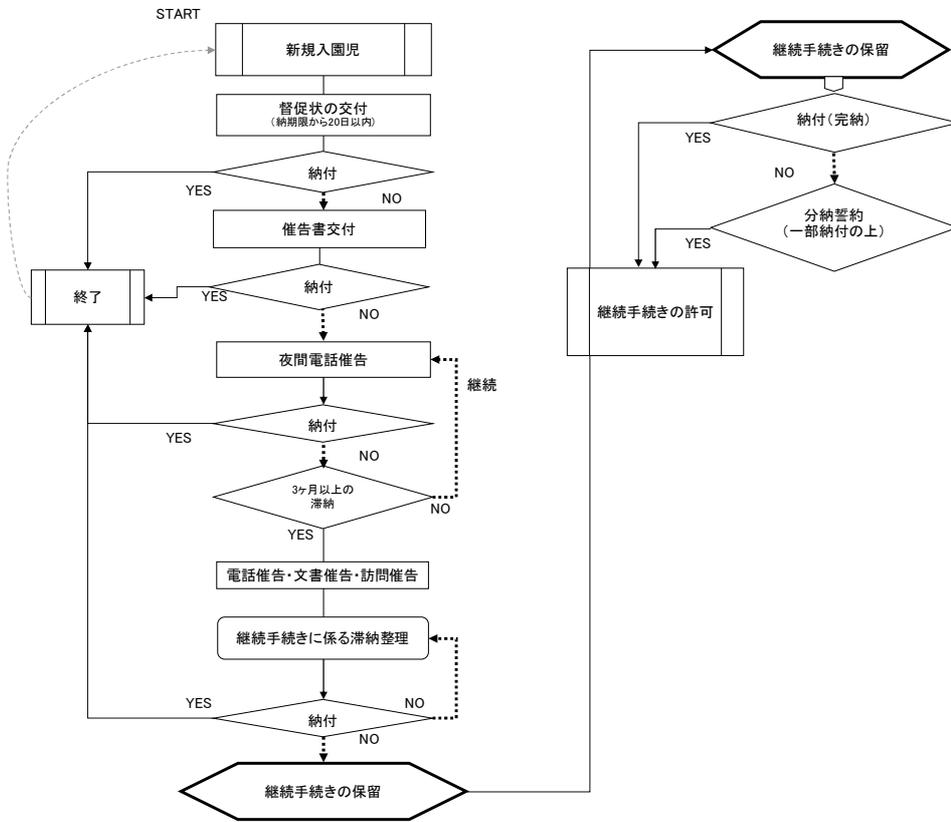
該当する番号
(1)

【14. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

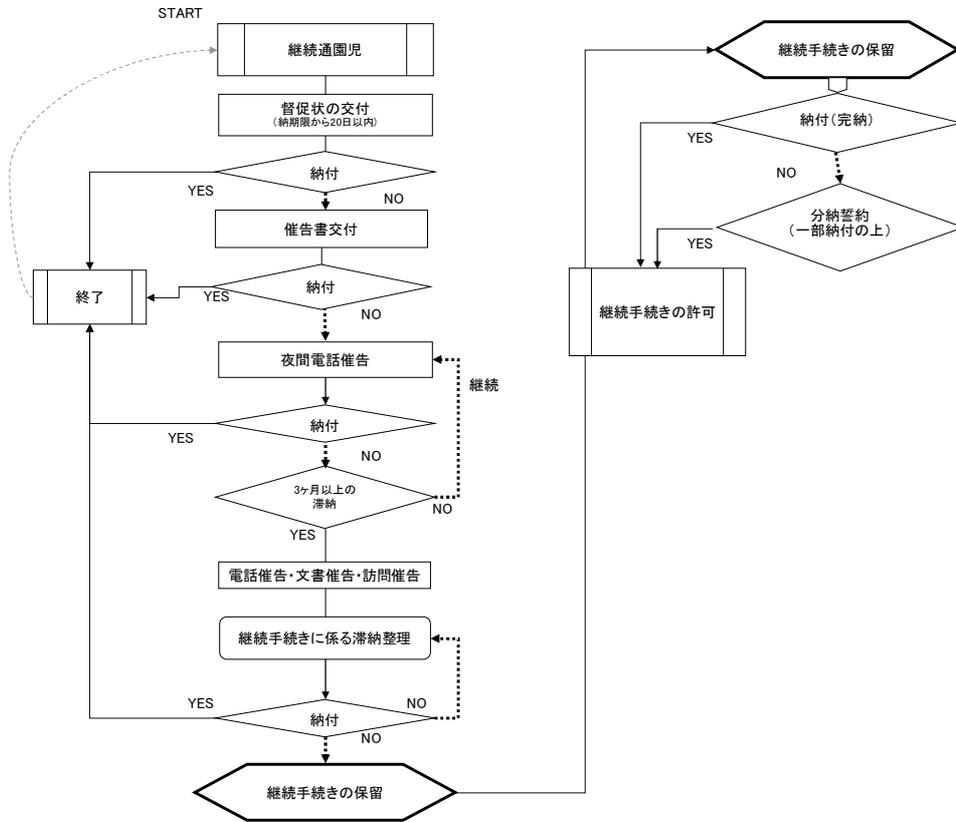
特になし

調査票 5 の別紙参照分

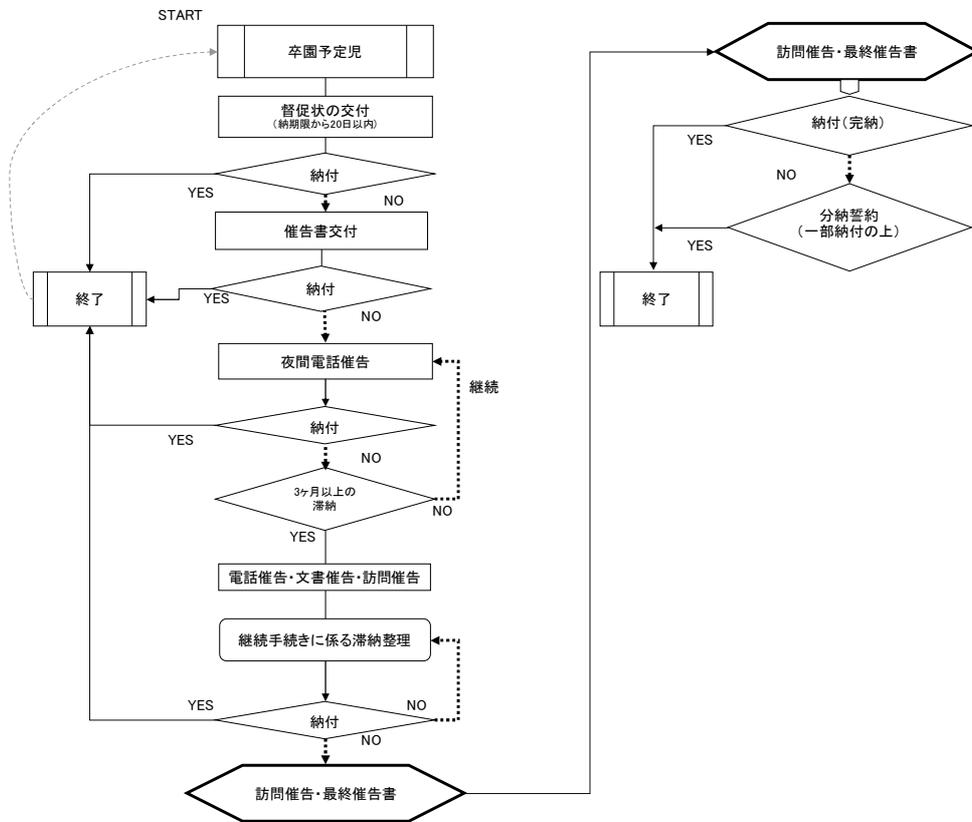
新規入園児



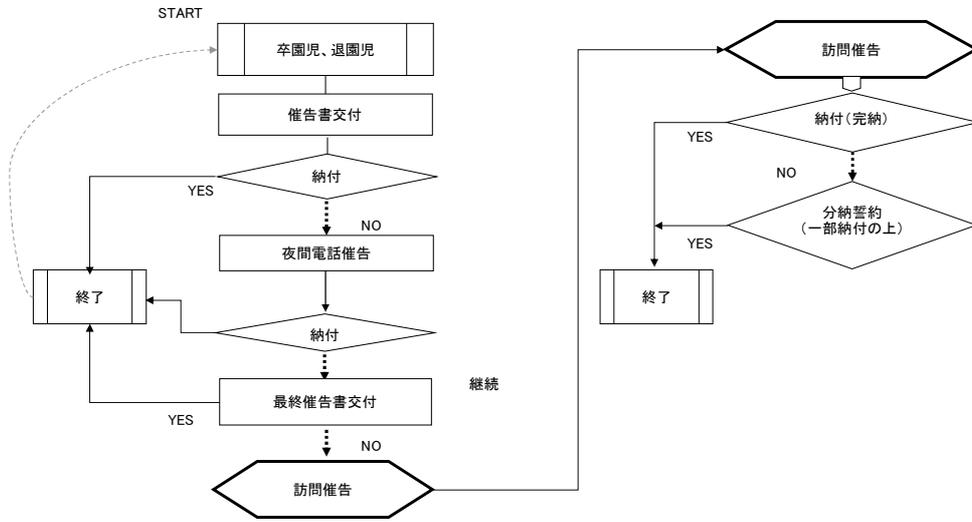
継続通園児



卒園予定見



卒園児



調査票 8 の別紙参照分

第 22 条の 3 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収する費用（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

第 22 条の 4 市町村長は、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により保育料を徴収する場合において、第 7 条（第 17 条第 1 項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

保育料等調査の調査結果

H25.9.20実施

保育料の収納状況（平成24年度分）

中核市平均			中核市平均			中核市平均		
98.71%			17.92%			93.45%		
現年度分			過年度分			現年度＋過年度		
順位	市名	収納率	順位	市名	収納率	順位	市名	収納率
1	船橋市	99.85%	1	柏市	41.70%	1	船橋市	98.75%
2	姫路市	99.74%	2	川越市	30.01%	2	川越市	98.35%
3	郡山市	99.69%	3	高松市	27.15%	3	大分市	98.31%
4	豊田市	99.69%	4	宇都宮市	25.97%	4	郡山市	98.29%
5	和歌山市	99.65%	5	いわき市	25.43%	5	豊田市	98.25%
6	大津市	99.61%	6	船橋市	25.02%	6	和歌山市	98.20%
7	金沢市	99.58%	7	高槻市	24.56%	7	大津市	98.07%
8	大分市	99.54%	8	横須賀市	24.32%	8	姫路市	97.71%
9	岐阜市	99.39%	9	郡山市	23.62%	9	柏市	97.44%
10	いわき市	99.37%	10	高知市	23.19%	10	金沢市	97.41%
16	長野市	99.20%	15	長野市	19.73%	12	長野市	96.80%
35	尼崎市	97.34%	35	青森市	9.67%	35	旭川市	87.42%
36	青森市	97.21%	36	秋田市	9.56%	36	長崎市	87.08%
37	長崎市	96.99%	37	岐阜市	7.74%	37	青森市	83.83%
38	東大阪市	96.13%	38	松山市	7.21%	38	東大阪市	80.02%
39	函館市	95.04%	39	東大阪市	7.09%	39	函館市	71.63%

中核市名	平成24年度収納状況			督促手数料			
	現年度 収納率	過年度 収納率	収納率	徴収していない			徴収 している
				検討中	検討なし	実施予定	
函館市	95.04%	12.83%	71.63%				○
旭川市	97.51%	18.28%	87.42%		○		
青森市	97.21%	9.67%	83.83%				○
盛岡市	98.48%	14.64%	91.45%				○
秋田市	99.04%	9.56%	92.84%		○		
郡山市	99.69%	23.62%	98.29%		○		
いわき市	99.37%	25.43%	95.34%		○		
宇都宮市	99.14%	25.97%	95.98%		○		
前橋市	99.25%	12.97%	96.73%		○		
川越市	99.32%	30.01%	98.35%		○		
船橋市	99.85%	25.02%	98.75%		○		
柏市	99.11%	41.70%	97.44%		○		
横須賀市	98.16%	24.32%	91.31%		○		
富山市	99.29%	18.03%	96.86%		○		
金沢市	99.58%	11.41%	97.41%		○		
長野市	99.20%	19.73%	96.80%		○		
岐阜市	99.39%	7.74%	95.47%		○		
豊橋市	98.96%	16.51%	92.99%		○		
岡崎市	99.30%	10.42%	95.07%		○		
豊田市	99.69%	20.53%	98.25%		○		
大津市	99.61%	16.31%	98.07%	○			
高槻市	99.28%	24.56%	95.00%		○		
東大阪市	96.13%	7.09%	80.02%		○		
姫路市	99.74%	16.57%	97.71%		○		
尼崎市	97.34%	13.15%	88.45%				○
西宮市	98.20%	15.44%	89.29%		○		
奈良市	98.87%	22.95%	96.60%		○		
和歌山市	99.65%	12.46%	98.20%				○
倉敷市	99.13%	20.22%	96.34%	○			
福山市	99.08%	11.28%	93.77%		○		
下関市	98.29%	13.22%	92.10%	○			
高松市	98.90%	27.15%	95.96%				○
松山市	99.08%	7.21%	92.42%	○			
高知市	97.73%	23.19%	93.71%				○
久留米市	98.54%	19.11%	93.33%		○		
長崎市	96.99%	15.16%	87.08%				
大分市	99.54%	15.95%	98.31%				○
鹿児島市	97.87%	18.49%	90.67%				○
那覇市	99.16%	21.08%	95.32%		○		
平均/合計	98.71%	17.92%	93.45%	4	25	0	9

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について債権管理状況と督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

公立保育所 42 か所のうちで、平成 24 年度末現在で滞納者の多い保育所は 2 か所の保育所で 9 世帯の滞納であった。また、私立保育所では、23 世帯の滞納が最も多く、次いで 13 世帯の滞納となっている。ただし、平成 25 年 9 月 20 日実施の保育料等調査の調査結果表によると、回答のあった中核市 39 市の中において、長野市は平成 24 年度現年度分調定額の収納率 99.20%であり 16 位につけている。また、過年度分収納率になると 19.73%で 15 位につけている。さらに、現年度と過年度の合算収納率では 96.80%と 12 位につけており、決して収納率が低いわけではない。

保育所に通園している園児について滞納が発生した場合には、収納率の向上策として、公立・私立共に、督促状・催告書は保育園において保護者に直接手渡しにより行っている。この手渡しは、公立保育所では園長が、私立保育所においては、収納協力員として各園 1 名ずつ委嘱している園長又は主任のみが担当することになっている。また、督促状や催告書は封書に入れた状態であるため、園長や保育士が滞納額を知ることはできない。この理由は、個人情報を保護することと、各保育士は子供たちの保育に専念していかなければならず、滞納に対する先入観から園児に対する保育格差が生じるのを事前に防止することにある。

保育料の収納事務については、保育運営担当係 1 名が主務を行い、必要に応じて応援を得て電話催告、訪問催告を行っている。

滞納が発生した場合の流れであるが、納期限までに納付がない場合は翌月に督促状が発付される。この時、督促手数料を新たに賦課することはしていない。督促状が交付された後、納付の確認ができない場合は、催告書（年 4 回）の送付になり、それでも確認できない場合には、夜間電話催告、訪問催告へと移行していく。

滞納整理のオペレーション図を見ると判るが、4 パターンどれにおいても分納誓約の後についての流れが不明となっている。

不納欠損処理された金額につき検証するため、歳入不納欠損調書の提出を求め、内容について確認したところ、不納欠損処理されたうちの殆どが、連絡先不明で居住確認できないものであった。他では他市町村へ転出後連絡不通の理由によるものであった。不納欠損処理については適正な処理であると判断した。

【 指 摘 】

ア 督促状を発付した場合の督促手数料及び延滞金の徴収について検討改善されたい。

保育料は、市税以外の諸収入金としての位置づけになる。保育料が滞納となった場合には督促状が発付され、要領等に基づいて手続きが進められる。この督促状には督促手数料が付され、納入期日経過後完納となるまでの期間に対応する延滞金が課されなければならない。その法的根拠は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第4条において、督促状又は納付命令書を発した場合には、督促手数料を徴収する。督促手数料は、督促状又は納付命令書1通につき100円とする。と定められている。さらに第5条では、納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。と定められており、督促手数料及び延滞金を徴収しないことは本条例に違反していることとなる。督促手数料及び延滞金について徴収しない理由について確認したところ、保育自体が「支援」との考え方に立脚しているためとの回答であった。

平成25年9月20日実施の「保育料等に関する調査表」の提示を受けたが、この資料によると、回答のあった中核市39市において、督促手数料を徴収しているとした市の数は9市、徴収することを検討中が4市、それ以外は検討なしとの回答であり、長野市も検討なしと回答している。

しかしながら、市の条例において督促手数料及び延滞金について定められている以上、これを無視することはできない。督促手数料については、他市でも徴収している事例もあることから、督促状を発付した場合の督促手数料について徴収の方向で検討改善されたい。加えて、督促事由発生後、完納されるまでの延滞金についても同時に検討改善されたい。

【 意 見 】

イ 保育士の意見を聴取したうえで、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等について検討されたい。

滞納額が発生した場合に採られる一連の手続きについては4つのパターン化したオペレーション図があるが、この図について聞き取りを行ったところ、このオペレーション図は過去において実務上の対応を考えなければならない必要性から作成されたものであり、滞納債権の回収マニュアルとするには不足しているとのことであった。それ故にオペレーション図では、法的措置についての流れが不明であり、実際に法的手続きはとられていない。

基本的に園児保護者と密接な関わりを持つのは現場の保育士であり、この

ような観点からすると、一度現場保育士の意見等を聴取し、必要があればその意見を参考に保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領を検討することも必要と判断した。

よって、滞納が発生した場合の、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領の検討をされたい。

4. 改良住宅使用料

(1) 概要

改良住宅の使用については、長野市小集落改良住宅等の設置及び管理に関する条例を根拠に、小集落地区改良事業に関する事業計画により市が定める区域において、小集落地区等改良事業制度要綱の定めに従って市が建設する住宅及びその附帯施設について、①小集落地区改良事業の施行に伴い住宅を失った世帯に属する者か、②事業計画承認の日以後に小集落改良地区内において災害により住宅を失った世帯に属する者のいずれかに該当する者で、小集落改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者に限定されて許可されるものである。

小集落改良住宅は2地区に存し、附帯施設として1地区に2施設が存している。

本件未収金は、「非強制徴収公債権」として認識されており、加えて条例の趣旨及び入居世帯の経済的事由等を考慮、さらに、自発的納付が現在もなされていることから、本人の自主性が高いと判断できるため、積極的な債権回収手続きは踏んでいない。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

改良住宅使用料

【2. 所属】

人権同和政策課

【3. 債権の内容】

小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年建設省住整発第26号）に定めるところに従って市が建設した住宅及びその附帯施設の使用料。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日建設省住整発第6号）
長野市小集落改良住宅等の設置及び管理に関する条例

<徴収>

改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日建設省住整発第6号）
長野市小集落改良住宅等の設置及び管理に関する条例

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙1要領参照

【6. 未収金の種類】

非強制徴収公債権

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予			
イ 分納			
ウ 減額			
エ 処理方法なし			
オ その他			
該当なし			

【9. 最終処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄			
イ 不納欠損処理			
ウ 時効による処理			
エ 債務免除			
オ 処理方法なし			
カ その他			
該当なし			

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

3 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

2,816,500 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	0 件
------	-----

完済者数	0 件
------	-----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
ア
次に比率が高い
ウ
3番目に比率が高い

【11. 未収金額等の推移】 (件数=部屋数でカウント)

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	12	1,802,000	12	1,866,000	13	1,630,167
	過年度分	2	3,427,500	2	3,427,500	3	3,519,500
	合 計	14	5,229,500	14	5,293,500	16	5,149,667
収入済額	現年度分	10	1,646,000	10	1,670,000	10	1,488,167
	過年度分	0	156,000	0	104,000	0	78,000
	合 計	10	1,802,000	10	1,774,000	10	1,566,167
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	2	156,000	2	196,000	3	142,000
	過年度分	2	3,271,500	2	3,323,500	3	3,441,500
	合 計	4	3,427,500	4	3,519,500	6	3,583,500

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(2)

【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

債務者死亡の事案については不納欠損処理を検討するとともに、私債権管理条例制定プロジェクト会議の進捗などを踏まえて、新たな方策を検討していく。

調査票 5 の別紙

小集落改良住宅使用料の滞納者に対する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、小集落改良住宅使用料を滞納している者、又は滞納したまま退去した者に対する滞納整理事務について必要な事項を定めるものとする。なお、小集落改良住宅建設の趣旨を考慮したうえで、本事業を所管する課（以下「所管課」）の長が特に必要と認めた場合には、本要領によらない事務処理を行えるものとする。

(督促)

第2 納期限までに納付がない場合には、納期限後 20 日以内に督促状を作成し、滞納者に発付する。

(催告)

第3 督促状の発付後も納付のない滞納者及び分割納付が滞っている者に対しては、催告書を送付する。この場合、必要に応じて内容証明又は配達証明郵便によるものとする。併せて電話、訪問による催告を随時行う。

2 所管課の長は、特別な理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(保証人催告)

第4 納期限から 6 か月以上納付がない場合には、遅滞なく連帯保証人に対して、保証人催告書を送付する。

(滞納整理経過票)

第5 納期限から 12 か月以上納付がない場合には、滞納整理経過票（様式 1）を作成し、必要事項を記録する。

(分割納付誓約)

第6 一括での納付が困難で、分割による納付の相談を受けた場合には、分割納付の誓約として小集落改良住宅使用料納付誓約書（様式 2）を提出させる。

(悪質滞納者の定義)

第7 この要領において悪質滞納者とは、納期限から 12 か月以上納付がなく、分割納付誓約の不履行又は交渉に応じない等により自主的納付が見込まれない小集落改良住宅使用料滞納者をいう。

(支払督促)

第 8 悪質滞納者のうち、支払督促を申し立てることが適当であると認められる者について、管轄簡易裁判所に申し立てる。

(支払督促の手續代理人)

第 9 支払督促にかかる事務手続きは、債権者（長野市）の指定代理人として所管課の職員がこれを行う。

(支払督促申立て後の措置)

第 10 管轄簡易裁判所へ支払督促の申立て後は、適切な督促手續を講ずるため、支払督促管理票（様式 3）を作成し、管理する。

(支払督促申立ての取下げ)

第 11 支払督促申立て後、相手方から納付があった場合等の必要な場合には、支払督促申立ての取下げを行う。

(債務者からの督促異議)

第 12 仮執行宣言前に債務者からの督促異議があった場合、又は仮執行宣言後の督促異議があった場合については、債務者との面談後、必要に応じて該当案件の取下げを行う。

また、督促異議により訴訟に移行した場合に、訴えの提起に係る地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に基づく市議会の議決を得られないときも同様とする。

(仮執行宣言)

第 13 支払督促正本送達後 2 週間以内に債務者からの異議申立てが行われない場合においては、支払督促に執行力を付すため、遅滞なく管轄簡易裁判所に仮執行宣言を申し立てる。

(仮執行宣言付支払督促による債権に対する強制執行)

第 14 仮執行宣言付支払督促を得た後、任意の納付がない場合には、遅滞なく管轄地方裁判所へ民事執行法に基づく債権に対する強制執行の申立てを行う。

(差押債権の選定)

第 15 差押債権については、次の順序による。

- (1) 給与
- (2) 預貯金
- (3) その他の債権

(債権に対する強制執行申立て後の措置)

第 16 管轄地方裁判所より、差押命令が第三債務者と債務者に送達され、債権者にもその送達日が通知されるので、法に定められた期間を経過した後速やかに第三債務者を訪問し、取立てを行う。

(債権に対する強制執行の取下げ)

第 17 次の各号いずれかに該当する場合は、債権に対する強制執行を取り下げる。

- (1) 債務者が第三債務者に対して債権を有していないことが判明した場合
- (2) 相手方による任意の全額納付があった場合

(最終納付催告及び明渡請求予告)

第 18 悪質滞納者のうち、訴訟手続により解決を図ることが必要と判断された者に対して、明渡訴訟前の最終催告及び明渡請求予告に関する通知(様式 3)を行い、連帯保証人には債務者への最終催告送付の旨通知(様式 5)する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、原因が生じた年度から翌年度の間に限り判断の候補から除外する。

- (1) 主たる生計維持者の死亡により生活が困窮していると判断される者
- (2) 不慮の災害・事故により多額の出費を余儀なくされている者
- (3) その他やむを得ない特別の事情が認められる者

2 前項の通知は、内容証明又は配達証明郵便にて行う。相手方に到達されず返戻された場合には、立会人を定め、直接相手方宅に差し置くものとする。

(明渡請求訴訟対象者の決定)

第 19 第 18 の通知後も解決されない者については、明渡請求訴訟対象者(以下「訴訟対象者」)として決定する。

(明渡請求訴訟議案の提出)

第 20 訴訟対象者については、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、直近の議会に議案を提出して議決を得る。

2 前項の議案には、訴訟提起のほか、必要に応じ即決和解を行うことができる旨の内容を含むものとする。

3 次の各号いずれかに該当する場合は、議案を取り下げる。

- (1) 訴訟対象者が議案提出締切前に任意退去した場合
- (2) 相手方が、議案提出締切前に全額納付をした場合

(即決和解)

第 21 議会の議決を得た後、訴え提起前に和解の申入れがあったときは、十分

に和解の条項について話し合いを行い、和解条項の内諾を徴するものとする。
なお、特別な事情がない限り、和解の条項には滞納額の半分以上を一定期限までに納付するという約束を必要とする。

2 前項の場合、管轄簡易裁判所に対し、民事訴訟法第 275 条第 1 項に基づく即決和解の申立てを行い、和解調書を得る。

(訴訟の提起と明渡請求)

第 22 第 20 第 1 項の議決を受けた者（第 21 の即決和解が成立した者を除く）について、管轄地方裁判所に対して、明渡請求訴訟を提起する。

なお、明渡請求（契約解除）は訴状をもって行う。

(提訴後の和解)

第 23 提訴後に、滞納額の半分以上の納付申入れがあったときは、市と訴訟対象者間で任意の和解をせず、裁判上で和解をすることができる。

(明渡強制執行)

第 24 次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく管轄地方裁判所に対して明渡強制執行を申し立てる。

(1) 確定判決を得た後、判決内容が速やかに履行されない場合

(2) 第 21 又は第 23 の和解条項に違背した場合

(退去後の処理)

第 25 既に小集落改良住宅を退去した者の滞納使用料については、その退去が任意か強制かに関らず、相手方の資産、生活状況等を考慮して、納付を求め続けるか判断する。

(弁護士への委託)

第 26 第 18 以降の処理について、必要に応じて弁護士への委託を行い、助力を得ることとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 26 日から施行する。

①実施した監査手続

平成22年度、23年度、24年度の未収金額3世帯について、制度の趣旨を踏まえて聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

小集落改良住宅使用料について滞納が発生した場合には、基本的に「小集落改良住宅使用料の滞納者に対する事務処理要領」に基づいて未収金の回収手続きを進めて行くことになっている。

本要領では、第1条において、滞納者または滞納状態において退去した者に対して滞納整理事務について必要な事項を定めるとしておくも、小集落改良住宅の趣旨を考慮し、所管課の長が特に必要と認めた場合には本要領によらない別の事務処理ができることとされている。従って本要領では、滞納額の発生をもって、督促、催告、保証人催告、分割納付誓約、支払督促等について定めているが、調査票で解るとおり滞納整理事務は進んでいない。

今後の課題の一つに、滞納者の高齢化は否めなく、身体上のけがや病気による収入の低下や不況等による収入減等によって支払い能力の低下が懸念される場所である。

本件未収金は、非強制徴収公債権と認識されているが、一部の長期延滞債務者については、債務の承認（分納誓約）がなされていたこと等から、不納欠損処理を行ってこなかったが、債務者及び保証人が死亡、法定相続人が相続放棄したため、実質的に徴収不能となっている。

【 意 見 】

債権管理については、厳格性を維持して実施されたい。

条例の趣旨からすると、使用料について滞納が発生したとしても、その滞納者の滞納事由や環境等によって、催告止まりの傾向が強いと思われる。しかし、小規模改良住宅は、比較的低廉な使用料によって居住することを許可されたものであり、十分その恩恵は受けていると思われる。

滞納者に対する事務処理要領では、分割納付誓約について協議することを求めていると解せる。また、保証人に対する求償を行っておらず、債権管理については厳格性を維持して管理することが必要と考える。

以上のことから、本債権の法的根拠及び徴収方法について再度検証を行い、定期的な徴収体制等について研究し、過年度滞納の徴収率を向上させることは難しいとしても、少なくとも現年度繰り越しを抑え未収金を圧縮させる手法を検討されたい。

5. 市営住宅及び駐車場使用料

(1) 概要

昭和 20 年の戦争終了時における住宅不足は膨大な数にのぼった。昭和 30 年代に入ってから農村から大都市圏への人口移動や世帯の人数の細分化により住宅需要が大きく増加した。

こうした状況から、国として本格的な住宅対策を講ずる必要が生じていた。これに対応するため、資金の融資により住宅建設を支援する住宅金融公庫設立、低額所得の住宅困窮者向けの賃貸住宅を供給する公営住宅制度の確立、大都市部における勤労者住宅の大量建設を行う日本住宅公団の設立と、日本の住宅政策の三本柱に位置づけられる住宅供給体制がこの時期に整う。

高度成長期における大都市への人口移動及び世帯人口の減少により、昭和 40 年代に入っても厳しい住宅難は続いていた。このため、公営住宅はもちろん、民間による住宅建設を含む総合的な住宅建設計画が策定された。第 1 期及び第 2 期住宅建設 5 ヶ年計画では量の充実に重点を置き施策が講じられた。その結果、公営住宅が大量に供給され、昭和 46 年の 11 万戸を最高に 6~10 万戸の水準で供給が行われている。構造は木造が大幅に減少し、代わって量産化のための技術開発が進み中層耐火構造の公営住宅が増加した。昭和 48 年には住宅総数が世帯数を上回り、昭和 50 年以降は「量から質へ」と住宅施策が転換されることとなる。

高度成長が一段落した昭和 50 年代には、住宅の量的不足が一応克服された。一方、国民の住宅に対する困窮感は依然として強く、住宅の質の向上を図る必要があった。このため、昭和 51 年に定めた第 3 期住宅建設 5 ヶ年計画において、「最低居住水準」、「平均居住水準」が設定された。

昭和 60 年以降においては、整備戸数はおよそ 4 万戸程度で安定的に推移する一方、既存ストックの建替の推進が重要課題となり、平成 4 年の公共賃貸住宅 10 ヶ年計画に基づく建替の積極的な推進を図ることとした。また、質の重視の観点から標準床面積の引き上げが行われた。高齢社会の進展に対応した公営住宅の供給も課題となっており、平成 3 年度に公営住宅の標準仕様を高齢者の身体状況に応じた仕様とするとともに、昭和 62 年にシルバーハウジング・プロジェクトを創設した。

平成 8 年以降の整備戸数は、3~4 万戸の水準で推移している。平成 10 年度には「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設され、また、公営住宅の高齢者向け改造の推進が図られた。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（地域自主性一括法）」が平成 23 年 5 月 2 日（第一次一括法）、平成 23 年 8 月 30 日（第二次一括法）に公布された。これにより、公営住

宅法の一部が改正され、関係する同施行令、施行規則、整備基準もそれぞれ改正された。改正の概要は、i 同居親族要件の廃止、ii 入居収入基準の条例委任、iii 公営住宅等の整備基準の条例委任であり、施行は平成 24 年 4 月 1 日からとなっている。

この改正を受けて、同居親族要件については、条例で従来どおり同居親族要件を規定するとともに、新たに 60 歳以上の高齢者は、親族以外の 60 歳以上の者との同居を可能とする規定を設けた。また、入居収入基準は各自治体に条例委任されたが、現行水準を維持することとした。

・市営住宅供給の基本方針と目標

民間借家の空き家状況や、市営住宅の応募状況の推移、公営住宅と民間借家の家賃の状況などを踏まえて、市営住宅供給の基本方針と計画期間内（平成 28 年度末まで）の目標を以下のとおり設置した。

◆ 基本方針

民間借家に住むことが困難な世帯を対象に提供していきます。

著しい低年収の世帯※

災害被害者等の世帯

※ 国が想定した、必要とされる広さの民間借家に、適切な家賃負担割合以下で入居することができない年収の世帯。

このうち、基準より狭い借家に住んでいる世帯、広さは満たしているが過大な家賃負担で住んでいる世帯、現に公営住宅に住んでいる世帯を対象としていきます。

◆ 目標（H28 年度末まで）

市営住宅戸数の縮小と空き家の削減を目指します。

戸数 5%の削減
(3,628 戸→3,450 戸 178 戸減)

空家率 2%の低減
(16%→14%)

- ・重点施策

それぞれの推進施策のうち、特に力を入れて取り組むものとして5つの重点施策をとりあげている。

1. 公営住宅ストック総合活用計画の再編

- ・老朽化した市営住宅団地の統廃合を踏まえた建替計画及び削減計画の策定
- ・既存の市営住宅の延命化を図るための改善計画、修繕計画の見直し

2. 高齢者世帯向け住宅の供給促進

- ・市営住宅の建替に合わせた生活支援施設等の併設を検討
- ・国の直接補助制度の周知を図り、民間の生活支援サービス付き住宅等の供給を促進

3. まちなか・やまざと居住の支援

- ・民間のまちづくり団体等と連携した空き家などの情報提供やまちの魅力のPR
- ・旧合併町村にある公的賃貸住宅を活用した居住受け入れの促進

4. 住宅情報のワンストップ提供

- ・市民に対する住宅関連のさまざまな情報提供と相談の場の常設化
- ・住宅・不動産関連業界やNPOと連携した体制づくりの拡充

5. 住宅の耐震化の促進

- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建設された住宅の耐震診断・耐震改修の促進
(木造住宅耐震診断士派遣事業・住宅耐震改修補助金)
- ・市営住宅の耐震診断、耐震改修の早期完了

市営住宅申込状況

平成25年4月1日現在

年度	総数			第1種			第2種		
	募集戸数	申込数	倍率	募集戸数	申込数	倍率	募集戸数	申込数	倍率
平成元	176	273	1.55	98	132	1.35	78	141	1.81
2	156	212	1.36	71	100	1.41	85	112	1.32
3	202	392	1.94	82	154	1.88	120	238	1.98
4	153	387	2.53	77	214	2.78	76	173	2.28
5	156	319	2.04	74	163	2.20	82	156	1.90
6	164	479	2.92	92	217	2.36	72	262	3.64
7	192	636	3.31	114	305	2.68	78	331	4.24
8	197	501	2.54	91	169	1.86	106	332	3.13
9	131	242	1.85	66	85	1.29	65	157	2.42
10	604	1,226	2.03						
11	191	624	3.27						
12	168	769	4.58						
13	157	686	4.37						
14	137	695	5.07						
15	169	1,011	5.98						
16	133	1,100	8.27						
17	166	1,179	7.10						
18	157	1,183	7.54						
19	114	769	6.75						
20	169	1,088	6.44						
21	192	960	5.00						
22	175	809	4.62						
23	170	559	3.29						
24	103	598	5.81						

市営住宅等使用料・収納状況

平成25年6月現在

市営住宅使用料・収納状況一覧表

年度	現年度分・過年度分 合計				
	調定		収入済		収納率 %
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
昭和56年	34,698	233,414,185	33,358	225,943,815	96.80
57年	35,050	249,652,150	33,374	240,426,890	96.30
58年	35,116	261,911,920	33,293	250,579,470	95.67
59年	35,328	282,544,170	32,954	248,855,590	88.08
60年	36,327	313,643,660	33,289	291,755,800	93.02
61年	36,747	376,946,791	32,753	344,494,626	91.39
62年	37,689	451,992,546	32,579	412,005,129	91.15
63年	38,740	497,817,556	33,383	454,041,386	91.21
平成元年	38,908	542,731,296	33,945	500,613,404	92.24
2	39,412	571,677,460	35,029	531,851,643	93.03
3	38,181	566,692,991	34,980	537,403,920	94.83
4	36,981	614,527,071	34,012	585,269,620	95.24
5	36,160	669,200,798	33,652	641,605,781	95.88
6	35,543	686,441,197	33,395	660,060,091	96.16
7	35,403	701,140,879	33,303	673,115,957	96.00
8	35,383	729,013,084	33,356	701,063,363	96.17
9	34,970	732,449,707	32,780	701,201,021	95.73
10	36,815	754,557,126	34,634	718,534,994	95.23
11	39,248	853,197,694	36,838	807,451,612	94.64
12	39,424	859,511,352	36,754	803,669,935	93.50
13	39,156	841,438,219	35,996	772,030,573	91.75
14	39,249	837,041,897	35,141	744,033,416	88.89
15	39,731	835,485,451	35,043	714,492,923	85.52
16	42,363	843,790,844	36,683	710,413,857	84.19
17	42,159	869,426,857	38,578	741,537,622	85.29
18	40,375	865,548,530	36,739	751,279,953	86.80
19	40,053	851,345,727	36,556	734,372,532	86.26
20	39,304	845,316,196	37,098	730,173,680	86.38
21	39,269	843,580,151	36,186	735,891,071	87.23
22	39,343	831,153,664	36,751	733,049,682	88.20
23	38,459	804,538,786	36,398	713,794,235	88.72
24	37,039	791,354,228	34,918	703,522,946	88.90

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

市営住宅使用料・駐車場使用料

【2. 所属】

住宅課

【3. 債権の内容】

市営住宅及び住宅に付属する駐車場を使用することにより毎月発生する債権。
市営住宅使用料は、住宅の立地条件、規模、経過年数及び入所者の収入等により年度ごとに決定される。
駐車場使用料は、長野市市有財産条例第9条を参考に、近傍の駐車場の料金を限度として規則で定めている。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

- 地方自治法第225条（公の施設の利用につき使用料を徴収することができる）
- 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条（市営住宅の毎月の家賃は、毎年度認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする）
- 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第40条の2（駐車場の使用の承諾を受けた者は、近傍同種の駐車場の料金を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない）

<徴収>

- 地方自治法第225条（公の施設の利用につき使用料を徴収することができる）
- 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第17条（市長は、入居者から、入居可能日から市営住宅を明渡した日までの間、家賃を徴収する。入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納付しなければならない）
- 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第40条の2（駐車場の使用の承諾を受けた者は、近傍同種の駐車場の料金を限度として規則で定める額の使用料を納付しなければならない）

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙「滞納者に対する事務処理要領」参照

【6. 未収金の種類】

非強制徴収公債権

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	7 件	0 件	1 件
イ 少額訴訟	0 件	0 件	0 件
ウ 訴訟提起	8 件	5 件	7 件
エ 公法上の強制徴収制度	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	2 件	0 件
オ その他＝訴え提起前の和解（即決和解）			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	民法第147条第3項の規定による時効の中断（債務承認）		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納（誓約）	42 件	41 件	27 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【9. 最終処理】

法的根拠	地方自治法236条（金銭債権の消滅時効） 民法174条の2（確定した権利の消滅時効）		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	3 件	4 件	7 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者(3ヶ月以上)の実人数

229 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

2,666,683 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数(不明)

滞納者数	件	完済者数	件
------	---	------	---

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

最も比率が高い

イ 病気に伴う経済的困窮

オ

ウ その他の理由による経済的困窮

次に比率が高い

エ 正当な理由なし

オ

オ 調査未了のため理由不明

3番目に比率が高い

カ その他()

オ

【11. 未収金額等の推移】 ※件数は、世帯数ではなく月数

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分		748,350,201		729,532,258		723,788,080
	過年度分		107,788,763		99,771,828		92,060,748
	合計	47,808	856,138,964	47,148	829,304,086	45,306	815,848,828
収入済額	現年度分		732,211,571		716,014,447		711,499,568
	過年度分		23,233,211		20,052,288		14,241,878
	合計	44,660	755,444,782	44,254	736,066,735	42,689	725,741,446
不納欠損額	現年度分						
	過年度分	37	922,354	105	1,176,603	141	3,400,519
未収金額	現年度分		16,138,630		13,517,811		12,288,512
	過年度分		83,633,198		78,542,937		74,418,351
	合計	3,111	99,771,828	2,789	92,060,748	2,476	86,706,863

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(1) (2)

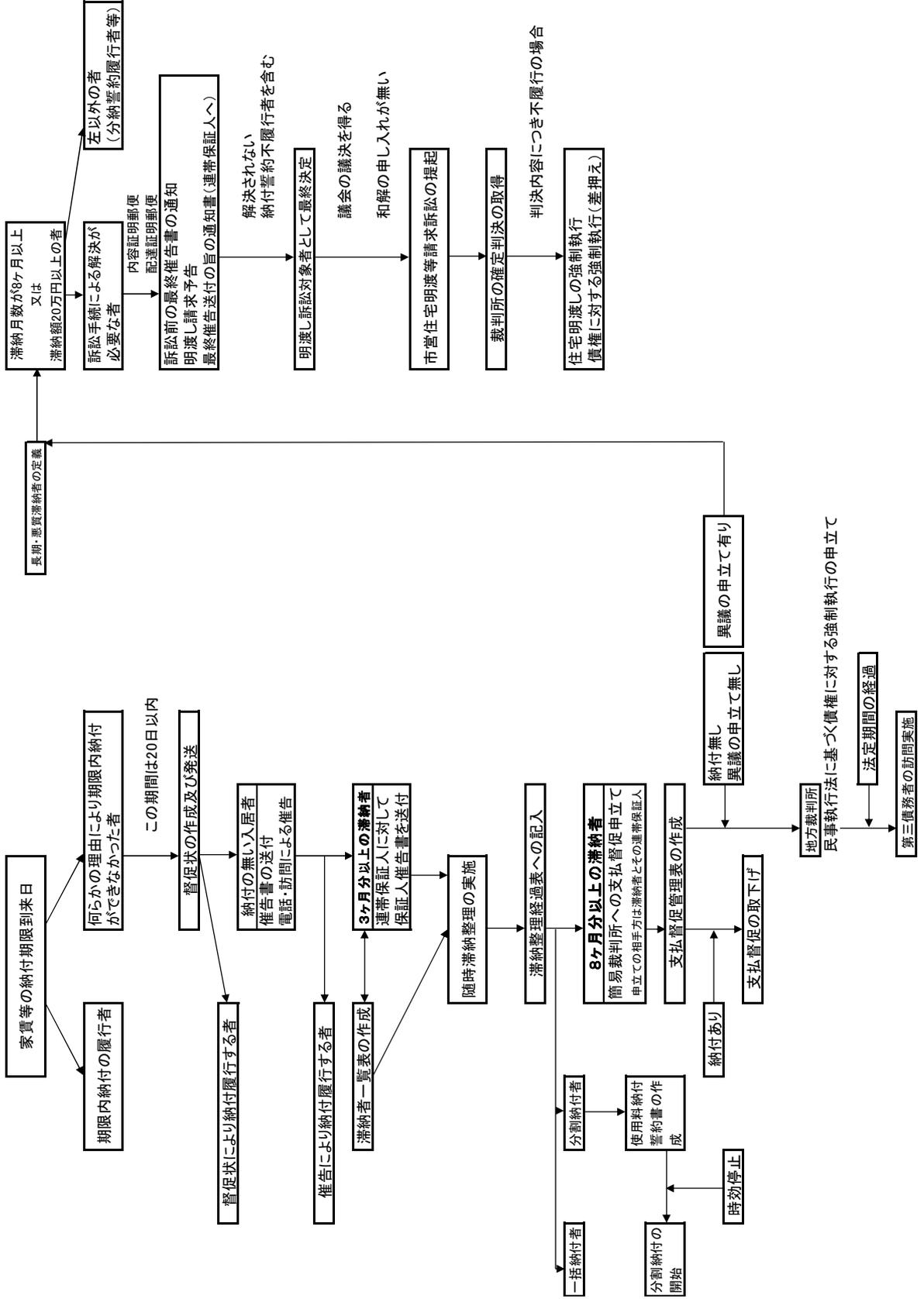
【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

(滞納者に対する事務処理要領の見直し)
事務処理要領中の長期・悪質滞納者の定義を12ヵ月以上又は30万円以上から、8ヵ月以上又は20万円以上に改正した(平成24年度)。これにより早期に法的措置に向けた取り組みができるため、即決和解等の積極的な活用により滞納額の縮減が図れる。

(退去滞納者からの家賃等徴収に係るインセンティブ制度の導入)
指定管理者が、家賃等の収納率向上を図った場合、その率に応じて報奨金を支払うこととしているが、本年度から新たに退去滞納者からの徴収に係る報奨金についても年度協定に盛り込んだ。(別紙「平成25年度 年度協定書抜粋」参照)

調査票5の別紙

長野市営住宅の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領フロー図



調査票13の別紙

平成25年度 長野市営住宅等の管理に関する年度協定書 抜粋

(報奨金の支払)

第6条 長野市は、市営住宅等の使用料等の徴収に関し、次の各号に掲げる計算により算出した額を、報奨金として予算の範囲内で指定管理者に支払うものとする。

(1)市営住宅等の使用料等（督促手数料を除く。）の平成22年度、平成23年度及び平成24年度の各3月末日の収納率のうち、もっとも高い収納率（以下「過去3年最高収納率」という。）を平成25年度3月末日の収納率が上回った場合、次の計算式により算出した額

ア 現年度分

平成25年度3月末日収納率－3月末日の過去3年最高収納率＝A%

平成25年度3月末日収納額×A%×10%

イ 過年度分

平成25年度3月末日収納率－3月末日の過去3年最高収納率＝B%

平成25年度3月末日収納額×B%×30%

(2) 退去滞納者から徴収した使用料等の40%の額。ただし、平成24年度において、既に継続的に徴収している退去者から徴収した使用料等は除く。

2 前項(2)の報奨金の対象となる使用料の額は、(1)の平成25年度3月末日の収納額及び収納率の計算に含めないものとする。

① 実施した監査手続

平成22年度、23年度、24年度の未収金額について、債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証、さらに、長野市営住宅等の指定管理者による管理についても協定書と聞き取りにより検証した。

② 実施した監査の結果等

公営住宅法において、市営住宅とは健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。この法律に基づいて長野市では、「長野市営住宅の設置及び管理に関する条例」において市営住宅及び共同施設等について設置から管理に至るまでを規定している。

未収金は、市営住宅家賃について滞納した場合に発生する債権で、市ではこの債権について、「非強制徴収公債権」として取り扱っている。しかしながら実際のところ、市営住宅家賃については、そもそも「公債権」か「私債権」か、で考え方が分かれているようであり、市の扱いの妥当性が問題となる可能性がある。つまり、「公債権」、「私債権」のどちらの考え方においても時効は5年とされているが、「公債権」であれば時効を経過した時点で債権は消滅するが、「私債権」であれば、時効の援用があつてはじめて消滅することになる。債権管理を行う以上、重要な課題となりうるので慎重に検討すべきである。

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例では、入居者の家賃、敷金、修繕費用の負担等に関する規定はあるものの、家賃債権としての未収金に関する規定がなく、これを補完するものとして、「長野市営住宅の家賃及び駐車場使用料等の滞納者に対する事務処理要領」が準備されている。この事務処理要領は平成24年9月に見直しが行われ、「長期・悪質滞納者」の定義について、より厳しく改訂している。この改訂により次表のとおり平成24年9月には、長期・悪質滞納者の金額は一時的に500万円近く増加したが、長期・悪質滞納者に位置づけたことで、平成25年12月の金額と比較すると、回収が進んだことが評価され、早期対応の重要性が効果に影響を与えることが実証された。

長期・悪質滞納者の推移

年月	滞納者数	滞納金額	対象月数
H24.8	41	14,923,150 円	12 ヶ月滞納
H24.9	68	19,460,050 円	8 ヶ月滞納
H24.10	70	20,599,750 円	
H24.11	70	19,847,902 円	
H24.12	70	19,207,055 円	
H25.1	66	18,832,902 円	
H25.2	69	19,118,250 円	
H25.3	68	19,383,450 円	
H25.4	64	18,001,750 円	
H25.5	62	17,915,050 円	
H25.6	63	18,296,050 円	
H25.7	63	18,062,850 円	
H25.8	63	17,847,850 円	
H25.9	63	17,629,750 円	
H25.10	65	18,041,950 円	
H25.11	62	16,464,750 円	
H25.12	60	16,170,350 円	

滞納が発生した場合には、督促状の発付をし、その後の対応として電話催告、文書催告、訪問催告等が行われる。

滞納に関して保管されている書類の中から、「滞納者調書」と「家賃滞納経過票」についてランダムに抽出してもらい、内容及び状況について確認した。記載されている内容は、氏名、家族構成、生年月日、勤務先から始まって、対応年月日、納入金額、経過等詳細に記載があり、書類の保管状況等については問題がないと判断した。

長野市の指定管理者である長野県住宅供給公社に平成19年より管理を依頼しており、実際には8名の監理員がそれぞれ地区を分担し、入居者本人と接見しながら滞納整理にも携わっている。平成25年度においては、指定管理者との協定書につき一部改訂を行い、退去滞納者から家賃等を徴収した場合は、その額に応じて報奨金を支払う旨が記載されている。

市営住宅は、その制度の趣旨にもあるように、住宅に困窮する低額所得者を救済する一助をなしているため、生活保護受給者も入居しており、平成25年4月現在で264名になっている。このうち、12月現在で3ヶ月以上滞納している

受給者は19名で、その金額は大凡300万円になる。家賃の決定方法は入居者の所得によって決定されるため、生活保護受給者の家賃は低額のはずであり、しかも住宅扶助手当が支給されていることから、家賃滞納の発生は基本的にはあり得ないが、先の金額については、概ね生活保護を受ける前の滞納である。

調査票に記載の平成24年度末の1人当たりの滞納最高額2,666,683円の者は、すでに退去した滞納者であるが、居所不明となっていた。しかし現在は市内に住民票を置き、生活保護を受給している。

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第15条では、入居者は毎年度市長に対して収入を報告する義務があり、この報告によってその入居者の家賃が決定されることになっている。平成25年12月時点において、市長に対し収入の報告のない者が15名存在し、内4名が家賃滞納発生状況にある。再三に渡り、収入の報告をするよう資料の提出を求めているようではあるが、本人より提出がないため、該当者が入居している部屋の最高家賃が課されている。

民間のアパートや貸家等では、基本的に賃貸借契約に基づき、当月末日までに翌月分家賃を支払う、いわゆる前家賃契約となっているが、市営住宅の場合は、当月末日までに当月分家賃を支払う契約となっている。つまり、民間の貸家等と公営住宅とでは家賃制度に違いがある。この家賃制度を前家賃にする事で滞納額の減少に効果が期待出来るのか検証してもらったところ、次のような結論を得た。

民間の賃貸住宅は、契約家賃の変更を前提としていないが、市営住宅は、家賃の減免措置や、入居者数の増減・退職等により家賃が減額となる場合が多い。後家賃の場合には、このような事由の発生に対して、翌月から適用可能であるが、前家賃の場合には翌々月からの適用となる（口座振替の場合）。また、途中退去者が発生した場合の家賃清算事務について、後家賃であれば収納事務のみであるが、前家賃の場合は、収納事務に加え還付事務が発生する。

滞納額の縮減に関して、前家賃とすることで保証人催告や法的措置の着手が1ヶ月前倒しとなることから、納付意欲のある滞納者に対しては、一定の効果が期待できるが、諸事情により納付できないことを理由とする滞納者にとっては従来と変わることなく、劇的な滞納改善につながるものではない。

入居者サービス（家賃減額の早期適用）や滞納額縮減の効果及び事務量を勘案すると後家賃のほうがメリットは大きいと判断される。

以上のような結論の根拠には、民間の賃貸住宅等は、自由競争の中で地域貢献を果たしつつも、その家賃設定は賃貸住宅の所有者の意志によって決定されるのに対して、市営住宅の場合には、公営住宅法の目的に沿って住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていることから、そもそ

も立場が全く違い、自由競争の中で決定される家賃制度に足並みをそろえることは、馴染まない。また、効率性の観点からも現状の家賃制度を維持することが望ましい。

【 意 見 】

ア 悪質かつ長期滞納者に対抗するため権限の強化について検討されたい。

悪質かつ長期滞納者は、一方的な持論によって家賃の支払いを履行しない者がいる。これに対抗するには法的措置で戦うしか方法はない。例えば、裁判所を通じて支払督促を実行する場合、支払督促の申立→督促異議がない場合→仮執行宣言の申立→仮宣言付支払督促異議がない場合→支払督促の確定の手順を踏んでいく。しかし、督促異議が生じた場合には、訴訟に移行することとなり、訴訟するには議会の議決が必要になってしまう。そうすると訴訟を継続するのは難しい事から、中々今までは支払督促の手続きに踏み込まず、思うような債権回収に至らない。

このような状況を踏まえ、支払督促に対して債務者より異議が生じた場合には市長専決処分により訴訟係争ができるよう検討されたい。

【 意 見 】

イ 生活弱者世帯に対する家賃滞納債権につき処理が進む方法を検討されたい。

生活保護世帯、母子世帯、障害者等の世帯等で、明らかに生活弱者と思われる世帯において、長期滞納者又は長期滞納を原因とした高額滞納者について対応はどのようにあるべきかを考える必要がある。

そもそも市営住宅家賃は、入居者の収入を前提に家賃が決定されるが、生活弱者の場合には収入だけで判定されるのは不十分な部分があると思われる。例えば生活保護の場合には最低限の扶助費であり、母子家庭では、子供の成長にどれだけのお金をかけるかによって違ってくる。また、障害の程度によっては介助器具等のコストの問題によっても違ってくる。

このように生活弱者世帯の場合、長期滞納債務者に該当した場合どのような対応をしたら良いのかを検証するべきである。生活弱者といっても、個々の状況により対応は違ってくると思われる。当然、支払督促は実行されるべきであるとは考えるが、明渡訴訟に踏み切るとは制度の趣旨からして難しいと思われる。しかしながら、速やかな債権処理を念頭に置けば放置はできない。従って、市長専決処分により裁判所を利用した調定・即決和解等について検討されたい。

6. し尿処理手数料

(1) 概要

し尿処理は、市民生活に密着した重要な行政サービスである。市では、衛生的かつ安心できる市民生活の確保のため、未水洗世帯のし尿の計画的で合理的な処理に努めている。

公共下水道等の整備による水洗化の進展に伴い、し尿処理の対象人口及び世帯数は減少傾向にある。また、収集量及び処理量についても平成8年度を境に減少している。

平成24年度の浄化槽汚泥を含めた1日の平均収集量は、141キロリットルで、これを市の衛生センター2ヶ所と3つの衛生施設組合で処理していたが、北信保健衛生施設組合で処理していた豊野地区分は、処理量が少ないことから平成25年度から長野市衛生センターでの処理に変更した。また、浄化槽汚泥の一部を民間の処理施設で委託処理している。

収集運搬については以下のとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は業者委託を基本に行っている。収集方法には、毎月定期的な作業をする定額制、必要時の連絡に基づく作業を基本とする従量制の二種類がある。なお、若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は、許可業者がすべて従量制で収集運搬を行っている。

(1) 定額制収集

- ① 一般家庭
- ② 一般家庭以外で容易に構成人員の把握ができ、不特定多数の者が出入りしない施設

(2) 従量制収集

- ① 事務所・事業所、公共施設、旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする施設
- ② 浄化槽の汚泥等
- ③ 便槽の構造により常時水を使用するもの（簡易水洗式等）
- ④ その他、特に市長が必要と認めたもの（雨水の混入したもの等）

し尿処理の形態や世帯数、し尿収集手数料については以下のとおりである。納入義務者数の推移を見ると、年々減少しているのが解る。これに対して、口座振替利用数は、平成23年24年は同数であり、実質的に口座振替利用率は上昇したことになる。

先にも触れたように、公共下水道等の整備による水洗化は確実に進展しているが、下水道環境が整っているにもかかわらず下水道につなげない家庭があるのも事実となっている。下水道につなげない家庭とは、もともと下水道につなげる意思を持たない相手先か、下水道につなげたい意志はあるものの、予算立

てが難しい相手先であり、今後もし尿処理件数が減少していくことが予想される中で、コスト増が予想される。

し尿処理形態別人口及び世帯数

(平成24年4月1日現在)

処理場名 (対象地区)		人口及び 世帯	くみ取り収集			※ 浄化槽		
			定額制	従量制	計	合併浄化槽	単独浄化槽	計
長野市衛生センター (長野・更北・戸隠・鬼無里)	人口	262,819	1,746	7,397	9,143	3,410	1,034	4,444
	世帯	107,891	889	2,972	3,861	1,373	425	1,798
千曲衛生施設組合 千曲衛生センター (篠ノ井・松代・川中島)	人口	87,560	1,425	13,541	14,966	5,344	876	6,220
	世帯	32,833	668	5,443	6,111	1,982	330	2,312
須高行政事務組合 須高衛生センター (若穂)	人口	12,965	0	5,965	5,965	489	56	545
	世帯	4,405	0	2,027	2,027	149	19	168
長野市犀峡衛生センター (七二会・信更・大岡・信州新町・中条)	人口	12,589	32	4,364	4,396	2,219	108	2,327
	世帯	5,401	14	1,888	1,902	1,284	46	1,330
北信保健衛生施設組合 豊田衛生センター (豊野)	人口	10,093	0	757	757	150	0	150
	世帯	3,597	0	270	270	53	0	53
全 市 計	人口	386,026	3,203	32,024	35,227	11,612	2,074	13,686
	世帯	154,127	1,571	12,600	14,171	4,841	820	5,661

※浄化槽には、農業集落排水を含まない。

・納入義務者数

内容		平成22年度	平成23年度	平成24年度
納入義務者数	定額制	1,844	1,509	1,297
	従量制	9,265	7,919	6,833
	計(全体)	11,109	9,428	8,130

・納付方法

内容		平成22年度	平成23年度	平成24年度
口座振替	定額制	1,533	1,242	1,058
	従量制	8,066	6,826	5,809
	計(全体)	9,599	8,068	6,867
窓口納付	定額制	311	267	239
	従量制	1,199	1,093	1,024
	計(全体)	1,510	1,360	1,263

・汲み取り停止者数

内容		平成22年度	平成23年度	平成24年度
汲み取り停止者数	定額制	87	64	66
	従量制	244	221	201
	計(全体)	331	285	267

し尿収集手数料

区 分	基 準	手 数 料
定額によるもの	基本料 (1世帯につき) 人数割料 (1人につき) 月2回以上くみ取りの場合の加算料 便槽2ヶ所以上の場合の加算料	1ヶ月 54円 1ヶ月 344円 2回目から 378円 2ヶ所目から 264円
従量によるもの	36ℓまでごとに (下記地区以外) 若穂地区 18ℓまでごとに 豊野地区 180ℓ以下 180ℓを超える場合 18ℓにつき 戸隠地区 200ℓ以下 200ℓを超える場合 10ℓごとに 鬼無里地区 36ℓまでごとに 大岡、信州新町、中条地区 1ℓにつき	320円 158円 1,407円 140円 1,777円 88.8円 422円 8.88円
特別加算料	清掃車から便槽までのくみ取り可能な最短距離(下記地区以外) 40m以上のもの 60m以上のもの 若穂地区 (特別加算なし) 豊野地区 40m以上	1回 264円 1回 364円 1回 105円

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

し尿処理手数料

【2. 所属】

環境部生活環境課

【3. 債権の内容】

一般家庭及び事業所等の汲み取り式トイレ、簡易水洗型トイレ、11人槽以下の浄化槽汚泥の収集運搬に係る手数料

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

廃棄物処理⇒廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2

(市町村の処理等)

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

<徴収>

○地方自治法第227条

(手数料)

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

○地方自治法第228条第1項

(分担金等に関する規制及び罰則)

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

○長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条

(手数料)

一般廃棄物の処理手数料の額は別表第1の、その他の手数料の額は別表第2のとおりとする。

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

・督促、再振替、組合事務局による電話、訪問催告、滞納整理強化月間として前期一斉催告(5月)、後期一斉催告(12月)の実施、汲み取り定期的作業の一時中止。

※フロー図は別紙参照

【6. 未収金の種類】

非強制徴収公債権

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	7 件	7 件	0 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	285 件	267 件
汲み取り定期的作業の一時中止（催告後、要領第5条の要件に該当する者に対し、第6条により汲み取り作業の一時中止を執行。）			

【9. 最終処理】

法的根拠	地方自治法236条第1項、長野市財務規則46条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	133 件	116 件	102 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件
該当なし			

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

735 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

159,653 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数

363 件

完済者数

319 件

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

最も比率が高い

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ (60%)

ウ その他の理由による経済的困窮

次に比率が高い

エ 正当な理由なし

カ (30%)

オ 調査未了のため理由不明

3番目に比率が高い

カ その他 (所在不明)

ア (10%)

【11. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	73,026	397,916,706	62,877	353,141,605	54,816	307,949,896
	過年度分	2,136	9,420,507	1,910	7,807,878	1,473	6,415,667
	合計	75,162	407,337,213	64,787	360,949,483	56,289	314,365,563
収入済額	現年度分	72,221	394,632,705	62,282	350,062,315	54,193	304,864,742
	過年度分	742	3,855,288	763	3,401,720	556	2,558,653
	合計	72,963	398,487,993	63,045	353,464,035	54,749	307,423,395
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	288	1,106,183	268	1,118,142	217	911,935
未収金額	現年度分	805	3,284,001	595	3,079,290	623	3,085,154
	過年度分	1,106	4,459,036	879	3,288,016	700	2,945,079
	合計	1,911	7,743,037	1,474	6,367,306	1,323	6,030,233

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

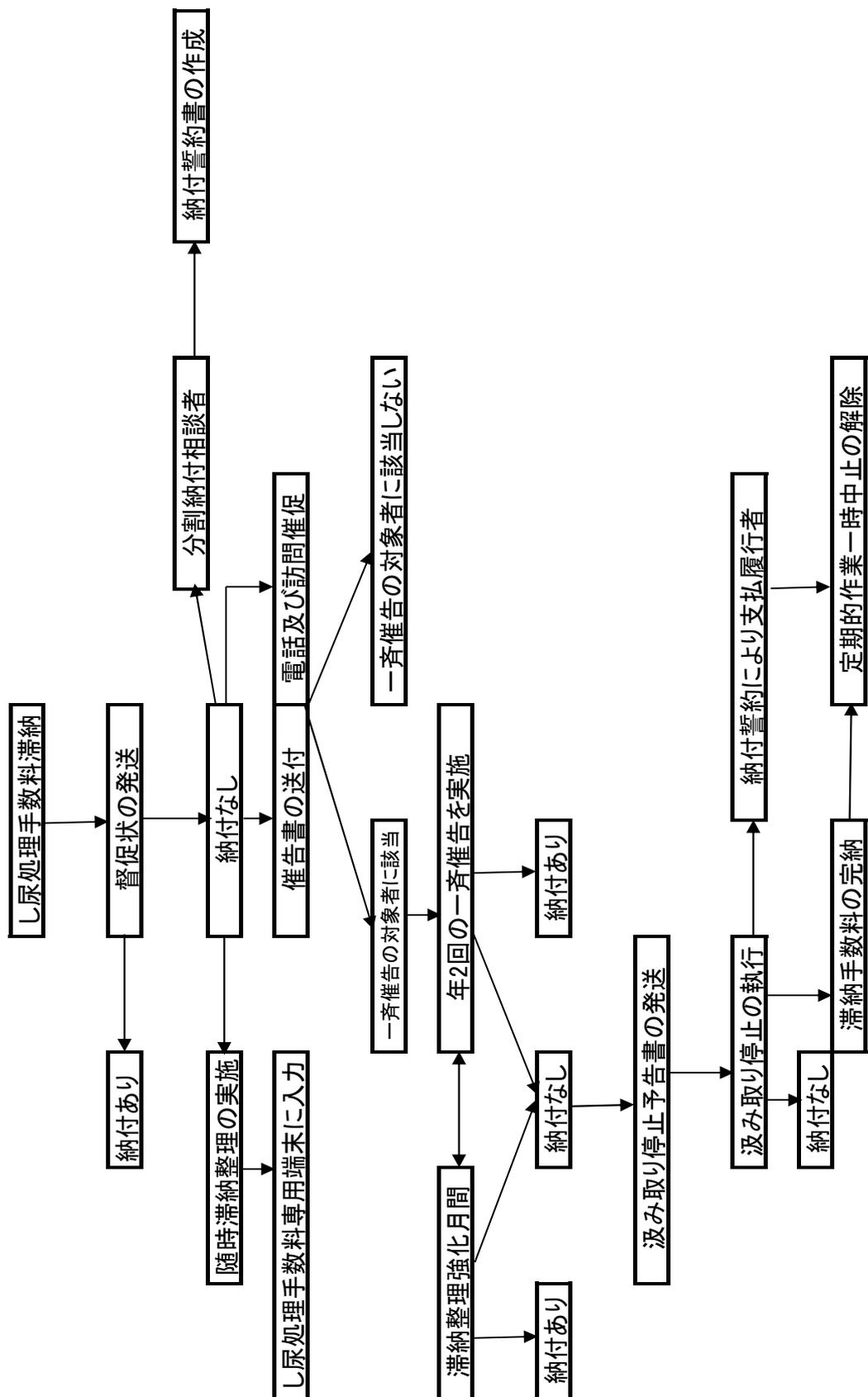
該当する番号
(1) (2)

【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

<ul style="list-style-type: none">・ 収納窓口多様化の検討（コンビニ収納等）・ 全市委託収集に併せ、強制執行の検討

調査票5の別紙

し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領



①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について債権管理状況及び督促の状況につき聞き取りにより確認するとともに、不納欠損処理をした中からランダムに抽出した相手先につき、書類の管理及び不納欠損に至るまでの経緯につき閲覧及び聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

公共下水道等の整備によって、し尿処理の対象人口及び世帯数の減少とともに、収集量及び処理量も減少している。加えて、収集世帯の散在化も著しいことから、収集事業者の経営は厳しさを増していることも今後において懸念されるところとなっている。

し尿処理手数料は、合併の経過措置により各地域で料金体系（料金区分及び金額）を異にしており、同じ行政サービスを受ける受益者にとっては、公平性の観点から、市内全体の収集コストを基準に負担することが望ましいとの意見が、長野市廃棄物減量等推進審議会の答申として提出されている。

このような背景の中、未収金の発生事由は、主に何らかの理由による経済的困窮が最たるものと考えられている。受益者の経済力の回復がみられない低所得世帯では、収集コストの増加が、受益者にさらなる負担を強いる可能性もでてくる。未収金の早期回収の重要性は益々高まりを示すことから、滞納している受益者に対しては、個々の事情を配慮しつつも、丁寧に説明と説得で理解を得、早期回収に結びつける必要がある。

未収金発生の手相手方に対するし尿処理記録簿を確認したところ、催告状の発送についても、納付期日経過後 5 ヶ月で発送しているケースが見受けられた。し尿処理手数料としての債権管理は、「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」に基づいて管理されるべきであり、受益者の経済的理由も理解できないわけではないが、適正な管理が望まれるところである。

【 意 見 】

ア し尿処理手数料の滞納者に対するし尿処理記録簿の整備を図られたい。

実施した監査の結果等に記載したケースは、納期が 4 期（10 月末日）の手数料について口座振替が出来なかったことにより、改めて 11 月 20 日期限の納期を定めた納付書を送付したものである。しかしながら、納付が確認されなかったことで、納付期日経過後約 5 ヶ月で催告状の送付記録となっているが、督促状の発付記録の記載はなかった。

よって、し尿処理手数料が納期限に納付されなかった時点からの記録を明確に記すべきであり、特に督促状の発付日は重要事項であるので明確に記載する

よう整備されたい。

【 意 見 】

イ 滞納者の相談窓口を設置していることを告知し、納付誓約書を積極的に取り付けられたい。

し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領第4条(納付誓約)において、分納誓約についての規定があるが、平成24年度においては、新たに分納をした件数は0件である。

については、同要領第4条において、分割での手数料納付の相談を受けた場合と規定されていることから、し尿処理を実施した際、受益者に渡す通知書等に、「分割納付の場合の受付窓口等」のより明確な告知を行うなど受益者との接触を積極的に働きかけられたい。また、滞納者に対して積極的な対応をすることで、納付誓約書を取り付けるよう努力されたい。

7. 住宅新築資金等貸付金

(1) 概要

すべての人々は、因習や偏見にとらわれず、人間として尊重され、平等に社会参加でき、心豊かな生活を送れるよう望んでおり、そのために、平成 8 年 7 月施行された「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」では、市民一人ひとりが人権に関する意識を高め、部落差別等、あらゆる差別のない社会の形成を目指すとして、市の責務として、地域の組織や運動諸団体と連携しながら地域改善や教育、啓発などを積極的に行うことでまちづくりに取り組んでいる。この様な背景において、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要のある地域で、居住環境改善の観点から当該地域における住宅の新築、購入、若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行ったものである。

長野市における本貸付の根拠となる条例は、長野市同和地区住宅新築資金等貸付条例（名称は随時改正）となり、貸付ける対象者、貸付金の限度額、貸付金の償還方法、貸付金の返還事由、償還の猶予又は減免、違約金等について厳格に定義付けている。

本貸付金では、家屋取得のための貸付金と、土地取得のための貸付金のように 2 種類の貸付金の対象となっている者も 9 名存在している。

平成 15 年 3 月に本条例は廃止（長野市条例第 14 号）され、現在は新たな貸付は行われていないが、附則第 2 項により、市が現に貸し付けている住宅改修資金、住宅新築資金及び宅地取得資金については、なおその効力を有するものである。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

住宅新築資金等貸付金

【2. 所属】

人権同和政策課

【3. 債権の内容】

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住宅の新築、購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行ったもの。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

同和対策事業特別措置法（昭和44年7月10日法律第60号）
住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日建設省住整発第69号）
住宅新築資金等貸付要領（昭和49年9月1日建設省住整発第70号の2）
長野市同和地区住宅新築資金等貸付条例（名称は随時改正）

<徴収>

住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日建設省住整発第69号）
住宅新築資金等貸付要領（昭和49年9月1日建設省住整発第70号の2）
長野市同和地区住宅改修資金貸付条例（上記条例の名称改正後）
・この条例は、平成15年3月28日長野市条例第14号により廃止されたが、同条例附則第2項により、市が現に貸し付けている住宅改修資金、住宅新築資金及び宅地取得資金については、なおその効力を有する。

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙1 フロー図

【6. 未収金の種類】

私法上の債権

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	地方自治法施行令第171条の6		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	5 件	5 件	5 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【9. 最終処理】

法的根拠			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄			
イ 不納欠損処理			
ウ 時効による処理			
エ 債務免除			
オ 処理方法なし			
カ その他			
該当なし			

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

22 件
16, 252, 999 円

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	0 件	完済者数	8 件
------	-----	------	-----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
ウ
次に比率が高い
イ
3番目に比率が高い

【11. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	35	16,956,507	27	10,716,695	23	13,173,913
	過年度分	41	82,697,945	37	80,102,902	38	79,184,574
	合計	76	99,654,452	64	90,819,597	61	92,358,487
収入済額	現年度分	8	15,412,374	4	9,063,677	7	11,898,885
	過年度分	4	4,139,176	-1	2,571,202	7	3,432,162
	合計	12	19,551,550	3	11,634,879	14	15,331,047
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	27	1,544,133	23	1,653,018	16	1,275,028
	過年度分	37	78,558,769	38	77,531,700	31	75,752,412
	合計	64	80,102,902	61	79,184,718	47	77,027,440

【12. 未収債権の管理方法】

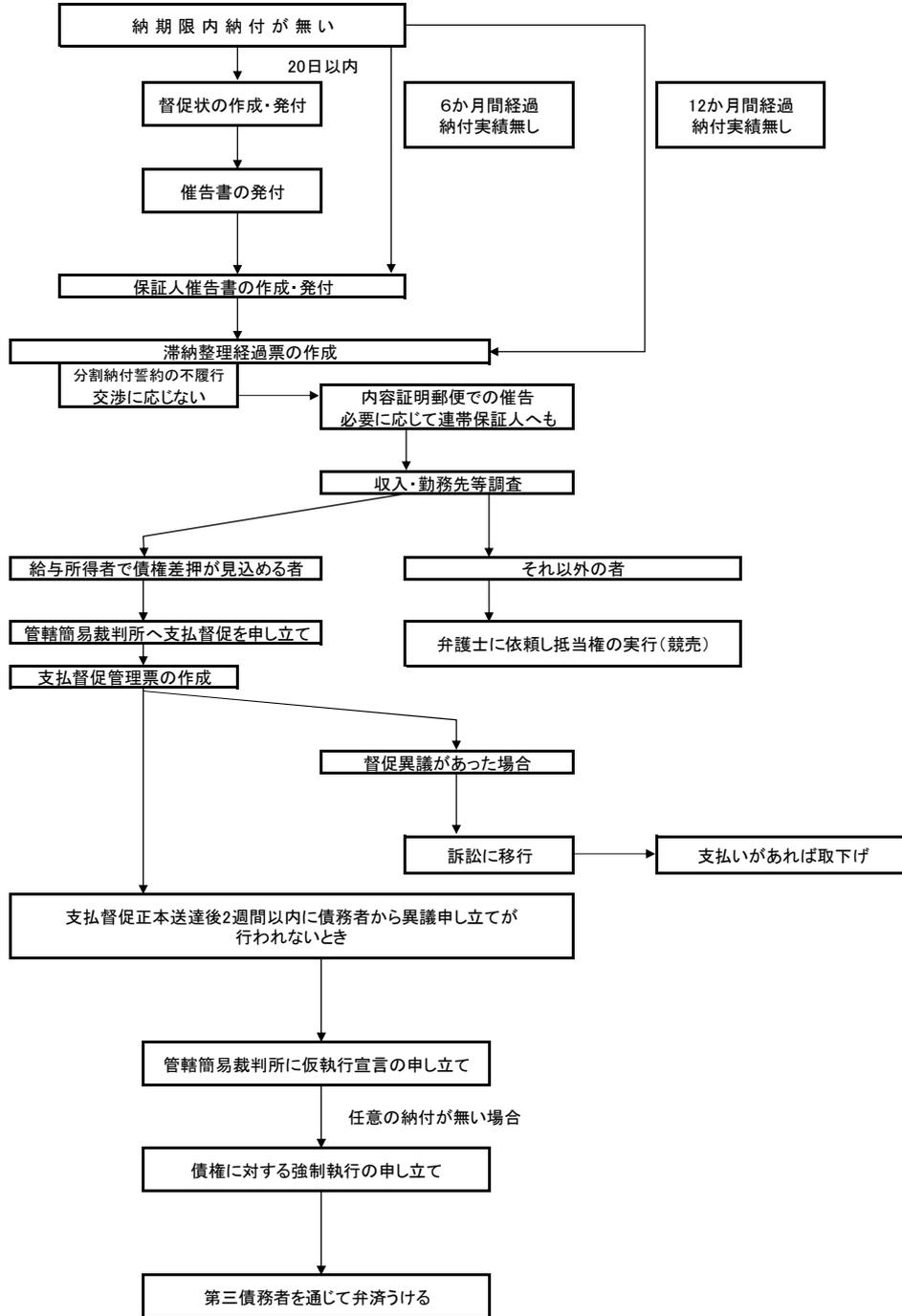
- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(1)

【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

私債権管理条例制定プロジェクト会議の進捗などを踏まえて、新たな方策を検討していく。

住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領より、一連の流れについて



①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額につき、特に大口の債権につき債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧をし、さらに聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

本件事業目的が、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住宅の改修あるいは、新築及びそれに伴う土地の取得に必要な資金の貸付であり、対象地域の環境の整備の改善、公共の福祉に寄与するという趣旨を最大限尊重される点については問題ないと思われる。

しかしながら、本件による貸付金総額は約 244,000 万円であり、平成 24 年度では約 7,700 万円の未収金となっている。また、現在も償還が続いている貸付件数は 43 件であるが、滞納件数とすると 31 件で、貸付件数の大凡 7 割が何らかの事由によって滞納していることになる。現在、新たな貸付は条例の廃止によって実行されていないが、本件事業については、滞納率だけから判断すれば正常に機能しているとは言えない。

滞納案件に対しては、「住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領」があり、この要領に沿って滞納整理がなされるべきであるが、本事務処理要領よりも本制度の趣旨を重要視しているため、滞納者に対しては、分割納付誓約書の提出をするまでで止まってしまっている。

未収金の額の中には、平成 17 年度と平成 18 年度において、それぞれ 1 件抵当権の実行がなされており、その時の残債が今も含まれている。その後の対応としては、抵当権実行後の債務者について、それぞれの所在は確認できており、催告書も 3 ヶ月に 1 度の割合で通知している。加えて、年に複数回債務者自宅を訪問しているが、債務者の主張として、「抵当権の実行がなされた以上、債務者本人には何も残っておらず、支払いできる状況にないのだから支払わない」として門前払いの状態になってしまっている。半面、本債権は私法上の債権であることから、このような状況になったとしても、不納欠損処理を積極的にすることはできず、所管課としても苦慮しているところである。

上記の 2 件については、市の裁量によった法的措置を実施したケースであるが、それ以外の債権については、面接による延滞債務者との協議を経て、延滞分の一括弁済が困難と判断される債務者については、分割納付の方向へ導いている。また、すでに分割納付を行っている延滞債務者については、経済的状況を聴取したうえで、分割額の増額を依頼するなどして早期回収に努力している。

しかし、私法債権として、期限までに履行されない者に対して、督促を行った後相当の期間を経てもなお履行されないときは、保証人への請求や支払い督

促といった法的手続きに移行するべきであるが、これらは市の裁量によるところが大きく、滞納者の生活状況への福祉的配慮等によって現在は採用されていない。

【 意 見 】

ア 滞納率の低下となる方策の検討をされたい。

本件事業に関して、現在も償還が続いている貸付件数 43 件に対して、滞納件数 31 件は、滞納率 70%を超えた数字となり、所管課で管理できていないと判断されても仕方のない事実となってしまう。確かに制度の趣旨等を見無視した行動はできないと考えられるが、滞納率 70%超はあまりにも高すぎる割合となっており、約定通り納付している本制度の利用者との不公平感を招くことに直結する。

住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領の第 7 条以降の条項について、現在の延滞債務者との関係をしっかりと位置づけ、滞納率が低下するように厳格に対応されたい。

【 意 見 】

イ 長期延滞債務者については、保証人の見直しを実行されたい。

長期延滞債務者について保証人に対して未収債権の請求を積極的に行っていないようである。その理由として、契約締結時に債務者本人の所得等調査は実行しているが、保証人についてはまだ所得調査を行っていない。また、保証人は保証人の立場にありながら、債務者としての立場にもあり、相互保証している事実も中にはある。つまり、保証人は保証人としての能力があるかどうか不明であり、共倒れする債務者も発生する懸念があることから、保証人に直接の請求をしていないようである。

確かに一般の民間金融機関のように貸付を目的とする趣旨そのものと性質が異なるため、このような事態になったと推測できるが、滞納率があまりにも高い現状では、保証人についても直接交渉を検討せざるを得ないケースも今後は発生すると思われる。そうなったときに困らないように、保証人について独自の検討を行い、要領等も含めたところで見直しの実行をされたい。

8. 南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料

(1) 概要

市民が気軽に体育・スポーツに親しみ、体育・スポーツを通して健康な心と身体をつくり、明るい家庭を築くため、社会体育施設の整備を進めながらスポーツ教室、スポーツ大会の行事を開催し、加えて指導者の養成、自発的スポーツグループ活動の推進など、市民の生涯体育の積極的推進を図っている。特に南長野運動公園は、市南部地域における市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として整備され、心身の健康の保持増進と緑豊かな憩いの場の創出を図るため建設した。

市では財政構造改革プログラムに基づき、新たな自主財源確保と地域経済（地元企業）などの活性化を図るため、有料広告事業を行っている。その一環として南長野運動公園野球場（長野オリンピックスタジアム）のフェンスに有料広告掲載を希望する広告代理店を募集している。この広告代理店は、広く一般競争入札により決定されるが、前提条件として、市税の未納がないことが条件とされている。また掲載期間を毎年4月から翌年3月までとすることで、毎年入札が行われることになり、広告代理店の質の向上も期待することが出来る。なお、広告を掲載する際には、市役所内に設置された広告審査委員会で掲載が可能かどうか、十分に審査し決定する。その審査基準については以下のとおりである。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- ④ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類似する営業に係るもの

上記の①から④をさらに細分化して具体例を示し審査を実行している。

未収金として計上されている案件は、上記の入札と広告審査委員会の審査を経て許可された広告代理店である。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

平成20年度南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料に係る延滞利息

【2. 所属】

教育委員会体育課

【3. 債権の内容】

南長野運動公園総合運動場野球場フェンス広告掲載契約に基づく広告掲載料の未納額に係る遅延利息

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

南長野運動公園総合運動場野球場フェンス広告掲載契約（平成20年4月1日契約締結）
第5条 乙は、広告掲載料は甲が指定する期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について遅延日数に応じ年3.4%に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

<徴収>

南長野運動公園総合運動場野球場フェンス広告掲載契約（平成20年4月1日契約締結）

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

配達証明による納入通知書の送付及び、電話・訪問による催促

【6. 未収金の種類及び時効年数】

私法上の債権

【7. 督促】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
督促	1件	1件	1件

配達証明による納入通知書の送付及び、電話・訪問による催促

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	0 件	0 件	0 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	1 件	1 件	1 件
オ その他	0 件	0 件	0 件

【10. 最終処理】

法的根拠			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄			
イ 不納欠損処理			
ウ 時効による処理			
エ 債務免除			
オ 処理方法なし			
カ その他			
該当なし			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

1 件

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

401,679 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	0 人
------	-----

完済者数	0 人
------	-----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他（平成25年8月代表者死亡・会社の実態なし。）

最も比率が高い
カ(100%)
次に比率が高い
3番目に比率が高い

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分						
	過年度分	1	401,679	1	401,679	1	401,679
	合計	1	401,679	1	401,679	1	401,679
収入済額	現年度分						
	過年度分	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
不納欠損額	現年度分						
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分						
	過年度分	1	401,679	1	401,679	1	401,679
	合計	1	401,679	1	401,679	1	401,679

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理

(2) 紙台帳による管理

(3) 台帳等なし

(4) その他 ()

該当する番号
(1) ・ (2)

【14. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

① 実施した監査手続

平成 22 年度から 24 年度の未収金額につき、債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証した。

② 実施した監査の結果等

南長野運動公園野球場フェンス広告については、入札によりその権利を取得した広告代理店が広告主を募集し、その広告掲載内容を市に提出し、広告審査委員会の承認を受けて掲載が許可されるものである。

したがって、本未収金の対象となるのは広告代理店 1 社であり、広告掲載に当たっては、市の定める所定の手続きを踏んで行われたものである。

未収金額の内容について契約書等を確認したところ、広告掲載に係る契約金額は、15,886,550 円で掲載期間は、平成 20 年 4 月 1 日より平成 21 年 3 月 31 日分である。平成 22 年 6 月 18 日には契約額について完納となっているが、契約書に基づき完納されるまでの延滞利息年 3.4%が別に発生しており、その金額が未収金として滞納されている。この延滞利息の計算について検証したところ、金額的に誤りはなかった。

この広告代理店は、平成 21 年 3 月 31 日に代表取締役の役員変更登記がなされており、平成 25 年中にその代表取締役は死亡している。この間、教育委員会体育課では、毎年度訪問を繰り返し行い、延滞金の説明とその理解を得るための説得を行うとともに、電話、文書により督促を行っている。広告代理店側においても、延滞利息が発生することについて理解を示し、納付書を受け取り指定期日内の納付を約束したが、履行されることはなかった。

平成 25 年後半には、広告代理店の実態が見られないと判断し、最新の登記簿を取得、確認を行っている。登記簿上では、解散等の閉鎖事由は見当たらないが、代表者の死亡を原因とした変更登記もなさしておらず、事実を反映していない状況にあった。

【 意 見 】

ア 可能な限り当該法人の実態調査を実施されたい。

広告代理店は、平成 22 年から 23 年において事実上の営業を停止していると思われる。その後、代表者の死亡等により法人自体の実態がないと判断したようであるが、反面、登記簿上では会社は存続しているとの考えも捨てきれしていない。

登記簿を確認したところ、監査役の定めがあり、監査役の権限は会計監査に限定されていないことから、業務監査も監査役の責任の範囲に含まれることになる。従って、監査役に就いている人の特定をし、その監査役と接見することで、債権額の存在確認及び誓約書等の取り付けを検討されたい。

【 意 見 】

イ 要領等の改定について検討されたい。

本案件の反省を踏まえて、体育課では今後未収金の発生防止のため、掲載料金の一括前払いにより掲載を許可することに方針変更をした。この決定に伴い、今後は未収金が発生する可能性はかなり低くなると思われる。

長野市が掲載しているホームページにおいて、「南長野運動公園野球場（長野オリンピックスタジアム）及び長野運動公園県営野球場の外野フェンスへの有料広告掲載について」として公開されている。そのホームページでは、趣旨、掲載期間、掲載基準、共通事項、南長野運動公園野球場（長野オリンピックスタジアム）、長野運動公園県営野球場、の順番で基本的事項を掲載している。特に南長野運動公園野球場の項目には、「南長野運動公園野球場広告掲載実施要領」が掲載されており、その要領においては、広告掲載料金についての定めが見当たらない。この要領をホームページにおいて公開している以上は、掲載料金の支払い方法等について要領の中に明記することが望ましいと思われる。また、この要領は平成 18 年当時のまま改定されていないので、要領の改定について検討されたい。

9. 空き店舗活用事業補助金返還金

(1) 概要

長野市の商業は、車社会の進展や都市機能の郊外分散などの社会構造の変化、市場外取引の増加など、商業を取り巻く環境は厳しさを増している中、これまで商業活動の中心であった地域の商店街では、後継者不足や廃業により空き店舗が増加し、商業機能の空洞化とともに「買い物弱者」の問題を引き起こす要因の一つとなっている。また、近年はインターネットや携帯電話による無店舗販売が急速に増加し、消費者の購買行動の変化とニーズの多様化が一層進んでいる。

こうした中、市内商店会をはじめとした商工団体からの要望に応え、商店会の活性化に関する基本理念と商店街を取り巻く様々な主体の債務や協力について明らかにした「長野市商店街の活性化に関する条例」が平成22年3月に制定された。この条例を契機として、事業者、商店会が主体となり魅力あるまちづくりと地域コミュニティの維持・強化への取り組みが一層推進されることが期待され、市は、商店会が行う各種事業等に対し、引き続き積極的な支援を行い、市内商業の振興及び活性化に努めている。

空き店舗活用事業補助金は、長野市商業振興事業補助金交付要綱（以下要綱という。）に定められた補助金であり、先の長野市商店街の活性化に関する条例よりも早い時期から実施されていた補助金である。

この要綱は、魅力ある商店街の形成及び中小企業団体等の活動の強化を図り、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、もって長野市商業の発展を図るため、中小企業団体等が行う長野市の商業の振興に寄与する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めたものである。

本債権の名称は、「空き店舗活用事業補助金返還金」であり、要綱及び長野市補助金等交付規則（以下規則という。）が定めるところの交付条件違反による補助金の返還請求により発生した返還金である。要綱別表2に定められた交付の条件では、1、店舗等として2年以上活用すること、2、不特定多数の者が自由に出入りできること、3、商工会議所等の経営指導員の指導を受けること、の条件が課されており、2年以上活用できなかったことによる条件違反として、規則第13条の交付決定の取消し処分により、返還金の請求となったものである。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

空き店舗活用事業補助金返還金

【2. 所属】

産業政策課

【3. 債権の内容】

長野市空き店舗等活用事業補助金の交付条件違反（2年以上の活用条件の違反）に伴う返還金

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

長野市補助金等交付規則第13条
及び長野市商業振興事業補助金交付要綱第4条

<徴収>

長野市補助金等交付規則第14条

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

なし

【6. 未収金の種類及び時効年数】

非強制徴収公債権

【7. 督促】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
督促	1件	1件	1件
債務者に電話をし、分割返済について協議、返済計画の相談、支払催促を行っていた。			

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 件	0 件	0 件
イ 分納	0 件	0 件	0 件
ウ 減額	0 件	0 件	0 件
エ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
オ その他	1 件	1 件	1 件
<p>平成18年度（平成19年3月1日付け）に補助金の返還命令通知を送付してから、毎年いくらかの分割納付があった。</p> <p>また、債務者から必要に応じて誓約書、返還計画の提出を受け、計画どおりの返還がなされない場合、電話等で催促及び状況聴取を実施していた。</p>			

【10. 最終処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	0 件	0 件	0 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	1 件	1 件	1 件
<p>長年の電話等での催促及び状況聴取を続けた結果、平成25年10月末に完納された。</p>			

【11. 未収債権の分析】

(1)平成24年度末の滞納者の実人数	1人
(2)平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額	260,000円
(3)平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数	
滞納者数	0人
完済者数	0人

(4)主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	ウ
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他 ()	

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	1	400,000	1	290,000	1	260,000
	合計	1	400,000	1	290,000	1	260,000
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	1	110,000	1	30,000	0	0
	合計	1	110,000	1	30,000	0	0
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	1	290,000	1	260,000	1	260,000
	合計	1	290,000	1	260,000	1	260,000

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	(4)
(3) 台帳等なし	
(4) その他 (紙によるファイルにて管理)	

【14. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

平成18年度に返還命令を行った返還命令金額1,286,000円が、平成25年10月末をもって完納となった。

①実施した監査手続

平成 22 年以降発生している未収金は、一相手先に対する未収金であり、債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

本件補助事業の名称は、「中心市街地空き店舗等活用事業」とされるもので、平成 17 年当時の事業として補助金交付の対象となっていたものである。現在はその名称を変え、「まちなか空き店舗等活用促進事業」に名称を変更している。

本件補助金は、交付の条件として、1.空き店舗等を店舗等として 2 年以上活用すること。2.不特定多数の者が自由に入出りできること。3.店舗等の営業時間については、午前 10 時から午後 4 時までの時間が含まれていること。4.店舗等が所在する区域の商店街団体に加入すること。5.商工会議所及び商工会の経営指導員の指導を受けること。の 5 つの条件が付されている補助金事業である。

本件は、平成 17 年度において 1,525,000 円の補助金（当初額）を長野市商業振興事業補助金申請書をもって申請し、飲食業として平成 17 年度中に補助対象経費 5,343,450 円（当初額）をかけて開店している。その後、平成 18 年 2 月以降において長野市商業振興事業実績報告書により、事業実施報告がなされていたが、平成 18 年 11 月に閉店となった。

本補助金の交付の条件の一つである、空き店舗等を店舗等として 2 年以上活用すること。について条件を充足することが出来ず、実質 14 ヶ月余りの店舗活用であったため、本件事業者に対して、補助金の返還請求権が発生した。

書面及び面談等により補助金返還の督促を行ったが、本件事業対象者は、他にも借り入れがあることを理由に、一括弁済することが出来ないとして、平成 19 年 3 月に返済計画 36 回の誓約書を取り付けている。その後、本件事業対象者の経済的都合により、2 度において誓約書の内容見直しを行い、調査票 10 最終処理に記載のとおり、平成 25 年 10 月末に完納された。

【 意 見 】

本件補助金は、長野市商業振興事業補助金交付要綱、長野市補助金等交付規則等によって、細部にいたる規定がなされている。本件のように交付の条件違反となった場合には、補助金の返還請求権が生じることとなり、事業者においても補助金を事業資金の一部として認識している以上、返還請求の原因が生じると負担は大きくなってしまう可能性がある。

事業者より申請書の提出があった場合に、担当課では対象事業者に対して、交付の条件等につき説明し、条件を満たせなくなった場合には返還請求権が生じること、またその返還請求権に応じなければならないことを口頭にて説

明しており、理解を得ているようであるが、重要な事項であるため、後日の争いにならないよう配慮するとともに、速やかな返還が履行されるよう書面にての説明とその書面において、対象事業者が説明を受けて了解した旨の記録が残るような書面を作成することについて検討されたい。

10. 廃棄物撤去委託費

(1) 概要

本件事業は、A社が平成12年1月に穂保地区に移転し、産業廃棄物の処理及び建物の解体を主な業としていたが、自社物を含む産業廃棄物保管に係る環境等において著しく劣悪であり問題視された。

平成13年度以降再三にわたり廃棄物を撤去し適正保管量とするよう指導を行っていたところである。平成22年2月に同社に対して「産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業並びに産業廃棄物処理施設設置の許可取消し」の行政処分を行い、その後、道路南側廃棄物の全量撤去措置命令に違反、不履行であったことから刑事告発を行い、平成23年10月に廃棄物処理法違反の容疑で逮捕となった。

長野市では同社に廃棄物処理法に規定される委託基準に違反して産業廃棄物を処理委託した排出事業者を特定し、各排出事業者が講ずべき生活環境保全上の支障の除去等について、各排出事業者と「廃棄物撤去委託基本契約書」を締結し、支障の除去等について委託を受けて実施するものである。

この契約によって、市は各事業者に代わって廃棄物調査により特定した違反廃棄物の適正な撤去処理等を行い、各事業者は市に委託費を負担するものである。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

廃棄物撤去委託費

【2. 所属】

廃棄物対策課

【3. 債権の内容】

廃棄物処理法に規定される廃棄物処理委託基準に違反して、A社へ産業廃棄物を処理委託した排出事業者の責任履行手段として、長野市が委託を受け実施した「長野市廃棄物撤去受託事業」の委託費

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

廃棄物撤去委託基本契約書
廃棄物撤去委託費支払確定書

<徴収>

廃棄物撤去委託費基本契約書
廃棄物撤去委託費支払確定書

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙「長野市廃棄物撤去受託事業委託費分割納付事務処理要領」

【6. 未収金の種類】

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予			
イ 分納			
ウ 減額			
エ 処理方法なし			
オ その他			
該当なし			

【9. 最終処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄			
イ 不納欠損処理			
ウ 時効による処理			
エ 債務免除			
オ 処理方法なし			
カ その他			
該当なし			

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

	人
--	---

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

	円
--	---

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数		人
------	--	---

完済者数		人
------	--	---

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
次に比率が高い
3番目に比率が高い

【11. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分					46	62,624,060
	過年度分						
	合計	0	0	0	0	46	62,624,060
収入済額	現年度分					46	62,624,060
	過年度分						
	合計	0	0	0	0	46	62,624,060
不納欠損額	現年度分						0
	過年度分						
未収金額	現年度分						0
	過年度分						
	合計	0	0	0	0	0	0

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号

【13. 未収債権回収のための新たな方法の検討・研究等】

--

調査票 5 の別紙

長野市廃棄物撤去受託事業委託費分割納付事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）に規定される廃棄物処理委託基準に違反して、措置命令発出事業者へ産業廃棄物等を処理委託した排出事業者が、責任履行の手段として長野市との委託基本契約を締結し、委託費の分割納付を選択した場合における事務処理と対象事業者の納付不履行時における対応について定めるものとする。

(歳入調定)

第2 歳入調定は財務会計システムの歳入－調定－単件調定より実施するものとし、調定日は各年度の4月1日とする。（土、日曜日に該当する場合は翌日もしくは翌々日とする。）

2 納期限は支払確定書の各年度に基づく日とする。

3 前項の歳入調定後、「東京MT納入通知書」を出力し、納付書送付通知書（様式1）により速やかに対象事業者へ簡易書留で郵送する。

(納入確認)

第3 納入通知書送付後、納期限到来前の各月末に財務会計システム歳入－検索－収入一覧より納入状況を確認する。

(納入手続き確認通知)

第4 納期限到来月の第1週目に委託料未納事業者へ納入手続き確認通知書（様式2）を送付する。

(督促)

第5 納期限より5日経過後（土日祝を除く）に納付確認ができないときは、10日以内に督促通知書（様式3）を対象事業者に送付する。

(催告)

第6 督促通知の送付後も納付のない対象事業者に対しては、直接電話による催告を実施し、なお納付がない場合は、支払確定書の期限の利益を喪失し残債務金について一括支払いを求めるため催告通知書（様式4）を送付する。

(期限の利益の喪失)

第7 前条の催告を実施後において、なお委託費納付に誠意が見られない場合は、支払確定書に基づき納付不履行に基づく一括納付通知書(様式5)により、歳入調定変更を行い残債務金について一括払いの納入通知書を送付する。

2 納付期限は、通知日の1ヶ月後とする。

(財産の調査選定)

第8 前条の一括納付通知書発送後、強制執行の対象となる財産の調査を実施し、強制執行可能な財産が判明した場合は選定を行う。

2 財産調査は、対象事業者が倒産しない限り、原則として債権の時効期間である10年間継続して調査を行う。

3 強制執行可否の判断として、財産価値とともに公租公課の優劣もあることから、公租公課及び他の私債権についても調査を行う。

(強制執行手続確認)

第9 強制執行可能な財産が判明し選定を実施した後に、顧問弁護士へ当該財産の強制執行手続の確認を行い、強制執行手続を顧問弁護士が行うか、市が行うか判断する。

(公正証書効力の執行)

第10 強制執行を行うと判断した場合は、速やかに、作成済みの公正証書に執行力を付すため、執行文付与及び執行証書の送達を長野合同公証役場公証人に申し立てる。

(強制執行)

第11 前条の執行分付与及び執行証書の送達証明書を得た後、第9の判断に基づき、管轄裁判所執行官へ強制執行の申し立てを行う。

(債権に対する強制執行の取下げ)

第12 次に該当する場合は、債権に対する強制執行を取下げる。

(1) 債務者による任意の全額弁済があった場合

(不納欠損処理)

第13 対象事業者が、破産手続することなく倒産又は消滅した事実を確認した場合は、速やかに不納欠損処理を行う。

2 対象事業者が、破産手続を開始した事実を確認した場合は、破産管財人が

決定した時点で速やかに債権現在額の申立を行い、配当が無い事実を書面で確認できた時点で速やかに不納欠損処理を行う。

3 第8による財産調査を実施しても強制執行可能な財産が判明しない場合、又は、排出事業者の状況から納付させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、自治法に基づき徴収停止の措置を取った後、消滅時効の完成において不納欠損処理を行う。

①実施した監査手続

本件事業の委託費は平成24年度に発生した債権であり、調査票に記載のとおり、未収金額は発生していない。よって、事業者のうちより1社について抽出し契約書等の書類確認を行うに止めた。

②実施した監査の結果等

【 問 題 な し 】

本件事業では平成24年度の債権額として調定した額は全額入金しており問題はない。ただし、各事業者との間に締結された「廃棄物撤去委託基本契約書」の第5条では(3)において、委託費の額が100万円を超える場合は、5年を限度として委託費の分割払いができると定められている。

この条項を受けて、委託費の分割納付をする場合に対応する事務処理要領等について確認したところ、「長野市廃棄物撤去受託事業委託費分割納付事務処理要領」の提出を受けた。

本事務処理要領では、歳入調定、納入確認、督促、期限の利益の喪失、強制執行、不納欠損処理等について明記されており、問題ないと判断した。

1 1. 生活保護法に基づく返還金

(1) 生活保護費について

生活保護費は、憲法 25 条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、その自立を目的として支給されるものである。

①申請保護の原則（生活保護法 7 条）

生活保護は、要保護者本人、その扶養義務者や同居の親族の申請に基づき、家庭訪問する等して保護の必要性について調査をしたうえで、開始決定がなされるのを原則とする。ただし、急迫した状況にあるような場合には、保護の申請がなくとも職権で必要な保護を行うこともある（同法 7 条但書 職権保護）。

②保護の補足性（同法 4 条）

保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶養は、すべての法律による保護に優先して行われなければならない。

③世帯単位の原則（同法 10 条）

保護の要否や程度は、世帯単位で判定して実施する。

④生活保護の種類

生活保護の内容としては、ア.生活扶助、イ.住宅扶助、ウ.教育扶助、エ.医療扶助、オ.介護扶助、カ.出産扶助、キ.生業扶助、ク.葬祭扶助の 8 扶助があり（同法 11 条）、このうち、アからエまでが、月単位で継続して支給され、他は必要などきに支給される。

また、医療扶助、介護扶助以外のもの（ア～ウ、キ～ク）は、金銭給付（現金支給）によるのが原則であり、医療扶助、介護扶助については、本人が医療や介護サービスを受け、福祉事務所が病院や介護サービス事業所に直接支払う現物給付をとるのが原則である。

(2) 生活保護費返還金

生活保護で支給される扶助費については、本来、返還を要するものではないが、支給した扶助費の中でも、次の場合には、返還を受けたり、徴収することになっており、その回収ができない場合には、未収金として残ることになる。

①資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還

これは、生活保護法 63 条に基づく返還金である。生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用しても、最低限度の生活を営むことができない場合に限り、支給されることを原則とする。しかし、資産や資力があっても、すぐに活用できないような場合には、その間に限って、補足性の原則の例外を認めて、必要な扶助を受けることができることにしたうえで、資産等が活用できるようになったのち、すみやかに、その受けた保護の金額の範囲内において、その費用を返還させることにしている。事例としては次の例がある。

ア 年金の遡及支給

年金については、申請をしてから、支給されるまでの間に一定期間を要するうえ、申請手続きが遅れることもあり、その場合には、年金が遡及的に支給されるため、被保護者には、その間、生活保護の扶助費の支給をし、年金が支払われた時点で、年金の支給対象期間に支給された扶助費について、返還を求めることになる。

イ 公営住宅の移転補償費

公営住宅の取り壊し等の際には、自治体から移転補償費が支給される場合があるが、これは後払いであるため、引っ越しに必要な費用の支給等、生活保護の受給を継続し、のちに、移転補償費が支払われる時点で、支給済みの扶助費の範囲内で返還を求める。

ウ 介護保険での支給分

介護保険により住宅改修がなされた場合や福祉用具を購入した場合、本来は、本人が 1 割負担し、介護保険から 9 割支給されることになっている。

しかし、被保護者の場合、改修費すべてを一旦、生活保護の介護扶助で支給する形をとる場合があるため、のちに、介護保険から 9 割分支給された時点で、被保護者にその返還を求めることになる。

②不正受給の費用徴収

これは、同法 78 条に基づく徴収金（返還金）である。

不実の申請その他不正の手段により保護を受けた場合には、市町村長は、その費用の全部又は一部を徴収することができることになっている。被保護者は、収入、支出その他生活の状況に変化があった場合等には、福祉事務所等に届ける義務がある（同法 61 条）。そして、ケースワーカーも、被保護者の生活状況

に応じ、ケース格付け基準表でAからEに分類した区分に従い、一定の頻度（Aは月1回以上、Bは2月1回以上、Cは3月1回以上、Dは半年1回以上、Eは年1回以上）で家庭訪問して、その生活状況を把握することになっている。

しかし、申請の段階で、収入、資産を隠していたり、また、保護受給中に、収入、資産に変化が生じても、その届出がなされない場合があり、この場合には、同法78条に基づき支給分の全部又は一部の徴収を図ることになる。

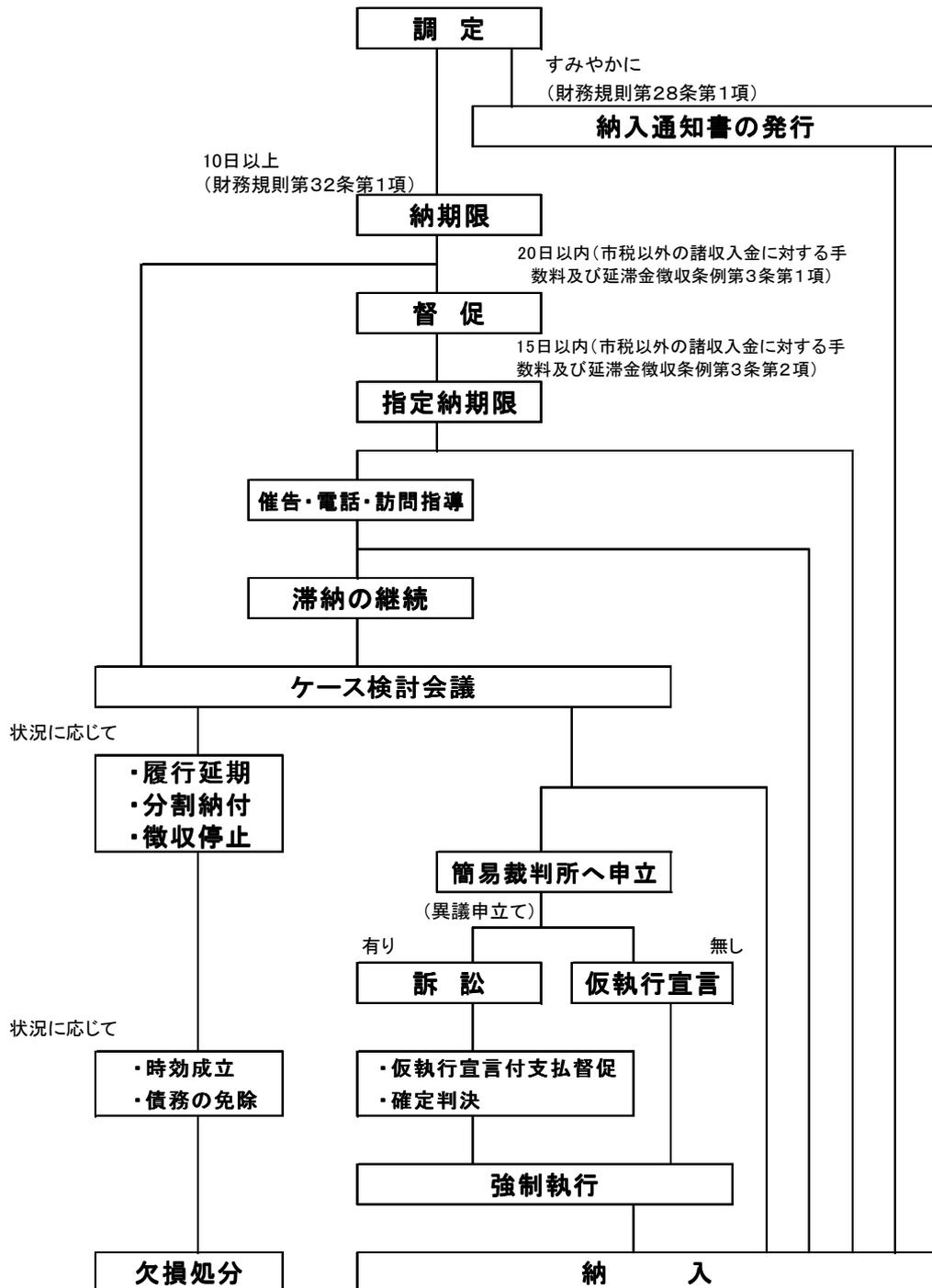
③扶養義務者からの費用の徴収

これは同法77条に基づく返還金である。

扶養義務者が十分な扶養能力を有しながら扶養しなかった場合などには、その扶養義務者の範囲内で、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収することができることになっている。

④長野市の返還金・徴収金等のフローチャート

長野市の返還金・徴収金等の取扱い(フローチャート)



※1 電話・訪問指導等の基本的事項は、廃止時の地区の担当SVが行う。

※2 滞納者一覧のデータ作成及び督促状の送付は、電算担当が経理担当と協力して行う。

※3 廃止時の地区の担当CWは、所在不明者の戸籍請求を行うとともに、滞納者宅訪問時にSVに同行する。

(3) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

生活保護法に基づく返還金

【2. 所属】

保健福祉部 厚生課

【3. 債権の内容】

生活保護法に基づき扶助費として支給した金額のうち、後日収入（稼働収入、公的給付、仕送り等）として認定した金額等
①資力がありながら保護を受けた場合の費用
②不正受給の費用
③保護廃止、停止、変更に伴う扶助費前渡金

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>
①資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還⇒生活保護法第63条
②不正受給の費用徴収⇒生活保護法第78条
③保護廃止、停止、変更に伴う扶助費前渡金の戻入⇒民法第703条(不当利得の返還義務)

<徴収>
①生活保護法第63条に規定する返還金（費用返還義務）
②生活保護法第78条に規定する徴収金（費用の徴収）
③戻入金(民法第703条により戻入、もしくは昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知 第10-2-(8)により次回支給月以降の収入充当額として計上)

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

返還金等の滞納者に対する事務処理規定
長野市の返還金・徴収金等の取扱い（フローチャート）

【6. 未収金の種類及び時効期間】

非強制徴収公債権 5年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	33 件	28 件	65 件
イ 催告	0 件	120 件	0 件
ウ その他	0 件	0 件	0 件

督促手数料は徴収していない。

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0人	0人	0人
イ 少額訴訟	0人	0人	0人
ウ 訴訟提起	0人	0人	0人
エ 公法上の強制徴収制度	0人	0人	0人
オ その他	0人	0人	0人
該当なし			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	地方自治法施行令第171条の6第1項		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予(履行延期)	0人	0人	0人
イ 分納	72人	113人	183人
ウ 減額	0人	0人	0人
エ 処理方法なし	0人	0人	0人
オ その他(徴収停止)	0人	0人	0人
分納は新規の発生件数である。			

【10. 最終処理】

法的根拠	地方自治法施行令第171条の7第1項または第2項		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0人	0人	0人
イ 不納欠損処理	8件	20件	30件
ウ 時効による処理	0人	0人	0人
エ 債務免除	0人	0人	0人
オ 処理方法なし	0人	0人	0人
カ その他	0人	0人	0人
(その他の場合には具体的内容を記載してください)			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数	575 件
(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額	5,284,288 円
(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数	
滞納者数	228 人
完済者数	人

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	カ
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他（収入金を費消）	

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	249	65,736,293	436	96,850,343	506	118,664,189
	過年度分	233	73,842,729	293	86,240,429	438	117,456,173
	合計	482	139,579,022	729	183,090,772	944	236,120,362
収入済額	現年度分	147	41,000,347	228	47,295,077	274	66,899,623
	過年度分	34	10,141,637	43	13,459,651	69	17,650,499
	合計	181	51,141,984	271	60,754,728	343	84,550,122
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	4	145,088
	過年度分	8	2,196,609	20	4,873,871	28	2,006,947
未収金額	現年度分	102	24,735,946	208	49,555,266	228	51,692,022
	過年度分	191	61,504,483	230	67,906,907	341	97,798,727
	合計	293	86,240,429	438	117,462,173	569	149,490,749

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	(1)
(3) 台帳等なし	
(4) その他（ ）	

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

厚生課の保護担当のうち査察指導員4名、ケースワーカー23名、篠ノ井分室査察指導員1名ケースワーカー5名の体制である。債権回収の外部委託はなし。
生活保護法改正による不正受給に係る返還金の保護費との相殺

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について、返還金等の滞納者に対する事務処理規定、長野市の返還金・徴収金等の取扱い（フローチャート）、調査票により督促状況、債権管理状況について記録の閲覧と聞き取りにより検証した。また滞納額ある未納者の死亡事例 3 件、大口滞納者 5 件、返還金・徴収金滞納者整理簿 2 件、平成 22 年度の生活保護法第 63 条の費用返還金の記録 1 件、生活保護法第 78 条による返還金の記録 1 件、平成 23 年度の生活保護法第 78 条による返還金の記録 2 件、徴収簿一覧の記録により確認した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 督促手数料、延滞金の徴収について条例に基づいた運用がされていない。

生活保護費返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入について別の法令又は条例に定めがあるほか、督促手数料及び延滞金について規定している。本生活保護費返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収しない根拠が明示されていない。実務上は履行延期承認通知書の付帯債権欄の債権金額は記入されておらず、記録からは延滞金等の徴収計算はされていない。債務者は生活困難で生活費として費消し、また多くのケースでは生活保護を受けており延滞金の回収が困難なケースも多いと考えられる。上記条例第 6 条では必要と認めた場合は、延滞金の減免をすることができる旨の規定があるが具体的免除の規定は定められていない。実情を考慮し延滞金の免除・減免規定を整備し対応すべきである。

【 意 見 】

イ 不正受給者への対応

平成 18 年 3 月 30 日付社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引」において告訴等の手順が示され、長野市においても「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」（平成 22 年 3 月 31 日）が定められているが、告訴した事案はない。

自治体が、市民に対して、裁判手続をとったり、あるいは告訴をすることは感情として積極的になれないが、78 条における不正受給者のうち、悪質な者に対しては、生活保護法ないし刑事上の処罰規定を明記して、場合によっては長野市においても、告訴等を検討することもある旨をより明確に周知し支払いを求めるべきである。

【 意 見 】

ウ 履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、法的措置をすべき債権管理区分を明確に管理すべきである。

滞納者の返還金・徴収金滞納整理簿を確認したところ、1件について記録からは平成25年1月30日承認の履行延期について「債権の内容」の欄は非承認と記録されたままになっており、時効管理の上で、適時に正確な記録を残されたい。又、不納欠損の記録からは、転出先が不明となっているが徴収停止がされていない事例、履行延期申請の再提出がされておらず債務の承認が不完全で時効中断できない事例、死亡の確認が遅れて時効の中断ができない事例があった。

平成22年度、23年度、24年度と毎年未収金額が増えており、過年度分の未収も結果増加している。事務処理規定では履行延期による分割納付の件数は183人となっており、履行延期の手続を精力的に進めているが、履行延期を確実に実施し時効の中断を行い、履行延期できないケースについては徴収停止や債務の免除、法的措置を検討すべきである。そして、最終的に手段を尽くしたが回収できない債権は不納欠損することになる。それぞれの個別の事情を考慮し、これらの区分を明確にすることにより債権管理を効率化し、回収を図るべきである。

1 2. 児童手当返還金

(1) 概要

事業の内容及び目的

15歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している家庭における生活の安定と、次世代を担う児童の健全育成を図る制度である。3歳未満の児童一律15,000円(月額)。3歳以上小学生までの第1子10,000円(月額)、第2子10,000円(月額)、第3子以降15,000円(月額)。中学生は一律10,000円(月額)を毎年2月、6月、10月に前月分までの4ヶ月分を支給している。

また、一定の所得額以上の世帯に属する児童の場合は、特例給付として児童1人あたり5,000円(月額)を支給している。

児童手当は児童手当法に基づき、請求を行った家庭に対して、手当が支給される事業である。

受給者が未申告で受給者に係る課税台帳がない場合、その者は所得がなかったものとして扱うため、申請すれば児童手当の支給対象となる。児童手当返還金は、その後所得が判明する等不正な手段を用いて児童手当を受給したわけではないが、児童手当の受給資格が消滅したにもかかわらず、消滅届が提出されていない場合に発生する。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

児童手当返還金

【2. 所属】

保育家庭支援課

【3. 債権の内容】

児童手当の過誤払いに伴う債権
例として、児童手当の受給者が公務員になった場合、児童手当は職場から支給されることとなるが、その際受給者が市に児童手当消滅届を提出しなかったがために市と職場からの二重支給となり、過払い分について受給者に返還を求めるといったものなどが該当する。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条
児童手当法

<徴収>

地方自治法第231条の3第1項
長野市財務規則、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

債権が発生してから1か月以内に、納付書を同封した納付依頼書を発送。未納の状態が続いた者には、年に数回程度通知で催促している。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

非強制徴収公債権 5年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	13	10	10
イ 催告	0	0	0
ウ その他	0	0	0

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0人	0人	0人
イ 少額訴訟	0人	0人	0人
ウ 訴訟提起	0人	0人	0人
エ 公法上の強制徴収制度	0人	0人	0人
オ その他	0人	0人	0人

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	該当なし		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0人	0人	0人
イ 分納	0人	0人	0人
ウ 減額	0人	0人	0人
エ 処理方法なし	0人	0人	0人
オ その他	0人	0人	0人

【10. 最終処理】

法的根拠	地方自治法第236条第1項（時効に関する法的根拠）		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0人	0人	0人
イ 不納欠損処理	0人	0人	0人
ウ 時効による処理	0人	0人	0人
エ 債務免除	0人	0人	0人
オ 処理方法なし	0人	0人	0人
カ その他	0人	0人	0人

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成 2 4 年度末の滞納者の実人数	16 人
(2) 平成 2 4 年度末の 1 人当たりの滞納の最高額	104,000 円
(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数	
滞納者数	0 人
完済者数	0 人

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	オ 10割
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	
オ 調査未了のため理由不明	3 番目に比率が高い
カ その他 ()	

【12. 未収金額等の推移】

		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度		平成 2 4 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	6	215,000	0	0	0	0
	過年度分	20	1,430,000	20	650,000	19	620,000
	合計	26	1,645,000	20	650,000	19	620,000
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	6	995,000	1	30,000	0	0
	合計	6	995,000	1	30,000	0	0
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	6	215,000	0	0	0	0
	過年度分	14	435,000	19	620,000	19	620,000
	合計	20	650,000	19	620,000	19	620,000

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	(4)
(3) 台帳等なし	
(4) その他 (PCの専用フォルダ「債権管理簿」により管理)	

【13. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

担当者 1 名が兼務で担当している。

①実施した監査手続

平成22年度、23年度、24年度の未収金額の19件について、調査票、債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。

児童手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第231条の3第1項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第231条の3第1項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。

本児童手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考える。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合わせ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。

【 意 見 】

イ 必要な未納者の記録を漏れなく保管管理されたい。

未収金の管理は児童手当債権納入計画・管理表により行われている。24年度末の未収金19件のうち8件について経過の記載がないものがある。経過の記載されている記録や書類は今後の督促の実施方法の決定、未納者との交渉及び不納欠損処理等に必要不可欠であり、保管の必要がある。

【 意 見 】

ウ 支払い能力のある滞納者の徴収を徹底されたい。

24年度末の未収金残高の内、2件は所得制限額を超えたため過払い金となった受給者であり、また1件は公務員、1件は配偶者が公務員であり支払い能力があると考えられる。納入指導等経過表の記録から納入通知を毎年送付しているが、それ以上の回収手続は確認できなかった。公平性の点から時効成立前に時効の中断及び回収を徹底すべきである。

【 意 見 】

エ 滞納者に対する事務処理規定を整備されたい。

児童手当返還金について納付のない者に対する事務処理規定が定められていない。そのため、【督促】、【納入指導】、【催告】、【記録】、【履行延

期】、【分割納付】、【徴収停止】等の具体的事務について定め、執行すべきである。

また、これらの債権発生（納入通知日）、督促状（指定納期限）、分納誓約の状況、消滅時効等を記入できる債権管理簿を整備する必要がある。

1 3. 児童扶養手当返還金

(1) 概要

①児童扶養手当返還金について

児童扶養手当とは、離婚等により父又は母がいない家庭の児童について、その児童を看護する母（父）、養育者に対して支給し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業である。

児童扶養手当法第3条第3項は「この法律にいう「婚姻」には、結婚の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む（中略）ものとする。」と定めており、いわゆる事実婚については当該手当の支給対象としていない。債権の発生原因の一つが、この事実婚の判明である。

②制度の趣旨

離婚等により、父（母）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、その児童を監護する母、（父）又は母（父）に代わって児童を養育している者に対して、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

③根拠法令等

- ・児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）
- ・児童扶養手当法施行令（昭和36年12月7日政令第405号）

当該手当の支給要件に該当する者（18歳に達する日以降最初の3月31日までにある児童を監護、養育している母子世帯等の母又は養育者）から認定請求書が居住地の市町村長に提出され、この内容を市分については市長が、町村分については県知事が審査し適当と認めた場合、次のとおり手当が支給される。

ア 受給者

児童手当の受給資格者は、公的年金を受給していない者のうち、児童を看護し、かつ、生計を同じくする父又は母で、父又は母に養育看護されていない児童については、児童を監護し、かつ、生計を維持する者が受給資格者となる。

イ 児童の年齢制限

18歳到達後最初の年度末まで（児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで）。

ウ 児童扶養手当の額 平成 24 年度支給額

区 分	第一子	第二子	第三子以降
全部支給	41,430円	5,000円	3,000円
一部支給	41,420円 ～ 9,780円	5,000円	3,000円

所得制限基準額 平成 24 年所得による所得制限基準額

扶養 親族 の数	本 人		配偶者・扶養義務者 ・孤児等の養育者
	全 部 支 給 者	一 部 支 給 者	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

エ 支給方法

毎年4・8・12月に、4ヶ月分を市から受給資格者の口座に振り込む。(その他の月も転出者等の随時払いが発生する場合があります)

オ 事業の仕組み・体系図

申請書提出

本庁、一部の支所

(電算処理)

認定通知書、認定通知書等交付等送付、審査、認定

手当支払い(定期・随時)

支給後の調査

毎年度、「現況届」提出時に各町村と福祉事務所の担当者が聞き取り調査を行い、受給資格に変更がないことを確認している。

④未収金が発生する状況

児童扶養手当の受給資格者が受給資格を喪失している事実が判明した場合、

既に受領した児童扶養手当を、資格喪失の時に遡り返還金請求をするため未収金が発生する。

⑤資格喪失の理由

ア日本国内に住所を有しない。

イ公的年金を受けることができる。

ウ対象児童が母（父）の公的年金の加算対象となる。

エ労働基準法等の遺族補償を受けている。

オ児童福祉法による児童福祉施設に入所している。

カ里親に委託されているとき。

キ父（母）と生計同一である（父（母）が障害を除く）。

ク母（父）の配偶者に育成されている。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

児童扶養手当返還金

【2. 所属】

保育家庭支援課

【3. 債権の内容】

事実婚の開始や障害年金（主に障害年金）の受給開始等によって開始当時に遡って児童扶養手当の受給資格を喪失するため、それまで支給していた手当での返還義務が生じるがこれにより生じた返還に伴う債権。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条
児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令

<徴収>

地方自治法第231条の3第1項
長野市財務規則、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

月1回、返納金納入の催告通知の郵送、時間がとれる時期は電話による催告を行っている。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

非強制徴収公債権 5年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	0件	1件	5件
イ 催告	144件	153件	165件
ウ その他	0件	0件	0件

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約規定）, 長野市財務規則第187条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 人	0 人	0 人
イ 分納	5 人	8 人	4 人
ウ 減額	0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【10. 最終処理】

法的根拠	地方自治法 第236 条（金銭債権の消滅時効）		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄			
イ 不納欠損処理			
ウ 時効による処理			
エ 債務免除			
オ 処理方法なし			
カ その他			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

28人

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

2,370,000円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	9人	完済者数	7人
------	----	------	----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	ウ 53%
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	イ 36%
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他 ()	ア 11%

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	8	6,551,760	21	8,988,390	10	6,269,580
	過年度分	18	8,112,960	21	8,245,000	26	9,730,140
	合計	26	14,664,720	42	17,233,390	36	15,999,720
収入済額	現年度分	6	5,681,880	14	6,284,650	9	3,886,720
	過年度分	11	737,840	16	1,218,600	12	721,620
	合計	17	6,419,720	30	7,503,250	21	4,608,340
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	4	869,880	8	2,703,740	2	2,382,860
	過年度分	17	7,375,120	18	7,026,400	26	9,008,520
	合計	21	8,245,000	26	9,730,140	28	11,391,380

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	
(3) 台帳等なし	
(4) その他 (エクセルファイルによる管理)	

【13. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

兼務で2名の体制で未収債権を管理している。

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について調査票、児童扶養手当届出書、児童扶養手当送付案内等の説明を受け、平成 22 年度、23 年度、24 年度の調定記録、履行延期申請記録を各年度 2 件、平成 24 年度については 19 件の未収金について、督促の経過、債権管理状況について児童扶養手当債権納入計画管理表の記録、滞納者の滞納発生理由を閲覧と聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 不納欠損の決議の年度を適正に管理されたい。

児童扶養手当は非強制徴収公債権であり、時効期間は 5 年である。児童扶養手当債権納入計画・管理表について確認したところ、平成 24 年度で不納欠損処理すべきところ、2 件について決議され不納欠損処理されていなかった。

その結果、徴収すべき債権が消滅しているが、催告通知を送信する結果となっている。不納欠損処理は財務規則第 46 条で「法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書により決議しなければならない。」となっており、不納欠損の決議を適正に管理されたい。

【 指 摘 】

イ 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。

児童扶養手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。本児童扶養手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って、条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考える。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合せ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。

【 意 見 】

ウ 事務処理規定及び債権管理台帳の整備

児童扶養手当返還金の債権の管理については事務処理規定が整備されていないので整備されたい。生活保護費返還金の事例を参考に督促、納入指導、催告、記録、履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、不納欠損等について

事務処理規定を整備されたい。現在記録は「児童扶養手当債権納入計画・管理表」によって管理されているが分割納付、履行延期、督促状発行、時効成立、徴収停止等の記録が納入指導経過に記録されており、判読しないと確認できず、時効等を確実に管理できる債権管理簿を作成されたい。

【 意 見 】

エ 児童扶養手当の返還についての周知

児童扶養手当の返還義務の主な発生理由は事実婚と公的年金受給である。返還義務については「児童手当証書」裏面には「児童扶養手当を受けている方へ」の中で手当を受ける資格のなくなった翌月から受給していた手当の総額を返還する旨を赤字で示しているが字体が小さく見落としやすい。また、「児童扶養手当を請求される方へ」の中では受給資格がなくなる場合が示されているが、返還義務については明示されていない。特に事実婚と公的年金受給により返還義務が生じることについては児童扶養手当請求時に事例を示して周知する必要がある。

1 4. 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 概要

①はじめに

長野市では、母子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努め、また児童の福祉の増進のために「保育家庭支援課」を窓口として必要な資金の貸付を行っている。

この貸付は、母子及び寡婦福祉法 13 条により都道府県が行うものであるが、同法 46 条の（大都市の特例）により、指定都市及び中核市においては当該市において事務処理をすることとされている。そのため、平成 11 年 4 月 1 日に中核市に移行した長野市においては、母子及び寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則の施行に関し、同年 3 月 15 日母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付について必要な事項を「長野市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」及び「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を定め同年 4 月 1 日より施行している。また平成 15 年 4 月 1 日より「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱基準」に基づいて運用がなされている。

●母子及び寡婦福祉法

第 13 条 都道府県は配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

ア 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

イ 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金

ウ 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な資金であって政令で定めるもの

エ 前 3 号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であって政令で定めるもの

第 46 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下[指定都市等]という。）が処理するものとする。この場合において、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定市等に適用があるものとする。

②制度について

貸付金の種類・金額等一覧表

貸付金の種類	貸付金の内容	貸付限度額	利率
事業開始資金	母子家庭の母・寡婦、又は母子福祉団体が事業を開始するのに必要な資金	個人 283万円 法人 426万円	1.5%
事業継続資金	母子家庭の母・寡婦、又は母子福祉団体が現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金	142万円	1.5%
修学資金	母子家庭の母・寡婦が扶養している児童・子、又は父母のない児童を学校教育法に規定する高等学校、大学、短大、高等専門学校及び専修学校に就学させるために必要な資金	別表1参照	無利子
技能習得資金	母子家庭の母・寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68千円	1.5%
修業資金	母子家庭の母・寡婦が扶養している児童・子、又は父母のない児童が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68千円	無利子
就職支度資金	母子家庭の母・寡婦、又は母子家庭の母が扶養している児童、又は父母のない児童が就職するに際して必要な資金	10万円	1.5% 児童 無利子
医療介護資金	母子家庭の母・寡婦、又は母子家庭の母が扶養している児童が医療・介護保険給付に係るサービスを受けるために必要となる資金	一般 34万円 特別 48万円 介護 50万円	1.5%

生活資金	①技能を習得するまでの間、又は医療・介護を受けている間の母子家庭の母・寡婦家庭の生活に必要な資金 ②母子家庭となって7年未満の生活を安定維持するのに必要な資金 ③失業してから1年未満までの母子家庭・寡婦の生活を安定維持するのに必要な資金	月額 103千円	1.5%
住宅資金	母子家庭・寡婦家庭が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するのに必要な資金	150万円	1.5%
転宅資金	母子家庭・寡婦家庭の住居の移転に際し必要な資金	26万円	1.5%
就学支度資金	母子家庭の母・寡婦が扶養している児童・子、又は父母のいない児童を学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、短大、高等専門学校及び専修学校への入学、若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に必用な資金	59万円 以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母・寡婦が扶養している児童の婚姻に際し必要な資金	30万円	1.5%

別表1 就学資金一般貸付一覧

(単位は千円：月額)

		1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等)	国公立	自宅	18	18	18	
		自宅外	23	23	23	
	私立	自宅	30	30	30	
		自宅外	35	35	35	

高等専門学校	国公立	自宅	21	21	21	45	45
		自宅外	22.5	22.5	22.5	51	51
	私立	自宅	32	32	32	53	53
		自宅外	35	35	35	60	60
短期大学 専修学校 (専門)	国公立	自宅	45	45			
		自宅外	51	51			
	私立	自宅	53	53			
		自宅外	60	60			
大学	国公立	自宅	45	45	45	45	
		自宅外	51	51	51	51	
	私立	自宅	54	54	54	54	
		自宅外	64	64	64	64	
専修学校 (一般)		自宅	31	31			
		自宅外	31	31			

③貸付手続

貸付の手続きは、事前の相談を行い、現在の状況を聞き、貸付を受け入れる要件を満たすことを確認した上で必要書類を提出させている。保証人に対しては、その意思を面接又は電話により確認した上で確約書を提出させている。

また、修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金については子を面接し、子も連帯債務を負担する趣旨を説明し子にも申請者本人や連帯保証人と共に、署名押印させている。

なお、児童（20歳未満の子）を借主とする申請の場合は、親権者の同意書を必要とするが、同時に親が保証人となり、他に第三者である保証人を立てる必要はない。

●母子及び寡婦福祉法施行令

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第9条3項 配偶者のいない女子が扶養している者の修学資金、修業資金、就職支度金又は就業支度金については、当該資金の貸付により修学をし、知識技能を習得し、就職し、又は入学し、若しくは入所する者が連帯債務を負担する借主として加わらねばならない。

④償還手続

貸付金の償還は据置期間経過後に開始される。償還開始となる前月10日に償還開始通知とともに償還原票、口座振替依頼書等を送付する。口座振替を希望

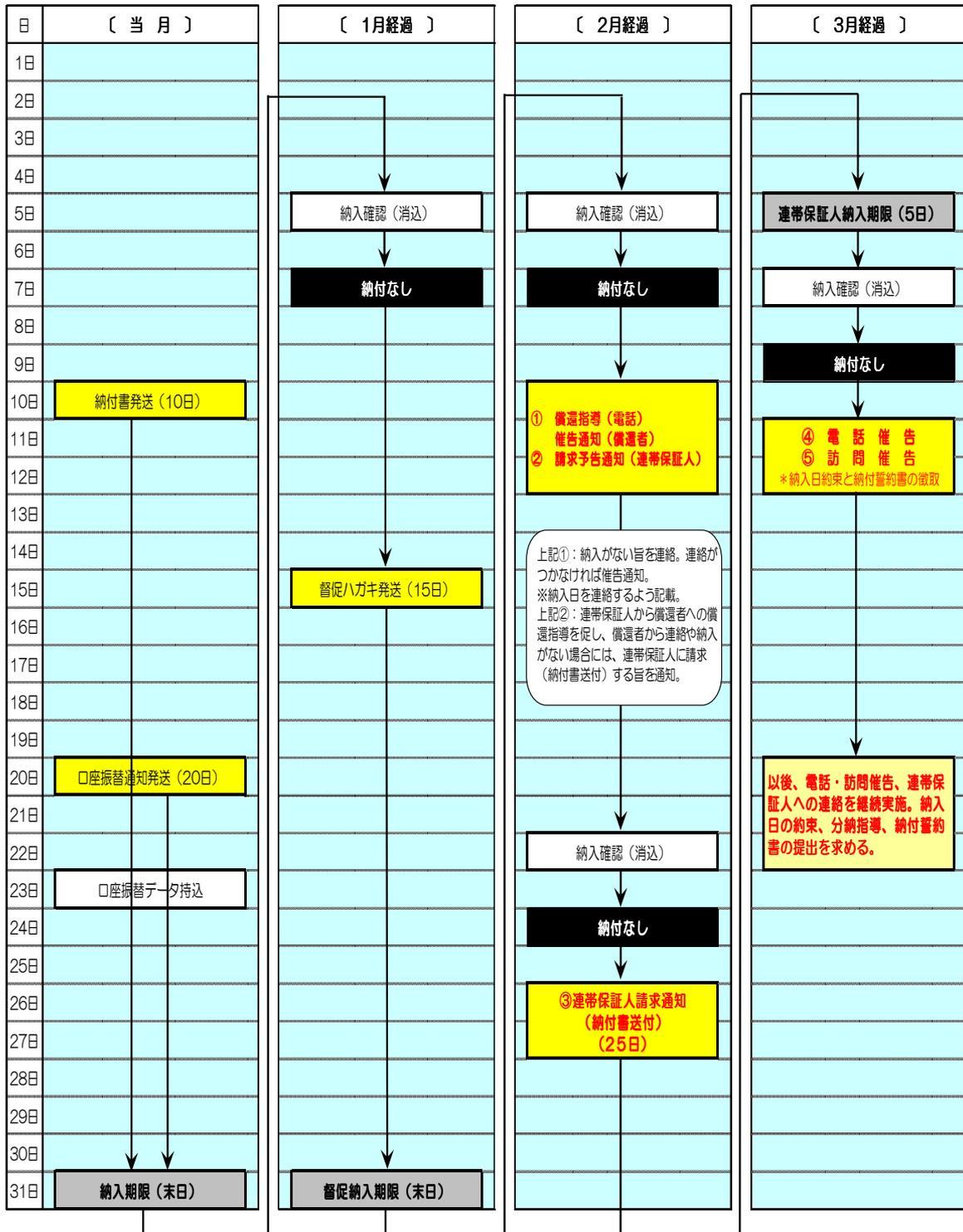
しない借入者については、納付期限を定めた納入通知書を発送する。また、繰上償還の申し出があった場合には、納付書を一括作成し納付する。

⑤回収手続

債権回収手続は「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準」及び「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の償還事務に定められている。未収が発生した後の債権回収については、次に定める債権回収フローに従って、督促状、催告書発送、訪問等により実施されている。

・債権回収フロー

(通常用)



⑥一時償還及び違約金

施行令 16 条においては、一時償還（目的外の使用、滞納）の定めはあるが、長野市母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る借用書には返済が滞った場合の特約条項は特に定めていない。また、滞納があった場合の一時償還請求は行われていない。違約金の徴収は行われている。

●母子及び寡婦福祉法施行令

（一時償還）

第 16 条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付を受けた者に対し、母子福祉貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 第 13 条第 1 項又は 2 号のいずれかに該当するとき。
- 二 償還金支払を怠ったとき。

（違約金）

第 17 条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 10.75 パーセントの割合を持って、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。
ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

【2. 所属】

保健福祉部保育家庭支援課

【3. 債権の内容】

母子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸付を行ったもの。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

母子及び寡婦福祉法第13条、第32条
長野市母子寡婦福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準

<徴収>

民法第587条の金銭消費貸借契約に基づく元金・利子の徴収
母子及び寡婦福祉法施行令第17条に基づく違約金の徴収
長野市母子寡婦福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

別紙「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理事務フロー」参照

【6. 未収金の種類及び時効年数i】

私法上の債権 5年、10年

【7. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0人	0人	0人
イ 少額訴訟	0人	0人	0人
ウ 訴訟提起	0人	0人	0人
エ 公法上の強制徴収制度	0人	0人	0人
オ その他	0人	0人	0人

【8. 取られた中間処理】

法的根拠	長野市母子寡婦福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 人	0 人	3 人
イ 分納	0 人	46 人	48 人
ウ 減額	0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人
運用については、別紙「長野市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」参照			

【9. 最終処理】

法的根拠			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 人	0 人	0 人
イ 不納欠損処理	0 人	0 人	0 人
ウ 時効による処理	0 人	0 人	0 人
エ 債務免除	0 人	0 人	0 人
オ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
カ その他	0 人	0 人	0 人

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

181 人

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

3,082,532 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	人	完済者数	32 人
------	---	------	------

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	ウ 4割
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	イ 3割
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他 ()	ア 2割

(注：担当者の感覚によるものです)

【11. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	2,849	33,762,038	2,485	33,060,017	2,449	28,777,230
	過年度分		49,351,230		54,026,555		55,396,957
	合計	2,849	83,113,268	2,485	87,086,572	2,449	84,174,187
収入済額	現年度分	2,017	26,523,080	1,898	27,406,156	1,893	24,642,051
	過年度分	677	2,563,633	814	4,283,459	744	2,788,654
	合計	2,694	29,086,713	2,712	31,689,615	2,637	27,430,705
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分	832	7,238,958	587	5,653,861	556	4,135,179
	過年度分		46,787,597		49,743,096		52,608,303
	合計	832	54,026,555	587	55,396,957	556	56,743,482

【12. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(1)

【13. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

保育家庭支援課で2名、篠ノ井分室で2名で兼務で行っている。事務委託はなし。

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について、「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準」、母子寡婦福祉資金貸付金債権管理事務フロー、調査票により督促状況、債権管理状況について記録の閲覧と聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 不納欠損処理については、債権放棄についての議会の承認や一定額以下の債権については市長に委任する専決条例等を整備し実施されたい。

母子寡婦福祉貸付金は、私法上の債権であるから消滅時効が完成し、時効の援用がされた時、法律上の債権は消滅する。不納欠損については、制度開始以来今日まで時効の援用に関する手続がされていないため、不納欠損処理は一度も行っていない。消滅時効は、民法第 167 条の規定により 10 年（事業開始資金や事業継続資金は、商事債権であり 5 年）である。

平成 25 年度末で商事債権も含め 10 年を経過する債権は貸付額、利子、違約金を含め 83 件で 16,826 千円である。この内監査したサンプル記録 5 件については平成 17 年度以降指導実績がなく期間の経過とともに繰越調定されて現在に至っている。実質的に債権の回収の可能性の低い時効経過済みの債権である。水道料金のように時効経過期間後、不納欠損処理し簿外管理する方法は取られていない。

これらの債権については、「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の償還の免除規定を整備し、時効期間の経過による不納欠損を整備する方法を認める条例を整備する方法、不納欠損処理を市長に委任する条例や市長専決処分により一定金額以下の不納欠損を認める規定を整備する方法のいずれかの方法により不納欠損処理することが適切と考えられる。

【 意 見 】

イ 時効の管理について

長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準及び母子寡婦福祉資金貸付金債権管理事務フローでは時効管理についての記述がなく管理方法が明確になっていない点がある。特に事業開始資金、事業継続資金の時効期間は 5 年であり、他の債権の 10 年とは異なった管理が求められる事業開始資金、事業継続資金については、償還期限から（時効中断事由があればその時点から）5 年の経過が迫っている債権については、その債権の回収の可能性を十分調査のうえ、債務承認や分割納付により時効の中断を図る必要がある事務取扱基

準を整備し債権管理されたい。

【 意 見 】

ウ 一部納付があった場合の充当ルール

一部納付があった場合の債権の回収の充当は、納付書に基づいて債権の消し込みがされるため、古い債権が消しこまれずに債権として残る場合がある。時効管理や納付者の違約金負担の観点から、納付者と合意のもと、古い未収金から充当することを検討すべきである。

【 意 見 】

エ 期限の利益喪失条項について

母子及び寡婦福祉法施行令第 16 条の一時償還の手続きについては、事例がなく整備されていないので、期限の利益喪失条項について整備されたい。

長野市母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る借用書には返済が滞った場合の特約条項は定めていない。例えば「多摩市私債権等管理条例施行規則」では「償還金の支払いを継続して怠ったとき」は期限の利益を喪失させることができる旨の規定がある。現在、償還金の支払いが滞った場合でも、定められた償還期限が到来毎に債権の回収手続きを行っている。例えば月賦払いの場合は 6 ヶ月（6 回）以上支払いを怠った場合は、期限の利益を喪失できる規定を借用書特約条項、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付規則、私債権管理条例等で定めることを検討すべきである。

【 意 見 】

オ 滞納金額回収業務の民間委託について

経済状況の低迷などを背景に滞納額は年々増加している。電話や文書、訪問で返済を催告するほか、生活状況によっては返済を一定期間猶予している。しかし、電話や文書を送っても連絡がないケース等があり回収できる余地がある。

長野県では母子寡婦福祉資金についてプロポーザル（提案）方式で債権回収業者を選定している他、平成 22 年度において三重県や群馬県など 13 道県が民間委託している。福祉政策としての側面や個人情報の管理を配慮し債権の回収業務を民間委託することを検討されたい。

1 5. 学校給食費（旧豊野町学校給食費）

（1）概要

「学校給食」は、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図るなどの学校給食法 2 条の目標を達成するために、学校教育法に規定する、小学校、中学校及び中等教育学校の前期過程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）において、その児童又は生徒に対し実施される「給食」をいう。（同法 3 条）。そして、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない（同法 4 条）、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない（同法 5 条）といった努力義務が関係者に課せられている。

学校給食にかかる費用に関しては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担（同法 6 条 1 項）、それ以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 22 条 1 項に規定する保護者の負担とする（同法 6 条 2 項）ことが明記されている。

長野市の学校給食は、学校給食センター 4 施設と学校給食共同調理場 5 施設によって実施されており、小・中学校とも完全給食率 100 パーセントとなっている。

学校給食費の管理方法については「公会計」と「私会計」があり、公会計は、学校給食費を自治体の歳入歳出予算として徴収管理する方法であるのに対して、私会計とは、学校給食法 6 条 2 項には学校給食費は保護者の負担とされているが、徴収の管理主体について明示されていないため、公会計方式によるか私会計方式によるかは、各自治体の判断に委ねられている。そして公会計方式を採用する場合には、一般会計で管理する方法と特別会計で管理する方法がある。

長野市では、私会計を採用しており、私会計については今回の監査対象外である。旧豊野町は公会計で徴収事務を行っており、平成 17 年 1 月 1 日の合併に伴い合併以前の平成 14・15・16 年度の 3 ヶ年に渡り、滞納となった学校給食費を引き継いでいるものである。合併後は私会計で管理されており豊野地区の学校給食費は完納されており未収金は発生していない。

給食費未収金一覧

※H17年度以前はなし

学校名	平成24年度分			平成23年度分			平成22年度分			平成21年度分			平成20年度分			平成19年度分			平成18年度分			25.4.1時点未収金合計		
	未収金 (円)	世帯数 (世帯)	児童生徒 数(人)	未収金 (円)	世帯数 (世帯)	児童生徒 数(人)																		
小計(第一)	423,001	7	18	63,681	1	1	35,937	2	2	170,871	5	6	271,859	8	10	43,200	1	1	35,454	1	1	1,044,003	25	39
小計(第二)	333,066	13	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	333,066	13	16	0	0	0
小計(第三)	955,337	46	48	222,692	7	7	43,422	1	1	105,970	3	3	109,096	3	3	113,712	3	3	44,653	2	2	1,594,882	65	67
豊野 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸隠 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼無里 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大岡 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信州新町 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中条 完納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,711,404	66	82	286,373	8	8	79,359	3	3	276,841	8	9	380,955	11	13	156,912	4	4	80,107	3	3	2,971,951	103	122
旧豊野町 (H14~16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(202,510)	(4)	(4)
各年度請求額	1,888,928,523			1,883,095,342			1,904,081,368			1,916,983,313			1,766,070,455			1,776,836,112			1,775,020,649			11,022,087,239		
未収率(%)	0.091			0.015			0.004			0.014			0.022			0.009			0.005			0.027		

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

旧豊野町給食費

【2. 所属】

保健給食課

【3. 債権の内容】

旧豊野町で合併（平成17年1月1日）以前の平成14・15・16年度の3カ年に渡り、滞納となった学校給食費

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

学校給食法第11条第2項
旧豊野町では公会計で徴収事務を行っていた。

<徴収>

学校給食法第11条第2項
旧豊野町では公会計で徴収事務を行っていた。

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

特に定めたルールはない。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

私法上の債権 2年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	9件	16件	8件
イ 催告	0件	0件	0件
ウ その他（訪問）	4件	3件	4件

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0	0	0
イ 少額訴訟	0	0	0
ウ 訴訟提起	0	0	0
エ 公法上の強制徴収制度	0	0	0
オ その他	0	0	0
該当なし			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0	0	0
イ 分納	0	0	0
ウ 減額	0	0	0
エ 処理方法なし	0	0	0
オ その他	0	0	0
該当なし			

【10. 最終処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0	0	0
イ 不納欠損処理	0	0	0
ウ 時効による処理	0	0	0
エ 債務免除	0	0	0
オ 処理方法なし	0	0	0
カ その他	0	0	0
該当なし			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

4世帯

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

108,630円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	0世帯
------	-----

完済者数	0世帯
------	-----

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

最も比率が高い

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ

ウ その他の理由による経済的困窮

次に比率が高い

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

3番目に比率が高い

カ その他 ()

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額
調定額	現年度分						
	過年度分	4	202,510	4	202,510	4	202,510
	合計	4	202,510	4	202,510	4	202,510
収入済額	現年度分						
	過年度分	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
不納欠損額	現年度分						
	過年度分	0	0	0	0	0	0
未収金額	現年度分						
	過年度分	4	202,510	4	202,510	4	202,510
	合計	4	202,510	4	202,510	4	202,510

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理

該当する番号

(2) 紙台帳による管理

(1)、(2)

(3) 台帳等なし

(4) その他 ()

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

豊野学校給食センターで未収債権回収を行っている。

①実施した監査手続

平成22年度、23年度、24年度の未収金額の4世帯について、債権管理状況や督促の経過について記録の閲覧及び聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

学校給食の実施に必要な施設と設備にかかる費用や運営に要する費用（政令で定めるもの）については義務教育諸学校の設置者の負担となっており、保護者の負担となって学校給食費の内訳は、給食材料費のみである。これは「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」（民法173条3号）であって、私法上の債権であると解せられる。この場合消滅時効の期間は2年間であるが、時効消滅するためには債務者による時効の援用が必要であり、時効完成後に債務者が時効利益を放棄する可能性もある。

旧豊野町給食費の未納者は4世帯であり、滞納は旧豊野町で発生した滞納額である。合併後長野市になってからは4世帯の内1世帯は平成20年4月1日に5,000円の納入があるがそれ以外の納入はない。

毎年度、訪問、電話、文書による督促を実施しているが平成24年度において4世帯の内3世帯は転居先不明、表札なしで不明となっている。1世帯は23年度において口頭で支払う旨を回答している。

【 意 見 】

ア 未納の状況に応じた債権管理を実施されたい。

学校給食費の3世帯については、転居先不明等となっており、債権の回収の可能性が極めて低いと考えられる。訪問により転居先不明等の現況を確認した後も、文書により督促通知を送っているが、返送されないため転居先に転送されているものと考えられる。今後督促通知を続けても法的に時効の中断にはならないため、督促通知の効果は低いと考えられる。従って徴収停止の手続きにより債権管理をすることを検討されたい。

1件については、口頭で支払う旨の回答を得ている。既に時効期間は過ぎていますが、時効の援用はされていないので債務の確認及び分納の誓約書等により時効の中断及び回収を検討されたい。

【 意 見 】

イ 債権マニュアルを整備されたい。

長野市では私会計として処理されており、旧豊野町の学校給食費のような債権の発生を予定していない。しかしながら、全ての債権（強制徴収債権、非強制徴収債権、私債権）を網羅する債権マニュアル等が整備されていないため、

担当部所で判断し債権回収を行っている。長野市財務規則等で債権の管理方法は定められているが、長野市財務規則で定められた滞納整理簿兼滞納繰越簿、督促状、履行延期申請書、債権管理簿は利用されていない。

担当者も数年で交代するので、担当者が債権管理を分かりやすく理解できる債権管理マニュアルの整備を検討されたい。

16. 国民健康保険料

(1) 概要

長野市の国民健康保険被保険者数は、平成25年3月末現在で89,720人（国保加入率23.3%）前年度に比べ1,110人の減少となっている。平成20年度から後期高齢者医療制度が発足し、従来の医療分と介護分に支援分を加えた3本立てで保険料が計算されている。保険料の収納率は、現年度分が91.61%で前年度に前年度に比べ0.39%増加した。

①被保険者数の推移

年 度	全 市		国 保		加入率 (%)	
	世帯数	人口(人)	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
24年度	155,004	385,150	医療分 53,247	89,720	医療分 34.35	23.29
			介護分再掲 25,695	31,501	介護分 16.58	8.18
23年度	154,127	386,026	医療分 53,531	90,830	医療分 34.73	23.53
			介護分再掲 26,513	32,835	介護分 17.20	8.51
22年度	153,202	387,146	医療分 53,568	91,445	医療分 34.97	23.62
			介護分再掲 26,473	32,994	介護分 17.28	8.52
21年度	152,343	387,815	医療分 53,837	92,165	医療分 35.34	23.77
			介護分再掲 26,098	32,556	介護分 17.13	8.39

②保険料の賦課

区 分	料 率
所得割	前年中の所得金額（ただし、分離譲渡所得は課税譲渡所得金額とする。）から市民税の基礎控除額を差引いた金額に医療分は6.9%支援分は2.4%介護分は2.4%を乗じて算出
被保険者均等割	医療分 15,480 円（15,480 円）支援分 5,280 円（5,280 円） 介護分 7,560 円（7,560 円）

世帯別平等割	医療分 18,000 円 (18,000 円) 支援分 6,720 円 (6,720 円) 介護分 6,240 円 (6,240 円)
賦課限度額	医療分 500,000 円 (500,000 円) 支援分 130,000 円 (130,000 円) 介護分 100,000 円 (100,000 円)

()内は 23 年度、24 年度は料率等の改定は行っていない。

③保険料の平均額及び最高、最低年額

年度別	調定額 (円)	平均額		1 世帯当たり		年間平均(4~3 月)		
		1 世帯当たり (円)	1 人当たり (円)	最高年額 (円)	最低年額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	
24 年度	医療分	4,983,565,621	93,064	55,077	500,000	10,040	53,550	90,484
	介護分	731,535,389	27,945	22,676	100,000	4,140	26,178	32,260
	支援分	1,697,319,210	31,696	18,758	130,000	3,600	53,550	90,484
23 年度	医療分	5,048,583,578	94,037	55,173	500,000	10,040	53,687	91,505
	介護分	755,964,124	28,307	22,744	100,000	4,140	26,706	33,238
	支援分	1,720,652,158	32,050	18,804	130,000	3,600	53,687	91,505
22 年度	医療分	5,186,039,875	96,209	56,262	500,000	10,040	53,904	92,177
	介護分	776,915,560	29,375	23,528	100,000	4,140	26,448	33,021
	支援分	1,761,441,415	32,677	19,109	130,000	3,600	53,904	92,177

④保険料の納付状況

年度	区分	調定額	収納額	不納 欠損額	滞納 繰越額	収納率 (%)	
24 年度	一般	現年度分	6,664,512	6,077,987	195	589,077	91.16
		滞納繰越分	1,302,926	225,153	309,261	768,556	17.28
		計	7,967,438	6,303,140	309,456	1,357,633	79.08
	退職	現年度	747,908	715,312	0	32,672	95.63
		滞納繰越	66,788	15,050	11,022	40,716	22.53
		計	814,696	730,362	11,022	73,388	89.64
	計	現年分	7,412,420	6,793,299	195	621,749	91.61
		滞納繰越	1,369,714	240,203	320,283	809,272	17.53
		計	8,782,134	7,033,503	320,478	1,431,021	80.06
23 年度	一般	現年度分	6,740,719	6,112,788	360	630,100	90.65
		滞納繰越分	1,464,877	244,816	508,897	711,201	16.71
		計	8,205,596	6,357,605	509,257	1,341,301	77.45
	退職	現年度分	784,850	754,575	38	30,299	96.13
		滞納繰越分	72,541	17,504	22,423	32,614	24.13
		計	857,391	772,079	22,461	62,913	90.04
	計	現年度分	7,525,569	6,867,363	398	660,399	91.22
		滞納繰越分	1,537,418	262,321	531,320	743,815	17.06
		計	9,062,987	7,129,684	531,718	1,404,214	78.64
22 年度	一般	現年度分	6,960,722	6,252,702	2,219	707,548	89.80
		滞納繰越分	1,434,043	200,061	440,704	793,315	13.95
		計	8,394,765	6,452,764	442,923	1,500,863	76.85
	退職	現年度分	764,678	729,368	129	35,241	95.37
		滞納繰越分	63,755	12,908	16,985	33,862	20.25
		計	828,433	742,276	17,114	69,103	89.59
	計	現年度分	7,725,400	6,982,071	2,349	742,789	90.35
		滞納繰越分	1,497,798	212,969	457,688	827,177	14.22
		計	9,223,198	7,195,040	460,037	1,569,966	77.99

⑤収納率について

現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は、平成22年度が77.99%、平成23年度が78.64%、平成24年度が80.06%と毎年収納率は向上している。平成23年度において長野県下19市中、長野市の収納率は現年度分で16番目、滞納分で12位、全体で8番目である。平成24年度において中核市の中では、42市中から5番目となっている。

平成23年度分県下19市国民健康保険料の収納状況

※平成24年度分集計が未済のため、23年度分を掲載

※上から現年度収納率が高い順に掲載

市名	調定額(千円)			収納額(千円)			収納率(%)		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
飯山	483,209	73,466	556,675	466,835	24,305	491,140	96.61	33.08	88.23
駒ヶ根	677,076	153,928	831,004	646,115	31,938	678,053	95.43	20.75	81.59
伊那	1,350,576	409,524	1,760,100	1,278,118	85,195	1,363,313	94.64	20.80	77.46
茅野	1,230,485	397,878	1,628,363	1,164,244	110,882	1,275,126	94.62	27.87	78.31
岡谷	1,071,144	271,181	1,342,325	1,010,455	46,531	1,056,986	94.33	17.16	78.74
安曇野	2,326,248	576,196	2,902,444	2,182,516	134,743	2,317,259	93.82	23.38	79.84
飯田	2,260,713	436,881	2,697,594	2,118,933	98,940	2,217,873	93.73	22.65	82.22
諏訪	1,203,962	462,994	1,666,956	1,119,244	73,010	1,192,254	92.96	15.77	71.52
中野	1,236,536	444,489	1,681,025	1,149,343	64,715	1,214,058	92.95	14.56	72.22
須坂	1,062,734	440,970	1,503,704	987,506	61,122	1,048,628	92.92	13.86	69.74
千曲	1,257,176	413,672	1,670,848	1,165,198	80,856	1,246,054	92.68	19.55	74.58
大町	550,199	197,433	747,632	509,625	28,253	537,878	92.63	14.31	71.94
東御	695,487	142,956	838,443	643,784	30,677	674,461	92.57	21.46	80.44
小諸	982,898	158,848	1,141,746	906,953	42,622	949,575	92.27	26.83	83.17
塩尻	1,567,119	564,235	2,131,354	1,442,216	93,844	1,536,060	92.03	16.63	70.07
長野	7,525,569	1,537,417	9,062,986	6,864,772	262,283	7,127,055	91.22	17.06	78.64
佐久	2,003,155	688,489	2,691,644	1,815,486	118,776	1,934,262	90.63	17.25	71.86
上田	3,740,563	1,722,247	5,462,810	3,386,782	210,670	3,597,452	90.54	12.23	65.85
松本	5,764,623	2,046,625	7,811,248	5,214,812	287,183	5,501,995	90.46	14.03	70.44
平均	1,946,814	586,286	2,533,100	1,793,312	99,292	1,892,604	92.12	16.94	74.71

県下19市中、長野市の収納率は、現年度分16位、滞納分12位、全体で8番目に位置しています。

国民健康保険料(税)収納率 [全体]

[事業年報より]

(単位:%)

	料 / 税	全 体 (現年課税分+滞納繰越分)						
		一 般 分		退 職 分		合 計		
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	
中	函 館 市	料	52.87	53.41	72.86	73.16	54.02	54.55
	旭 川 市	料	58.49	60.78	80.09	80.24	59.75	61.88
	青 森 市	税	57.81	57.74	79.31	77.99	59.57	59.35
	盛 岡 市	税	56.15	56.41	77.10	76.91	57.74	57.83
	秋 田 市	税	54.89	55.90	74.72	73.87	56.27	57.03
	郡 山 市	税	53.62	56.53	80.51	80.64	55.30	58.02
	い わ き 市	税	50.37	61.23	65.37	76.13	51.48	62.28
	宇 都 宮 市	税	68.77	69.46	82.07	81.86	69.71	70.37
	前 橋 市	税	80.53	81.61	93.68	94.12	81.42	82.46
	高 崎 市	税	64.83	65.64	84.97	85.99	66.39	67.16
核	川 越 市	税	56.67	58.81	80.18	80.99	58.06	60.01
	船 橋 市	料	74.80	75.60	90.17	89.39	75.60	76.21
	柏 市	料	63.07	63.62	85.03	84.57	64.74	65.11
	横 須 賀 市	料	75.52	76.85	91.63	92.22	76.55	77.78
	富 山 市	料	78.02	78.94	90.95	90.65	79.41	80.13
	金 沢 市	料	70.86	72.11	87.98	86.75	72.29	73.23
	長 野 市	料	77.45	79.08	90.04	89.64	78.64	80.06
	岐 阜 市	料	73.20	73.04	71.38	68.37	73.11	72.82
	豊 橋 市	税	58.27	56.82	81.71	80.60	59.88	58.38
	岡 崎 市	料	70.14	72.45	88.30	88.77	71.82	73.87
市	豊 田 市	税	70.91	73.07	92.60	92.96	72.94	74.84
	大 津 市	料	73.33	76.04	88.55	89.97	74.70	77.25
	豊 中 市	料	71.94	73.89	83.79	85.10	72.42	74.31
	高 槻 市	料	71.27	71.51	84.86	83.83	72.50	72.55
	東 大 阪 市	料	56.54	58.59	73.26	71.74	56.86	58.81
	姫 路 市	料	80.86	81.94	93.02	93.24	81.80	82.78
	尼 崎 市	料	58.61	57.97	72.31	72.41	59.55	58.88
	西 宮 市	料	60.08	64.03	75.07	75.99	61.08	64.76
	奈 良 市	料	70.41	71.81	82.76	85.62	70.95	72.43
	和 歌 山 市	料	72.92	72.34	87.58	87.59	74.19	73.55
市	倉 敷 市	料	75.42	76.28	94.16	93.65	76.69	77.35
	福 山 市	税	64.84	64.79	84.27	83.14	66.59	66.33
	下 関 市	料	70.27	72.06	88.76	88.73	71.97	73.53
	高 松 市	料	81.33	82.19	95.26	93.92	82.71	83.35
	松 山 市	料	78.84	78.59	93.41	98.29	80.16	80.16
	高 知 市	料	71.19	71.60	87.40	87.19	72.76	73.00
	久 留 米 市	料	75.26	76.35	84.21	83.89	75.72	76.71
	長 崎 市	税	62.18	63.50	76.24	75.49	63.51	64.61
	大 分 市	税	70.38	73.67	90.20	92.03	71.90	75.04
	宮 崎 市	税	65.16	64.34	88.46	87.72	66.68	65.83
市	鹿 児 島 市	税	60.30	59.80	78.02	76.72	61.19	60.55
	那 覇 市	税	65.94	67.05	88.05	90.18	67.13	68.25
平均			67.25	68.51	84.05	84.34	68.47	69.60

⑥滞納処分の状況

		財 産								交付要求	
		電話債権		債権等		不動産		計			
		件		件		件		件			
20	前年度繰越									58	176,627
	差押・要求			15	3,512,387			15	3,512,687	29	7,731,170
	解除			1	1,424,400			1	1,424,400	53	13,675,757
	翌年度繰越									24	7,677,130
	換価(配当)			14	2,087,387			14	2,087,387	2	248,570
21	前年度繰越									24	7,677,130
	差押・要求			14	10,888,979			14	10,888,979	26	7,762,920
	解除									28	8,506,810
	翌年度繰越									22	4,979,010
	換価(配当)			14	3,222,074			14	3,222,074		
22	前年度繰越									22	4,979,010
	差押・要求	41	38,218,587	6	4,104,090	5	4,440,950	52	46,763,627	47	17,738,880
	解除			1	1,003,920	1	1,085,620	2	2,089,540	27	10,338,761
	翌年度繰越	41	38,218,587	3	3,100,170	4	3,355,330	48	44,674,087	37	10,876,750
	換価(配当)			2	25,000			2	25,000	5	1,502,379
23	前年度繰越	41	38,218,587	3	3,100,170	4	3,355,330	48	44,674,087	37	10,876,750
	差押・要求	31	29,943,310	160	136,809,394	43	51,903,135	234	218,655,839	58	13,527,380
	解除	10	8,464,110	106	83,529,084	9	11,125,740	125	103,118,934	57	15,990,120
	翌年度繰越	62	59,697,787	57	56,380,480	38	44,132,725	157	160,210,992	38	8,414,010
	換価(配当)			92	9,635,477			92	9,635,477	9	902,194
24	前年度繰越	62	59,697,787	57	56,380,480	38	44,132,725	157	160,210,992	38	8,414,010
	差押・要求	11	7,841,740	217	115,679,066	13	11,829,900	241	135,350,706	46	8,105,970
	解除	13	12,350,810	206	113,808,098	11	10,631,938	230	136,790,846	59	4,126,940
	翌年度繰越	60	55,188,717	68	58,251,448	40	45,330,687	168	158,770,852	25	4,389,700
	換価(配当)			171	16,740,835			171	16,740,835	24	1,887,818

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

国民健康保険料

【2. 所属】

生活部国民健康保険課

【3. 債権の内容】

国民健康保険の保険料

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

国民健康保険法
(被保険者)

第五条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としてしない。以下略

<徴収>

国民健康保険法
(保険料)

第七十六条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第一百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇抛出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

長野市国民健康保険料納付指導員設置要綱

長野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱

国民健康保険料収納業務基本方針

長野市国民健康保険滞納者対策事務処理要領

長野市国民健康保険滞納者対策運用内規

長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領

長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付基準

長野県徴収事務取扱要領(延滞金減免)

収納事務の手引き(長野市財務部収納課)

電話加入権公売マニュアル

【6. 未収金の種類及び時効期間】

強制徴収公債権

2年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	86,165 件	81,952 件	79,803 件
イ 催告（一斉催告）	18,897 件	20,767 件	15,932 件
ウ その他（個別催告）	0 件	0 件	0 件
※イ 催告には、個別催告書発送件数は把握していないため含まない。			

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0 人	0 人	0 人
イ 少額訴訟	0 人	0 人	0 人
ウ 訴訟提起	0 人	0 人	0 人
エ 公法上の強制徴収制度	52 件	234 件	241 件
オ その他（交付要求）	47 件	58 件	46 件
エ 公法上の強制徴収制度は差押件数			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	国民健康保険法79条の2		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	1 人	1 人	1 人
イ 分納（債務の承認）	71 人	651 人	742 人
ウ 減額（減免）	0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他（執行停止）	9,045 件	5,019 件	4,317 件

【10. 最終処理】

法的根拠	国民健康保険法110条第1項・地方税法18条第1項		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 件	0 件	0 件
イ 不納欠損処理	5,633 件	5,856 件	3,961 件
ウ 時効による処理	0 件	0 件	0 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件
収納支援システムに不納欠損の記事に一括登録する件数			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

15,479 人
2,719,840 円

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	6,560 人
------	---------

完済者数	1,501 人
------	---------

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

カ その他 ()

最も比率が高い
エ 241件
次に比率が高い
ア 214件
3番目に比率が高い
ウ 180件

【12. 未収金額等の推移】

		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度		平成 2 4 年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
調定額	現年度分		7,725,399,950		7,525,569,960		7,412,420,220
	過年度分		1,497,798,094		1,537,417,971		1,369,714,446
	合 計		9,223,198,044		9,062,987,931		8,782,134,666
収入済額	現年度分	396,030	6,982,071,014	426,227	6,867,363,364	427,384	6,793,299,641
	過年度分	20,307	212,969,486	26,622	262,321,245	24,896	240,203,491
	合 計	416,337	7,195,040,500	452,849	7,129,684,609	452,280	7,033,503,132
不納欠損額	現年度分	247	2,348,840	488	398,360	22	194,780
	過年度分	35,218	457,688,523	38,067	531,319,774	28,196	320,283,281
未収金額	現年度分		740,980,096		657,808,236		618,925,799
	過年度分		827,140,085		743,776,952		809,227,674
	合 計		1,568,120,181		1,401,585,188		1,428,153,473

(参考) 国保世帯数 H22年度末=53,568 H23年度末=53,531 H24年度末=53,247

未納ありの世帯数 H22年度末= 9,385 H23年度末= 8,920 H24年度末= 7,173

※収納済額の件数は人数ではなく納付期別件数をカウントしたもの。(分割納付があるため、通常納期でのカウントより数値が大きくなる)

※不納欠損額の件数は人数ではなく納付期別件数をカウントしたもの。

【13. 未収債権の管理方法】

- (1) コンピューターシステムによる管理
- (2) 紙台帳による管理
- (3) 台帳等なし
- (4) その他 ()

該当する番号
(1)

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

収納担当は滞納区分 75 万円以上専従 2 名で市内全域、75 万円未満専従 6 名と納付指導員 9 名で地区担当制で徴収業務を分担している。また年度収納業務事業計画を作成し、滞納者に対し催告等の発送、短期証・資格証による納付折衝の機会を得る等を図っている。

①実施した監査手続き

平成22年度、23年度、24年度の未収金額について調査票、「国民健康保険料収納業務基本方針」、「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領」、「長野市国民健康保険短期有効期限者交付基準」、「長野市国民健康保険滞納者対策運用内規」に従い、担当者よりヒアリングと滞納整理に関する「国民健康保険料債務の承認及び納付誓約」の記録4件、延滞金免除伺いの記録1件、徴収猶予調書1件、執行停止決議案書4件、参加差押伺い3件の記録を閲覧し検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 延滞金の免除、減免規定を整備されたい。

「長野市国民健康保険条例」第26条において、保険料が納期限後に納付される場合における延滞金について規定し同条3項において、「市長は必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。」とされている。

平成24年11月8日に滞納に係る国民健康保険料の全額を徴収するために差し押さえ、平成25年6月18日付で取立て手続きを行い、徴収金の全額を回収した。その際、差押日以降の延滞金を「長野県徴収事務取扱要領第6章第1節第2の1(4)ア」の免除規定「滞納に係る県税等徴収金について、その全額を徴収するために必要な財産を差し押さえた場合又は納付すべき県税等徴収金の額に相当する担保の提供があった場合には、当該財産の差押又は担保の提供がされている期間（延滞金が100円につき1日4銭の割合により計算される期間に限る。）に対応する部分の延滞金額の2分の1の額を免除すること（地方税法第15条の9第4項）」を準用し、差押日から換価時点との延滞金差額の2分の1の金額を免除している。実務の執行上やむを得ない点があるが「長野市国民健康保険条例」において延滞金の免除の規定は明示されていない。平成16年の最高裁判所判決（最判 平16.4.23）では「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としている。職権による免除ではなく「長野県徴収事務取扱要領」に準じ延滞金の免除と減免の規定を整備し要領を定めて厳密に運用することが望まれる。

17. 後期高齢者医療保険料

(1) 概要

①後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成20年度より始まった制度で、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすくするため、75歳以上の高齢者と一定の障害のある65歳以上の人を対象にした医療保険制度であり、医療給付費の5割を公費で、4割を現役世代の加入する医療保険で負担し、残りの1割を高齢者の保険料で負担するように設定されている。なお、市の加入する長野県後期高齢者医療広域連合が事業運営の主体となるが、長野市は構成市町村として負担金等を拠出するとともに、被保険者証の受け渡し、各種申請・届出の受付及び保険料の徴収事務等を行っている。後期高齢者医療保険に係る平成24年度末の未収金額は26,563千円である。

新規加入の被保険者には保険証発送時に、現金納付の被保険者には納入通知書発送時に、口座振替依頼書を同封し口座振替への切り替えの促進を図っている。6ヶ月以上の滞納者がある場合は、一般の被保険者より期間の短い短期被保険者証を交付し、被保険者との接触の機会を作り、納付相談に応じている。平成24年度は納税義務者10,537人の内6,745人が口座振替者数となっており、口座加入率は64.01%で、前年の63.90%より0.11%向上した。

②長野市の後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針

ア 滞納整理の原則

a 効果的な催告の実施

電話、文書等により滞納者に対しこまめに保険料納付を促す。短期被保険者証の交付により納付相談及び指導の機会を増やし、滞納額の縮減を図る。

b 適切な進行管理の実施

高額滞納及び長期滞納を防止するため、原因の把握と進行状況を適切に管理する。

c 厳正な滞納処分の実施

きめ細やかな収納対策を行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにも拘わらず、なお保険料を納めない、または納付相談に応じない被保険者に対し厳正な滞納処分により対応する。

イ 滞納整理の具体的な方針

a 滞納に関する手続き及び処分は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により行うとともに、長野県後期

高齢者医療広域連合作成の後期高齢者医療市町村窓口受付マニュアルに準じて実施することとする。

- b 徴収の優先順位は原則として次のとおりとする。
 - 1 滞納繰越保険料 2 現年度保険料 3 督促手数料 4 延滞金
- c 納期限後 20 日以内に督促状を発送することにより納付を促す。督促状を発送しても、なお納付がない場合は、催告書等を発送することにより更に納付を促す。
- d 分納は、納付者の支払能力により回数を決定する。なお、納付者の収入状況等により分納回数、納付金額を見直し早期に納付が完了するようにする。
- e 差押えは、滞納者及び滞納者の属する世帯の実態を十分調査の上、換価の容易な債権を重点的に行う。
- f 執行停止に該当する場合は、適切な調査を実施後、速やかに行う。

ウ 差押処分の基準

次に該当する場合は、速やかに差押処分を行う。

- a 納付折衝に全く応じない場合。
- b 支払い能力がありながら適正な納付に応じない場合。
- c 納付約束または分納誓約を連絡無く連続 3 回不履行した場合。
- d その他直ちに差押処分が必要な場合。

③収納率

徴収は年金から天引きされる特別徴収と普通徴収によって行われている。平成 24 年度の現年度分の年金から天引きされる特別徴収は 100%、普通徴収は 98.62%であり、合計は 99.52%と高い。滞納繰越分の収納率は 50.42%となり現年度分と比較して低くなっているが、中核市の中では上位より 4 番目に高い収納率となっている。また現年度分と滞納繰越分を合計した収納率は 99.15%と、中核市の中では一番高くなっている。

後期高齢者医療事業に関する調査票(25年7月25日現在)

455.2.21 現在の被 保険者数	1. 後期高齢者医療被保険者数		2. 平成24年度後期高齢者医療保険料収支状況(決算)について																														
	23年度	24年度	現年度分										滞納繰越分																				
			認定		収納		収入未済(不納欠額)		不納欠損		保険料収納率		認定		収納		収入未済(不納欠額)		不納欠損														
			特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収													
旭川市	47,188	44,854	46,216	172,826	1,485,133,600	138,684	1,873,939,000	172,826	1,485,133,600	134,926	1,836,492,300	0	0	1,755	38,495,700	0	0	0	100.00%	97.70%	99.71%	6,045	69,981,160	700	6,114,000	2,872	38,959,960	2,281	64,007,000	97.4%	99.95%		
函館市	40,019	38,644	38,469	176,740	1,691,921,800	84,749	1,191,179,200	176,740	1,691,921,800	83,075	1,131,492,311	0	0	1,687	20,000,493	0	0	0	100.00%	99.24%	99.29%	4,046	47,467,287	1,296	18,128,991	1,512	18,029,069	1,229	11,308,200	18.9%	99.28%		
青森市	31,295	35,469	36,890	172,029	1,284,838,800	60,014	811,993,400	172,029	1,284,838,800	59,842	995,641,400	0	0	2,372	16,216,000	0	0	0	100.00%	97.23%	99.14%	3,810	20,002,800	1,132	10,001,600	1,611	11,629,160	1,087	10,381,000	31.2%	99.01%		
盛岡市	34,659	33,083	34,015	160,106	1,382,893,100	53,526	690,771,200	160,106	1,382,893,100	51,016	677,068,700	0	0	1,510	12,773,700	0	0	16	28,900	100.00%	99.00%	99.32%	2,212	16,371,176	1,449	11,925,500	701	12,566,900	215	1,818,000	45.2%	99.64%	
秋田市	43,756	40,803	42,084	204,961	1,756,950,400	58,796	769,438,600	204,961	1,756,950,400	56,709	751,295,100	0	0	2,004	10,219,500	0	0	0	100.00%	97.61%	99.29%	3,087	38,870,400	1,407	13,802,000	1,720	11,157,500	600	3,908,700	45.1%	99.66%		
郡山市	36,693	35,087	36,081	158,456	1,233,812,000	57,003	746,372,140	158,456	1,233,812,000	54,768	724,956,640	0	0	2,219	21,381,800	0	0	18	30,600	100.00%	97.11%	99.81%	3,238	39,463,208	916	8,883,500	1,420	12,468,208	394	7,895,600	10.4%	97.30%	
いわき市	46,292	45,060	45,690	184,067	1,324,928,400	74,714	829,469,600	184,067	1,324,928,400	72,381	808,008,800	0	0	6,203	21,919,800	0	0	0	100.00%	97.68%	99.91%	5,559	29,523,400	2,076	13,908,900	2,174	14,475,000	1,208	4,154,700	42.7%	99.15%		
宇都宮市	49,788	47,210	48,880	203,360	2,276,620,800	77,890	1,374,047,760	203,360	2,276,620,800	77,708	1,341,893,400	0	0	3,349	31,154,650	0	0	0	100.00%	97.71%	99.15%	4,379	38,828,700	2,116	12,431,660	2,146	10,078,000	1,007	7,318,650	14.9%	99.47%		
前橋市	42,512	41,267	41,973	201,800	1,750,667,800	60,813	1,027,076,200	201,800	1,750,667,800	60,714	1,010,217,400	0	0	2,089	16,659,800	0	0	0	100.00%	99.26%	99.26%	2,873	29,800,100	1,011	8,687,700	1,229	12,085,800	587	9,046,800	12.6%	99.29%		
高崎市	44,054	42,144	42,313	207,219	1,811,881,100	74,410	1,112,496,600	207,219	1,811,881,100	71,217	1,091,987,000	0	0	2,086	18,656,800	0	0	0	100.00%	99.24%	99.24%	3,079	33,952,100	994	7,581,400	2,108	16,883,700	200	5,743,000	10.0%	99.76%		
川崎市	31,066	28,463	30,117	110,171	1,416,634,900	64,341	1,081,100,750	110,171	1,416,634,900	62,708	1,070,370,100	0	0	1,553	18,018,650	0	0	0	100.00%	99.91%	99.95%	3,511	21,701,400	1,081	10,194,100	1,081	10,194,100	269	3,603,400	12.4%	99.41%		
松本市	54,238	46,959	49,714	233,880	2,556,203,800	100,270	1,670,921,100	233,880	2,556,203,800	99,613	1,616,206,000	0	0	3,487	46,916,100	0	0	0	100.00%	97.25%	99.91%	5,408	49,176,840	2,626	14,903,800	1,456	11,513,760	1,245	10,762,000	50.4%	99.36%		
柿市	36,111	33,107	35,083	158,456	1,485,215,400	18,084	1,351,401,600	158,456	1,485,215,400	17,708	1,322,194,100	0	0	553	20,473,500	0	0	0	100.00%	99.60%	99.79%	1,107	44,964,700	349	12,663,300	822	23,305,400	206	6,438,900	18.9%	99.12%		
穂南町	52,440	49,590	51,205	192,954	2,363,088,000	167,703	1,764,481,500	192,954	2,363,088,000	164,937	1,731,281,133	0	0	2,207	22,149,857	0	0	0	100.00%	99.22%	99.24%	6,526	64,951,940	1,587	16,785,133	2,601	24,800,000	1,395	19,919,700	30.1%	99.18%		
富山市	59,694	54,615	56,873	274,084	2,540,930,800	73,349	1,215,163,900	274,084	2,540,930,800	70,242	1,182,602,600	0	0	2,979	22,493,400	0	0	0	100.00%	97.20%	99.17%	5,641	57,424,470	2,001	10,888,200	2,720	28,968,150	314	9,350,000	11.5%	99.12%		
金沢市	49,788	46,225	48,200	216,281	2,175,828,800	143,535	1,688,440,150	216,281	2,175,828,800	143,285	1,775,204,659	140,284	1,692,803,812	0	0	1,151	16,577,239	0	0	0	100.00%	99.59%	99.59%	4,424	24,242,053	1,179	9,020,884	2,051	15,698,207	1,241	9,734,794	16.2%	99.73%
長野市	51,474	51,839	52,071	252,695	2,142,950,150	89,890	1,164,383,650	252,695	2,142,950,150	87,868	1,140,321,050	0	0	1,940	16,020,800	0	0	0	100.00%	99.61%	99.52%	3,021	16,760,480	1,293	12,487,300	896	10,540,400	212	1,742,700	50.4%	99.15%		
岐阜市	50,083	47,646	49,220	227,759	1,983,707,000	89,922	1,362,095,400	227,759	1,983,707,000	87,100	1,295,561,600	0	0	2,802	24,723,800	0	0	0	100.00%	99.11%	99.26%	4,607	40,040,700	1,549	13,924,300	2,057	20,643,600	1,008	9,472,000	12.5%	99.41%		
豊橋市	39,692	37,338	38,877	170,841	1,570,318,000	54,375	1,212,427,800	170,841	1,570,318,000	52,127	1,190,477,300	0	0	2,246	21,690,600	0	0	0	100.00%	99.19%	99.21%	3,016	38,396,700	1,073	13,391,100	1,176	15,668,200	766	9,337,000	14.6%	99.24%		
岡崎市	34,901	32,800	34,169	132,714	1,388,898,400	88,861	1,416,318,000	132,714	1,388,898,400	88,541	1,400,701,950	0	0	1,484	14,580,350	0	0	9	26,400	100.00%	99.67%	99.49%	2,483	24,793,029	773	7,733,940	1,226	12,012,369	540	4,582,000	11.9%	99.17%	
豊田市	34,112	31,920	32,980	150,695	1,616,941,000	58,896	1,178,662,200	150,695	1,616,941,000	57,235	1,164,268,800	0	0	1,651	14,966,600	0	0	0	100.00%	99.71%	99.49%	2,567	22,868,904	671	9,233,991	967	11,323,165	623	4,945,228	40.2%	99.21%		
大津市	34,912	32,760	33,661	169,861	1,695,998,400	63,677	1,177,441,166	169,861	1,695,998,400	63,815	1,166,634,950	0	0	0	17,514,684	0	0	0	100.00%	99.00%	99.29%	2,643	17,246,211	1,205	9,641,266	1,272	16,222,200	304	1,891,000	14.9%	99.64%		
高松市	38,408	35,363	37,259	161,500	2,224,238,197	90,760	1,608,187,217	161,500	2,224,238,197	80,793	1,581,411,537	0	0	0	0	0	0	0	100.00%	99.40%	99.23%	3,774	40,591,313	1,490	14,358,131	1,700	18,101,400	316	8,470,442	15.6%	99.55%		
東大阪市	50,167	46,311	48,746	207,480	1,875,382,100	119,684	1,360,020,913	207,480	1,875,382,100	110,400	1,385,170,924	0	0	6,484	74,781,888	0	0	0	100.00%	99.19%	99.12%	10,229	16,682,937	1,939	22,198,263	5,667	59,369,912	2,723	24,516,760	10.9%	99.07%		
豊中市	40,876	37,873	39,264	203,614	2,078,287,600	16,844	1,969,393,446	203,614	2,078,287,600	16,378	1,950,600,427	0	0	466	40,945,011	0	0	0	100.00%	97.24%	99.91%	1,208	19,195,934	606	26,665,000	701	28,214,029	703	17,216,472	12.9%	97.65%		
尼崎市	51,016	47,069	49,706	219,200	2,109,430,471	107,670	1,950,695,410	219,200	2,109,430,471	104,060	1,912,124,269	0	0	3,717	30,771,064	0	0	0	100.00%	97.50%	99.94%	6,560	69,193,910	1,943	20,116,894	3,244	28,400,615	1,464	16,611,400	19.1%	97.95%		
西宮市	46,606	43,874	45,650	184,801	2,125,511,356	120,651	2,197,640,984	184,801	2,125,511,356	120,247	2,161,994,206	0	0	2,314	26,619,291	0	0	27,171	100.00%	99.26%	99.19%	692	59,495,908	401	27,308,500	294	29,479,211	57	2,558,176	46.6%	99.46%		
奈良市	41,206	40,693	42,092	182,065	2,071,822,000	92,129	1,630,923,400	182,065	2,071,822,000	90,808	1,594,930,800	3,168,700	50,071,600	0	0	0	0	0	100.00%	97.21%	99.02%	5,416	51,439,600	2,912	22,912,600	2,810	28,100,000	313	3,770,000	41.7%	99.17%		
和歌山市	49,278	46,205	46,966	199,249	1,671,456,800	122,083	1,294,006,500	199,249	1,671,456,800	119,662	1,266,690,600	0	0	2,401	19,246,000	0	0	0	100.11%	99.04%	99.22%	7,712	42,200,999	2,711	16,494,671	3,852	23,465,176	1,149	9,248,750	16.4%	99.17%		
倉敷市	53,373	50,951	52,006	213,791	2,206,869,400	140,791	1,507,787,600	213,791	2,206,869,400	139,391	1,495,133,000	0	0	3,471	29,654,300																		

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

後期高齢者医療保険料

【2. 所属】

高齢者福祉課

【3. 債権の内容】

後期高齢者医療に要する費用に充てるための保険料

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

後期高齢者医療保険加入⇒高齢者の医療の確保に関する法律第50条
保険料⇒ 高齢者の医療の確保に関する法律第104条
長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第5条

<徴収>

高齢者の医療の確保に関する法律第107条
長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第25条
長野市後期高齢者医療に関する条例第3条

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

後期高齢者医療保険の滞納整理基本方針（納期後20日で督促状の発送）
年末に催告書を発送
後期高齢者医療市町村窓口受付マニュアル

【6. 未収金の種類及び時効年数】

強制徴収公債権 2年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	6,842 件	5,926 件	6,513 件
イ 催告	817 件	804 件	851 件
ウ その他	0 件	0 件	0 件

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0人	0人	0人
イ 少額訴訟	0人	0人	0人
ウ 訴訟提起	0人	0人	0人
エ 公法上の強制徴収制度	0人	0人	0人
オ その他	0人	0人	1人
国税徴収法第82条第1項に基づく交付要求			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0人	0人	0人
イ 分納	29人	46人	77人
ウ 減額	0人	0人	0人
エ 処理方法なし	0人	0人	0人
オ その他（執行停止）	0人	0人	8人

【10. 最終処理】

法的根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第160条、地方税法第15条の7第4項、第5項（地方自治法第231条の3第3項（高齢者の医療の確保に関する法律第113条））		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0人	0人	0人
イ 不納欠損処理	34人	41人	59人
ウ 時効による処理	(34)人	(41)人	(59)人
エ 債務免除	0人	0人	0人
オ 処理方法なし	0人	0人	0人
カ その他	0人	0人	0人
不納欠損処理は地方自治法第236条第2項による消滅時効			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

651 人

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

1,136,900 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	457 人	完済者数	241 人
------	-------	------	-------

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	ウ
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	イ
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他 ()	エ

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	326,830	3,016,438,650	330,729	3,090,419,300	342,593	3,307,604,100
	過年度分	2,451	19,085,440	2,324	21,797,060	2,821	24,768,450
	合計	329,281	3,035,524,090	333,053	3,112,216,360	345,414	3,332,372,550
収入済額	現年度分	324,985	3,001,007,800	324,971	3,074,552,550	342,321	3,291,581,200
	過年度分	1,778	11,821,380	1,590	11,873,560	1,923	12,487,350
	合計	326,763	3,012,829,180	326,561	3,086,426,110	344,244	3,304,068,550
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	143	848,750	163	901,200	212	1,740,700
未収金額	現年度分	1,738	15,430,850	1,964	15,866,750	2,168	16,022,900
	過年度分	596	6,415,310	881	9,022,300	1,042	10,540,400
	合計	2,334	21,846,160	2,845	24,889,050	3,210	26,563,300

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理

該当する番号

(2) 紙台帳による管理

(1)

(3) 台帳等なし

(4) その他 ()

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

兼務で7人の体制で従事している。外部の徴収事務委託はなし。
事務収納については私人（コンビニストア等）委託を実施している。

①実施した監査手続き

平成22年度、23年度、24年度の未収金額について調査票、後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針に従い、担当者よりヒアリングと滞納整理に関する納入通知書、催告書、滞納整理記録を閲覧し検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 納付誓約書の事務について

納付誓約書の書式については、長野市保健福祉部高齢者福祉課で定められている。しかし、書式については、生活部国民健康保険課で作成される納付誓約書と差異が見られる。国民健康保険料の「国民健康保険料債務の承認及び納付誓約書」では、債務の承認と履行しない場合の財産の差押等が明示されている。未収金の発生防止と回収に資するため未納付の保険料債務を承認し、時効の中断についての扱いを明示する点と、誓約を履行しない場合、財産の差押・公売を受けても異議ない旨を誓約書に明示して、国民健康保険料の債権管理と統一した運用ができるよう検討されたい。また、延滞金についても一部明示していないものがあつた。延滞金を含め納付誓約したことが確認できる誓約書を受領することを検討されたい。

分割納付の申し出がある滞納者に対しては、これまで通り納付誓約書を受領して分納に応じる一方で、折衝機会のない滞納者に対しても2年間の消滅時効が完成する前に積極的に折衝する必要がある。

【 意 見 】

イ マニュアル等を整備して効率的な債権管理をされたい。

「後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針」では1滞納処分の原則、2滞納整理の具体的な方針、3差押処分の基準が定められている。しかし、それぞれの具体的な取扱要領は定められていないケースがある。例えば、「国民健康保険料収納業務基本方針」では短期被保険者証等の活用については「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領」、「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付基準」が定められており滞納整理基本方針と整合して定められている。また「長野市国民健康保険滞納者対策事務処理要領」、「長野市国民健康保険滞納対策運用内規」で具体的な運用基準が定められている。これら要領等を取り入れ滞納整理では(1)納付督促、(2)短期被保険者証等の活用、(3)滞納処分について具体的に定められている。また滞納金額の区分により個別の管理が詳細に決められ年度収納業務事業計画により債権管理が運用されている。後期高齢者医療保険料の管理については、国民健康保険

料のように差押、執行停止等の取扱要領がない。結果として財産調査や差押処分
の事例がないと判断される。長野市では、後期高齢者医療保険について担当
職員は兼務で債権管理をしており十分な体制とは言えないが、債権の性格が近
い国民健康保険課での事例を参考に要領等のマニュアルを整備し財産調査、差
押処分を実施し、債権区分を設け効率的債権管理を検討すべきである。また国
民健康保険の納付指導員等と協力し、実態調査、自主納付等に連携し対応する
ことが望まれる。

【 意 見 】

ウ 納付指導員の導入の検討

長野市における収納率は全国でも高く、有効に債権回収を進めているが、
過年度分の未収金は毎年増加傾向にある。後期高齢者医療制度は、平成 20 年
度より始まった制度であり、長野県後期高齢者医療広域連合が事業運営の主
体である。国民健康保険料は、国民健康保険納付指導員（以下「納付指導員」
という。）を置き、嘱託徴収で収納率の向上に貢献している。現在、後期高齢
者医療保険料の未収金残高は多額ではないが、今後の増加傾向を検証した上
で、必要と判断した場合は、納付指導員の導入を検討されたい。

18. 介護保険料

(1) 概要

介護保険は、21世紀の本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者の介護を社会全体で支え合う社会保険制度として、平成12年4月1日からスタートした制度である。介護サービス費用のうち、1割は利用者が負担し、残り9割を介護給付費として保険者が給付することになっている。介護給付費の財源は公費が50%で、残る50%を市町村に住所を有する65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者が負担する保険料で賄われている。

平成24年度から平成26年度までの3年間の高齢社会対策の推進計画を定めた『あんしんいきいきプラン21』（第6次長野市高齢者福祉計画・第5期長野市介護保険事業計画）に基づき、事業を進めている。

①第1号被保険者（65歳以上）の状況（各年度末現在）

年度	被保険者数(人)	65歳以上75歳未満(人)	75歳以上(人)
24年度	99,272	46,827	52,445
23年度	96,263	44,872	51,391
22年度	94,695	44,554	50,141

②保険料減免の状況

年度	対象者(人)	減免前(円)	減免額(円)	減免後(円)
24年度	8	350,230	198,710	151,520
23年度	27	592,430	592,430	238,940
21年度	18	299,690	299,690	180,080

③収納率等の状況

平成24年度の中核市の介護保険料の収納状況は次の表の通りである。収納率は中核市42市の内、現年分は99.1%で収納率は1番である。内普通徴収では89.54%で5番目である。口座振替率は37.27%と5番目である。償還払いと滞納処分額の実績はない。

I 保険料収納状況

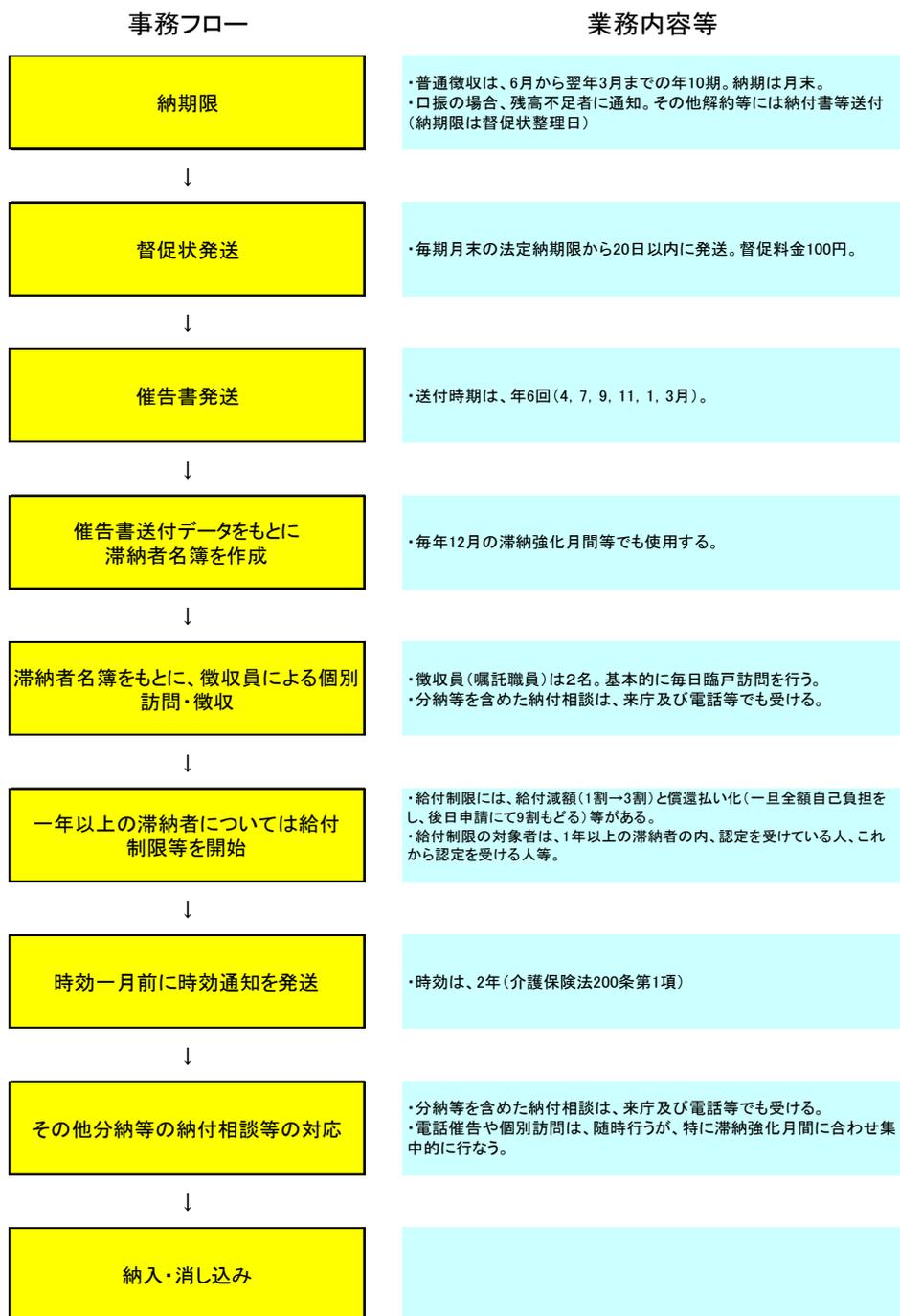
	収納率		不納欠損額	口座振替率	滞納者数 第1号被保険者数	給付制限 措置件数	償還払い	一時差止	減額	滞納処分額
	現年分	滞納繰越分								
1 函館市	98.63%	26.51%	22,811,377	13.75%	3.37%	10	0	0	10	2,890,342
2 旭川市	98.21%	15.12%	61,306,900	18.74%	5.91%	73	29	0	44	105,920
3 青森市	98.06%	10.12%	57,334,877	32.00%	3.88%	51	0	0	51	0
4 盛岡市	98.60%	12.79%	28,615,950	17.56%	3.93%	26	9	0	17	0
5 秋田市	98.29%	9.18%	49,087,170	19.93%	5.15%	51	0	0	51	0
6 郡山市						0				
7 いわき市	98.26%	21.08%	54,415,100	19.13%	3.16%	0	0	0	0	0
8 宇都宮市	97.70%	16.25%	57,821,400	17.14%	4.45%	73	14	0	59	682,500
9 前橋市	98.90%	16.69%	22,840,000	23.24%	2.22%	26	0	0	26	0
10 高崎市	98.92%	17.53%	26,636,304	16.22%	2.39%	54	11	0	43	0
11 川越市	98.58%	32.57%	22,141,814	14.00%	3.81%	40	15	0	25	3,209,263
12 船橋市	98.78%	16.29%	49,853,744	20.01%	2.81%	38	1	0	37	1,045,364
13 柏市	98.62%	18.43%	31,365,930	10.33%	3.05%	18	0	0	18	576,960
14 横須賀市	98.73%	24.21%	36,391,547	24.06%	2.87%	58	12	0	46	3,324,167
15 富山市	98.91%	17.68%	38,384,700	45.90%	2.04%	41	4	0	37	191,200
16 金沢市	98.57%	11.71%	49,018,836	33.08%	2.45%	38	0	0	38	48,700
17 長野市	99.10%	20.22%	22,763,560	37.27%	-	12	0	0	12	0
18 岐阜市	98.27%	8.72%	66,249,610	29.90%	2.39%	70	17	2	51	41,490
19 豊橋市	98.30%	8.10%	50,500,713	30.95%	2.64%	59	23	0	36	94,080
20 岡崎市	99.09%	18.38%	18,395,620	27.76%	1.99%	24	8	0	16	0
21 豊田市	99.10%	18.44%	23,275,761	48.25%	2.02%	22	6	0	16	0
22 大津市	98.73%	5.37%	40,602,000	19.44%	3.19%	37	0	0	37	0
23 豊中市	98.18%	12.62%	81,458,490	16.35%	4.31%	0	0	0	0	484,665
24 高槻市	98.94%	19.05%	24,651,635	15.82%	2.50%	34	3	0	31	0
25 東大阪市	97.44%	12.33%	116,370,950	17.11%	5.36%	147	0	0	147	0
26 姫路市	98.04%	14.99%	91,188,916	27.83%	4.22%	124	22	0	102	1,703,454
27 尼崎市	97.98%	10.32%	93,136,266	20.90%	4.30%	98	9	0	89	0
28 西宮市	98.87%	17.41%	24,545,960	20.56%	2.53%	23	9	0	14	146,791
29 奈良市	98.54%	12.50%	42,163,255	14.44%	3.21%	39	0	0	39	0
30 和歌山市	98.20%	23.99%	46,695,505	17.79%	3.84%	125	46	2	77	12,765,261
31 倉敷市	98.71%	17.22%	47,057,940	27.87%	2.57%	81	21	2	58	2,117,736
32 下関市	98.52%	17.42%	36,861,031	25.46%	3.08%	36	0	0	36	57,730
33 高松市	98.57%	15.54%	48,775,200	11.45%	1.96%	47	2	0	45	65,100
34 松山市	98.50%	22.95%	60,184,510	38.81%	3.00%	67	10	0	57	2,848,786
35 高知市	97.78%	20.27%	60,236,120	20.74%	3.74%	108	36	0	72	11,967,921
36 久留米市	98.25%	14.96%	44,619,700	21.32%	3.61%	9	7	0	2	49,300
37 長崎市	98.47%	17.85%	61,452,174	22.65%	2.19%	121	4	0	117	4,418,785
38 大分市	98.38%	21.62%	40,240,980	29.37%	2.76%	48	13	0	35	26,457
39 宮崎市	98.21%	20.92%	42,401,069	40.20%	2.78%	70	15	0	55	430,288
40 鹿児島市	97.96%	13.10%	82,234,903	16.10%	-	114	24	0	90	0
41 那覇市	96.38%	14.90%	71,087,700	15.15%	-	4	0	0	4	0
42 福山市	98.78%	21.08%	37,738,600	19.20%	2.28%	56	14	0	42	231,578

※郡山市は未集計。

④収納事務に関する事務フローと給付制限に関する事務フロー

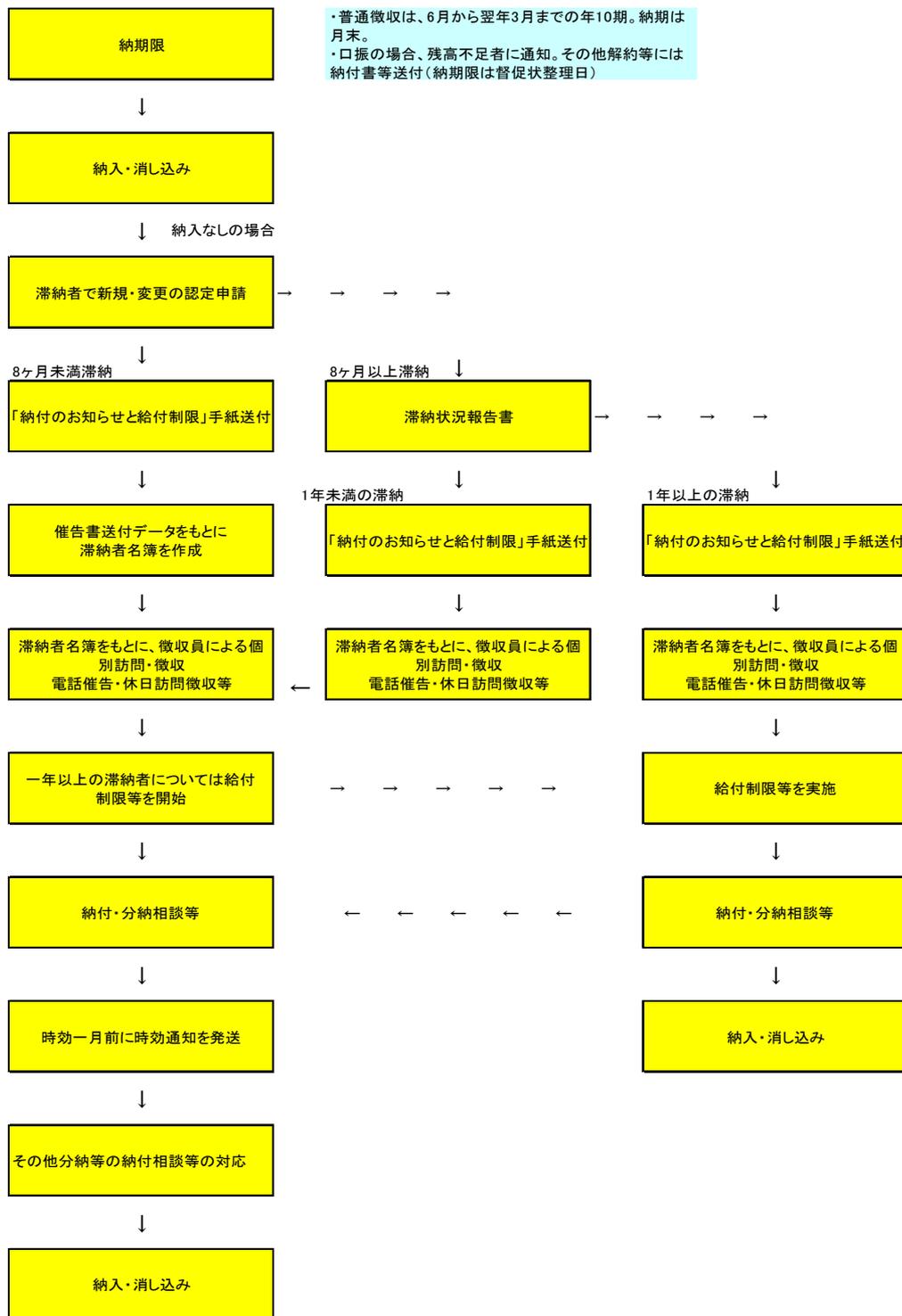
収納事務に関する事務フロー及び業務内容

介護保険料



給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等

事務フロー



(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

介護保険料

【2. 所属】

保健福祉部 介護保険課

【3. 債権の内容】

原則65歳以上の全ての市民に対し賦課されるが、適用除外施設入所者や市内住所地特例施設に他市町村から転入した者には賦課されない。
平成24～26年度の保険料は、本人の市民税課税状況・前年度合計所得や同世帯に市民税課税者がいるか等により10段階に分かれており、3年に一度見直しが行われる。

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

介護保険法第9条・10条

<徴収>

介護保険法第129条・132条・137条

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領
長野市介護保険料災害等特別の事由による減免基準
給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等
収納事務に関する事務フロー及び業務内容

【6. 未収金の種類及び時効年数】

強制徴収公債権 2年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	14,520 件	14,655 件	16,725 件
イ 催告	8,904 件	9,053 件	9,998 件
ウ その他	0件 件	0 件	0 件

※督促・催告は発布件数である

現年度分滞納人数（参考値）：22年度末1,355人、23年度末1,433人、24年度末1,618人

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促			
イ 少額訴訟			
ウ 訴訟提起			
エ 公法上の強制徴収制度			
オ その他			
該当なし			

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 人	0 人	0 人
イ 分納	221 人	160 人	131 人
ウ 減額（減免）	18 人	27 人	8 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【10. 最終処理】

法的根拠	(介護保険料の時効) 介護保険法第200条第1項		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	(9) 件	(56) 件	(20) 件
イ 不納欠損処理	773 件	837 件	825 件
ウ 時効による処理	(764) 件	(781) 件	(805) 件
エ 債務免除	0 件	0 件	0 件
オ 処理方法なし	0 件	0 件	0 件
カ その他	0 件	0 件	0 件
不納欠損処理の件数は債権放棄と時効による処理の合計件数である。			

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数	1,763 人
(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額	195,070 円
(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数	
滞納者数	727 人
完済者数	692 人

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	オ
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	オ
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他（ ）	オ

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	98,033	4,514,767,830	99,692	4,550,273,800	102,847	5,639,008,120
	過年度分	1,832	79,071,260	1,747	78,230,485	1,778	76,109,430
	合計	99,865	4,593,839,090	101,439	4,628,504,285	104,625	5,715,117,550
収入済額	現年度分	96,678	4,477,020,460	98,259	4,511,746,190	101,229	5,587,999,010
	過年度分	892	15,100,610	817	15,733,930	834	15,392,040
	合計	97,570	4,492,121,070	99,076	4,527,480,120	102,063	5,603,391,050
不納欠損額	現年度分						
	過年度分	773	23,208,235	837	24,717,025	825	22,763,560
未収金額	現年度分	1,355	37,747,370	1,445	38,527,610	1,618	51,009,110
	過年度分	1,140	40,762,415	1,016	37,779,530	1,149	37,953,830
	合計	2,495	78,509,785	2,461	76,307,140	2,767	88,962,940

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	(1)
(3) 台帳等なし	
(4) その他（ ）	

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

介護保険課で5名の専従者及び2名の嘱託徴収員の体制で実施している。徴収権消滅時効到来保険料のある者や1年以上の長期滞納者に対して給付制限等を開始し、納付・分納相談を指導している。事務収納については私人（コンビニストア等）委託を実施している他Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMを利用して納付することができる。

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について調査票、長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領、収納事務に関する事務フロー及び業務内容、給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等により督促状況について催告書 2 件、交渉経過記事一覧表の記録 4 件、平成 24 年度の介護保険料徴収猶予減免記録 3 件について確認し、債権管理状況について聞き取りと質問により検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア マニュアルの整備について

「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」、「収納事務に関する事務フロー」及び「給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等」について滞納に関する手続が定められているが、収納事務について国民健康保険料基本方針と比較すると、滞納整理プロセスにおいて分割納付、執行停止についての手続が定められていない。これらの手続は分割納付による確実な納付と時効の中断に役立ち、諸調査の結果、換価できる財産がなく、納付能力がないと判断される場合の滞納処分の執行停止は効率的な債権管理に欠かせないと判断される。また、滞納処分については「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」において今後他の自治体を踏まえ検討するとしているが、平成 24 年度において中核市の 42 市の内 25 市が滞納処分を実施している。長野市においては滞納処分は実施されていないが、今後滞納処分を実施する上では、滞納処分の要領を具体的に事前に定めることが求められる。

【 意 見 】

イ 時効の中断について

「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」では、介護保険料の徴収権は 2 年を経過したときは、時効によって消滅するとされ、時効の中断は督促を行った時点で中断し、主に 1 年以上の滞納者については保険給付の制限等を開始し、時効 1 ヶ月前に時効通知を発送している。分割納付は納付誓約書によって行われるべきであるが、平成 22 年度以降の記録はない。時効期間が 2 年と短いので、時効を中断し確実な納付を図る上でも納付誓約書の提出を求め、それに基づいた分割納付により一部納付させることで債権の回収と時効を中断させる措置を取るべきである。

19. 長野市民病院診療費

(1) 概要

長野市民病院診療費は「長野市病院事業の設置等に関する条例」に基づく長野市民病院の使用料及び手数料に関する債権であり、使用料等の額は「長野市民病院使用料手数料条例」に定められている。長野市は、長野市民病院の指定管理者による管理に関する基本協定書第9条の規定に基づき、長野市民病院の指定管理者である公益財団法人長野市保健医療公社と、徴収及び収納事務について、「長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務取扱委託契約書」を締結している。

長野市民病院の指定管理者である公益財団法人長野市保健医療公社については次の通りである。

①目的

地域の医療機関・医療従事者と連携して、地域住民に対して高度で安心・良質な医療を提供することにより健康の保持と公衆衛生の向上を図り、もって地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

事務所の位置 長野市大字富竹 1333 番地 1

設 立 平成 3 年 4 月 12 日

基 本 財 産 3 億円 内訳 長野市 2 億 6 千万円

長野市医師会 1 千 5 百万円

銀行団 2 千 5 百万円

②事業

公社は、その目的を達成するために次の事業を行う。

ア 初期及び二次救急医療の提供

イ 急性期疾患を主体とした高度医療の提供

ウ 地域の医療機関と連携して実施する不特定多数の紹介患者の診療、医療従事者への研修、並びに医療機器や病床の共同利用等

エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

長野市民病院の管理運営事業について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき長野市から指定管理者として指定を受け、長野市民病院の管理運営を行うもの。

○市民病院の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

診療科目 30 科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、

神経内科、血液内科、内分泌・代謝内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、歯科、歯科口腔（くう）外科、麻酔科

・病床数

一般病床 400 床

・市民病院職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

医師 97、歯科医師 2、薬剤師 20、看護師 483、看護助手 32、診療放射線技師 24、臨床検査技師 33、理学療法士 12、作業療法士 5、言語聴覚士 4、臨床工学技士 9、管理栄養士 5、視能訓練士 2、歯科衛生士 4、臨床心理士 1、医療ソーシャルワーカー（MSW） 4、診療情報管理士 4、事務職員 111、保育士 13、（医療公社職員 計 865 名）
委託職員 172
計 1,037 名

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

長野市民病院診療費

【2. 所属】

生活部医療事業課
(ただし、徴収・収納業務は、指定管理者 公益財団法人長野市保健医療公社へ委託)

【3. 債権の内容】

長野市民病院の受診者が窓口で支払う自己負担分 (3割等)

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

長野市民病院使用料手数料条例第2条

<徴収>

地方自治法第225条、地方自治法施行令第158条、地方公営企業法第33条の2、長野市民病院の指定管理者による管理に関する基本協定書第9条、長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務取扱委託契約書

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

徴収・収納業務の委託先である公益財団法人 長野市保健医療公社において「未収対策」(平成25年8月20日)で【入院】、【外来】、【分割払い】について定められている。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

私法上の債権 3年

【 7. 取られた法的措置】

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
ア 支払督促	0 人	0 人	0 人
イ 少額訴訟	0 人	0 人	0 人
ウ 訴訟提起	0 人	0 人	0 人
エ 公法上の強制徴収制度	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【 8. 取られた中間処理】

法的根拠			
	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
ア 猶予	0 人	0 人	0 人
イ 分納	19 人	20 人	25 人
ウ 減額	0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【 9. 最終処理】

法的根拠	民法第170条第1号		
	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
ア 債権の放棄	0 人	0 人	0 人
イ 不納欠損処理	111 人	320 人	250 人
ウ 時効による処理	0 人	0 人	0 人
エ 債務免除	0 人	0 人	0 人
オ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
カ その他	0 人	0 人	0 人

【10. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数（件数）	2,646 件
(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額	3,927,160 円
(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数（件数）	
滞納者数	684 件
完済者数	554 件

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮	最も比率が高い
イ 病気に伴う経済的困窮	ア
ウ その他の理由による経済的困窮	次に比率が高い
エ 正当な理由なし	ウ
オ 調査未了のため理由不明	3番目に比率が高い
カ その他（ ）	オ

【11. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	128,052	1,322,076,390	127,149	1,272,783,118	133,359	1,390,671,768
	過年度分	4,346	86,524,750	4,591	92,115,257	4,165	83,741,950
	合計	132,398	1,408,601,140	131,740	1,364,898,375	137,524	1,474,413,718
収入済額	現年度分	125,496	1,267,678,223	124,816	1,219,218,122	131,511	1,332,139,855
	過年度分	2,127	43,399,880	2,098	49,220,293	2,464	54,141,890
	合計	127,623	1,311,078,103	126,914	1,268,438,415	133,975	1,386,281,745
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	184	5,407,780	661	12,718,010	434	5,955,950
未収金額	現年度分	2,556	54,398,167	2,333	53,564,996	1,848	58,531,913
	過年度分	2,035	37,717,090	1,832	30,176,954	1,267	23,644,110
	合計	4,591	92,115,257	4,165	83,741,950	3,115	82,176,023

【12. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理	該当する番号
(2) 紙台帳による管理	
(3) 台帳等なし	
(4) その他（ ）	

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

長野市は公益財団法人長野市保健医療公社に長野市民病院使用料手数料条例に定める使用料及び手数料の徴収及び収納事務について委託している。委託先医事課において2名の専従正規職員及び3名の兼務嘱託職員により債権回収事務を実施している。

①実施した監査手続

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について調査票、委託契約による委託先（公益財団法人長野市保健医療公社）での督促状況についてのトラブルレポートの記録、分納誓約の記録、簿外管理している債権管理状況について聞き取りと質問により検証した。

②実施した監査の結果等

債権の不納欠損処理

平成 17 年 11 月 21 日に最高裁判所において「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第 236 条 1 項所定の 5 年ではなく、民法第 170 条第 1 項により 3 年と解すべきである。」従前の地方自治法第 236 条第 1 項による 5 年の消滅時効の援用を要さず消滅させることはできず、時効の援用がない債権については議会の決議を受けて債権放棄の手続きを踏まなければ不納欠損処理することができなくなった（地方自治法第 96 条 1 項 10 号）。しかし、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度において不納欠損処理されているが、地方自治法第 96 条による権利の放棄の議決は得ていない。

【 意 見 】

ア 簿外の債権管理の継続を解消すべきである。

公立病院において行われる診療は、平成 17 年 11 月 21 日の最高裁判所において私債権とされた。医療事業課では時効年数経過年度末において、債権回収が困難な事例について、不納欠損処理を行い、翌年から簿外で債権管理している。平成 24 年度末現在で簿外管理している債権残高は 37,794,398 円となっている。現在長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をこのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。

「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和 27・6・12 行政実例）、
「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」（水戸地裁 平成 19・8・8）、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用（民法第 145 条）、自治体

としての債権放棄（地方自治法第 96 条 1 項 10 号）、債権者と履行延期の特約を結び（地方自治法施行令第 171 条の 6）、履行延期の特約後 10 年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除（地方自治法施行令第 171 条の 7）できる。

簿外で管理している「長野市民病院使用料手数料条例」で定める債権については、現在地方自治法第 96 条 1 項 10 号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、かつ、債権者の時効の援用が得られない場合は、法的に債権を消滅させるために、「長野市民病院使用料手数料条例」の改正又は新しく債権管理条例で定め法的に債権を消滅させることを検討すべきである。

【 意 見 】

イ 事務処理規定を整備すべきである。

長野市民病院における使用料及び手数料は長野市民病院の指定による管理に関する基本協定書第 9 条に基づき、長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務を公益財団法人長野市保健医療公社に委託している。そして委託先では未収対策として【入院】【外来】【分割払い】についての回収マニュアルを作成している。

債権管理には長野市民病院において「入院診療費のお支払いについて」（様式 1）、「入院治療費のお支払いについて」（様式 2、死亡退院）、誓約書（様式 3）、「治療費のお支払いについて」（督促状①）、「治療費のお支払いについて（2 回目）」（督促状②）、未払治療費の督促（3 回目）、診療報酬支払督促状（督促状④）の様式が定められ、分納は平成 24 年度で 25 人について行われているが、法的手続きは取られていない。

履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等についての事務処理規定は、行政処分も含んでおり包括的に委任するのではなく生活部医療事業課においても事務処理規定を整備すべきである。

【 意 見 】

ウ 徴収事務及び収納事務に関する監査を実施されたい。

長野市民病院の使用料等の徴収及び収納事務取扱委託契約書第 7 条において「発注者は、本契約の徴収事務及び収納事務において必要に応じて受注者に報告を求め、または関係書類の監査を行うことができる。」とされているが関係者に聴取したところ契約開始時から監査は行われていない。収納事務について定期的に監査し指定管理者の業務を検証することを推奨する。

【 意 見 】

エ 貸倒引当金の設定について

地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を正しく実施することとなっている。

発生後3年経過後に時効が成立したとして不納欠損処理し貸借対照表から除外する会計処理は、実際には公債権のように時効が成立しているわけではないので、3年経過したからといって自動的に貸借対照表への計上が否定されるものではない。しかし、債務者からの時効の援用を待つ、または議会の議決により債権の放棄を行う手続きは実際に容易ではなく、簿外により不納欠損処理後債権管理を行っている。

一方時効の援用や議会の議決により債権の放棄ができないからといって計上を続けることは、貸借対照表が正しく実態を反映しているとはいえない。

民間の病院や地方独立行政法人の病院については、病院会計準則に基づく決算が行われている。病院会計準則においては、企業の金融商品会計基準に従って貸倒引当金の設定を求めている。長野市民病院においては地方公営企業の新会計基準への移行時において、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を適正に実施できるようにする必要がある。

20. 水道料金

(1) 概要

長野市の水道事業は、明治41年に水道調査部を設置し本格的な水道布設事業に着手した。

水源調査の結果、明治44年4月に市の北西部に位置する戸隠村瑠璃沢川に水源を求め、大正2年3月には工事実施認可を受け、大正4年4月1日、往生地浄水場から長野市街地への給水を開始した。

その後、市勢の拡大に伴う人口の増加、高速交通網の整備による都市化や産業の発展、及び下水道の普及等により需要が増加し、これに対応するために7期に及ぶ拡張事業を進めてきている。

平成17年1月には豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村の1町3村との合併により豊野町の水道事業を譲り受け、平成21年度から戸隠、鬼無里、大岡地区の簡易水道事業を上下水道局に一元化し、平成22年1月には信州新町、中条村との合併に伴い、両地区の簡易水道事業を含めて運営している。

バブルの崩壊以降、長引く景気の低迷と節水意識の定着によりオリンピック開催の平成9年度をピークに水需要は減少しており、今後も少子高齢化に伴う人口減少により需要の増加が見込めないことから平成23年4月に第7期拡張事業の計画を下方修正し、計画給水人口273,000人、計画1日最大給水量114,100 m^3 とし、平成26年度の完了を目標にしている。

平成24年度末の水道普及率は99.88%に達している。今後の大きな課題として、企業のコスト削減による水需要の低迷、加えて、施設の老朽化に伴う修繕、更新経費の増加が予測される。これらの課題に対応するべく、平成22年3月24日の3月定例会において原案可決をもって、平成22年6月1日施行により水道料金の改定を実施している。

第 24 条

平成 22 年 5 月 31 日まで

(税抜き)

種 別	用途	メーター の口径（ミ リメート ル）	基本料金		水量料金				
			使用 水量	料金 （円）	使用水量 （立方メ ートル）	料金 （円）			
専 用 給 水 装 置	一般用	13		800		1 立方メ ートル につき			
		20		1,100					
		25		1,400					
					1～10		37		
					11～20		139		
					21～30		153		
					31～50		180		
					51～100		214		
					101 以上		234		
				40			2,900	1～50	161
				50			5,700	51～100	228
				75			11,700	101 以上	234
				100			22,000		
				150			57,000		
		200		113,000					
		350		459,000					
	公衆浴 場用	一般用と 同じ		一般用と同じ	1～ 1,200 1,201 以 上	42 94			
	別 荘 用	飯綱 高原 地区	10 立 方メ ート ルま で	3,550	11～20 21～40 41～100 101 以上	185 210 240 270			

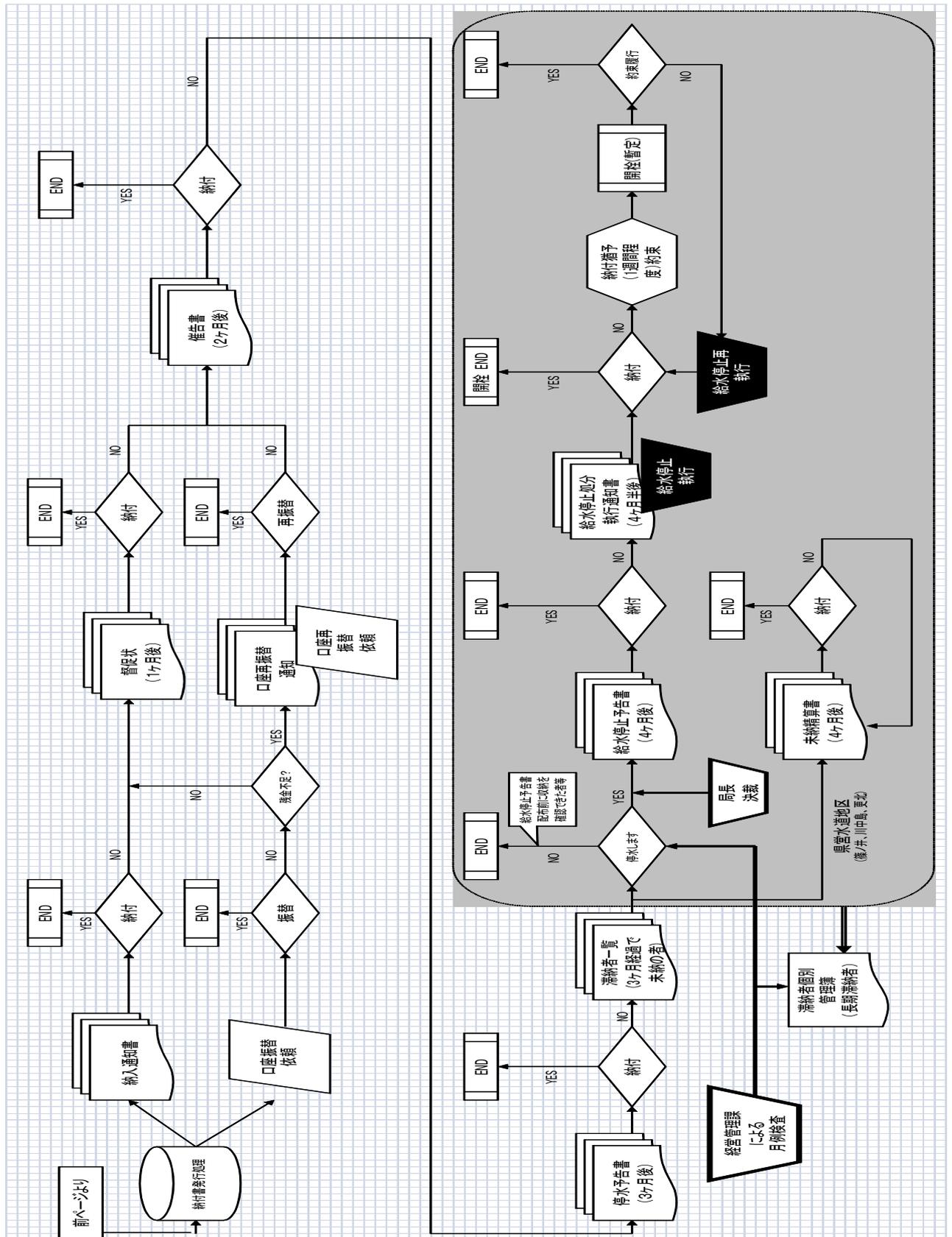
		鬼無里簡易水道のうち品沢地域	12立方メートルまで	1,630	13以上	155	
		聖山高原簡易水道	10立方メートルまで	1,500	11以上	150	
		たらら簡易水道	10立方メートルまで	1500	11以上	150	
供用給水装置	一般用		8立方メートルまで	300	9以上	48	

平成 22 年 6 月 1 日から

(税込み)

種別	用途	メーターの口径（ミリメートル）	基本料金		水量料金				
			使用水量	料金（円）	使用水量（立方メートル）	料金（円）			
専用給水装置	一般用	13		903		1立方メートルにつき			
		20		1,239					
		25		1,585.5					
		30		1,921.5					
							1～10	49.35	
							11～20	156.45	
							21～30	171.15	
							31～50	199.5	
							51～100	235.2	
							101以上	256.2	
				40		3,255		1～50	179.55
				50		6,405		51～100	249.9
				75		13,230		101以上	256.2
				100		24,885			
		150		64,470					
		200		127,785					
		350		519,120					
	公衆浴場用	一般用と同じ		一般用と同じ		1～1,200	44.1		
						1,201以上	98.7		
	別荘用	飯綱高原地区	10立方メートルまで	3,727.5		11～20	194.25		
						21～40	220.5		
						41～100	252		
						101以上	283.5		

		飯網 高原 地区 以外 の地 区		10立 方メ ートル まで	1,701	11以上	170.1
供 用 給 水 装 置	一般用			8立 方メ ートル まで	315	9以上	50.4



(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

長野市水道料金

【2. 所属】

長野市上下水道局 営業課

【3. 債権の内容】

長野市水道の使用料金

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>
水道法第15条、長野市水道事業給水条例第23条、第24条

<徴収>
民法第173条 私法上の金銭債権。通常の売却産物及び商品と同様の扱いとなる。
長野市上下水道局財務規程
長野市財務規則

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

各月6日納期、24日督促状送付、翌月下旬停水予告配布、翌々月中旬停水執行。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

私法上の債権 2年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	81,398 件	81,846 件	81,038 件
イ 催告	0 件	32,487 件	32,952 件
ウ その他	2,233 件	1,003 件	909 件

※件数は、下水道使用料を含む。

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0 人	0 人	0 人
イ 少額訴訟	0 人	0 人	0 人
ウ 訴訟提起	0 人	0 人	0 人
エ 公法上の強制徴収制度	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【9. 取られた中間処理】

法的根拠		平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予		0 人	0 人	0 人
イ 分納		0 人	0 人	0 人
ウ 減額		0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし		0 人	0 人	0 人
オ その他		0 人	0 人	0 人

【10. 最終処理】

法的根拠	水道法第15条、長野市水道事業給水条例第35条		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 人	0 人	0 人
イ 不納欠損処理	735 人	418 人	806 人
ウ 時効による処理	735 人	418 人	806 人
エ 債務免除	0 人	0 人	0 人
オ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
カ その他（停水）	2,233 人	1,003 人	909 人

【11. 未収債権の分析】

(1) 平成24年度末の滞納者の実人数

人

(2) 平成24年度末の1人当たりの滞納の最高額

4,194,824 円

(3) 平成24年度に新たに滞納者となった者と完済した者のそれぞれの人数

滞納者数	人
------	---

完済者数	人
------	---

(4) 主な滞納の理由とその割合

ア 失業に伴う経済的困窮

最も比率が高い

イ 病気に伴う経済的困窮

ウ その他の理由による経済的困窮

次に比率が高い

エ 正当な理由なし

オ 調査未了のため理由不明

3番目に比率が高い

カ その他 ()

--

【12. 未収金額等の推移】

		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度分	777,050	6,128,447,437	779,839	6,101,889,013	783,432	6,098,589,993
	過年度分	85,584	584,340,644	86,335	619,185,750	85,081	602,619,904
	合計	862,634	6,712,788,081	866,174	6,721,074,763	868,513	6,701,209,897
収入済額	現年度分	696,428	5,565,329,401	700,384	5,557,783,273	703,886	5,569,687,925
	過年度分	78,249	518,335,633	78,983	553,196,476	78,043	537,725,885
	合計	774,677	6,083,665,034	779,367	6,110,979,749	781,929	6,107,413,810
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0	0
	過年度分	1,732	10,024,156	1,711	6,457,036	2,235	8,431,171
未収金額	現年度分	80,622	563,118,036	79,455	544,105,740	79,546	528,902,068
	過年度分	5,694	66,005,011	5,661	59,532,238	4,803	56,462,848
	合計	86,316	629,123,047	85,116	603,637,978	84,349	585,364,916

【13. 未収債権の管理方法】

(1) コンピューターシステムによる管理

該当する番号

(2) 紙台帳による管理

(1)

(3) 台帳等なし

(4) その他 ()

【14. 未収債権回収のための体制・新たな方法の検討・研究等】

経営管理課15名の内、9名で会計、管財、料金を担当している。上下水道料金徴収事務については集金業務については、第一環境株式会社に委託している。

① 実施した監査の結果等

平成 22 年度、23 年度、24 年度の未収金額について、水道料金等の滞納者に対する長野市上下水道局財務規程、検針から徴収までのフローチャート、調査票により督促状況、債権管理状況について記録の閲覧と聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

【 意 見 】

ア 簿外の債権管理について

平成 15 年 10 月 10 日の最高裁判所において私債権とされた。長野市下水道局では、時効が到来した年度の翌年度当初、破産、所在不明、死亡等で、以降債権の回収が困難な事例について、不納欠損処理し簿外で債権管理している。平成 22 年度末現在の時効到来済債権残高は 73,327,876 円である。現在、長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をこのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。

「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」(昭和 27・6・12 行政実例)、
「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」(水戸地裁 平成 19・8・8)、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用(民法 145 条)、自治体としての債権放棄(地方自治法第 96 条 1 項 10 号)、債権者と履行延期の特約を結び(地方自治法施行令第 171 条の 6)、履行延期の特約後 10 年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除(地方自治法施行令第 171 条の 7)できる。

簿外で管理している長野市水道料債権については、現在地方自治法第 96 条 1 項 10 号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、かつ、債務者の時効の援用が得られない場合は、法的に債権を消滅させるために、「長野市上下水道局財務規程」の改正又は新しく債権管理条例で定め法的に債権を消滅させることを検討すべきである。また、条例改正までは、簿外管理している債権の総額を上水道事業統計年報等において公表すべきである。

例えば、豊田市においては、時効期間が経過したものについては、債権が消滅していなくとも、会計上、不納欠損処理することにしたため、平成 18 年 3

月 30 日、同日施行で、豊田市水道事業会計規程を下記のとおり改正した（実質的改正は下線部分追加）。

法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、時効等により債権が消滅し、又は収入の未納金で債権の時効期間が経過したものがある場合においては、振替伝票を発行し、当該債権に係る調定年月日、金額、収入科目、調停後の経緯等を記載した文書を添付し決定を受けなければならない。

また、伊勢崎市では、地方公営企業関係の債権管理に関する、対象事業の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について消滅時効が完成したときは、債務者が時効の援用を行わない特別な理由があるときを除き、当該債権を放棄することができることとされている。また債権放棄できる事例を「所在不明等」、「破産、倒産等」、「死亡」、「その他」に分類し類型化している。

【 意 見 】

イ 債権管理マニュアルについて

長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社に委託している。水道料金等納付誓約書の様式は定められているが実施されている件数は調査票から判断すると少ない。

給水停止後の履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。

【 意 見 】

ウ 貸倒引当金の設定について

地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、水道料未収金の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を正しく実施する必要がある。

発生後 2 年経過後に時効が成立したとして不納欠損処理し貸借対照表から除外する会計処理は、実際には公債権のように時効による債権の消滅が成立しているわけではないので、2 年経過したからといって自動的に貸借対照表への計上が否定されるものではない。しかし、債務者からの時効の援用を待つ、または議会の議決により債権の放棄を行う手続きは実際に容易ではなく、不納欠損処理後簿外で債権管理を行っている。

一方時効の援用や議会の議決により債権の放棄ができないからといって債権を計上し続けることは、貸借対照表が正しく実態を反映しているとはいえない。長野市においても地方公営企業の新会計基準への移行時において水道料未収金債権の評価に関し貸倒引当金を算定して、会計上と法律上の債権処理を整

合させ資産評価を適正に実施できるようにする必要がある。

【 意 見 】

エ 延滞金について

水道料債権は最高裁判所の決定により私債権であることが確定したが、それ以前は公債権として扱われていた。私債権であることから、延滞金の徴収はされていないが、負担能力のある滞納者にとって、同時に徴収する下水道料金との均衡、同じ私債権の扱いとの公平性、更に市の債権の収納率の向上を図るために、「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」にあるように水道料金についても、一定の減免できる理由を除き延滞金を徴収することができる規定を検討すべきである。

2 1. 下水道使用料

(1) 概要

長野市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により、全戸水洗化を目指している。

このうち公共下水道事業は、県単独公共下水道、千曲川流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道により、整備を進めている。

単独公共下水道事業は、昭和6年に都市計画事業の一環として計画されたが、諸般の事情により中止となった。その後昭和28年3月に、文化都市・観光都市としての発展を期待し、JR長野駅から善光寺までの市街地中心部261.2haを対象に事業認可を取得、分流式による公共下水道第1期計画に着手した。昭和34年11月には、南部終末処理場が一部完成し、活性汚泥法による高級処理を開始した。

その後、市街地周辺の急速な都市化とそれに伴う河川汚濁に対するため、昭和49年9月東部終末処理場（東部浄化センター）の新設を含めた事業認可を取得、昭和56年8月に同処理場を供用開始した。なお、平成9年4月には、南部終末処理場が老朽化したことからこれを廃止し、東部終末処理場に統合することでより効率的な処理が可能となった。現在の計画面積は、犀川以北の3,221.5haとなっている。

千曲川流域関連公共下水道事業は、下流処理区と上流処理区があり、長野市北部、東部、篠ノ井、川中島、更北、若穂、松代及び豊野地区を対象として、整備面積6,454.6haが計画されている。

下流処理区は昭和61年11月の190.0haの事業認可を取得、平成3年3月に下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）を供用開始し、上流処理区は、平成4年7月に720.0haの事業認可を取得、平成8年10月に上流処理区終末処理場（アクアパル千曲）を供用開始した。なお、旧豊野町の公共下水道事業（計画面積306.0ha）は、下流処理区に編入し上下水道局でその事業を所管している。

特定環境保全公共下水道事業には飯綱処理区のほか、若穂地区と松代地区の一部を対象にした下流処理区、平成21年度より市長部局より上下水道局へ一元化された、旧戸隠村の戸隠高原処理区と豊岡処理区、旧鬼無里村の鬼無里処理区がある。また、平成22年1月の合併により、旧信州新町の新町処理区と旧中条村の中条処理区も上下水道局へ移管された。飯綱処理区は、平成3年2月に103.0haの事業認可を取得、平成8年7月に一部を供用開始した。下流処理区は、平成10年9月に75.8haの事業認可を取得、平成12年11月に一部を供用開始しました。豊岡処理区は、平成8年10月に49.0haの事業認可を取得、平成10年3月に一部を供用開始した。鬼無里処理区は、平成7年1月に49.0haの事業認可を取得、平成10年3月に一部を供用開始した。新町処理区は、平成

6年12月に49.0haの事業認可を取得、平成11年4月に一部を供用開始した。中条処理区は、平成9年12月に57.0haの事業認可を取得、平成14年9月に一部を供用開始した。計画面積は合計で1,276.5haとなっている。平成24年度末における下水道の普及率は長野市全体で95.1%である。

(2) 監査の結果等

調査票

【1. 債権の名称】

長野市下水道使用料

【2. 所属】

長野市上下水道局 営業課

【3. 債権の内容】

長野市下水道の使用料金

【4. 根拠法令、関連法令】

<発生>

下水道法第20条、地方自治法第225条、長野市公共下水道条例第19条

<徴収>

地方自治法第351条の3（地方税の例による）

【5. 回収のルール、基準、マニュアル、手順書、フロー図】

同時に上水の賦課がある場合は上水の例による。下水のみの場合は各月6日納期、24日督促状送付、翌月下旬催告状発送、未納清算書等を発送しながら財産調査に入る。

【6. 未収金の種類及び時効年数】

強制徴収公債権 5年

【7. 督促及び催告】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 督促	81,398 件	81,846 件	81,038 件
イ 催告	0 件	32,487 件	32,952 件
ウ その他	2,233 件	1,003 件	909 件

※件数は、水道料金を含む。

【8. 取られた法的措置】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 支払督促	0 人	0 人	0 人
イ 少額訴訟	0 人	0 人	0 人
ウ 訴訟提起	0 人	0 人	0 人
エ 公法上の強制徴収制度	0 人	0 人	10 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【9. 取られた中間処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 猶予	0 人	0 人	0 人
イ 分納	0 人	0 人	0 人
ウ 減額	0 人	0 人	0 人
エ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
オ その他	0 人	0 人	0 人

【10. 最終処理】

法的根拠	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ア 債権の放棄	0 人	0 人	0 人
イ 不納欠損処理	917 人	401 人	854 人
ウ 時効による処理	917 人	401 人	854 人
エ 債務免除	0 人	0 人	0 人
オ 処理方法なし	0 人	0 人	0 人
カ その他	0 人	0 人	0 人

①実施した監査手続

平成22年度、23年度、24年度の未収金額について、下水道使用料の滞納者に対する長野市上下水道局財務規程、調査票により督促状況、債権管理状況について聞き取りにより検証した。

②実施した監査の結果等

【 指 摘 】

ア 延滞金について条例に基づいた運用がされていない。

下水道使用料については、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に定められている督促手数料100円については徴収されているが、同条例に規定された延滞金の徴収は行われていない。

水道料金については、私債権となるため、法律で延滞金の徴収は定められていない。水道料金と下水道料金を同時に徴収され電算システムで対応する場合、システム改修費用がかかること、延滞金の徴収と費用対効果が見込めないこと、延滞金の算出や徴収するための事務量の増加等が考えられるが、条例の定めに従い延滞金を徴収している他の債権と公平性に欠いていると考える。第6条で「市長が認めたときは、延滞金の減免をすることができる。」規定があるが減免規定は明示されていない。現状に事務量の増加等は配慮すべきであるが、このまま、現在の延滞金を徴収しないことを継続することは同条例の趣旨を順守していない。条例を改正して免除規定を整備する方法、減免規定を整備し対応する方法、徴収する方法等を検討され適切に債権を管理されたい。

【 意 見 】

イ 債権管理マニュアルについて

長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社に委託している。執行停止されている件数は調査票から判断すると少ない。未納者の多くは所在不明であり、更に破産・倒産等であり債権の回収が非常に困難な債権管理事務を行うことになる。これらの債権は回収すべき債権と区分し、回収できる債権は、履行延期、分割納付により時効を延長し、滞納処分、財産の差押、交付要求、滞納処分の停止、執行停止、滞納処分できなかった場合の時効による不納欠損と適正な滞納整理事務の流れを整備する必要があり、効率的債権回収を図る上で履行延期、分割納付、執行停止、財産差押等の強制換価手続についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。

2 2. 長野市収納向上対策協議会

(1) 協議会の設置目的（平成 15 年度設置時のもの）

デフレ経済が続く中、市税を中心に収納率が逡減している。収納向上対策については、これまで所管ごとに取り組んできたが、同様の問題を抱える課が情報を交換し、全庁的・総合的な対策について検討するため、「長野市収納向上対策協議会」を設置する。

(2) 協議会の構成メンバー（平成 25 年度）

委員長

副委員長

総務部 2 名

財政部 4 名

生活部 2 名

保健福祉部 4 名

環境部 1 名

建設部 2 名

駅周辺整備局 1 名

会計局 1 名

教育委員会 3 名

上下水道局 2 名

以上 10 部局 22 課

(3) 協議会で検討される内容

①徴収体制の整備

ア 口座振替の推進

イ 収納窓口の多様化（コンビニ・郵便局収納など）

ウ 収納窓口の開設時間延長及び共同設置

エ 滞納整理の共同実施

②未収金を発生させない制度の確立

ア 口座振替報奨金制度

イ 補助金支給、入札参加、市営住宅入居 等の要件として未納者を制限

ウ 広報活動の強化

③情報の共有化

④適切な不納欠損処分

⑤滞納処分の実施・強化（差押、訴訟ほか）

⑥職員の意識・技術の向上（徴税指導員の活用）

(4) 設置日

平成 15 年 5 月 22 日

(5) 協議会の事務局

事務局は財政部収納課に置く

(6) 活動の状況

当協議会は 1 年度内において概ね 2 回から 3 回開催されていることが協議会開催資料より理解できる。

なお、当協議会への参加は、各部局、各課の判断によるものとされているようであり、強制はされていないようである。従って、未収金を抱える課であっても、当協議会に参加していない課も見受けられる。

(7) 実施した監査手続

当協議会の存在は各課の未収金を監査していく上で知ったものであり、当協議会自体に未収金が存するものではないため、あくまでも協議会開催時の資料の提出を求め、書類上において協議会の価値を評価することとした。よって他の課のように、ヒアリングを経ての監査は実施しない。

(8) 実施した監査の結果等

当協議会では、各債権の決算時期の調定額、収入額、不納欠損額、残額等の実績を報告してもらうとともに、収納向上を目指して目標と方針の提出を受け、協議している。また収納率向上に大きく貢献するであろうと思われる口座振替については、毎年度統計化した上で、共同で街頭キャンペーンを含めた口座振替推進キャンペーンを行う等、口座振替適用率の向上を目指して活動していることがうかがえる。

平成 24 年には、私法適用債権の管理条例の制定について私法適用債権の管理適正化に関する検討結果報告も成されるなど多面的な検討に入っているが、主な検討事項は次のとおりである。

1. 私債権については、法的根拠が違うので、情報の共有化を如何に行うか
2. 債権管理条例は、地方自治法施行令をそのままなぞる例が多く、内容についても疑問点があるものが見受けられる。また、権利義務に関する事項であるにもかかわらず、規則レベルでの制定、水道、病院のみの個別の条例規定であるものも見受けられるので全体を通した検討が必要
3. 条例制定の前に、各債権の法的根拠、徴収の流れを示した指針が必要

4. 取扱指針や事務処理要領について、条例制定後は定期的な見直しが必要
5. 全庁的な取り組みが必要
6. 他の自治体との交流により、事案の検討・解決に役立つと思われるが、その交流の方法

以上のように問題点を提起した項目だけを見ても、私法適用債権の管理適正化や全庁的に債権管理を行おうとするには多くの問題点をクリアしなければならないこと、また十分な検討時間を必要とすることが理解できる。

【 意 見 】

ア 当協議会の構成メンバーのうち、半数以上が平成 25 年の異動により新メンバーとして加わった者であり、それらの者は最初から協議会の流れや債権の内容について勉強する必要があり、構成メンバーが変更となることで当協議会の進捗速度を低下させている可能性も否めない。

未収金の回収、つまり収納率の向上は、市財政に大きな影響を及ぼすところであり、当然未収金を抱える各課においては、その対応に苦慮しているところである。今回の各課の監査において判明したことの 1 つに、滞納者を取り巻く経済環境等が大きく影響しており、その経済環境の如何によって収納率も左右されることが理解できた。平成 26 年 4 月には、消費税率が 5% から 8% に引き上げられることが決定しており、それ以降についても消費税率の改定について検討されることになっている。この様に消費税率の改定は、個人・法人の消費活動に大きな影響を及ぼすことに直結し、新たな滞納者の発生も予測されるところである。

このようなことから、例えば、他都市に見られるような債権を一元管理・徴収するセクションの設置なども検討すべきである。

【 意 見 】

イ 私法適用債権の管理適正化については、市としての必要性を十分に認識した上で、市税等の公債権のように取るか・落とすかといった見極めが肝要であり、早急に十分な検討を行い、条例制定等について進展させるべきである。

23. 総括

(1) 債権の回収のための環境整備

非強制徴収債権や私債権は自力執行権のない債権とされ、債権回収には、訴訟等の法的処置をとる必要があるが、この手続きが殆ど行われていない。

監査結果から考察される原因は、債権回収手続きは各部局毎に個別に実施されており、長野市収納向上対策協議会で債権管理の諸問題について検討されているが十分成果を上げるまでに至っていないことが挙げられる。それぞれの各部局の担当者が債権回収を図る環境を整備する上で有効であると検討されている債権管理条例等の整備の推進を図るべきであると判断される。以下その重点的課題を述べたい。

① 債権管理条例等の整備

長野市収納向上対策協議会では、「未収金徴収業務の集中に関するプロジェクトとして「私法適用ワーキンググループ」において、私法適用の債権（以下「私債権」という。）について、法令等に基づいて統一したルールを設け、適正に債権管理を行い、確実な徴収を図るとともに、徴収困難な債権については、放棄することができるよう、債権管理条例を制定することが必要である。」との検討結果を平成24年1月16日に報告書にまとめている。また、「長野市の私債権の管理に関する条例（仮称）（案）」として条例の内容案を示している。債権管理条例の制定を推進する動きは中核市、長野県下の各市でも取り組み事例が増えてきている。引き続き法規担当部署との協議の上、整備を推進されたい。併せ水道等の地方公営企業規定である「長野市上下水道局財務規定」や督促・延滞金条例である「市税外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」についても改正の必要があるか検討されることを推奨する。

② 債権管理マニュアルの整備

長野市収納向上対策協議会のプロジェクトによる中間報告では、私債権の滞納整理マニュアルの整備をした上で、条例の制定を研究するとしているが、債権管理マニュアルは整備されていない。マニュアルについては長野市全庁的な債権管理の取組目標、債権管理の具体的な取組方針、各債権の強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権や時効期間等を網羅し、それぞれの債権区分に応じた管理手法やフロー図、QアンドAなどを取り入れ、各部局の担当者が交代してもわかりやすいマニュアルを整備することを推奨する。

③ 市長専決の整備

債権管理条例等の制定と合せ、長に専決を委任する「市長専決処分事項の指定」を優先し整備することが望まれる。例えば、池田市においては「市営住宅の家賃等の請求及び明け渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること」とし「目的物の価格が100万円以内の審査請求、その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停」とされ全ての債権に対応できる内容となっている。1件の目的物の価格は、政令市や中核市では100万円から500万円の範囲が多いのでこれらの市を参考に専決処分できる債権の価額の限度を検討し追加することを推奨する。また、多治見市においては債権管理条例の制定と共に議会専決告示により「1件20万円未満の債権放棄に関すること（同じ種目又は目的に係る権利の放棄において、その合計の総和が60万円を超えるときを除く。）」として債権放棄できる専決処分の対象を告示している。これらの市長専決により時効期間を経過して管理されている私債権の解消に役立つと判断される。

(2) 滞納者情報共有についての整備

地方自治法（以下「自治法」という。）第240条第1項による「金銭の給付を目的とする権利」としての自治体の債権のうち、市税及び法令により自力執行権（差押等の滞納処分を自ら行使できる権限）を付与されている債権は、地方税法又は国税徴収法の規定により、滞納者の財産状況等の情報について庁内外を問わず調査することができる。しかし、自力執行権のない非強制徴収公債権や私債権については、法令に基づく調査権は付与されていない。一方で、自治法及び同法施行令（以下「自治令」という）では、調査権のない債権についても、猶予（履行期限の延長）、徴収停止、免除等の措置について、滞納者の財産の状況等の判断の条件として規定しているが、これらの措置を実行するために必要な滞納者情報の取得には触れられていない。しかし、自力執行権に付随する調査権がないからといって、自治法第240条第2項では、強制執行、その他保全及び取立てについて「しなければならない」とし、自治令第171条の2（強制執行等）で具体的な手続きを定めている。

さらに、平成16年の最高裁判所判決（最判 平16.4.23）では「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とされた。また、地方自治法242条には「不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」には住民監査請求の対象とされるため、債権の管理、徴収はより厳密に行うことが求められている。そのため対外的な預金調査等の調査はできなくても、住民基本台帳等の庁内の情報の取得又は利用を検

討する必要がある。これらの行政事務で生ずる個人情報等は長野市個人情報保護条例で漏洩や目的外利用を制限されている。また特に税情報については地方税法第 22 条の規定により厳しくその利用を制限されている。多くの滞納者情報（個人情報）の共有又は利用について、条例上の規定を設けていない自治体が大多数であるが、札幌市、秦野市、宗像市等では滞納者情報の共有又は利用規定を設けている。

札幌市、秦野市、宗像市の規定では①個人情報保護条例で保護される庁内情報と②業務ごと個別の法令で保護される庁内情報とは区分されていないが茅野市においては情報の性質により区分することを検討している。長野市においても最高裁の判決後の債権管理環境の変化により、庁内の滞納者の個人情報を利用することを債権管理条例等に整備することを検討すべき時期に来ていると判断する。

（3）連帯保証人への請求について

私債権については、連帯保証人を当初の保証契約締結時に締結している。

しかし連帯保証人への保証意思の確認が十分でないことが原因で主債務の支払いが滞っても、少額なため法的措置をとることが難しいケースがみられる。主たる債務者に資力がない場合は、連帯保証人への請求が有効な手段として期待できる。連帯保証人は当初の保証契約締結時から請求可能性を意識しているため積極的に連帯保証人へ債権を請求し債権回収を図るべきである。

（4）延滞金管理の整備

納付期限を経過した債権については、「市税外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」により地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する公債権の市税外収入金について、本来、督促手数料や延滞金を徴収すべきであるところ、システムの対応ができない事や行方不明等の理由により、一部の債権についてその事務が行われていなかった。

延滞金等については、納付期限内納付の促進や滞納抑止のためだけでなく、期限通り納付する者との公平性を確保する観点からも、延滞金等の計算及び徴収を行い、元金と合せて徴収するためのシステムや組織の整備を行う必要がある。また、第 6 条により「市長は、必要があると認めたときは、延滞金の減免をすることができる。」規定がありそれぞれの債権に応じ減免規定を整備し債権管理すべきであると判断する。

（5）全市的な収納組織の整備

現在は、原則として各部局において債権管理を行っている。その一方で、徴

収事務の効率化や回収効果の向上の観点から、特に専門知識や経験が必要な徴収事務の困難事例や重複滞納者に関する債権について、専門的に行う一元で管理できる体制の構築が求められる。長野市においては強制徴収公債権の徴収率は中核市の中でも高く、効率的に機能していると考えられる。これらのノウハウを非強制徴収公債権、私債権の各部局でも活用や連携を図り一元で管理できる体制の構築を検討すべきであると判断する。

（6）債権回収業務の民間委託

債権回収業務における民間委託は進んでいない。非強制徴収公債権や私債権については、訴訟等の法的措置を取る必要がある。債権回収のノウハウを有する民間委託の活用で効率的な回収が図られると考えられる。強制徴収公債権については国税徴収法の徴収手続きであり、国税徴収事務の経験があるOBを嘱託で登用することも有効であると判断する。

参考法令等

※この項は、基本的に一般法の規定を中心に掲載している。(個別法等の規定は除く。)

(1) 税外債権 (個別法により規定するものを除く)

①債権 (地方自治法)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

(1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく徴収金に係る債権

(2) 過料に係る債権

(3) 証券に化体されている債権 (国債に関する法律(明治 39 年法律第 34 号)の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)

(4) 預金に係る債権

(5) 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

(6) 寄付金に係る債権

(7) 基金に属する債権

②分担金 (地方自治法)

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

③使用料 (地方自治法)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

④旧慣使用の使用料及び加入金 (地方自治法)

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許

可を受けた者から加入金を徴収することができる。

⑤手数料（地方自治法）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 納入の通知

①歳入の収入の方法（地方自治法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

②歳入の調定及び納入の通知（地方自治法施行令）

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

(3) 督促及び延滞金

①公債権に対する督促の根拠（地方自治法）

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～11 （後記）

②私債権に対する督促の根拠（地方自治法施行令）

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しな

い者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
※私債権は、督促手数料及び延滞金に関する根拠規定がなく、徴収できない。

(4) 教示文（公債権の納入通知書及び督促状に記載が必要）

①教示が必要となる根拠及び異議申立期間（行政不服審査法）

第 6 条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行うことができる。ただし、第 1 号又は第 2 号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、行うことができない。

(1) 処分庁に上級行政庁がないとき。

(2) 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

(3) 前 2 号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

第 45 条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。

②地方自治法に基づく公債権の教示文（地方自治法）

第 231 条の 3 （前記）

2 （前記）

3～4 （後記）

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前 4 項による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第 1 項から第 4 項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 14 条第 1 項本文又は第 45 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 30 日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第 1 項から第 4 項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

9 第 7 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 1 項から第 4 項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。 10～11 （後記）

※個別の法令に規定がある場合は、その規定による。

※私債権は、不服申立対象外なので、教示文は必要なし。

(5) 質問及び検査権

[すべての債権で認められる質問検査権]

①戸籍謄本等を請求できる根拠（戸籍法）第 10 条の 2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3～5 （略）

②住民票の写しを請求できる根拠（住民基本台帳法）

第 12 条の 2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第 7 条第 13 号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第 1 号から第 12 号まで及び第 14 号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

(2) 現に請求に当たっている者の職名及び氏名

(3) 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

(4) 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

(5) 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第 1 項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、国又は地方公共団体の機関の職員であることを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第 1 項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第 7 条第 4 号、第 5 号、第 9 号から第 12 号まで及び第 14 号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 第 1 項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、

郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

③商業登記事項証明書等を請求できる根拠（商業登記法）

第 10 条何人も、手数料を納付して、登記簿に記載されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができる。

3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

第 11 条何人も、手数料を納付して、登記簿に記載されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

④自動車登録事項等証明書を請求できる根拠（道路運送車両法）

第 22 条何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第 102 条第 1 項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。

⑤不動産登記事項証明書を請求できる根拠（不動産登記法）

第 119 条何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

3 前 2 項の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める。

4 第 1 項及び第 2 項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

5 第 1 項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができる。

[強制徴収公債権にのみ認められている質問検査権]

①強制徴収公債権の質問検査権（国税徴収法）

第 141 条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第 146 条の 2 及び第 188 条第 2 号において同じ。）を検査することができる。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

第 146 条の 2 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(6) 守秘義務（秘密の漏えいに関する罪）

①守秘義務及び罰則（地方公務員法）

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことができない。

第 60 条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。(1) 第 13 条の規定に違反して差別をした者

(2) 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定(第 9 条の 2 第 12 項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

(3) 第 50 条第 3 項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

②秘密漏えいに関する罪（地方税法）

第 22 条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(7) 滞納処分（強制徴収公債権）

①地方自治法に基づく債権に対する滞納処分の根拠（地方自治法）

第 231 条の 3 （前記）

2 （前記）

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 （後記）

5～9 （前記）

10 第 3 項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

11 第 3 項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

②地方自治法が定める強制徴収できる使用料等（地方自治法附則）

第 6 条 他の法律で定めるもののほか、第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

(1) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

(2) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

(3) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 18 条から第 20 条まで（第 25 条の 10 において第 18 条及び第 18 条の 2 を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

(4) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 35 条、第 39 条の 2 第 10 項又は第 39 条の 5 の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

③差押の要件（国税徴収法）

第 47 条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないとき。

(2) 納税者が国税通則法第 37 条第 1 項各号（督促）に掲げる国税をその期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第 38 条第 1 項各号（繰上げ請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直にその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第 1 項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

④超過差押及び無益な差押の禁止（国税徴収法）

第 48 条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込みがないときは、その財産は、差し押えることができない。

⑤滞納処分の停止の要件等（地方税法）

第 15 条の 7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

(1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第 1 項第 2 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第 1 項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

5 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、

その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(8) 強制執行等（非強制徴収公債権・私債権）

①私債権等の強制執行手続きの根拠（地方自治法施行令）

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訴事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(9) 支払督促

①支払督促の要件（民事訴訟法）

第 382 条金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を發することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

②支払督促の申立先（民事訴訟法）

第 383 条支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。

- (1) 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所に

おける業務に関するもの 当該事務所又は営業所の所在地

(2) 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求
手形又は小切手の支払地

③支払督促の記載事項（民事訴訟法）

第 387 条 支払督促には、次に掲げる事項を記載し、かつ、債務者が支払督促の送達を受けた日から 2 週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を付記しなければならない。

(1) 第 382 条の給付を命ずる旨

(2) 請求の趣旨及び原因

(3) 当事者及び法定代理人

④仮執行の宣言（民事訴訟法）

第 391 条 債務者が支払督促の送達を受けた日から 2 週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、支払督促に記載し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記載をした支払督促を送付することをもって、送達に代えることができる。

3 第 385 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の申立てを却下する処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

4 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告することができる。

⑤期間の徒過による支払督促の失効（民事訴訟法）

第 392 条 債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から 30 日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う。

⑥督促異議の申立てによる訴訟への移行（民事訴訟法）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を發した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

⑦支払督促の効力（民事訴訟法）

第 396 条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

⑧時効の中断の効力（民法）

第 150 条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(10) 時効期間

①法令に定めのない公債権の消滅時効（地方自治法）

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2～4 （後記）

②私債権の消滅時効（民法）

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。
（定期金債権の消滅時効）

第 168 条 定期金の債権は、第 1 回の弁済期から 20 年間行使しないときは、消滅する。

最後の弁済期から 10 年間行使しないときも、同様とする。

2 （略）

（定期給付債権の短期消滅時効）

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

（3 年の短期消滅時効）

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第 2 号に掲げる債権の時効は、同号の工事が完了した時から起算する。

(1) 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

(2) 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

（2 年の短期消滅時効）

第 173 条 次に掲げる債権は、2 年間行使しないときは、消滅する。

(1) 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

(2) 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権

(3) 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価につい

て有する債権

(1年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1 年間行使しないときは、消滅する。

- (1) 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- (2) 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

(3) 運送賃に係る債権

(4) 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

(5) 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

③商事債権の消滅時効 (商法)

第 522 条商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

④連帯債務者の時効 (民法)

第 439 条連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

⑤不法行為による損害賠償請求権の期間の制限

(民法)

第 724 条不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。

(11) 時効の援用

①私債権が時効の援用を要する根拠 (民法)

第 145 条時効は、当事者の援用がなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

②公債権が時効の援用を要しない根拠 (地方自治法)

第 236 条 (前記)

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。3～4 (後記)

(1 2) 時効期間の計算等

①時効期間の起算点 (民法)

第 140 条日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

②時効期間の満了 (民法)

第 141 条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。
第 142 条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取り扱をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

③消滅時効の進行等 (民法)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。2 (略)

④時効の効力 (民法)

第 144 条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(1 3) 時効の中断

①公債権の時効中断事由 (地方自治法)

第 236 条 (前記)

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項 (前項に規定する事項を除く。) に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法 (明治 29 年法律第 89 号) の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条 (前項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

②すべての債権の時効中断事由 (民法)

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

(1) 請求

(2) 差押え、仮差押え又は仮処分

(3) 承認

③催告に係る時効中断の効力（民法）

第 153 条催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更正手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

④裁判上の請求等に関する時効中断効力（民法）

第 149 条裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

第 150 条支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)若しくは家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が整わないときは、1 箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

⑤時効中断後の時効の進行（民法）

第 157 条中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(14) 債権の保全

①債権の申出等（地方自治法施行令）

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

②履行期限の繰上げ（地方自治法施行令）

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

③履行延期の特約等（地方自治法施行令）

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(15) 債務の免除

①強制徴収公債権以外の債権に係る債務免除（地方自治法施行令）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態であるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経

過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(16) 徴収停止

①徴収停止（地方自治法施行令）

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

※強制徴収公債権の徴収停止は、地方税法第 15 条の 7（前記）を参照のこと。

(17) 議決事件

①議決事項（地方自治法）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

(5) ～ (9) (略)

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通普地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) ～ (15) (略)

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(18) 書類の送達（公示送達）

①送達に関する規定（地方自治法）第231条の3（略）

2～3 (略)

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5～11 (略)

②書類の送達（地方税法）

第20条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

- (1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合
その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。
- (2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常の見取りによる郵便又は信書便によって第 1 項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項に規定する信書便物（第 20 条の 5 の 3 において「信書便物」という。）は、通常送達すべきであった時に送達があったものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

③公示送達（地方税法）

第 20 条の 2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(19) 個人情報の保護

①第三者提供の制限（個人情報の保護に関する法律）

第 23 条個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) ～ (4) (略) 2～5 (略)

②利用及び提供の制限（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）

第 8 条行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用するところについて相当な理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

③個人情報の利用又は提供の制限（丸亀市個人情報保護条例）

第 8 条実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（通信回線その他の方法による電子情報処理組織等の接続により提供する場合を含む。以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報の目的外利用又は外部提供をすることについて、当該本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する主務大臣その他の国の機関の指示があるとき。
- (3) 当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人情報を目的外利用し、又は他の実施機関に提供することにつき相当

の理由がある場合であって、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に、その所掌する事務の遂行に必要な限度で個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上、当該個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (7) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書き(第4号を除く。)の規定により実施機関以外のものに個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、第1項第7号及び第8号の規定により、個人情報の目的外利用又は外部提供をしたときは、本人への通知その他当該事実の公表に係る適切な措置を講じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人に通知しないことが正当と認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、特に必要がないと認めるとき。

4 (略)

(20) 情報共有

①地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について(総務省通達(H19.3.27)) 1 (略)

2 地方団体における徴収体制の整備

(1) ~ (2) (略)

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

(前半略) なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地

方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

(21) 相続

①子及びその代襲者等の相続権（民法）

第 887 条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系尊属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

②直系尊属及び兄弟姉妹の相続権（民法）

第 889 条 次に掲げる者は、第 887 条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

(1) 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

(2) 被相続人の兄弟姉妹

2 第 887 条第 2 項の規定は、前項第 2 号の場合について準用する。

③配偶者の相続権（民法）

第 890 条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第 887 条又は前条の規定により相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

④法定相続分（民法）

第 900 条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

(1) 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各 2 分の 1 とする。

(2) 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3 分の 2 とし、直系尊属の相続分は、3 分の 1 とする。

(3) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4 分の 3 とし、兄弟姉妹の相続分は、4 分の 1 とする。

(4) 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等し

いものとする。ただし、摘出でない子の相続分は、摘出である子の相続分の 2 分の 1 とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の 2 分の 1 とする。

⑤代襲相続人の相続分（民法）

第 901 条 第 887 条第 2 項又は第 3 項の規定により相続人となる直系尊属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系尊属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

2 前項の規定は、第 889 条第 2 項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

⑥相続の承認又は放棄をすべき期間（民法）

第 905 条 相続人は、自己のための相続の開始があつたところを知つた時から 3 箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によつて、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

⑦相続の放棄の方式（民法）

第 938 条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

⑧相続の放棄の効力（民法）

第 939 条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。

(2 2) 破産者の債権

①破産手続開始の申立て（破産法）

第 18 条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

第 19 条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(1) ～ (3) (略)

2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。

3 ～ 5 (略)

②他の手続の中止命令等（破産法）

第 24 条裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第 1 号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な利害を及ぼすおそれがない場合に限り、第 5 号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がなされていない場合に限る。

(1) 債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取得権の実行若しくは留置権（商法（明治 32 年法律第 48 号）又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財産債権となるべきもの（以下この項及び次条第 8 項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

(2) ～ (5) (略) 2～6 (略)

③破産手続開始の決定（破産法）

第 30 条裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

(1) 破産手続の費用の予納がないとき（第 23 条第 1 項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）

(2) 不当の目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

④他の手続の執行等（破産法）

第 42 条破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取得権の実行又は企業担保権の実行で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2～6 (略)

⑤破産債権の行使（破産法）

第 100 条破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合については、適用しない。

(1) 破産手続開始の時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分

(2) 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

※「租税等」・・・同法第 97 条第 4 号より「国税徴収法又は国税徴収法の例によって徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）

⑥免責許可の申立て（破産法）

第 248 条個人である債務者（破産手続開始の決定後にあつては、破産者。第 4 項を除き、以下この節において同じ。）は、破産手続開始の申立てがあつた日から破産手続開始の決定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2～7 （略）

⑦強制執行の禁止等（破産法）

第 249 条免責許可の申立てがあり、かつ、第 216 条第 1 項の規定による破産手続廃止の決定、第 217 条第 1 項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第 220 条第 1 項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取得権の実行若しくは留保権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）、破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続は中止する。

2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続及び破産債権に基づく財産開示手続は、その効力を失う。

3 第 1 項の場合において、次の各号に掲げる破産債権については、それぞれ当該各号に定める決定が確定した日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(1) 第 253 条第 1 項各号に掲げる請求権 免責許可の申立てについての決定

(2) 前号に掲げる請求権以外の破産債権 免責許可の申立てを却下した決定又は免責不許可の決定

⑧免責許可の決定の効力等（破産法）

第 253 条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による

配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- (1) 租税等の請求権
- (2) 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- (3) ～ (7) (略)

2 免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

3 (略)

⑨破産債権の届出 (破産法)

第 111 条 破産手続に参加しようとする破産債権者は、第 31 条第 1 項第 1 号又は第 3 項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間(以下「債権届出期間」という。)内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

- (1) 各破産債権の額及び原因
- (2) 優先的破産債権であるときは、その旨
- (3) 劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨
- (4) 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2 (略)

第 112 条 破産債権者がその責めに帰することができない事由によって第 31 条第 1 項第 3 号の期間(以下「一般調査期間」という。)の経過又は同号の期日(以下「一般調査期日」という。)の終了までに破産債権の届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

2 前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3～4 (略)

参考資料、引用文献

『広報ながの 12月号 No,1533』 長野市 平成 25 年 12 月

『平成 24 年度長野市財務書類 4 表（地方公会計改革）』 長野市 平成 25 年 11 月

『長野市公共施設白書ー公共施設の現状と課題ー』 長野市 平成 25 年 10 月

『国会議員が解説する公会計マネジメント入門』 若林健太 ぎょうせい 平成 25 年 9 月

『地方公共団体における財務書類の活用と公表について』 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ 平成 22 年 3 月

『総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領（改訂版）』 総務省 平成 22 年 3 月

『新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引』 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ 平成 20 年 12 月

『「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関する Q & A』 総務省 平成 20 年 10 月

『新地方公会計制度実務研究会報告書』 総務省 平成 18 年 5 月

『画像出典 www.geocities.jp/julie887/tourroom.htm/PA1900191.jpg』 長野駅東西自由通路画像出典先